

日本帝国における植民理論の思想史研究
——北海道帝国大学の植民学講座と「内国植民論」を中心に——

立命館大学大学院

先端総合学術研究科 先端総合学術専攻

番匠 健一

目次

序章 4

- 1 戦後北海道史と内国植民地 4
- 2 「植民地」と「植民」 9
- 3 『北大百年史』の問題と植民学の再発見 12
- 4 『北大一二五年史』と北大植民学派の再評価 16
- 5 本論文の目的、意義、概要 17

1章 札幌農学校における「文明」の経験と佐藤昌介のジョンズ・ホプキンス大学留学 20

- 1 序節 20
- 2 札幌農学校時代——「西洋文明」の経験 21
 - 2.1 札幌農学校のカリキュラムと学校生活 23
 - 2.2 開拓史の農業政策とブルックス農学講義 25
 - 2.3 原野での理想社会の建設——「文明」と「未開」の経験 25
- 3 佐藤昌介の米国留学時代：ジョンズ・ホプキンス大学とリチャード・イリー 27
 - 3.1 19世紀の大学再編とジョンズ・ホプキンス大学 28
 - 3.2 ジョンズ・ホプキンス大学における歴史・政治学ゼミナール 30
- 4 佐藤昌介の学位論文 *History of the Land Question in the United States* 31
 - 4.1 佐藤昌介の学位論文——第1部：公有地 Public Domain の形成 35
 - 4.2 佐藤昌介の学位論文——第2部：公有地 Public Domain の管理 38
 - 4.3 佐藤昌介の学位論文——第3部：合衆国における土地の体系 41
- 5 小括 42

2章 佐藤昌介のアメリカ型北海道植民論と植民学講座の開設 44

- 1 序節 44
- 2 北海道庁の設立と佐藤昌介「大農論」の提唱 44
 - 2.1 佐藤昌介の「復命書」と札幌農学校の組織改革 44
 - 2.2 北海道庁の殖民地選定事業 46
 - 2.3 佐藤昌介「大農論」の検討 48
- 3 Rイリー『威氏経済学』の翻訳と社会主義ユートピアの文明論 53
 - 3.1 『威氏経済学』の導入 53
 - 3.2 国家経済における3つの自由 56
 - 3.3 イリーの一般経済学 60
 - 3.4 労働者の組織化と社会主義思想 61
 - 3.5 「文明」と「経済的進歩の階段」 65
- 4 札幌農学校における植民学講座の設置と佐藤昌介講義 71
 - 4.1 佐藤昌介「植民学初期講義ノート」（1890年）と Amalgamation 72
 - 4.2 佐藤昌介「植民論講義ノート」（1900年） 74

4.3 世紀転換期の佐藤昌介	81
5 小括	82
3 章 高岡熊雄のドイツ留学と内国植民論の移入	83
1 序節	83
2 札幌農学校の植民学と高岡熊雄	85
2.1 北海道の開拓と札幌農学校の農政学植民学講座	85
2.2 高岡熊雄『北海道農論』——小作制と土地問題	86
2.3 高岡熊雄『北海道農論』と大中小農の定義	89
3 ドイツ社会政策学会と内地植民	92
3.1 高岡熊雄のドイツ留学	92
3.2 ドイツ社会政策学と農業恐慌	93
3.3 19世紀末のドイツ内地植民法の制定	94
3.4 高岡熊雄『普魯西内国殖民制度』における社会政策と民族政策	96
4 高岡熊雄のドイツ内国植民研究の移入——台湾における内国植民論	98
4.1 日本統治下における台湾産業化	98
4.2 高岡熊雄「臺灣植民私見」における内国殖民問題	101
4.3 「臺灣殖民私見」における同化問題	106
5 小括	108
4 章 大正期における内国植民論の変容——民族政策と社会政策の切り分け	110
1 序節	110
2 日本社会学院第9回大会「内地植民問題」	111
3 社会政策としての「内国植民論」——日本社会学院における高岡熊雄報告	113
4 国際政治学からみた「内地植民問題」——稲田周之助報告	119
5 「内地植民問題」の多様な展開と高岡熊雄の応答——日本社会学院の余白にて	123
6 日本社会学院「閉会の辞」における高岡熊雄——社会政策と民族問題の切り分け	126
7 小括	130
終章	132
参考文献	136
参考資料 1 佐藤昌介年表	143
参考資料 2 高岡熊雄年表	148

序論

1 戦後北海道史と内国植民地

戦後日本の空間のなかで機能していた「成長」と「平等」の神話が破綻した現在、国民国家内部における格差の質があらためて問われ始めている。311以降の論壇において、原発を押しつけられた地方の中央への従属構造を指して「植民地」という言葉が使われるようになってきていることが一つの兆候でもある¹。こうした状況は1970年代から80年代にかけて国民国家内部での支配・従属関係という問題をめぐって展開された「国内（内国）植民地」論争を思い起こさせる。戦後日本におけるこの論争の震源地は沖縄と北海道である。沖縄における「国内植民地」の叫びは本土復帰をめぐる闘争において、ブラックパンサー党に影響を受けた反復帰論のなかで登場し²、1980年代の沖縄における自立経済の議論へとつなげられる³。沖縄に起こった「国内植民地」論は、反復帰、そして1972年の沖縄の本土「復帰」以降は沖縄独立論などの政治運動にも連関するような問題系を抱え込んでいるものの、思想史的にはA・G・フランクやT・ドスサントスの従属論、そしてマイケル・ヘクターの国内植民地主義論に近い。そして沖縄においてはこの「国内植民地」という言葉が、米軍のグローバルな再編にともなう基地機能の拡充に反対する運動の現場においても生きていたことが指摘できるだろう⁴。

沖縄の状況に対して、北海道においてはレーニン『ロシアにおける資本主義の発展』の影響を受け、1950年代から「辺境論」として問題提起が起こり、70年代から80年代にかけて「辺境・内国植民地」論争という形で議論が起こった。この論争は戦後北海道史・北海道経済論というアカデミズムのなかで展開された。北海道における「辺境・内国植民地」論争は、小松善雄⁵や内藤隆夫⁶による詳細な論争の総括が存在するが、この論争で争われた問題は北海道の歴史を研究するものにとって未だ多くの問題をはらんでいる。辺境論はレーニンに影響を受けた斉藤仁、保志恂、湯沢誠などなどによって提唱され、内地の封建的な地主・小作関係の移植によって成立した辺境部として北海道＝「後進国的辺境」という位置づけを与えていた。論者によって「辺境」の細かな概念規

¹ 以下の著書では、赤坂憲雄が東北は植民地であったことを強調するのに対して、山内明美は「東北」という言葉に踏みとどまりながら議論を立てている。赤坂憲雄、山内明美、小熊英二『「東北」再生—その土地をはじまりの場所へ』イースト・プレス、2011年。また開沼博『「フクシマ」論—原子カムラはなぜ生まれたのか』青土社、2011年においても、十分な定義はされていないが、原発に依存する地方の状況に「内なるコロナイゼーション」という用語を当てている。

² 大野光明「復帰」の向こう側を幻視する—沖縄闘争のなかのNDU『モトシンカカランヌ—』、小野沢稔彦・中村葉子・安井喜雄編『燃ゆる海峡』インパクト出版、2013年。

³ 中村丈夫「80年代の沖縄と島嶼住民の自決権」、新崎盛暉・川満信一・比嘉良彦・原田誠司『沖縄自立への挑戦』社会思想社、1982年。

⁴ 安次富浩「沖縄は国内植民地と主体的に闘いたい」『情況』11巻7号、情況出版、2010年、14-20頁。

⁵ 小松善雄「現段階の辺境・内国植民地論についての考察（上）（中）（下）」『オホーツク産業経営論集』1巻1号、1990年、4-15頁、2巻1号、1991年、21-51頁、3巻1号、1992年、47-76頁。

⁶ 内藤隆夫「北海道近代史研究のための覚書」『北海道大学経済学研究』61巻3号、2011年、21-35頁。

定は異なるものの、それらに通底していたのは、講座派マルクス主義の理論によって北海道から日本資本主義の特殊性を議論するというものであった。辺境論における重大な問題点は、「農業移民人口と耕作面積の増大」（齋藤仁）、「産業構造の確立」（湯沢誠）によって辺境＝植民地性が希薄化、ないし解消していくと論じられている点だといえる。すなわち、北海道における特殊性を内地から持ち込まれた封建制へと還元し段階論的に処理することによって、近代化のなかでこそ生じる植民地性への視野が閉ざされてしまうこととなったのである。こうした辺境論の問題は、後述する『北大百年史』にも影響を与えている。

これに対して、田中彰は、「収奪型内国植民地」である沖縄との対比を重要視して、北海道に対して内地資本の投資先としての「投資型内国植民地」という位置づけを与え、「内国植民地」論を提起する⁷。こうした「内国植民地」論の登場の背景について、永井秀夫は1970年代の歴史学における民衆史による近代の問い直しや、明治100年批判や北海道開道100年批判などがあると指摘している⁸。

北海道は内国植民地である。こう述べたときに北海道という場所について何か理解したという直観を覚えるが、この言明は近代北海道の位置について簡単には解けない問題と呼び覚ましてしまう。北海道はかつて植民地化されていたが、現在は「府県」ではなく「道」という異なる名称ではあるものの、47都道府県の一つに位置づけられている。だとすれば、植民地化はいつはじまり、いつ終わったのだろうか。海保洋子は、明治初頭の北海道の設置にともない国家外を意味する「異域」であった蝦夷地が、近代国家に統合されたとする⁹。これを「植民地化」として捉えるならば、その終わりはいつか。

田中と同じく「内国植民地」論の立場にたつ桑原真人は、近代北海道における「内国植民地」の要素として、①アイヌ民族への同化政策、②開拓促進のための強制労働や北海道移民、③政治的・行政的側面での「内地」との格差、④教育政策での落差、の4点を論じている¹⁰。こうした内国植民地的な地位がもっともわかりやすい例として政治・

⁷ 「北海道と沖縄では投資と収奪という一見対蹠的な方向を示す。しかし、その政治支配のありかたは、ともに内国植民地的であり、北海道が日本資本主義の発展の矛盾のはげ口の役割を果せば、沖縄は明治政府と琉球支配層との癒着のもとに収奪の対象とされていたのである。」田中彰『明治維新』講談社文庫、2003（1976）年、482-3頁。

⁸ 永井秀夫「辺境の位置づけについて——北海道と沖縄」『北海学園大学人文論集』6巻、1996年、101-126頁。

⁹ 「蝦夷地あるいは蝦夷という呼称方式は、近世においては幕藩制国家の支配のおよばない「異域」あるいは「異族」を指したもので、国家外を意味した。それが北海道という呼称方式に変化したことは、東山道などと同様、古代国家に淵源をもつ領域理念である。ゆえに北海道の創出は、「五畿七道」であった前近代の天皇制国家が、近代的それへの出発点で「一道」を加え、国家領域の拡大を行ったことを意味する。このことはすでに実質的に領域化していたその地の政治理念上での「内国」化を意味しており、伊達藩が宮城県と改称されたごとき、本州以南の例とは全く異質である。以後アイヌ民族は、蝦夷地の主役の地位を失い、「帝国の版図」内の「異族」の一つに位置づけられる。」海保洋子「「異域」の内国化と統合」、田中彰編『幕末維新論集 9 蝦夷地と琉球』吉川弘文館、2001年、126頁

¹⁰ 「北海道と沖縄が歩んできた近代以降の歴史とは一体どんなものであったか。一言で表現するならば、それは近代日本における内国植民地（まだ十分熟さない概念であるが）としての歴史であったといえる。近代北海道の場合、先住民族のアイヌは「旧土人」と呼称されて「皇国民」化のための同化政策の対象とされる一方で、狩猟民族から農耕民族への転換が強制され、また開拓促進のため、囚人・タコ労働者・朝鮮人労働者といった一連の強制労働力や、地主制

行政面での「内地」と北海道の「格差」が行政対比の表として示されている。

本州・沖縄・北海道の行政対比			
	本州	沖縄	北海道
廃藩置県	明治 4 年	明治 12 年	明治 2 年 開拓使設置 明治 4 年 館県設置 明治 15 年 札幌県・函館県・根室県設置 明治 19 年 北海道庁設置
府県制施行	明治 24 年	明治 42 年（特別制） 大正 9 年（一般制）	明治 34 年 北海道会設立 大正 11 年 北海道会に参事会設置 昭和 21 年
市町村制施行	明治 22 年	明治 29 年（区制） 明治 41 年（特別制） 大正 9 年（一般制） 大正 10 年（市制）	明治 32 年 区制施行 明治 33 年 1 級町村制施行 明治 35 年 2 級町村制施行 大正 11 年 市制施行 昭和 18 年 1・2 級町村制廃止 昭和 21 年 指定町村制廃止
衆議院議員 選挙法施行	明治 23 年	明治 45 年	明治 35 年
貴族院多額納 税者議員選出	明治 23 年	大正 7 年	大正 7 年
徴兵制施行	明治 6 年	明治 31 年	明治 22 年 函館・江差・福山に施行 明治 29 年 渡島・胆振・後志・石狩 4 国に施行 明治 31 年 全道に施行
地租改正施行	明治 6 年	明治 32 年	明治 9 年 札幌本庁・函館支庁管内施行 明治 10 年 根室支庁管内施行
改正小学校令	明治 23 年	昭和 16 年	明治 31 年 簡易教育規定 明治 34 年 旧土人児童教育規定 明治 36 年 特別教育規定 昭和 16 年 国民学校令制定
国定教科書使用	明治 37 年	明治 38 年	明治 38 年

桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、1982年、10より転載

内地の法制を標準としたうえで、「内地」と「内国植民地」のあいだの施行の「遅れ」または「格差」に着目する「内国植民地」論においては、以下のように大正末期が「脱「植民地」化＝「内地」化の一画期」とされてしまう。

「本書は、「収奪」型内国植民地沖縄の存在を念頭に置きつつ、「投資」型内国植民地北海道の「近代」像把握を意図したものである。即ち、明治維新の変革が進行しつつある明治 2 年に設置された開拓史を起点として開始される近代の北海道開拓は、以後、同 15 年の廃止による三県の設置、同 19 年の廃県による北海道庁の設置という諸段階を画しながら、いわば「上から」強力的に遂行され、大正末期を脱「植民地」化＝「内地」化の一画期としつつも、大局的にみれば、昭和 20 年の太平洋戦争敗戦と翌 21 年の北海道第二拓殖計画の終了をもってほぼ終焉する。」¹¹

形成下の本州農村から排出された、「棄民」という表現がふさわしい多数の北海道移民が送り込まれている。さらに、議会制度や町村制度の施行状況などに見られる、政治・行政的側面での「内地」と北海道との格差はあまりにも大きい。」桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、1982年、2-3頁。

¹¹ 桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、1982年、11-12頁。

この後、桑原はこの見解を修正して、「その後も北海道と沖縄には、内国植民地的側面が依然として残されていた」¹²とするが、北海道における「植民地性」は法制の内地化にともない漸減していくという見解は同様である。「内国植民地」論においては、北海道開拓における囚人労働、朝鮮人労働者、公害問題、そしてアイヌの問題などに視野を広げることが可能になったが、内国植民地における「植民地性」を内地との法制の「格差」や「遅延」に求めたことによって、国民国家が形づくられるときに内国植民地という地位に置かれる場所が経験する「植民地」的現実とのあいだに乖離が生じているように思われる。この乖離とは、内地からの大量の移民が行き来し、のちに日本帝国圏の植民地諸地域に行き来する人々の結節点となる北海道の経験が、内地との制度的格差による差別、従属、略奪などに還元されるプロセスである。少なくとも先程の行政比較の表において、北海道と沖縄の比較への道は開かれたが、その比較は法制の内地への同化の「遅延の度合い」に回収されてしまっている。一方で、近年の植民地法制史研究においては、北海道は「特別法域」としての植民地には認められず、「内国植民地」論が提起した法制の「遅延」や「格差」は比較の対象にもなっていない¹³。これらの議論は法的な領域として捉えられた「内地」と「外地」の概念をもとに、「植民地」という領域を議論する思考方法である。

アメリカの歴史社会学者マイケル・ヘクターは、『国内植民地主義論』において国境線の内側にある地域が近代化とともに漸進的に統合されていくという前提を社会学の拡散モデル（*expansion model*）として批判し、それに代わる国内植民地主義（*internal colonialism*）モデルを提唱している¹⁴。ヘクターの試みは、イギリス帝国におけるアイルランドとスコットランドを例に、「辺境の植民地化」を国民統合の過程のなかで検証したところに意義がある。また西川長夫は、国民統合の過程における「地方」と「植民地」の関係を考察することから、国民国家形成における統合と植民地化という矛盾する力学を論じている¹⁵。これらの研究は国内植民地論に関わる重要な提起を行っているものの、地理的

¹² 「明治政府は、北海道と沖縄に対しては最初から、市制・町村制や府県制をはじめ、徴兵令、地租改正、小学校令、衆議院議員選挙法といったほとんどすべての近代的諸政策の適用・実施を遅延させてきた。このような点からみても、この両地域は、明治国家における内国植民地としての役割を果たしていたといえる。そのような位置づけに対する北海道と沖縄の人びとの屈折した意識の表れが、「内地」と「本土」という表現であった。そして、この北海道や沖縄が「内地」並みの地位を獲得する一つの画期は、前述した行政上の諸制度がほぼ適用されるようになった1920年前後に求めることができよう。しかし、その後も北海道と沖縄には、内国植民地的側面が依然として残されていたのである。」桑原真人「北海道の経営」『岩波講座日本通史 16』岩波書店、1994年、357頁。

¹³ 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版、2008年。

¹⁴ Michael Hechter, *Internal Colonialism: the Celtic fringe in British national development*, New Brunswick, N.J. Transaction Edition, 1999, p.6. ヘクターは、近代化とともに辺境部が統合されることを前提とする拡散モデルに対して、レーニンやグラムシを参照しながら国内植民地モデルを提唱する。

¹⁵ 「地方と植民地の問題。国民国家の成立には地方の統合が絶対的な条件である。また国民国家が国家間システムのなかで列強として覇権争いに参加するためには植民地を領有することが必要となるだろう。日本における近代国民国家の歴史は最初の50年のあいだに、その二つのことを実現し、しかも地方の統合と植民地支配に深い関連があることを示してみせた。植民地支配は地方自治の延長といった外見をもっているが、逆に植民地支配の経験は、地方もまた

に区分された領土概念に制約されている部分が大きく、境界線自体がはらむ問題への視点が乏しい。

これらの研究に対して本稿では、近代日本の設立時において地理的には国境線の内側とされながら、法制的にも漸進的に内地化されていく場所における「植民地」問題を、「植民」という視角から問い直す作業をおこなう。「辺境・内国植民地」論争で取り上げられたレーニンの議論は、「植民論」のなかで重要な視点を提供することになる。

「こうして、おのずからつぎの問題が生じてくる、——国内市場と外国市場との境界はいったいどこにあるのか？国家の政治的境界をとるとすれば、それはあまりにも機械的な解決であろう。しかもこれは解決であろうか？中央アジアは国内市場であるが、ペルシアは外国市場であるとして、ヒヴァやブハラはどちらにいれたらよいのか？シベリアは国内市場であり、中国は外国市場であるとして、満州はどちらに入れたらよいのか？このような問題は重要な意義をもっていない。重要なことは、資本主義は、その支配の範囲をたえず拡大することなしには、また新しい国々を植民地化し非資本主義的な古い国々を世界経済のうずのなかに引入れることなしには、存在し発展することができない、ということである。そして資本主義のこの特質は、農民改革後のロシアにおいても巨大な力をもって現れたし、また現われつづけている。したがって、資本主義のための市場の形成過程は二つの側面を表示している。すなわち、——資本主義の内包的発展、すなわち、所与の、一定の、封鎖的な地域における資本主義的農業および資本主義的工業のさらにいっそうの発展、および、資本主義の外延的な発展、すなわち、新しい地域への資本主義の支配の範囲の拡張、である。」¹⁶

ここでレーニンは資本主義の「内包的発展」と「外延的な発展」という二つの側面を論じることで、国境の内部と外部の境界線を越えてつくられる「市場」の働きを指摘している。この議論において、植民地化の問題は国境の外部に限定されるわけではない。むしろ資本主義の発展の過程において「領土の拡大」と領土内の「辺境の植民地化」とは同時に起こるのであり、これは後の『帝国主義論』（1917年）における資本主義の独占的段階における地球上の植民地の再分割闘争という論じ方とはまったく異なるものである。この意味に

一種の植民地であることに思い至らせることになるだろう。……（中略）。地方が一種の植民地であったことは、「文明化」と「同化」を口実とする沖縄や北海道の「経営」（「北海道旧土人保護法」は1899年[明治32年]）を見れば明らかではあるが、あらゆる地方は同じ意味で多少とも植民地であった。そのことは地方の行政にたずさわる官僚にとっては自明のことであろうが、地方の学校で教える「田舎教師」たちもまた十分に自覚していたことであろう。地方と植民地の類似性は、日本が植民地を得て植民地行政を始めるときに、内地の地方行政が一つのモデルになりえたこと、あるいは逆に、植民地行政の経験者が（1903年の児玉源太郎のように）日本の地方改革に植民地の行政を持ちこもうとしたことによっても明らかだろう。世紀転換期の日本の地方は国内植民地論の検証の場としてふさわしい条件をそなえていた。だが植民地の光に照らして地方の問題を考えることは、そこにとどまらない。全国民にかかわる国民化もまた植民地化ではなかったかという疑問を、私たちによびおこすからである。」西川長夫「帝国の形成と国民化」『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房、1999年、42-44頁。
¹⁶ レーニン『ロシアにおける資本主義の発展（レーニン全集第3、4巻）』大月書店、1954年、629頁。

において、「辺境の植民地化」は国家の領土の外へと拡大する植民地化が国内においても起きているということを単純に説明するものではない。むしろ、従来の植民地研究において政治的な支配・被支配の関係が成立する植民地と、植民地化が起こるはずがない、もしくは起こっていても漸進的に統合されていくだろうとされる場所のあいだにひかれる暴力的な国境線を可視化させる¹⁷。

2 「植民地」と「植民」

本稿では、地理的・法制的に把握された「植民地」問題に対して、「植民」という概念に注目する。「植民」とは「Colonization」もしくは「volkplanting」の訳語である。明治期の初頭以来、内地から北海道への移住に対しては英語の *internal colonization* の訳語、もしくはドイツ語の *innere colonisation* の訳語として「内地植民」もしくは「内国植民」という用語が使われている。こうした「植民」の問題は、日本近代史研究においては「移植民問題」として扱われ、「植民」よりはむしろ「移民」の方に力点が置かれている¹⁸。こうした「植民」と「移民」の扱い方については、両者の定義をどのように捉えるかという問題に起因する。

明治 20 年代は、日本人移植民論が大きく盛り上がる第 1 の時期であるが、中央の論壇においては中南米やフィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイなどへの海外移民論と、北海道への国内移住（内地植民）論の大きく分けて二つの潮流があった。前者の海外移民論は、外務省官吏の若山儀一、榎本武揚、陸羯南などが代表であり、後者の国内移住（内地植民）論は、福沢諭吉、添田寿一などがこれにあたる¹⁹。移植民論は、日清戦争と前後して、中国・朝鮮半島へと対象が変化していくが、こうした移植民問題を学問的に扱ったのが、京都帝国大学や東京帝国大学に設置された植民政策講座である。

京都帝国大学及び東京帝国大学において植民政策講座の初代担当をつとめた新渡戸

¹⁷ 富山一郎の以下の指摘を参照。「こうした国境を超えて展開する資本主義の拡大を主張するこのレーニンの文章に付け加えるとするなら、この展開が同時に国境が暴力的に引かれていくプロセスでもあるという点である。非資本主義的生産様式との流通を介した拡大、すなわち不断の植民地化は、国内市場、外国市場を問わず展開するが、ある領域は国家により強引に登記された社会体として現出するのである。そこに国内植民地主義が浮かびあがるだろう。ここであえて、国内植民地主義という用語を定式化しようとしたのは、この用語が地理的区分において描かれ、了解されてしまうことを拒否するためである。地理的な国内ということを手無自覚に持ち込むことは、植民地主義という問題を曖昧にするだけではなく、この概念が抱え込んでいたはずの国境に関わる論点を封殺することにもつながる。すなわち流通過程においては同じ植民地化を被りながら、他方で国境内の領土として強引に社会体の中に位置づけられる領域としていま国内植民地なる言葉を用いるとしたら、それは領土を登記しようとする社会体としての国家の暴力的強引さと、流通過程の拡大＝植民地化における国境線の不安定さをとりあえず同時に表現しているのであり、交換と社会体としての国家の関係性にこそこの用語の論点があるといえる。」富山一郎「国境一占領と解放」、小森陽一他編『近代日本の文化史 第 4 巻 感性の近代』岩波書店、2002 年、223-224 頁。

¹⁸ 木村健二「近代日本の移植民研究における諸論点」『歴史評論』513 号、1993 年、2-15 頁。木村健二「日露戦争後海外農業移民の歴史的位置」、安孫子麟編『日本地主制と近代村落』創風社、1994 年。広瀬玲子『国粋主義者の国際認識と国家構想—福本日南を中心として』芙蓉書房出版、2004 年などを参照

¹⁹ 桑原真人、前掲書、21 頁。桑原がここで表に整理している海外移民論と国内移住（内地植民）論の対比からは、移植民言説となって現われる関心の変遷が容易に見て取れる。

稲造は、大正初期の東京大学の植民政策講義において「植民」と「植民地」について定義を行っている。新渡戸にとって「植民地」は3つの意味で区別される。第1の広義の意味においては、領土観念を含まない「民族的植民」(ethnic colonization)であり、ハワイの日本人コロニーや横浜の外国人居留地がこれにあたるが、これは「植民地の範疇を脱する」として定義から省いている。第2の最狭義の意味においては、「新領土中本国の人民が定住固着する所」のみとして、本来の植民の意味である「居住地」(settlement)を意味する。第3には、広義狭義の意味のあいだをとって、「植民地は新領土なり」という定義を行い、新渡戸はこれを採用する。これは科学的な厳密さよりは、政策に応用するための実用性をとった定義であり、「新領土」の「新」については「言語風俗制度思想等の上で、国民が何だか別のものであると思ふ間」というあいまいな規定を行っている²⁰。

さらに「植民」に関しては、10の要素を挙げているが、そのうちの4「新地の概念」と9「故国との政治的関係」の2点がここで重要である。4「新地の概念」においては、新渡戸の植民地の定義にあたる「新領土」には、「処女地」の意味は含まないとしている。この含意は、「landless men (土地なき人)をmanless land (人なき土地)」に入れること、つまり「無主」の土地に人を送ることは「植民」とはみなさないということである。植民者と原住民のあいだの関係が発生しないと「みなされる」場所については植民地の定義から省くということである。加えて9「故国との政治的関係」においては、故国と植民地の「政治的関係」こそが植民の定義において重要な要素であって、狭義の意味の植民地(「居住地」と近代の意味の植民地を区別しなければならないとしている²¹。大正期の新渡戸は、「本国」と「植民地」という政治的な関係を前提とした近代的な植民にこそ重点を置き、海外移民や「内地植民」は考察の対象から省いている。

これに対して、1923年に新渡戸の後任として東京帝国大学の植民政策講座を担当する矢内原忠雄は「形式的植民」と「実質的植民」を区別したうえで、宗主国と植民地の支配・従属関係を前提とする前者に対して、後者の「実質的植民」を重要視する立場をとる。この後者の立場においては、「植民」は「社会群の活動現象」であり、「國家的及び國民的の制約」から概念的に解放されるとしている²²。

「學者多くは植民と移民とを區別し、その標準として新發展地の本國に對する政治的從屬關係の有無を高調す。山本博士亦曰く、「移民とは自國の主權の行はれざる他國に移住する者を謂ふもコロニーとは本来の國土以外に於て自國の主權の行はるる土地に發展するものを謂ふ」と。之れ殆んど學者の通説である。併し乍ら私は之に對して二つの疑問を持つ。此等の説明は「自國の主權」なるものを有せざるユダヤ人のパレスチナ移住の如きものを包容する能わざること其の一。又例へば我國と政治的從屬關係を有する朝鮮に於けるそれと、或は布哇に於けるそれ等との間に何等社會的實質上の區別を認むるを得ざること其の二。蓋し法律的國家的立場よりすれば本國との統治的關係は重要な一事項である。然る

²⁰ 新渡戸稲造、新渡戸稲造全集編集委員会編『新渡戸稲造全集 4巻』、1969年、56-57頁。

²¹ 同、59-60頁

²² 矢内原忠雄『植民及植民政策』有斐閣、1937年、3頁。

に植民なる社会現象それ自體に於てその社會的實質的意味を探らんがらめには、地域の政治的歸属は之を欠くべからざる要素であると見るを得ない。故に私は所謂植民と移民との本質的區別を否定する。政治的從属關係は属領たるの要件であるが、植民地たるの要件ではない。」²³

矢内原においては、政治的な從属關係を結んだ地域へ移動する人を指す政治学的な「植民」と海外へ移動する人を指す「移民」は區別されていない。そして海外植民や帝国圏内への植民、そして内地植民が、相互に影響しあつて起る「社會群の活動現象」としてダイナミックに捉えかえされている²⁴。引用にある山本美越乃の定義では、移民は自国の主権のおよばない他国への移住者であり、コロニー（植民）とは自国の領土外ではあるが自国の主権が及ぶところに發展する場所を指す、つまり植民概念と移民概念はまったく相容れないとしているのに対して、矢内原においては、植民概念が法学・政治学的な「本国」と「植民地」の支配・從属關係から「解放」される。岩波講座『「帝国」日本の学知』における酒井論文では、ここまで述べてきた植民政策学における「植民」概念の二つの立場を、新渡戸稲造と矢内原忠雄に代表させている。繰り返しになるが、新渡戸稲造は法学・政治学的な立場の代表であり、「植民概念を公式帝国に編入された植民地と同義に捉え、植民地に対する統治政策」を対象とするのに対して、矢内原忠雄は、「植民を人口希薄な地域への移住・入植」と捉え「社會群の広域的・越境的な移動」を対象として、政治学・経済学・社会学を総合する立場にあたとされる²⁵。

酒井論文においては、この矢内原の「植民」概念が高い独自性をもつものであると評価されている。新渡戸の国境によって分たれた宗主国と植民地の境界を前提として政治的な支配從属關係を論じる立場に対して、国境をこえて移動する「社會群」を政治經濟社會の諸學問を総合しながら分析する矢内原の立場は非常に魅力的である。しかし、こうした視点から「植民」を研究する立場は明治期の北海道に始まる「植民学」において膨大な蓄積があり、これを抜きにして日本の植民地研究を語ることはできない。なぜなら北海道における「植民学」こそが、帝国主義として国境線を境界とする支配／被支配關係が問題となる以前、近代日本の黎明期において近代国家形成の問題として植民地と植民の問題が議論されていたからである。

北海道の「植民学」については、高倉新一郎の回想が当時の様子をよく伝えている。

「高岡先生は……「北海道の開拓は、単に技術だけではうまくいかない。文化的方面からのアプローチが重要である」ということを痛感され、その方面を開拓された方でありました。当時、このように新開地を治めて栄えさせていく學問のことを植民学と申して

²³ 同、8頁。

²⁴ 酒井哲哉は、大正期の蠟山政道や山川均などと同様、矢内原の「實質的植民」に第一次世界大戦後の西歐国家体系の自明性の喪失にともなつて現われた、国家領域から自立した「社會」の発見をみる。酒井哲哉「「植民政策学」から「國際關係論」へ」、浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年、10頁。

²⁵ 酒井哲哉「「帝国秩序」と「國際秩序」——植民政策学における媒介の論理」、酒井哲哉編『「帝国」日本の学知第1巻帝国編成の系譜』岩波書店、2006年、309頁。

おりました。植民学は、新渡戸稲造先生によって初めて日本にとり入れられました。そのあとを継いだ高岡先生も植民学の大家と今日言われております。東京・京都の大学における植民学は、多くは法律学及び制度的な方面からの研究でありましたが、札幌農学校におけるそれは、農業的な方面・社会的な方面からのアプローチを行うものでありました。」²⁶

戦後の北海道史・アイヌ史の代表的な存在として知られ、後に述べる北大植民学派の後継者にあたる高倉新一郎の回想は、札幌農学校における植民学の系譜の存在を語る数少ない証言のひとつである。ここで高倉が回想する植民学の系譜は、戦後北海道史においても長いあいだ忘却され、そして日本植民地研究のなかでもほとんど取り上げられることはなかった。本稿が取り上げる高岡熊雄は、植民地研究の大家として1942年に大日本拓殖学会が設立された時の会長であるが、高岡に関する研究はこれまでほとんどなされていない。この「植民学」の系譜を再び取り上げることは、戦後日本における植民地問題の問い方自体を問題化することに関わっている。つまり、国境線によってあらかじめ囲い込まれた「植民地」という領域に対して限定された「植民地問題」²⁷を、その問いが生起する以前に立ち返って再考するということである。

3 『北大百年史』の問題と植民学の再発見

日本植民地研究における北海道帝国大学の「植民学」の欠落は、佐藤昌介・高岡熊雄の位置づけに大きな原因がある。佐藤については北海道帝国大学への昇格の立役者として大学行政においてのみ名を知られていた。また、高岡については、戦後の農業経済学における通説では中農主義者として知られるのみであり、北海道農業における「農業経営規模の拡大」と「小作問題への対応としての地代農場の創設」を提唱したという評価にとどまり、北海道帝国大学が行っていた膨大な植民地研究のリーダーという役割は省みられることはなかった。

植民政策学の総説的な研究において、北大の系譜の重要性を指摘したのは金子文夫「日本における植民地研究の成立事情」であろう。金子は、「札幌農学校は日本植民地研究の源流の一つであり、新渡戸稲造は日本植民政策学の創始者」²⁸であると位置づける。その上で、日露戦争を画期として大学に植民政策学が成立として、札幌農学校の植

²⁶ 高倉新一郎「北海道開拓使研究とその資料」『高倉新一郎著作集第4巻』北海道出版企画センター、1997年、521-522頁。

²⁷ 「植民地主義とは何かという問いは、経済、政治、社会、文化のいずれの文脈を問題にするのであれ、どこが植民地なのかという地理的空間の問題にまず置き換えられ、次にその地理的空間があらかじめ設定された普遍的な植民地主義を体現する部分として定義され、分析され、了解されていく。修辞学的にいえばそこには、種をもって類を指し示す提喩的な関係が存在するのであり、かかる部分と普遍的全体の予定調和的な関係を前提として、普遍を語りながら部分を命名する超然たる分析者が登場することになる。もちろんこうした地理的空間を複雑化したり、相互の関連を問題にすることはできるだろうが、ここで問題にしたいのは、植民地主義を定義する際におこなわれるこの一連の作業における、地理的空間への置き換えそれ自身である。」富山一郎『暴力の予感』岩波書店、2002年、6頁。

²⁸ 金子文夫「日本における植民地研究の成立事情」、小島麗逸編『日本帝国主義と東アジア』アジア経済研究所、1979年、53頁。

民学講座の系譜として、高岡熊雄—上原徹三郎—高倉新一郎という流れを指摘している。また、第一次大戦後の植民政策学の流れとして、「ドイツ植民政策が一つの焦点」となっているとして、新渡戸稲造、高岡熊雄、東郷実の三者を媒介に、札幌農学校—ドイツ植民政策—台湾総督府という関連を指摘している。こうした指摘は重要であるものの、論文自体が単著を中心とした文献整理的な要素が強く、全体的な動向を窺い知ることはできても植民政策学と植民地統治の具体的な接点や植民政策の思想史的な検討にまでは踏み込めていない。

北海道帝国大学における植民学について蓄積があるのは大学史においてである。現在の北海道帝国大学系の植民地政策研究は『北大百年史』によるところが大きい。『北大百年史』は「通説」、「部局史」、「史料(1)」、「史料(2)」の4冊に分かれており、「通説」編には札幌農学校に始まり北海道帝国大学、そして戦後の北海道大学へといたる大学の歴史を扱う通史的な部分と、田中彰「北大百年の諸問題」²⁹を筆頭に学史を扱う部分では論文が27本所収されている。『百年史』における重要な成果としては、田中愼一「植民学の成立」³⁰と長岡新吉「北大における満蒙研究」³¹の2論文を挙げることができる。田中論文においては、佐藤昌介の「第一復命書」「第二復命書」及び、二つの講義ノートが扱われ、札幌農学校における植民学の起点が明らかにされている。また長岡論文では、1932年の「北海道帝国大学満蒙研究会」及び、高岡熊雄、上原徹三郎の二人がかかわった日本学術振興会の第二特別委員会「満州農業移民問題の研究」が扱われ、北海道帝国大学と満州移民の政策的な関連が検討されている。この両者から、札幌農学校における植民学の始まりから日本帝国の崩壊に至るまでの植民学の流れが把握できるようになった。

こうした植民学の始まりから日本帝国の崩壊によって講座がなくなるまでの流れが明らかになる一方で、『北大百年史』における理解には大きな問題点が残る。それは本稿であつかう佐藤昌介と高岡熊雄の2人の評価に関する問題であり、この2人の評価の失敗が近年の植民地研究の問題とも重なっている。

問題の第1点目としては、先述した田中愼一論文において、佐藤昌介と高岡熊雄は徹底して近代的な植民地問題を捉えることに失敗した存在として描いていることである。田中は佐藤昌介の「第二講義ノート」(1900年)³²における、植民・植民地の定義において本国と植民地の政治的従属関係を前提としないという佐藤の記述から、「古典古代と近代を直結するような、近代植民地に通有の政治的性格を看過するような超歴史的・没政治的把握」であるとして、そのために「国内移住(地)が(内国)植民(地)となり、国外移住における移民と植民の区別などは霧散する」と断ずる³³。しかし、長大な「第一講義ノート」「第二講義ノート」を読めば、ルイスの規定による部分が佐藤昌介

²⁹ 田中彰「北大百年の諸問題—札幌農学校と米欧文化」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、487-505頁。

³⁰ 田中愼一「植民学の成立」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、580-602頁。

³¹ 長岡新吉「北大における満蒙研究」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、746-761頁。

³² 佐藤昌介の「第二講義ノート」は、井上勝生によって翻刻されている。井上勝生「佐藤昌介「植民論」講義ノート - 植民学と札幌農学校」『北海道大学文学部紀要』46巻3号、1998年、1-39頁を参照。

³³ 田中愼一、前掲書、599頁。

の植民地概念の全体を規定しているとは全く読めない。そして一番大きな問題は佐藤昌介から高岡熊雄につながる「内国植民」の概念についての解釈である。

「なお、ここ（「第二講義ノート」一引用者）における問題点の一つを指摘すれば、(6)の「内国植民」である。これの処理の仕方は植民論の根幹にかかわってくるからである。ドイツの社会政策学会的産物たる“*Innere Kolonisation*”は国内移住にすぎない。これを独語どおり内国植民と直訳紹介したことと、植民・植民地概念の近代史的把握に失敗したこととは必然的關係にある。佐藤を制約したのはドイツ歴史学派と北海道の特殊植民地的・国内移住地的性格である。」³⁴

佐藤昌介による翻訳によって「内国植民」と訳された内容は、田中によれば「国内移住」に過ぎないとされている。ここでは、本稿で議論されるような「内国植民」がもつ多義的な側面が全く抹消されている。

「佐藤が植民の一種に内国植民を設定したことは、高岡熊雄による補強・全面展開とあいまって、北大植民学の展開に規定的作用を及ぼす。すなわち本国との政治的従属関係を植民の基礎要件としないから、結局は近代植民地問題に正面から取り組みえず、むしろ北海道農業開拓論に偏向し、帝国主義・植民地体制批判が至難となった、という意味において。」³⁵

田中の読みは非常に荒い。佐藤の講義ノートは、近代日本における黎明期の植民学のなかでもっとも優秀なものであるが、田中論文では本稿が対象とする「植民学」が持っていた要素が全く切り捨てられている。「内国植民」が単なる「国内移住」と解されることで、北海道と樺太、台湾、南洋、朝鮮、満州という日本帝国の植民地を繋ぎ、それらの場所の連関と人の移動を基盤において産業化を議論しようとしていた重要な線は抹消されてしまうのだ。田中がここで述べている「近代植民地問題」とは何を指すのか。詳しい論証は本稿の各章に譲るが、ここで指摘しておきたいのは佐藤昌介と高岡熊雄はそれぞれ見ていたものは異なるが、「政治的従属関係」を植民地問題把握の第一要件とせず、むしろ「植民」という人に注目することで同時代の植民政策学者とまったく異なった視点からこの問題に取り組んでいた。それは高倉新一郎の回想において「拓殖学」と表現されてように、人を植民地に送り出し、いかにして定着させるかというものであった。「植民学」の議論を再読することは、政治的な支配・被支配関係に囲い込まれた「植民地」という問いを解きほぐし、植民地問題として語られた総体にはしる政治／非政治という境界線を浮かび上がらせる。本稿の問題意識は、植民論という知の蓄積が「政治的従属関係」を要件とせず、「近代植民地問題」を扱えなかったと位置づけられるその前提が、いかに用意されたかを問うことなのだ。

第2点目の問題は、北大植民学派と小作問題の関係である。『北大百年史』でこの問

³⁴ 田中慎一、前掲書、598頁。

³⁵ 田中慎一、前掲書、601頁。

題を取り扱うのは、石塚喜明「北海道農業の北大」³⁶、崎浦誠治「北海道農政と北大」³⁷、湯沢誠「北海道の小作問題と北大」³⁸の3論文である。それは辺境論の箇所でも取り上げた湯沢の議論に大きくあらわれている。

「札幌農学校初期には、独立自営農民の民主主義思想と、イギリス古典派経済学とに立脚する、自由主義的なアメリカ的学風が支配的であった。しかし、やがて、後進資本主義国ドイツプロシヤで育成された歴史学派社会政策学派的学風が導入され、主流となっていく。その転換の時期は、概ね1887年(明治20)前後に始まり1897年前後には確定したとみられるが、これらは、自営農民的な北海道開拓方式の放棄から、小作大農場制の支配確定の時期に当たり、正に後進国的な「辺境」の現実——大きくは日本資本主義の後進的現実——に対応させたものと言えよう。そして、この主流を代表するのが高岡熊雄であり、1898年新渡戸の後任者に就任後、長きにわたって北大農経学科の農業問題研究を推進する。」³⁹

北海道における「小作大農場制」の展開を後進国的な「辺境」の現実(=日本資本主義の「後進的現実」)と理解し、札幌農学校における思想の転換を「後進」資本主義国ドイツのモデルを採用することで「辺境」の現実に対応させた、という理解である。湯沢は、北海道の小作大農場を封建制の遺産として理解する講座派マルクス主義の理解を引きずっているが、こうした「辺境論」的な理解から高岡熊雄を見た場合、高岡は「小作問題」と「経営規模」の問題を最も重要な課題として取り組み、ドイツの「地代農場」の紹介などで自作農策定をめざしたが、有効な理論を打ち出すことができなかつた人物として過小評価される。高岡の重要な関心が「小作問題」と「経営規模」にあるというのは、高岡の自伝『時計台の鐘』⁴⁰におけるドイツ留学の目的を述べた記述によるものである。湯沢論文並びに崎浦論文は、高岡のこの言葉を信用しすぎたために、ドイツ内国植民が高岡に重大な影響を与えたことまで辿り着きつつも、高岡理論の中心を「中農主義」と「自作農の創設」としてしまい、「内国植民=自作農扶植政策」⁴¹という理解に終わってしまう。こうした評価は、高岡の研究を農業経済学のみに限ることとなり、石塚による以下の評価へとつながる。

「高岡熊雄は農政学、経営学、統計学、殖民論の重鎮として幅広く日本の学会に寄与したが彼の内国殖民の研究はその後継者により農業開発論へと発展し、戦後の北海道開発に多大の寄与をなして現在に至っており、又農政学は農業経済学科において中心的役割を果しつつ現在に発展している。」⁴²

³⁶ 石塚喜明「北海道農業の北大」『北大百年史』ぎょうせい、685-698頁。

³⁷ 崎浦誠治「北海道農政と北大」『北大百年史』ぎょうせい、699-713頁。

³⁸ 湯沢誠「北海道の小作問題と北大」『北大百年史』ぎょうせい、714-728頁。

³⁹ 湯沢誠、前掲書、720-721頁。

⁴⁰ 高岡熊雄『時計台の鐘——高岡熊雄回想録』楡書房、1956年。

⁴¹ 湯沢、前掲書、723頁。

⁴² 石塚、前掲書、689頁。

こうして、日本帝国のすべての植民地について著作を残している高岡熊雄の研究の大半は忘却され、「中農主義者」として北海道農業の問題に取り組んだ人物としての評価が前面に出る。こうした『北大百年史』における評価以降、北大植民学派が日本植民地研究の議論から消失してしまう。この消失は、本稿 4 章において議論されている大正期の内国植民論の社会政策と民族政策の切り分けという事態にもかかわっている。

4 『北大一二五年史』と北大植民学派の再評価

こうした研究動向のなかで北大植民学派についての研究が再開されるきっかけとなるのは、井上勝生による佐藤昌介の「講義ノート」の翻刻と『北大一二五年史』である。佐藤の講義ノートは、北海道大学大学文書館が所蔵する受講ノートのなかでも比較的読みやすいものではあるが、北海道外に住む研究者にとってはアクセスしにくいものであった。また『北大一二五年史』所収の井上勝生「札幌農学校と植民学——佐藤昌介を中心に」⁴³においては、佐藤昌介の日本語の著作リストが整理され、佐藤昌介の全体像が提示されている。しかし、佐藤昌介の英文単著である 2 冊は検討されておらず、世紀転換期における海外移民論への転換という流についても、詳細な検討が必要だろう。続いて、井上による「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート——札幌農学校と植民学」⁴⁴が公開され、佐藤の植民論への研究が開かれることとなったが、この史料に対する本格的な検討は行われていない。

対して、高岡研究はどうだろうか。近年の研究として横井敏郎論文があるが、この研究においても『北大百年史』同様に「中農主義者」としての高岡という視点が保持され、社会政策としての「内国植民」が強調されている⁴⁵。高岡研究と北大植民学派の研究として最も重要なのが、竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」」である⁴⁶。これは北大植民学派全体を対象にした研究であり、『北大百年史』で提示された系譜（佐藤昌介・新渡戸稲造⇒高岡熊雄⇒上原徹三郎⇒高倉新一郎）を、ほぼ一人で刷新するに至っている。新しく整理された系譜では新渡戸稲造が政治的従属関係を重視する東大系として切り離され（新渡戸稲造⇒矢内原忠雄⇒東畑精一）とする一方で、北大系の系譜として（佐藤昌介⇒高岡熊雄⇒上原徹三郎・高倉新一郎・中島九郎⇒伊藤俊夫・矢島武）整理され、1920 年代に植民学講座と農政学講座の分離と研究スタッフが拡充されて以降の展開が明らかになった。スタッフの拡充にともない日本帝国の 5 つの植民地圏（台湾、朝鮮、樺太、満州、南洋群島）を対象にそれぞれ研究チームが整備され、北大植民学派の全体像が提示されている。その結果として、『北大百年史』における北海道帝国大学と満州のつながりだけではなく、樺太や南洋群島などとの関連が明らかとなり、より緻密な見

⁴³ 井上勝生「札幌農学校と植民学—佐藤昌介を中心に—」『北大百二十五年史論文・資料編』、2003 年、111-162 頁。

⁴⁴ 井上勝生「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（上） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』115 巻、2005 年、1-30 頁、同「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（中） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』116 巻、2005 年、1-33 頁、同「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の一） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』120 巻、2006 年、75-93 頁、同「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』123 巻、2007 年、1-19 頁。

⁴⁵ 横井敏郎「高岡熊雄の農政・植民論」『札幌の歴史』26、1994 年、1-15 頁。

⁴⁶ 竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」—植民学における「北大学派」—」『北大百二十五年史』2003 年、163-201 頁。

取り図を提供している。

この間、岩波講座「『帝国』日本の学知」シリーズの公刊などにより、帝国大学における植民地研究にかかわる研究蓄積は重ねられている。『『帝国』日本の学知第1巻——『帝国』編成の系譜』（2006年）においては、井上勝生の論文において札幌農学校と佐藤昌介が扱われているものの、編者である酒井哲哉論文⁴⁷においてはまたもや高岡熊雄の社会政策的な面がとりあげられ、法制史・政治史の研究が残りを占めている。巻末の「文献解題」には高岡熊雄の著作をはじめ北大植民学派の著作が上がってはいるものの、農学的な問題として植民政策学は扱われていない。近年刊行された酒井哲哉、松田利彦編『帝国日本と植民地大学』⁴⁸においても、扱われているのは京城帝国大学と台北帝国大学であり、北海道帝国大学は対象とはなっていない。

5 本論文の目的、意義、概要

本稿の目的はこうした研究動向に対して、佐藤昌介と高岡熊雄という北大植民学派の中心人物の思想像を掘り起し、検討材料としてその俎上に載せることである。両者においては、北海道帝国大学の後継者たちから「拓殖学」として思い返されるように、「植民」を中心に置くものである。しかし、佐藤と高岡の再評価は研究動向の穴を埋めるだけにはとどまらない。日本帝国において「植民論」の立場から研究されてきた問題は、近年の帝国史研究や植民地法制史研究とは異なる視角から植民地問題を描くことになるだろう。この両者は経済的な関係を重視するにせよ、特別法域と内地法の区分と共通点を重視するにせよ、「本国」と「植民地」という帝国内での法的・政治的な関係を最重要な要素として植民地問題を描く。これに対して「植民論」とは、内地と外地、日本帝国内部と外部の境界を越えて移動する人々の流れを再重要な要素とし、その促進、抑制、定着について議論がなされている場である。

よって本稿では、「本国」と「植民地」という帝国内での法的・政治的な関係からではなく、「植民」という領域において働いていた力学を分析する。本稿の意義はここにある。これは、法的・政治的な植民政策論では捉えられることのなかった植民地主義のありようを捉えかえす行為であり、植民地問題とそうでないものを峻別する区分自体を問題化することである。

以下で、本稿の内容を概説する。

1章においては、北海道における植民学の前史として佐藤昌介のアメリカ経験を論じる。明治初期に開設された札幌農学校は、近代日本にとって未知の領域であった北海道という場所における文明化の実験場であった。クラークをはじめとするアメリカ合衆国から雇われた外国人教師たちは、英語授業、食生活、信仰、農業思想など多くの面で文明化の理想をもたらした。それは、北海道の原野を「未開」としたうえで、理想的な社会建設をめざす農業思想となって現れている。札幌農学校の第1期生である佐藤昌介は、卒業後ジョンス・ホプキンス大学へと留学し、アメリカの土地制度に着目して、公有地形成と処分の方法に近代国家建設の鍵を見出し、北海道へ持ち帰る。佐藤の帰国後の活

⁴⁷ 酒井、前掲 2006年論文。

⁴⁸ 酒井哲哉、松田利彦編『帝国日本と植民地大学』ゆまに書房、2014年。

動は活発であり、札幌農学校の植民学講座に始まり、北海道庁の開拓政策への提言、学校経営にも積極的に参与し、札幌農学校の北海道帝国大学への道をつくる。

2章においては、札幌農学校の植民学講座における佐藤昌介の農業思想及び植民学講座を検討する。明治20年代から世紀転換期にかけての時期は、メキシコ・ハワイ・北米などへの海外移民と北海道への内地植民という二方向の移民言説があふれた時期である。北海道では、1886年の北海道庁設置から未耕地や原野の植民地選定が進み、土地の区画整備が大幅に進む。土地を近代的な所有関係に組み込み、投機の対象とすることで道庁が内地資本の呼び込みを行っていた。佐藤昌介は、アメリカ留学後からの帰国後「大農論」においてアメリカ型の独立自営農民の植民モデルを提唱するが、農業経営上の労働力不足を大きな問題として考えていた。明治20年代における佐藤の北海道内地植民論の検討、及び植民学講座を拓殖計画との関連において検討することによって佐藤による北海道の思想を論じる。

3章では、佐藤昌介の後進にあたる高岡熊雄のドイツ留学と「内国植民論」の移入について論じる。台湾の植民地経営という日本帝国の新たな問題が出現した19世紀末において、札幌農学校卒業後にドイツ留学へ向かった高岡熊雄は、ボン大学・ベルリン大学にて最先端の経済学・社会政策を学ぶ。留学中の高岡が最も興味を持ったのは、プロイセン国内で行われている内地植民（innere colonialisation）事業であった。高岡は帰国後にこれを『普国内国植民制度』としてまとめ、「国家的内国植民」、「私人的内国植民」、「営利的内国植民」の3つの類型化を行い、それぞれ「国家的内国植民」を日本統治下の台湾に、「私人的内国植民」を北海道へと、適応を思索している。本章では、ドイツ内国植民論を日本帝国内の地域へと持ちこむときにいかなる議論がなされたのか台湾を例に検討する。

4章では、大正期における内国植民論の変容を論じる。留学から帰国後の高岡は、植民学講座を担当しながら北海道における産業調査や統計事業に積極的にかかわり、同時に北海道への「内国植民」思想の深化を試みる。「国家的内国植民」の台湾への適用の断念、そして1910年からの北海道第1期拓殖計画のスタートにより、高岡熊雄の「内国植民」概念に変化がみられる。それが最もあらわになったのが、1921年に開催された日本社会学院の第9回大会「内地植民問題」であった。高岡をはじめ農学者、政治学者、社会学者などがあつまったこの場において「内地植民」概念そのものが問題化される。「内地」に植民地問題はあるのか、「内地植民」は民族政策なのか社会政策か、日本帝国において浮き上がる境界線によって「植民」の問題系と「植民地」の問題系が交差し切り分けられるあり様を検討する。

なお、本文では「植民」と「殖民」が混在しているが、本文で使用する場合は「植民」を、引用や著作名、歴史用語として使用する場合は、カッコ付きで「殖民」を使用する。新渡戸稲造による有名な「植民なる名辞につきて」⁴⁹においては、「植民」の方が意味を正確に表すとして漸次「殖民」から「植民」に改められたとある。しかし、安田泰次郎が述べるように、北海道においては、日本帝国の末期まで「殖民」の字が使用されていた⁵⁰。

⁴⁹ 新渡戸稲造「植民なる名辞につきて」『新渡戸稲造全集』第4巻、教文館、1969年。

⁵⁰ 「「シヨクミン」の文字につきては今日學界及一般に「植民」なる文字を用ふるも、北海道廳に於ては未だ「殖民」なる文字を使用し居るを以て便宜上後者を用ひたり。但し引用文に「植」の字を用ひたるものは之をその儘使用せり。」安田泰次郎『北海道移民政策史』生活社、1941

また「internal colonization」の訳語である「内地植民」と「内国植民」については、本文中では「内地植民」を基本的な用語として、佐藤昌介・高岡熊雄が独自の意味で使用する場合に「内国植民」とした。そして「内国植民」による移住先を「内国植民地」とする。既に述べたように、佐藤・高岡においては法的な意味での「内地」「外地」「海外」を問わず、入植地について「植民地」という用語を当てている。「国内植民地」は、戦後の従属論、世界システム論、国内植民地主義論に由来する用語として、「内国植民地」とは区別しておく。

1章 札幌農学校における「文明」の経験と佐藤昌介のジョンズ・ホプキンス大学留学

1 序節

本章では、19世紀末の北海道を中心にした植民論にかかわる動きを扱う。明治政府は蝦夷地経営のため1869年7月に開拓使を設置し、翌月には蝦夷地を北海道と改称した。これは蝦夷地が日本国家の領土であり、居住するアイヌも日本国民であることを意味した⁵¹。北海道の広大な原野の開発は巨大な利益を生み出すと考えられたため、国家プロジェクトである官営事業として北海道の開拓はすすめられた。こうした開拓政策を担う人材の育成のために設立されたのが札幌農学校であり、本章でとりあげる佐藤昌介は第1期生にあたる。本章では、後に北海道帝国大学総長となる佐藤昌介のアメリカ公有地論と北海道植民論を検討することから、札幌農学校において植民学がどのように移入・変容されたのか、及び植民学において北海道庁の開拓政策上の問題をどのように取り扱ったのかを考察する。この植民学の問題は、明治期日本における文明化のプロジェクトが札幌農学校という場所においてどのように経験されたのかを問うこととも関係している。

佐藤昌介は、アメリカ合衆国の国家形成における最も重要な点を、新しく獲得した領土を国家が管理する公有地（Public Domain）として編入し、それらの土地を開拓者に分割していく過程であると考えていた。植民とは一見、「植民地」として帝国の版図に編入された領域に対する移民の入植行為に見えるが、近代日本において植民学が最初に対象としたのは、北海道であった。内地とは異なる法制下に置かれていたとはいえ、近代日本の国境線の内側に位置する北海道において植民学が盛んに研究されたことは、植民学という知が日本帝国の植民地経営とともに、近代日本の国民国家形成の過程においても非常に重要であったことを意味する。明治期の北海道でこうした学問の移入の拠点となったのが札幌農学校であり、留学を通じて植民論を移入した第一人者が佐藤昌介である⁵²。これまでの植民政策学研究では、札幌農学校の「開拓者精神」（フロンティア・スピリット）と北海道の先住民問題には必ず言及がなされてきた。しかし、酒井哲哉がいうように、「日米両国が新興帝国主義国として台頭した20世紀初頭以降の植民政策学における「アメリカの影」については、これまでの論者は比較的無関心であった」⁵³のではないか。これは従来の研究が新渡戸稲造の京都帝国大学及び東京帝国大学での「植民及び植民政策講座」を日本の植民政策学の起点においてしまったために、本章で検討するリチャード・イリーや佐藤昌介はその前史として矮小化されてしまったこととも関係する。

序論においてすでに述べたが、佐藤昌介の先行研究については井上勝生による植民論講義の復刻におうところが大きい。佐藤昌介に関する自伝的研究や『北大百年史』においては、「大農論」の評価と札幌農学校の帝国大学への昇格への寄与という二点においてのみ注

⁵¹ 関秀志・桑原真人・大庭幸生・高橋昭夫『新版 北海道の歴史(下) 近代・現代編』北海道新聞社、2006年、33頁。

⁵² 佐藤昌介(1856-1939) 南部藩士の長男として岩手県花巻に生まれる。東京英語学校卒業後、1876年に札幌農学校第一期生として入学。函館のメソジスト教会にて洗礼を受ける。卒業後、私費で渡米した後にジョンズ・ホプキンス大学でPh.D(哲学)を取得。帰国後、札幌農学校の植民学講義を担当。大学の規模拡張に尽力し、後に北海道帝国大学初代総長となる。

⁵³ 酒井哲哉「「帝国秩序」と「国際秩序」——植民政策学における媒介の論理」、酒井哲哉編『帝国日本の学知 1巻「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年、292-293頁。

目されていたが、井上勝生「佐藤昌介「植民論」講義ノート——植民学と札幌農学校」⁵⁴において植民学・農業経済学者としての佐藤昌介の再検討が始まる。『北大 125 年史』所収の井上勝生「札幌農学校と植民学——佐藤昌介を中心に」⁵⁵においては、佐藤昌介の日本語の著作リストが整理され、佐藤昌介の全体像が提示されている。しかし、佐藤昌介の英文単著である 2 冊⁵⁶は検討されておらず、日清日露戦争にともなう内国植民論から海外移民論への転換という佐藤の思想的な流れは、詳細な検討が必要だろう。続いて、井上による佐藤昌介の直筆講義ノートの翻刻である井上勝生「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート - 札幌農学校と植民学」⁵⁷が公開され、佐藤の植民論への研究が開かれることとなったがこの史料に対する本格的な検討は行われていない。

近年の研究としては、佐藤と新渡戸の移民教育論を比較した大熊智之論文⁵⁸や、佐藤の女子教育論を検討した山本美穂子論文⁵⁹などがある。このような研究が進展しつつある状況は、植民地研究のなかで新渡戸稲造の役割が非常に大きく取り上げられる一方で、佐藤昌介に関してはほとんど触れられてこなかったことを踏まえれば、大きな転換である。本稿ではこうした研究蓄積を踏まえながら、佐藤昌介の植民論の形成過程に対象を絞って、思想史的なアプローチによって検討を行う。

2 札幌農学校時代——「西洋文明」の経験

1872（明治 5 年）に北海道開拓の促進を目的として開拓使仮学校在東京に開設された。仮学校の目的は北海道開拓に従事するものを養成することであり、初年度の学生は、生徒 96 人、電信生徒 15 人、アイヌ生徒 18 人の計 129 名と、外国人教師数名を含む 50 名ほどのスタッフが配置された。卒業後は、官費生徒は 10 年間、私費生徒は 5 年間、北海道開拓事業に従事することが義務付けられていた。開拓使仮学校に附属する北海道土人教育所、及び開拓使第三官園には、北海道からアイヌが入学・入園するが、1974 年（明治 7）7 月にはこれらのアイヌは全員帰省ないし退学し、北海道土人教育所は廃止されている⁶⁰。

⁵⁴ 井上勝生「佐藤昌介「植民論」講義ノート——植民学と札幌農学校」『北海道大学文学部紀要』46 巻 3 号、1998 年、1-39 頁。

⁵⁵ 井上勝生「札幌農学校と植民学——佐藤昌介を中心に」『北大百二十五年史論文・資料編』、2003 年、111-162 頁。

⁵⁶ Shosuke Sato 1886 *History of the Land Question in the United States*, Johns Hopkins University in Baltimore 及び Shosuke Sato 1916 *Some Historical Phases of Modern Japan*, Japan Society.

⁵⁷ 井上勝生「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（上） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』115 巻、2005 年、1-30 頁、同「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（中） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』116 巻、2005 年、1-33 頁、同「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の一） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』120 巻、2006 年、75-93 頁、同「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二） - 札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』123 巻、2007 年、1-19 頁。

⁵⁸ 大熊智之「戦前期の北大関係者と移植民教育——移植民学校への関与を中心に」『北海道大学文学部文書館年報』第 7 号、2012 年。

⁵⁹ 山本美穂子「佐藤昌介の女子高等教育論——北海道帝国大学における女性の入学をめぐる」『北海道大学文学部文書館年報』3 巻、2008 年。

⁶⁰ 北海道土人教育所については以下を参照。「北海道土人教育所や開拓使官園では、アイヌを公私にわたり、監視・矯正した。そこでは和服・洋服の着用、髭剃などアイヌの身体習俗の排除、シャモの行儀作法を教授していた。しかもシャモの生活に馴染まなければ、病気・死にい

札幌の市街形成がある程度形になった 1876 年に札幌農学校は札幌へと移転され、本格的に開学されることとなった⁶¹。1 期生には本章で取り上げる佐藤昌介が、2 期生には新渡戸稲造、内村鑑三、植物学の宮部金五、4 期生には志賀重昂などが在学したことで知られている。当初は、開拓使の人材育成および調査研究機関という要素が非常に強く、天然資源の開発や農業作物の品種改良に加えて、開拓政策をすすめるために「内地」からの農業移民に関する研究が行われていた。

札幌農学校の初期のカリキュラムや学校規則は、開拓使長官黒田清隆および開拓使御雇教師頭取兼開拓顧問のケプロン（アメリカ合衆国農務局長）のもと、マサチューセッツ農科大学をモデルにして作られた。ケプロンは、豊富な資源や土壌、気候などの好条件から、北海道を単なる原料の供給地・商業的搾取の対象地としての植民地ではなく、高度な産業の先進地として自給体制の確立した豊かな地域となることをめざした⁶²。そのための開拓方針としては、さまざまな自然条件の調査・測量、畑作・酪農を中心とした洋式農法の導入、独立自営民の移住をめざした移民政策などがあげられる。

初期の札幌農学校の一般的イメージとして強いものは、一期生との別れ際に「Boys be ambitious!」と叫んだとされる札幌農学校初代校長 W・S・クラークではないかと思われる。クラークは、マサチューセッツ農科大学の学長も務めていた⁶³。また農学関係では同

たるほどの環境におかれていた。北海道土人教育所では男子に読・書・算盤、女子に読・書・裁縫を教授している。読書の授業を通して、シャモの生活文化・産物・地名を教授した。しかしその内容は、アイヌにシャモの言語や文化を教授したとは言い難いものであった。官園では西洋式の農業を教授していた。しかし、既に 1873 年にはアイヌを農耕民化する見通しはたっておらず、そこでの指導内容はコタンの教化に結びつくようなものとはならなかった。農業を教授することは、アイヌの世界観や生活スタイルを破壊するものであった。以上のように考えるならば、この施策が「同化」の内容を持っていたとは言い難い。北海道土人教育所と開拓使官園で行ったのはアイヌの習俗を排除することだった。黒田の言う「彼我之殊別」をなくすということは、アイヌの習俗を一方向的に排除することなのであり、海保洋子が言うようなシャモと「同質」にすることではなかった。また北海道土人教育所と開拓使官園でのアイヌ教育は、海保嶺夫や原田一典が言うようなアイヌを労働力として北海道の「開発」に参加させたり、「開拓」の担い手にするような教育内容を持つてはいなかった。」廣瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」『北海道大学教育学部紀要』72 巻、1996 年、119 頁。加えて、平田未季「開拓使仮学校附属「北海道土人教育所」におけるアイヌ教育の実態：教科書から見る明治初期のアイヌ教育政策」『Sauvage：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集』5 巻、2009 年、29-42 頁を参照。

⁶¹当時の札幌市街の様子について、第一期生の柳本通義は以下のように書き記している。「札幌はアイヌ語にて広き野と云うて明治 23 年頃迄は人家なく不毛の原野なりしを開拓使本庁を此地に設置せられ、市街の設計区画割は米国技師に依て実測せらる、本庁を中心として市区を東西、南北に街路を通じ、60 間の大通りを東西に、創成川を南北に割し、大通南を南一条、二条、三条、北を北一条、二条、三条、四条、創生川西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目以て東を東一丁目、二丁目、三丁目以下に分ちありたるも人家の軒を並ぶるは南一、二条、西一、二丁目より四五丁目迄他は小屋の点在して全戸数僅に七八百戸に過ぎざる小市街なりし」、柳本通義「柳本通義自叙伝」野村武雄『埋もれたパイオニア小林三郎・柳本通義』美瑛郷土史研究会、1993 年、7 頁。

⁶² 関他、前掲書、42 頁。

⁶³「ことに札幌農学校が、その構想の上において、教育目的において、大いに範にしたところのマサチューセッツ農科大学は、「紳農」(Gentleman Farmers)の育成を重要な目的としていたのである。そしてここにいる紳農とは、ヨーマンリー→ジェントリー→資本家的企業農というシェーマにおけるジェントリーなのである。これは、明かに、日本の労作的小農の農民像あるいは地主像とは異なるものである。そして少くも、クラークが札幌農学校に対して抱いた教

マサチューセッツ農科大学から植物学者のデヴィッド・ペンハロー⁶⁴、土木工学者のウィリアム・ホイラー⁶⁵、ウィリアム・ブルックス⁶⁶（在任期間 1877 年 1 月 6 日-1888 年 10 月 20 日）を招聘している。こうしたアメリカからの教員の招聘は、北海道・樺太における日露人の雑居状態の視察調査をした上で、北海道開拓の促進によって対ロシア防衛を構想した黒田によるものであったが、北海道を対ロシアの前線とみなす考え方は内地の北海道開拓論の主流でもあった⁶⁷。さらに、明治初期における欧米への留学生の派遣や欧米文化の積極的な受容を考えた場合、札幌農学校と北海道は明治政府による「文明化」の実験場としての意味合いが大きい。

2.1 札幌農学校のカリキュラムと学校生活

表 1 は、開学当初の札幌農学校のカリキュラムであるが、農学・化学などの科目に比べると語学・一般教養に多くの時間が割かれていることがわかる。1876 年から 80 年代にかけては、御雇外国人教師による講義はすべて英語で行われており、生徒は教師の講義を書き取ったのちにノートに清書して提出し、教員が修正するという形で進められた。また学校への提出書類や討論会においても積極的に英語が使用されていたようである⁶⁸。表にある「Military Drill」では、一時期は砲術を含む兵式訓練が行われたようである。

期	語学・一般教養・練兵		農学・工学等	
I	Algebra including Logarithms	6	Chemical physics and Inorganic Chemistry	6
	English	6	Manual Labor	6
	Japanese	4		
	Military Drill	2		
II	Geometry and Conic Section	6	Organic and Practical Chemistry	8
	English	2	Agriculture	4
	Elocution	2	Feeding and Geometrical Drawing	3

育方針及び目的は、その学長であったマサチューセッツ農科大学のそれと径庭はなかったと見るべきである。」矢島武「大農論とその背景」『北海学園大学経済論集』21 巻 4 号、1974 年、106 頁。

⁶⁴ デヴィッド・ペンハロー (David enhallow) [1854-1910]: マサチューセッツ大学卒業、植物学者。札幌農学校では植物学、化学、農学、英語を担当し、温室の整備などを行った。

⁶⁵ ウィリアム・ホイラー (William Wheeler): 数学、土木、英語を担当。札幌時計台 (旧: 演武場) や第二農場畜舎など設計する。また開拓使の土木顧問として指導を行う一方、クラークの後をついで札幌農学校の 2 代目教頭となる。

⁶⁶ ウィリアム・ブルックス (William enn Brooks) [1851-1938]: マサチューセッツ大学卒業の後に 1877 年に来日。農学や植物学を担当ののち 1888 年アメリカに帰国。

⁶⁷ 「明治 10 年代には数多くの北海道開拓論が主張されたが、北海道を北からの驚異に対する防波堤としてとらえる「北海道＝北門の鎖鑰 (さやく)」はいずれの主張にも共通していた。日南の開拓論にも等しくこれが見られる。北からの脅威とは、具体的にはロシアという強大な隣国の存在であった。北海道は海を隔ててこのロシアと接しており、北門の要衝と見なされている。」広瀬玲子『国粹主義者の国際認識と国家構想—福本日南を中心として』芙蓉書房出版、2004 年、17 頁。木村健三「近代日本の移植民研究における諸論点」『歴史評論』513 号、1993 年。及び桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、1982 年、第 1 章を参照。

⁶⁸ 外山敏雄『札幌農学校と英語教育』思文閣、1992 年、24 頁。

Military Drill	2	Manual Labor	6
札幌農学校の1学年のカリキュラム (『北大百年史』ぎょうせい、1982年、50頁)			

クラーク時代の札幌農学校の寮食堂では、開拓使の政策とも関係して米食が禁じられており、三食とも洋食に加えライス・カレー以外はパンが主食であった。『百年史』によると1881年以降は、夕飯のみ洋食となったようである⁶⁹。このカレーは、ヨーロッパ経由でアメリカにもたらされたスパイスを用いないカレーであり、日本のカレー食文化を考えるうえで最初期のものだったと考えられる。このような英語で行われる講義、聖書講読、洋食文化は、生徒たちにとって学校生活を通しての西洋文明への接触であり、近代日本の国民国家形成の過程において北海道の経験の持つ重要性をあらためて認識させるものである。

また、こうした「文明化」の経験は、「札幌バンド」を形成することになる札幌農学校の生徒たちによるキリスト教経験でもあった。クラークは日本に到着時はキリスト教伝道師となることを意図していなかったようであるが、札幌農学校での道徳を教えるにあたり聖書を使用することとなる。敬虔なプロテスタントであったクラークにとって、宗教的な倫理観を介さずに道徳を教えることは不可能だったからである。第1期生では佐藤昌介が、明治5年に横浜修文館で宣教師・サミュエル・ブラウンから英文聖書を入手し教会に通っており、同じく柳本通義、宮部金吾、佐久間信恭もブラウンの教えを受けていた。第2期生である新渡戸稲造は札幌へ到着したとき、すでに英文聖書を入手していた様子である⁷⁰。また会員の日本語・英語の文章力と演説力を鍛錬することを目的とする学生組織「開識社」においては、クラークのもとでの自発的にキリスト教的道徳を学ぶ機会がもたれた。そして1876年11月には19世紀の禁酒運動の影響を色濃く受けた「禁酒禁煙の誓約書」を取り交わし、酒、煙草、阿片、賭博を禁じると同時に「神の名を汚さない」ことを厳約している⁷¹。こうした札幌農学校におけるキリスト教的な教育は、開拓使長官黒田のもとで暗黙の了解として行われていたものであり、1878年には学生のあいだでの信仰をめぐる確執が表面化し、開識社の記録からもキリスト教信仰に関するテーマは姿を消している⁷²。しかし、このプロテスタントの思想は、札幌農学校の生徒たちの農業経営思想にも影

⁶⁹ 「朝食「飯、汁、香之物、湯」、昼食「飯、一菜、香之物、湯」、夕食「パン、バター、肉肴之類ニテ二品、湯、但隔日ニライスカレー外壱品」」「通史」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、67頁。

⁷⁰ 大山綱夫「札幌農学校とキリスト教」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、552頁。

⁷¹ 大山、前掲書、554-555頁。このようなキリスト教の教えにもとづく禁酒・禁煙など自己の規律は、後述する佐藤昌介の留学先での指導教官イリーなどのキリスト教的な社会改良思想とも通じるものである。「社会全般に對し酒類間接の費用は直接の費用より大なること算するに暇あらず吾人は沈酔剤の飲用より来る害悪の爲め巡査の群集や探偵や法律家や裁判官を養はざるべからず監獄や集治監や癲狂院や救貧院にあるもの、五割より八割までは直接或は間接に酒類の犠牲となりしなり且又作業力なるものは衰弱せる身軀や腐敗せる頭脳や過度の奢侈の爲め失ふ所のもの大なり此の弊害を救はん爲め著述の如き論文の如き又は公開演説の如き世に現出するに至る最も飲酒の弊害を蒙るは職工社会なり彼輩は決して其不幸を隠蔽する能はず然れども獨り職工社会のみ鯨飲家を出だすと云ひ職工社会中には禁酒主義を主張するものなしと云ふは皆誤れり」リチャード・イリー『威氏経済学』佐藤昌介訳、丸善商店、262-263頁。

⁷² 亀井秀雄「開識社の研究」『北大百年史』ぎょうせい、569-579頁。

響を与えていく。

2.2 開拓史の農業政策とブルックス農学講義

開拓使時代の農業政策は、先述したケプロンによる影響が大きい。開拓使のもとで行われた北海道の農業開拓構想では、北海道と気候が近いとされるアメリカのニュー・イングランド地方がモデルとされた。ケプロンによってまとめられた『開拓使顧問ホラシ・ケプロン報文』（1875、翻訳 1879）では、果樹栽培が奨励され、栄養価の低さや北海道の気候に適當ではないとの理由から稲作が否定されている⁷³。ここには、米に代わる作物として小麦が奨励され、パン食普及など食生活の改良についても提言が盛り込まれていた。札幌農学校においても 1885（明治 18）年に稲作を主な内容とする「日本農学」講座（担当：南鷹次郎）が開講されたが、これは北海道での稲作を目的としたものではなく、北海道外に就職した卒業生たちの声によるものであった。この時期にはすでに石狩地方での稲作が成功しており、明治 20 年代半ばには北海道庁の政策も稲作の奨励へと転換するが、開拓使時代の札幌農学校では米作否定のもとで洋食志向の流れにあった。

札幌農学校での初期の農学講義はブルックスの農学講義の翻刻によって内容を詳細に見ることができる。ブルックス講義には、この時代のアメリカ農業政策の特徴としての西部地域への入植モデルが明確にあらわれている。「ここで対象とされている農場は、家族労働力を基本として経営される独立自営のファミリーファームであり、経営形態、作物、家畜、建物、農機具、そして四季の作業まで自由に選択することができる完全な「営業の自由」が前提にされている」⁷⁴とあるように、マサチューセッツ州などを含むアメリカ植民地時代の 13 州において行われていた「家族労働力」を基本とする農業形態がモデルとされた。またブルックスは「農場経営の種類」を論じながら、借金をしてでも若いうちから自営形態をとることを進めている。

2.3 原野での理想社会の建設——「文明」と「未開」の経験

夏季休暇にはブルックスやペンハローなど札幌農学校の教員とともに「測量」や「探検」が行われた。

「明治十年には西南の内乱起り、札幌よりも屯田兵の出動を見たなれど、吾々学窓にあるものは、其の天職を守り、学事を続けるの外はなかつたのである。ホイラー、ペンハローの諸氏もクラーク先生の計画を引き継がれ、十年の夏期には、ホイラー氏は測量隊を率いて渡島方面に至り、パンハロー氏は石狩内部の探検隊を組織し、丸木舟数艘と土人十数名とを引率し五六名の学生と共に、豊平川を下り石狩川に出で、之を遡りつゝ石狩原野の地質、鉱物、動植物の採集をなした、当時は石狩川沿岸何処にも、未だ一戸の人家なく、僅

⁷³ ケプロンの北海道開拓の構想については以下の論文を参照。中西僚太郎「明治政府による北海道農業開拓の構想——黒田清隆とホーレス・ケプロンに注目して」『史境』59号、2009年、1-18頁。中西は、ケプロンの開拓構想をまとめ、①果樹栽培の奨励、②稲作の否定（小麦策の優位）、③輪作の実施、④新品種の輸入、⑤家畜の飼育、⑥動物質・鉱物飼料の利用、⑦農業器械の利用、としている。

⁷⁴ 高井宗宏編『ブルックス農学講義』北海道大学図書刊行会、2004年、237頁。

かに処々にアイヌ住む、不毛の原野であつたのである。唯対岸に榎本武揚氏の開墾地があつたのみである。数十日を費やし空知太に行き、空知川を上り芦別の奥に到り鱒の滝上りを見たのは愉快であつた、之れより帰路に就き石狩川を下りて幾春別に出で、今日の岩見沢、幌内を経て帰来したのであつた。……。十一年にもブルークス氏に率いられて殖民地探検隊は北海道南部方面を跋扈した。斯くて何れも青年勇往の気に満ちて、外には農業の新知識を他に分つ為、農業雑誌を発刊し、内には開識社の集会賑わひて修養に資する処少なくなかつた。」⁷⁵

佐藤昌介をはじめ札幌農学校の生徒にとって、「殖民地探検」によって北海道の地を見聞することと、札幌農学校において学問に励み「農業の新知識」を得ることは密接にかかわっていた。「未だ一戸の人家なく、僅かに処々にアイヌ住む、不毛の原野」は、欧米の最新の学問をもって挑む対象であり、札幌農学校という文明の経験をもとに「原野」に理想的な社会を創りあげることこそ、初期の札幌農学校の生徒が抱いた理想であつた。一方で、佐藤の回想において名前を与えられてはいないが、札幌農学校生とともに「引率」された「土人十数名」は何を目的にこの「探検」に同行したのだろうか。憶測の域を出ないが、1976（明治9）年に制定された「北海道鹿猟規則」⁷⁶、同年の「テス網」や夜漁を禁止する「開拓使乙第9号布達」⁷⁷などを考慮した場合、開拓使によるアイヌの勸農政策との関連が考えられる⁷⁸。何よりも重要なことは、佐藤たちが北海道という場所が「殖民地」であるという実感を明確に持っていたことであろう。ここでの「殖民地」の意味は、近代的な国家間関係を前提にした政治的な支配・従属関係という意味での「植民地」とは一致しない。むしろ自らが探索し、開拓し、そして社会建設への夢が幾分か絡まり合った「殖民地」である。この1877（明治10）年の夏季休暇中について、佐藤は何度も振り返っている。

「ペンハロー先生を指導教官とし学生の半数と、アイヌ十数人とが一体となり丸木舟十数艘を、雁木村に艀装豊平川を下り、石狩川に入り、それより向ふ四十日間石狩大平原の探検を行ったものである、当時の石狩大平原は無人の境土で徒らに熊狼の跳梁跋扈に任せたものである、学生らは常にクラーク先生より冒険旅行談を聞かされた事を記憶する、特に

⁷⁵ 佐藤昌介談「廿五年前迄」『文武会会報』第65号、1912年（『佐藤昌介とその時代・増補』2011年、189-190頁）。

⁷⁶ 「北海道鹿猟規則」については山田伸一『近代北海道とアイヌ民族 - 狩猟規制と土地問題』北海道大学出版会、2011年、第2章を参照。「シカを重要な生物資源と見なしてその頭数管理を図ることを目的とし、具体的には、北海道内のシカ猟について600名の人数制限がある免許制を設けて課税対象とし（ただしアイヌ民族は「当面」と条件付きで非課税）、11月1日から2月末日までを猟期とし、毒矢によるシカ猟を禁止する、といった内容からなる。」山田、前掲書、63頁。

⁷⁷ 山田、前掲書、63-70頁。

⁷⁸ 探検隊が千歳川まで至ったかはここからは判断できないが、山田の以下の指摘も参照。「石狩川の支流であること、極めて良好なサケの産卵地と評価されたことが、千歳川の個性として重要である。北海道内の他の河川と比較するとサケ漁規制の強化が相対的に早く、しかも徹底してなされたこと、1888年に官営の鮭鱒人工孵化場が道内で最初にこの川に設置されたことも、こうした個性にかかわっている。また、開拓使期にサケ漁・シカ猟規制強行の代替措置として勸農政策の実施が具体的に検討されたことも注目される点である。」山田、前掲書、162頁。

リービングストンのアフリカ探検談の如きは先生の口より親しく聴いた処で今猶耳朶に残るを覚ゆるのである、又当時の学生は皆冒険的気象に富み、且つ無人の平原を開拓せんとする気魄に満ちて居た。当路幌内炭鉱も未だ一塊の石炭すら掘り出されなかつた時で況や空知の資源、芦別の如きは純然たる自然の状態であつた探検の途上鮭の滝上りの奇観を見た事もある、夜は無論天幕宿泊ではない至る処で野宿を致したのである、ために四十日間の探検を終つて帰つて来た時は、皆瘡（オコリ）にかゝり、瘡に患わされぬものは一人もなかつた、指導教官の如きは米国に帰つた後もなほ此病を絶つ事が出来なかつたといふ事である。」⁷⁹

佐藤にとって繰り返し思い出される原野の風景は、既に北海道の中心都市として拡大をつづけ社会問題が噴出していた大正期の札幌市からみたかつての夢であつたかもしれない。英語のフロンティアを意識した用語であると考えられるが、「無人の境土」とは札幌農学校生たちによって「開拓せんとする気魄」をそそぎ込む空間であつた。クラークをはじめ、ブルックス、ホイラー、ペンハローらの教員から学んだ学問は、この「境土」を理想郷へとつくり変える手段であつた。先にもふれたアイヌの同行者たちは、この理想郷へと共に導かれる過程においてのみ佐藤と同じ道を歩くことができたかもしれない。この回想でクラークから話を聞かされたとされるリヴィングストンは、19世紀のイギリスの宣教師・探検家であり中央アフリカへのルートを開拓した人物である。佐藤昌介と同じ札幌農学校一期生には、のちに北海道庁の植民地撰定事業にかかわる内田瀨⁸⁰や柳本通義⁸¹などが在籍し、こうした「植民地探検」や「測量」の経験は後述する北海道庁による植民地撰定事業へと繋がっていく。

3 佐藤昌介の米国留学時代——ジョンズ・ホプキンス大学とリチャード・イリー

札幌農学校第1期生の佐藤昌介は、札幌農学校卒業後1880年に私費でアメリカに渡り、1882年から翌年にかけてアメリカ農務省の紹介によってニューヨーク州ホートン農場で

⁷⁹ 『北海タイムス』大正15年5月7日（佐藤昌彦編『佐藤昌介とその時代・増補』55頁）。

⁸⁰ 内田瀨 [1858-1933]：高知生れ、土佐藩士の次男。1876年、東京英語学校卒業後にクラークの口頭試験を受け1期生として札幌農学校入学。1877年にクラークの影響によりキリスト教の洗礼を受け、1882年には農学校生とらで札幌基督協会（札幌独立キリスト協会）を設立。1880年に卒業後には、開拓使の土木課に勤務。1886年には、北海道庁勸業課に転勤し、柳本らと植民地撰定事業を行う。1893年には、雨竜郡の土地を兄から譲りうけ内田農場を開き、後に華族が経営する松平農場の管理を行う。

⁸¹ 柳本通義 [1857-1937]：三重県桑名生まれ。1880年、第1期生として札幌農学校卒業。開拓使御用掛に採用され、七重勸業試験場勤務となる。その後、北海道庁勤務となって、柳本らとともに北海道の植民地撰定事業に関わる。1896年から1907年まで台湾総督府の技師（殖産部拓殖課長、民政部殖産課長、専売局、恒春庁長）として勤務する。「札幌農学校では第1期生としてWSクラークから直接講義を受けた。卒業後、台湾総督府設置と同時に技師に任ぜられ、当初は対先住民政策を担当して「蕃地取調方法調査委員」を務め、先住民支配の拠点となる撫墾署を巡視した。その後、長期にわたり樟脳専売制度の準備・施行・確立に中心的役割を果たした。最後は、恒春庁の地方長官を務め、離台した。樟脳は、クスノキから蒸留製造し、防虫剤やセルロイドの原料となった。日本政府は樟脳産産を台湾植民地経営の基軸に据えた。「台湾に渡つた北大卒業生たち」第I期・第II期・第III期『北海道大学大学文書館年報』7巻、74を参照。

乳製品製造の実習に従事した⁸²。その後、奨学金を獲得し 1883 年から 1886 年までジョンズ・ホプキンス大学の歴史・政治学科に在学することとなる。佐藤の入学から 1 年遅れて、盛岡藩校、札幌農学校で佐藤の後輩にあたる新渡戸稲造も留学を果たす。本節では佐藤と新渡戸が留学したジョンズ・ホプキンス大学とはどのような場所であったのかをアメリカの大学改革の流れとともに確認する。

3.1 19 世紀の大学再編とジョンズ・ホプキンス大学

1830 年代からアメリカ連邦議会で議論されていた大学をより社会にとって実用的な場所としてとらえなおす動きは、19 世紀の後半を通じてアメリカにおける大学改革の動きに繋がっていく。大学改革のなかで最も注目されたのがプロイセンの研究機関をモデルに大学を設立したジョンズ・ホプキンス大学であった。

ジョンズ・ホプキンス大学は、同名の実業家の遺産をもとに 1876 年にボルティモアに設立された大学で、その初代学長はダニエル・C・ギルマン Daniel Coit Gilman [1831-1908] である。19 世紀前半までの大学経営はイギリスをモデルとしたカレッジ教育であったが、大学改革の議論のなかでギルマンが提唱したのはユニバーシティ教育である⁸³。ギルマンは、教養中心であった大学教育を「調査研究」(Research) を中心とした専門教育を行うことを目的とする大学教育へと転換させるため、新たな教育のシステムを構想した。またジョンズ・ホプキンス大学は設立当初から大学院を設置することで Ph.D. 学位の授与制度をつくり、1878 年には Ph.D. の授与を開始し、1879 年には学士号 (Bachelor of Arts) の授与を開始している。こうした学術の専門家への動きのなかで、ジョンズ・ホプキンス大学は「人間科学と自然科学のモデル研究機関」として登場した⁸⁴。

⁸² 佐藤昌彦編『佐藤昌介とその時代 (増補・復刊)』北海道大学出版会、2011 年、64-65 頁。逸見勝亮「佐藤昌介「米国通信」(『大東日報])」『北海道大学文書館年報』3、2008 年、100-107 頁。

⁸³ 「1873 年 12 月 11 日、学長に就任したギルマンは学長就任演説に臨み、理事会メンバーや列帝の人びとに深い感銘を与えたという。ギルマンの演説は、「大学・ユニバーシティの建設」(The Building of the University) と題されている。……(中略)。「どのような大学が建設されるべきかとギルマンは問い、明白なことはこの大学ではふたつのことが設立認可状 (charter) で謳われているという。第一は、「大学・ユニバーシティを建設する責務を負っていることである。つまりハイ・スクールではなく、カレッジでもなく、科学アカデミーでもない、ましてや工科学校を建設するのでもない。これらの幾つかが大学・ユニバーシティのなかに含まれることがあるかも知れないが、大学・ユニバーシティとはそれらの全て以上のものである」。大学・ユニバーシティとは、知識の振興と普及のための施設を指し示すものであるとも述べ、その施設とはすべての学芸や科学を推進するさまざまな機関の集まりであり、そして知的職業のために知的な人間として若者を訓練するところであるという。ギルマンのいう知識の振興と普及といい、学芸・科学の推進といい、旧来の大学・カレッジでは成し得ない機能であった。しかも彼は、さまざまな機関の集合体を新しい大学・ユニバーシティと考えていた。それは旧来のカレッジではなく、まさにドイツの大学が見事に達成していた新しい大学像でもあった。」羽田積男「ダニエル・ギルマンとアメリカ型大学」『教育学雑誌』29 巻、1995 年、51-52 頁。

⁸⁴ 「1850 年、Benjamin Silliman はイエール大学シェフィールド科学学校の設立を支援し、Francis Wayland は、新たな教科と限られた選択科目のプログラムを導入し、そのカリキュラムを変更するためにブラウン大学を導いた。1852 年と 1863 年のあいだには、ミシガン大学は Henry Taan のもとで本格的な大学制度に向けて具体的に動き始めた。ミシガン大学での Taan の仕事に影響を受け、Andrew White はコーネル大学の組織のモデルとしてベルリンとゲッチ

ギルマンの改革では、「教育」と「研究」の新たな関係が模索されている⁸⁵。より実用的な教育をめざす教育改革の流れのなかで、「研究」という言葉は新たな意味を与えられる⁸⁶。教育改革の流れで多用されたこの言葉は、Judy (1993) が述べるように「専門化された方法論としての人間科学と自然科学」をあらわす一方で、学問の価値が「実用化」に向けた応用可能性によって意味づけられることでもある。ギルマンにおける「研究」は、ドイツの大学における学問の在り方から如実に影響を受けたものであり、社会調査や統計学などを重視する学問のあり方への大きな方向転換であった。佐藤が留学した時代のジョンズ・ホプキンス大学はこうした大学改革の流れの最先端をいく場所であった。Judy(1993)は、ジョンズ・ホプキンス大学に代表されるような大学改革によってもたらされる技術科目と人文科目の区分に警鐘を鳴らしている⁸⁷。

ンゲンのプロイセン研究所をもちい、それは最初の 1862 年のモリル土地下付法⁸⁴のもとで 1865 年に Ezra Cornell によって計画された。これらの学術の専門家と知識の実用化に向けた運動は、1870 年のジョンズ・ホプキンス大学の統合において、より正確には、1876 年の Daniel Coit Gilman の総長への任命でその頂点に達した。Gillman はジョンズ・ホプキンス大学を華やかに専門化された方法論として人間科学と自然科学 (Naturwissenschaften) のモデル研究機関に仕立てあげた。」 Ronald A.T.Judy, *Disforming the American Canon*, University of Minnesota, 1993, pp.14-15.

⁸⁵ 「ギルマンは元々はエール大学地理学の教授で、シェフィールド科学学校を後述のモリル法の趣旨に合うよう応用科学重視に改革していた。1872 年にカリフォルニア大学の初代学長に赴任したが、そこではあまりに地元からの実学重視の要望が強く、辟易して辞任していた。彼は古典教育重視派も実学重視派も科学の役割を軽視していると考え、ジョンズ・ホプキンス大学ではドイツ型の研究大学を目指した」宮田由紀夫「大学の地域にとっての有用——モリル法の制定とランドグラント大学としてのパデュー大学に関する考察」『大阪府立大学経済研究』54 巻 2 号、2008 年、5 頁。

⁸⁶ 「「研究」(research) という用語は、この新しい用語は、かくてわれわれの学術的な用語として通用するようになってきた。新しい用語ではあるが、それ自体は新しい考えではない。しかし「研究」という用語は、まだ適切な表現の用語となっていない。かつて「ユニバーシティー」という用語は、単なる団体や法人をしか意味していなかった。つまり市民や聖職者達の団体しか意味してこなかった。教育的権威を意味してきたのではないのである。にもかかわらず、数世紀前に世界は「ステイデウム・ゲネラーレ」という用語を冷遇するようになって、「ユニバーシティー」という用語をより好むようになった。「研究」という用語もまたかくの如しである。……(中略)。フレクスナーは、「研究という用語は、アメリカばかりでなく、世界の高等教育に残されたギルマンの遺産である」とまでいう。それ故、恩師ギルマンの功績はまさに後世のアメリカの大学に、否、世界の大学に残された課題となったというのである。」羽田積男、前掲論文、61 頁。

⁸⁷ Judy のこの研究については、カナダの社会学者 Bill Readings が 20 世紀後半の大学改革を論じるなかで参照されている。「ジュディは、ジョンズ・ホプキンス大学の設立を、一般的文化の可能性を覆す方法論的特性をもつ非常に官僚的なイデオロギー——私が、現代のエクセレンスの大学の際立った特徴として位置づけた、官僚的に扱われた知識による文化の置き換え——と関係づける点で、ジュディの説明は私のものとはわずかに異なる。したがって、人文科学のカリキュラムの学問分野的特性は、19 世紀後期に、「人文科学が妥当性の要求に応えるようにはや要求されないというまさにその瞬間に」、1885 年にインディアナ大学で最初に英語の学位を取ったディヴィッド・S・ジョーダンの機関をめざして、現れるのである。ジュディは、このことを「人文科学の専門職化」と呼んでおり、専門職化という一般的項目の下で人文科学と自然科学を統合する一つの支配的な「官僚の文化」の発達に、それを結び付けている。したがって、一般化された官僚によって文化という一般的観念が取って代わられたことに関して、20 世紀の後半よりも、19 世紀の後半にそれを位置付けていることを除けば、ジュディは、私自身のと類似した物語を語っている。私が思うに、この不一致は歴史的であるよりは地図制作的である。現代ドイツの国民文化の大学から官僚的エクセレンスの大学へ、アメリカの大学

「総合大学とリベラルアーツカレッジのあいだでの知的労働の再分割にともない、教養教育の社会的機能は、保守的な「ミメーシス」(主人による高い文化としての表現形体の継承、再生産)と「オイコノミア」(全体としての高い文化を慎重に管理)となった。大学の社会的機能は、「テクネー」(実用的な知識の生産)であった。「ミメーシス」、「オイコノミア」と「テクネー」のあいだの人間的な特徴に従って、一家のなかの主人と執事、技術者のあいだの労働の分業は、社会階級の分業として表象される。この視点は、その後の総合大学と単科大学の教育のあいだの区分についての新人文学の調査に反映された。……。リベラルアーツに対するこの大きな危機は、「テクネー」に対して「ミメーシス」と「オイコノミア」の両者が下位におかれたときに起こったものである。」⁸⁸

こうした大学改革の流れのなかで、各地の農科大学にも注目が集まる。鉱学・植物学などを含む農学が、市場への応用価値が高いものとしてとらえ返され、リベラルアーツから専門化へと学問の方向づけがなされる。こうしたアメリカ合衆国内での大学改革の動きに大きな影響を受けたのがジョンズ・ホプキンス大学であり、留学後の佐藤昌介の詳細な報告によって⁸⁹、後述する札幌農学校の組織再編につながっていく。

3.2 ジョンズ・ホプキンス大学における歴史・政治学ゼミナール

佐藤が入学したジョンズ・ホプキンス大学歴史・政治学科は、1880年代にはハーバード・B・アダムス⁹⁰助教授および、当時助手であったリチャード・T・イリーなどによって「歴

を中身の無い国民文化の大学として位置づけるエクセレンスの大学への移行の中の過渡的段階を導入しよう、と私は思う。」ビル・レディングズ『廃墟のなかの大学』法政大学出版局、271頁。

⁸⁸ Judy, *ibid*, pp.16-17.

⁸⁹ 佐藤昌介「米国農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」1886年(『北大百年史 札幌農学校史料』ぎょうせい、1981年、25-44頁。)

⁹⁰ ハーバート・B・アダムス(Herbert Baxter Adams) [1850-1901] ドイツのハイデルベルク大学に留学。古代ギリシア史及び『プロイセン政治史』などで知られるヨハン・グスタフ・ドロイゼン(Johann Gustav Droysen)、法学・政治学者のブルンチュリ(Johann Kasar Bluntschli)の影響を受ける。1876年からジョンズ・ホプキンス大学の研究員、1883年より助教授となる。歴史学を専門としドイツ式のゼミナール方式を導入、大学改革にも積極的にかかわる。1884年にはアメリカ歴史学協会の設立に関わる。アダムスの大学改革の動きについては以下の論考にてアメリカの大学拡張運動の系譜の一つ目の潮流として位置づけられている。「第一の系譜は、1887年9月にサザンアイランドで開催されたアメリカ図書館協会年次大会において、HBアダムス(Herbert B Adams)が行った講演を端緒とする。周知のごとくアダムスは、ジョンズ・ホプキンス大学の歴史学教授で、ランケに代表されるドイツの科学的学問研究を合衆国に導入するとともに、アメリカ歴史学協会を創設するなど、斯界の指導的地位にあった。席上、アダムスは、「大学拡張」の名辞を冠した「民衆のための高等教育運動」を、参政権の拡大になぞらえて「新しい形のヒューマニズム」と称揚する。講義、その後にもたれるクラス(Class)講義要目、課題論文、最終試験、修了証書からなる拡張講義コースのユニットおよび運営と、イギリス大学拡張を概説した後に、彼は、大学拡張の利点を(1)娯楽を目的とした安価なバラエティ・ショーでしかない旧来のライシャムコースにかわって、特定科目に関する系統的、継続的な学習を保障する、(2)大学が所在しない地方都市にも高等教育をもたらす、(3)学校、カレッジ、図書館、博物館等地域内の各種教育機関の活動を補強する、の3点に要約して、合衆国での実施を高唱している。……。さらに1887年は、後述するMデューイ

史・政治学ゼミナール」が運営されており⁹¹、講義においてもアダムスの「アメリカ植民史関連文献論」、イリーの「経済学」「イギリス社会主義論」などが開講されていた。そうした講義は、佐藤や新渡戸にとってアメリカの植民政策と国家形成を歴史的なアプローチによって研究する場であった。この2人の留学経験についてはこれまで詳細に論じられている⁹²ためここでは割愛する。

南北戦争後には、多くのアメリカの研究者がドイツに留学し、ドイツ歴史学派から伝統的な古典的自由主義経済学批判を学び、アメリカ経済の分析と改革に向かおうとしていた。日本から留学した佐藤や新渡戸にとって「歴史・政治学ゼミナール」は経済思想史的にはW・ロッシヤー、クニース、V・D・ゴルトツなどのドイツ歴史学派を間接的に学ぶ機会であった。特にイリーは1881年から90年にかけてヨーロッパの社会主義、労働運動を積極的にアメリカに紹介したことで知られており、キリスト教的な社会正義、社会進化論的な経済関係の把握によって古典派経済学に対する批判を展開していた。佐藤や新渡戸にとって、イリーの経済学を経由してのヨーロッパの社会思想への接触であり、「社会改良」と「労働運動」をキリスト教的な倫理観のもとで経験する機会であったといえる⁹³。

4 佐藤昌介の学位論文 *History of the Land Question in the United States*

佐藤昌介はジョンズ・ホプキンス大学においてアメリカの土地問題の歴史をテーマとした「History of the Land Question in the United States (アメリカ合衆国における土地問題の歴史)」(1886年)によって博士号(哲学)を取得している⁹⁴。本文は(1)公有地⁹⁵の

(Melvil Dewey)がコロンビア大学に図書館学校を創設し、自ら考案した十進分類法に基づいて、図書館司書の要請に着手した年でもある。学習室と専門的な訓練をうけた司書を擁する公共図書館の出現は、アダムスがかねてより企図していた民主教育の変革を実現する上で、格好の足場を与えた。すなわちハイデルベルク大学留学の体験からドイツ流ゼミナールの効用を確信した彼は、ゼミナール・メソッドを大衆化するための(popularize seminary method)方法を、イギリスに起源をもつ拡張講義システムに求め、かつそうした企図を合衆国で具体化する拠点を公共図書館に見出したのである。チュートン起源説の熱心な信奉者として知られるアダムスにしてみれば、奇しくもここに、ドイツ、イギリスと自国の歴史的所産が有機的な統合をみる。アダムスがあげてアメリカ図書館協会年次大会でイギリス大学拡張の導入をくりかえし唱導した理由は、こうした事情による。」小池源吾「19世紀末アメリカにおける大学拡張の諸相」『広島大学大学教育研究センター大学論集』14集、1985年、249-269頁。

⁹¹ 「一、郡部(カウンティ)、都市、出身国のタイプに留意しながら、アメリカの行政組織の特徴を明らかにする。二、アメリカ経済学の歴史をヨーロッパ諸国における経済学の発展し、アメリカの租税制度・経済組織の歴史と関連させながら、オリジナルな方法で研究する。三、1-2の代表的な州を撰定し、それらの州の憲法を、歴史との関連において、特徴づける。」和泉庫四郎「札幌農学校初期における農業経済学の形成過程に関する研究」『鳥取大学農学部研究報告』35巻、1983年、90頁。

⁹² 和泉、前掲書、85-95頁。逸見勝亮「札幌農学校の再編・昇格と佐藤昌介」2巻、2007年、29-48。及び、大櫃敬史「新渡戸稲造の米国留学時代における農学研究に関する実証的研究」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』101巻、2007年、55-67頁など参照。

⁹³ 新渡戸稲造「内観外望」実業之日本社、1993年(『新渡戸稲造全集 第六巻』教文館、1987年、所収)及び、佐藤昌彦、前掲書、66-68頁を参照。

⁹⁴ 佐藤の博士論文 *History of the Land Question in the United State* については、札幌農学校第4期生の菅菊太郎が卒業論文の『北海道植民論』(1899)の本篇上(植民地施設之部)において、佐藤昌介の博士論文の第3部のみを「北米合衆国植民地制度沿革」として翻訳している。佐藤の博士論文のうちなぜ第3部のみが訳されたのかは明らかではない。第1部が連邦議会の議事録と国際政治の動態をベースにしたアメリカ土地制度の通史的記述であり、第2部が

形成、(2) 公有地の管理、(3) アメリカ合衆国における土地制度の三部構成であり、それぞれの章では(1) 13植民地の時代からルイジアナやフロリダの購入、テキサスの併合、ガズデン、アラスカの購入などによって獲得された新領土を公有地 **Public Domain** とするアメリカ合衆国の領土拡大の歴史、(2) 1787年に制定された土地条例(北西部条例)と全国土地事務所(**General Land Office**)による公有地の管理方法、(3) 公有地の分割過程と法制度をめぐる議会での議論を中心にした歴史記述を扱っている。この佐藤の博士論文については、中島九郎『佐藤昌介』⁹⁶、そして渡邊侃「米国土地問題研究」⁹⁷において内容が指摘されている。しかし渡邊においては、佐藤昌介・高岡熊雄・中島九郎のそれぞれのアメリカ土地制度研究を参照して、第一次大戦後までのアメリカ土地問題の通史を書くことに力点が置かれているため、佐藤の研究を批判的検討する作業は行われていない。本節と次節においては、同博士論文の内容について詳細にみていく。なぜなら「土地」への注目は、佐藤昌介の「植民論」について決定的に重要な視点であり、佐藤が北海道における土地処分の方法や植民地における土地制度を考察する際の、基本的な比較材料となっているからである。

ここから佐藤による **Public Domain** の研究に入っていこう。アメリカ合衆国連邦政府の所有地は一般に公有地 **Public Domain** と呼ばれ、1812年に財務省内に設立された全国土地事務所(**General Land Office: GLO**)がこれを管理した。1849年に内務省が創設されると同時に全国土地事務所はそちらに移管されたが、その後も引き続き **Public Domain** 管理業務を担った。**Public Domain** 管理部局が財務省から内務省へ移管されたということは、この頃に土地管理が単なる財政問題だけにとどまらない重要な国政問題になってきていた

土地管理組織の設置の歴史的経緯と管理方法についてであるのに対して、第3部は方形測量方法など「公有地」**Public Domain**の具体的な分割にかかわる具体的な方法論がかかっているためではないかと推察される。

⁹⁵ **Public Domain** と **Public Land** の訳については以下のような議論もなされているが、本稿では、**Public Land** の **Public Domain** 両方に「公有地」の当て、必要に応じて原語を併記する。「合衆国では、一般に、すべての公的に所有された土地をパブリック・ランド(**Public Land**)またはパブリック・ドメイン(**Public Domain**)と称している。しかし、これらの呼称の厳密な分類や解釈は合衆国内でも統一されておらず、両者はしばしば混同される。その原因のひとつは、パブリック・ドメインという用語自体の意味の不明確さにある。パブリック・ドメインとパブリック・ランドの区別は、合衆国憲法上も明らかではない。合衆国憲法第4節3条2項は、「連邦議会は、合衆国に属する領土またはその他の財産に関するすべての必要なルールや規則を廃止し制定する権限を有する」と定める。パブリック・ドメインは、この条項に基づき、これまで常に連邦議会による完全な支配に服してきたと考えられている。つぎに、パブリック・ドメインという用語は2つの意味で用いられている。第一は、共和国成立時に政府が諸外国から取得した地域をさす場合であって、パブリック・ドメインまたはオリジナル・パブリック・ドメイン(**Original Public Domain**)とよばれる。第二は、これらの地域から特定目的に充てられる地域を除外した残りの地域、すなわち、「いまだ保留されておらず、かつ用途の定まらない地域(**unreserved unaroriated land**)」を指す場合である。さらに、両者を区別せずにパブリック・ドメインの用語を用いるもの、両者を区別するためにとくに第一の場合をオリジナル・パブリック・ドメインとよぶものなど、さまざまな用法がある。なお、パブリック・ドメインという用語は、長い歴史のなかで、第一の場合から第二の場合へと少しずつその意味を変えてきたとの指摘もある。」鈴木光『アメリカの国有地法と環境保全』北海道大学出版会、2007年、4-5頁。

⁹⁶ 中島九郎『佐藤昌介』川崎書店新社、1956年。

⁹⁷ 渡邊侃「米国土地問題研究」『北海道大学 経済学研究』12巻2号、1963年、167-197頁。

ことを示している⁹⁸。佐藤は上記の著書の冒頭で、19世紀のアメリカにおける土地問題への関心の高まりを述べたうえで、1886年にオハイオ州クリーブランドで行われた労働騎士団の大会の綱領を引用している。

「(1) 我々の要求は、公有地 (Public lands) は実際の入植者 (Settler) のためだけに残しておくことである。

(2) 我々の要求は、開墾中ではない個人もしくは企業によって所有されるすべての土地は、耕作地と同じように、その土地の十分な価値にもとづき課税されるべきである。

(3) 我々の要求は、下付された土地の状態が規則に従っていないすべての土地を即座に没収することである。

(4) 我々の要求は、下付された状態が規則に従っていないすべての土地に対して特許をただちに公表し、耕作中であるようなこれらの土地について税金の査定をすることである。

(5) 我々の要求は、公有地からすべての柵をただちに撤去することである。

(6) 我々の要求は、価格の見積もりにおいて現在外国人によって所有されているすべての土地を、1890年以後は政府が所有権を取得することである。

(7) 我々の要求は、1886年以後は外国人が地権の取得を禁止されることである。」

労働騎士団は19世紀後半のアメリカ合衆国において大きな影響力をもった労働組合である。職種や職能、人種、民族、性別などを超えたあらゆる労働者の「団結」Solidarityをめざす労働騎士団は、1880年代には会員数を大きく伸ばし1886年には70万人以上の会員数を抱えていた⁹⁹。佐藤によればこれらの大会要求は過激なものでも極端なものでもなく、「単に大衆の感情を反響したもの」であるとしている。こうした労働運動のなかでの

⁹⁸ 大田伊久雄 2000『アメリカ国有林管理の史的展開』京都大学学術出版会、2000年、30頁。

⁹⁹ 「アメリカの労働運動はイギリスと同様に、工場ではなく熟練職人の仕事場から生まれたが、1880年代までに作業過程の機械化と半熟練工の需要の増大に伴い、不熟練工の存在を無視できなくなり、賃金労働者という共通のアイデンティティのもとで組織再編の必要に迫られることになった。英仏ではこの要請を受け、不熟練賃金労働者を広範に結集した労働者階級に立脚した社会主義運動の展開をみる。一方、アメリカでも1869年に結成された騎士回は、全労働者の「団結」を強調し、生産・消費協同組合の確立による労働者の解放を目標に掲げた。1880年代のテレンス・パウダリー(Terence Vowderly)団長の時代に急成長し、1886年までに全米各州に地方支部を設立し、当時の産業労働者の8-12%にあたる約73万人の組合員を抱えるほどであった。だが騎士団は、その後急速に衰退し始め90年代後半には事実上消滅する。」貴堂嘉之「ギルディッド・エイジにおける階級統合のかたち—労働騎士団の結社の文化と中国人問題」『アメリカ史研究』21巻、1998年、67頁。また貴堂は労働騎士団の急激な拡大を、労働騎士団が当初持っていた秘密結社的な性格に求めている。「秘密結社では、組織の活動内容、イニシエーション・儀礼、活動目的、教義、組織構成、メンバー等の情報は部外者に対して完全に秘匿されねばならない。第二に、結社への加入に際しては加入儀礼を課し、外界と内部とを完全に遮断する障壁を構築する。越境を許され選ばれた者のみが秘密のパスワード・合図を教えられ、「教義」や「真理」を伝授される。かくして会員は互助ネットワークを形成し、そこに擬似「兄弟」的共同体が誕生するのである。外部からの視線に対しては幾重もの儀礼の障壁を巡らせ演出効果を高めることで、組織内は現実世界とは全く違うユートピア空間となり、統合の求心性が増強される。19世紀後半のように、労働者の社会的流動性、異質性が高い時代には、地縁・血縁結合は統合の核心としては脆弱である。人種・民族の相違を加味して考慮すれば、かかる秘密結社のみが労働者の相互扶助システムの受け皿として社会的に機能可能だったのである。」貴堂、前掲論文、69-70頁。

土地問題への関心の高まりを共有しつつ、佐藤は以下のように述べている。

「奴隷制と公有地 (Public Land) はアメリカ合衆国の政治経済の歴史のなかで最も重要な二つの要因である。……。奴隷制は若い世代においてはほとんど忘れられるかもしれない。それはすでに「過去の政治」の領域に属している。しかし公有地 (Public Domain) は今日の歴史においても現実として生きている。確かにいまだ生きのびている入植地法を撤廃するための法案は合衆国議会において未議決のままである。Railroad Land Grant の没収の問題は、まだ履行されていない状態の土地のために鉄道会社に対して決定が下されたばかりである。上院は公有地についての二つの常設委員会をもっており、下院も同名の委員会を一つ持っている一方で、全国土地事務所 (General Land Office) は政府の市民へのサービスのなかで最も重要な部門のひとつである。外国人資本家の手による土地所有権の集中は、イギリス人の不在地主を導くことを意味し、世間や新聞から注意をひきつけている。公有地への不正な取得や不法侵入は、Cleaveland 氏の開会講演のなかで 4 つの鋭い単語で呼ばれており、その趣旨は、「国民の所有物のための、もしくは未来の入植者のための配慮は、公有地 (Public Domain) は窃盗行為や不法占拠から守られるべきだと求める」ということである。さらに、正義はいわゆる「ブーム世代」の手におえない行為からインディアンたちが彼らの土地を占有する権利を守ることを要求している。この問題においても、他のすべての問題においても、世間の関心は公有地 (Public Domain) の処分や管理に深く関係している。公有地の迅速な処分にもかかわらず、南部地域のすべてにおいて、西部に、そして太平洋地域に、広大な未占有の土地がいまだに散らばっており、これらの地域を合わせると 1783 年の公有地 (Public Domain) のほぼ 2 倍の大きさになる。移民の波はまだ海を渡って押し寄せている。100 万の家が生み出されうる。強大な富と広大な資源が開発されうる。町は増殖し、カウntyは成長し、無料の制度が始動する。この物質的な進歩と繁栄は公有地 (Public Domain) と公有地の賢明な処分によるものになるだろう。ホームステッド法は、過去にそうであったように、未来においても偉大な西部をつくり上げ続けるだろう。公有地 (Public Domain) に関する重要性は、しかしながら、これまであまり見られなかったが、現在はアメリカ史の学徒によって強調されている。」¹⁰⁰

この引用には 19 世紀末のアメリカにおける土地問題が何であったかが象徴的に現われている。南北戦争後のアメリカにとって奴隷制の問題は既に過去のものとなった。しかし、今後の課題は西部ひろがる広大な土地からいかにして利益を生み出し、それを誰が手にするのかということである。こうした西部をめぐる問題の 1 つは、イギリス人の「不在地主」(Absenteeism) のような「外国人資本家の手による土地所有権の集中」から利益を守らなければならないということである。そして、ここで登場するもう 1 つの問題は、インディアンの保護である。不法占拠者からインディアンの土地を保護する必要があることを問題として挙げている。「偉大な西部」の開発のためは、こうした土地問題に取り組まねばならず、「公有地」の公平な分割こそが決定的に重要だと述べている。

佐藤はアメリカ合衆国における公有地問題における重要な点を古代ローマのリキニウス

¹⁰⁰ Sato, op. cit., 1886, pp.6-7.

法を引きながら、大土地所有の制限に見ている。

「ローマ共和国の有名なリキニウス法には、近代公有地法の起源を見ることができる。初めに、リキニウス法は *Ager publicus*（公有地）が守られることを求めている。そして、もし何かの侵害があったならば、その土地は国家に引き渡さなければならない。このような公有地の査定や不法な占有の防止は、近代の *Public Domain* の管理において一番の必要条件となっている。第二に、リキニウス法によって、平和的な占有によって、合法的な大きくなるよう要求された、公有地におけるすべての地所は、国家によって第三者に対して許可が宣言された。第三に、すべてのローマ市民は法に従うかぎり、公有地を占有する権利を持っていた。ローマ人にとって、市民権は公有地における特権に恵まれるために必要な資格であった。今日の合衆国においてはどうか。先買権とホームステッド法は、外国人に対して彼らが合衆国の市民になるという条件においてのみ許可している。第四に、リキニウス法はどの個人に対しても 500 ジュグラを超える、もしくは 350 エーカーを超える公有地の所有を禁止し、大型の牛を 100 頭以上、もしくは小型の牛を 500 頭以上放牧することについても同様であった。合衆国における入植地法の問題は、公有地から小さな所有地へと分配 (*Percelling*) することに向けて意図されているようだ。入植地法の存在のもとではどの入植者も公有地を 1,120 エーカー得ることができたけれども、ホームステッド法の入植者に対して 160 エーカーは許された最大の量である。」¹⁰¹

古代ローマのリキニウス法においては、個人の土地所有が「法」に従う限り「国家」によって保障される。そして「法」に規定されている以上の土地を占有するものに対しては、国家に対してその土地を引き渡さなければならない。佐藤は、アメリカ合衆国における入植地法に対しても、「公有地から小さな所有地へと分配 (*ercelling*)」という同様の意味を見出している。

4.1 佐藤昌介の学位論文——第 1 部：公有地 *Public Domain* の形成

ここではアメリカ合衆国の公有地獲得の歴史をたどりながら、佐藤の *History of the land question in the United States* の第 1 部を検討する。そもそもイギリスの植民地であったアメリカ合衆国の土地は法的にどのように位置づけられるのだろうか。

「いくつかの大きな州による西部領域への権利要求は独立革命とともに始まる。独立革命に先行して、植民地諸州は西部領域に対して合法的な管轄権は一切持っておらず、国王による 1763 年宣言によって「王領」(*Crown Land*) としての植民地領域から区別されていた。イギリス国王は、1763 年のパリ条約によってフランスとスペインから獲得した土地を、4 つの県に分けた。すなわち、ケベック、東フロリダ、西フロリダ、グレナダである。これらの県には含まれない、もしくはハドソン湾会社への下付に入らないすべての土地は、インディアンの使用のために保存されていた。植民地は、最初に王の許可を得ることなしに、これらの保存された土地を購入させることや移住することも禁じられていた。これら

¹⁰¹ *ibid* pp.10-11.

の土地は「王領」と呼ばれていた。」¹⁰²

独立以前の植民地諸州は、イギリス国王によって土地を開拓する許可を得るが、土地自体の主権はイギリス国王に属する。そして植民地諸州は、西部の広大な土地へ植民地州の領域を拡大する「合法的な管轄権」は持っていなかった。しかし西部の土地に対する欲望は独立革命と並行して大きな議論となる。

「独立革命が起こった時に、州議会の認可のために連合規約（Articles of Confederation）が提出され、西部の土地の問題はアメリカ連合（The Confederacy）の政治において重大な問題となった。ヴァージニア、マサチューセッツ、コネティカット、ニューヨーク、南北カロライナ、ジョージアは、1763年の国王による宣言を無効なものとして扱い、諸州の古い憲章のもとで西部境界線を拡大することを宣言した。北軍（The Union）の残りのメンバーは、アメリカ合衆国は西部の土地に対する認可や権利においては王領の継承者になるべきだという根拠において、巨大な「土地国家」（Land States）の要求に対して反対したとはいえ、それらの土地の所有はアメリカ連合軍全体の一体となった軍事力によって守られていた。」¹⁰³

独立戦争に勝利した植民地諸州にとって、「独立」とはかつての「王領」という法的地位からの脱却を意味し、西部領域に境界線を接する諸州にとっては西部の土地への拡大に向かう転機であった。建国13州のなかで、マサチューセッツ州、コネティカット州、ニューヨーク州、ヴァージニア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州の7州は、イギリス国王から植民地建設の特許状を与えられていたことを理由として、独立戦争直後からこれらの広大な面積の西部の土地に対する権利を主張する。各州のあいだで西部の土地に対する対立が続くなか、1780年には大陸会議が西部の土地に権利を有する州に対して、土地を放棄し連合政府へ譲渡するように勧告する決議を行った¹⁰⁴。佐藤においてもヴァージニア州議会の土地権の放棄の議決とメリーランド州の反対についてかなり詳細に議論がまとめられているが、各州の土地権の放棄と連邦政府への委譲がアメリカ合衆国における公有地制度のはじまりである。佐藤はアメリカの Public Domain の形成は「割譲」、「購入」、「征服」という三つの手段によってなされたと述べているが、全州による西部の土地の権利の放棄後も、主として諸外国からの購入や譲渡、併合や制服などにより、公有地（Public Domain）を拡大していくことになる。こうした他国の領土を Public Domain に組み込み、適切に分割していくプロセスこそ佐藤が重視したアメリカの国家形成の成り立ちである。

ここで確認しておきたいのが、王領時代のアメリカ植民地におけるインディアンとの関係である。

「理論上は、君主（Crown）に由来する権利は、植民者たち自身が関係しているかぎり、

¹⁰² Sato, *ibid*, p.24.

¹⁰³ Sato, *ibid*, p.25.

¹⁰⁴ 鈴木、前掲書、25頁。

無条件であり完全なものであった。しかし実際には彼らはそのような状態からはかけ離れていた。先住民の権利は、移住者たちによって尊重されていた。インディアンは占有の権利を許されていた。君主は正当な権利を持っていたが、インディアンは占有の権利を持っていた。野蛮人たちが土地を移住者たちに譲らないかぎり、君主による土地の下付は無駄であった。そこには二つの方法が移住者たちに開かれており、片方の方法は全ての土地の所有権を移住者に委譲する方法であった。もう片方は暴力の使用によるものであって、もう一方のものは購入による方法であった。キリスト教的、そして人道上の原理は同様に武力の行使を禁じていたが、しかしながら植民者はしばしば両者に違反した。植民地はほとんどの事例において先買権を保障している。もともとの占有者からの購入や交渉は、権利者の王がとても気前よく土地を植民者にあたえたため、最終的に植民者たちに土地のすべての占有を実現させた。」¹⁰⁵

佐藤は、王領時代における先住民の権利は移住者たちによって「尊重」されていた、とする。そして、インディアンからの土地の暴力的な収奪の原因を、イギリス国王による植民者への土地の先買権の許可にあったとする。佐藤においてインディアン問題の起源は、植民者への土地の処分方法の問題として理解されているのである。

さらに佐藤は「公有地と国民生活との関係」として、1886年時点での公有地問題への見解をまとめている。

「私たちは公有地の制度が封建的な土地の保有権に対して致命的な打撃を与えたことを見た。それはアメリカ合衆国（Union）を1787年の土地条例以後と呼ばれる、経済的な結束によって結び合わせる。私たちは、合衆国の政治経済的な歴史において公有地が果たしていた重要性の終わりを、端的に考慮すべきである。

(1)公有地は、独立革命から下って南北戦争までのあいだ、海軍軍人や陸軍軍人の退役者への報奨金として使われていた。

(2)公有地は、国家財政の基礎を形成し、かつては公庫収入の重要な財源であった。

(3)公有地と外交は、国民的な関心のなかでしばしば関係をもってきた。国境紛争についての交渉や外国の勢力からの領土の購入などは、他の政治家についても同様であるが、リヴィングストン外交以後、ピンクニー外交以後、モンロー外交以後などと呼ばれている。

(4)公有地の管理と調査は、著名な二人の政治家であるジェファソンとハミルトンによってはじめられた。1784年の議会における土地委員会の議長として、ジェファソンは「方形測量方式」として知られる現在の調査の方法の基礎を仕上げた。またハミルトンは、財務長官として、1790年に現行の管理の方法の基礎を仕上げた。

(5)公有地は、国内的な発展をもたらすための手段としてある。運河、高速道路、そして堤防など、公有地の下付という刺激のもとで建造されている。

(6)合衆国における教育の進展は公有地と密接にかかわっている。1787年の土地条例は教育の重要性を認識している。公有地は、工学や農学の機関に対して下付され、同様に州立大学、パブリックスクールにも下付され、それらの設立や整備を目的とする。

¹⁰⁵ Sato, *ibid*, p.16.

(7)公有地は運輸の問題において重大な影響を持っている。もし公有地がなかったら、たとえばセントラル・パシフィックやユニオン・パシフィックのような、現在は国民の偉大な高速網を形成している鉄道は、それほど早急には建設されることはできなかつたろう。それは危険な濫用だったかもしれない、しかし運輸の設備から生じた利益については反対することはできない。

(8)公有地からの天然資源は、アメリカの国富の重要な部分を形成している。カリフォルニアにおける金の発見は世界経済の時代をしるしづけている。採鉱法は、それによって、国民に重大な結果をもたらした。

(9)外国人の地主主義、私人の権利主張、土地訴訟は多かれ少なかれすべて公有地につながっている。

(10)最後に、公有地と移民の関係は、重要な経済問題を提案している。「人民なくして国家なし」"No State without People"は、外国の移民を奨励するなかで、政治家の政治的な格言にすべきである。家の解放、機関の解放、労働者の解放、土地の解放、これらは偉大なる西部の資源の開発のための最高の資本となる。」¹⁰⁶

佐藤は 1886 年の博士論文執筆時点において、すでにアメリカの西部の土地がほぼ分割された状態を見ながら、公有地が果たしてきた役割についてまとめている。公有地は(1)南北戦争の従軍者への報償としてあてがわれ、また(2)公有地の売却は国家の重要な収入源であった。そして(5)公有地の分割は、「国内的な発展」をもたらす手段であることが述べられ、関連して(7)「運輸」(transportation) 設備から生じた利益を考えると、公有地の大規模な下付について反対できないとしている。そして(10)において述べられていることは、夢の域に入っている。海外から押し寄せる移民に対して公有地を「解放」することが、西部の開発にとって最良の手段という主張である。佐藤がこの主張をどこまで現実的に考えていたかは窺い知ることができない。しかし、移民国家アメリカにおける土地の解放の先にある種の理想を見ていたのは間違いないだろう。それは未耕地として「公有地」が残る西部のフロンティアだからこそ夢見ることが可能なのである。

4.2 佐藤昌介の学位論文——第 2 部：公有地 Public Domain の管理

植民地期から 19 世紀前半にかけて、西部のパブリック・ドメインは探検家が足を踏み入れる以外は、インディアン領域であった。佐藤は植民地期の「暴力」と「購入」という二つの土地の権利委譲の手段をみながら、視点を独立以降に移す。連邦政府にとっても、先住民問題、税金問題などと共に広大な Public Domain をどのように処理すべきかという事柄は大きな問題であった。佐藤は博士論文の第 2 部において 1787 年の北西部条例 (Ordinance of 1787) と一般土地事務所 (General Land Office) を中心に、公有地 (Public Domain) の分割方法に注目する。先述した 1780 年の大陸会議においては公有地についての重要な原則が決定された。それは佐藤に言わせると、アメリカ合衆国の領土管理の柱石 (corner-stone) となるものである。つまり、新しく獲得された領土は、「アメリカ合衆国の共通利益のために処分されるべき」であり、その領土は他の州と同様に「別個の、共和

¹⁰⁶ Sato, *ibid*, p.20.

政体の国家を形成し、合衆国連邦のメンバーとなるべきであり、自由と独立と、同様の主権を持つ」ということである¹⁰⁷。

鈴木によると、これらの新しく獲得された土地は、連邦政府の手によってそのまま管理されるべきではなく、国土の秩序正しい開発と両立する限りにおいて、州や私人に譲渡されるべきという点は共通していたが、土地処分の目的に関しては二つの対立する立場があった¹⁰⁸。

ひとつは、土地を有力な収入源としてみる見方である。独立戦争後のアメリカ合衆国において多額の戦争債務に対する資金源をどう確保するかが大きな問題となっていた¹⁰⁹。アレクサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) に代表される人びとは、課税よりも大規模な土地を処分することによって収入源を確保することを主張した。この考えでは、土地を大量にかつ高額で売却することを援助するような土地処分制度を準備しなければならなかった。

他方で、後に第 3 代アメリカ合衆国大統領となるトマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) らに代表される人びとは、土地を収入源としてとらえるのではなく、国土の適切な人口配分を念頭におきながら自作農に土地を分割し、入植を推進すべきであると考えた¹¹⁰。この考えに基づくと、土地の価格を下げ、政府が測量を行い、占有や土地改良についての厳しい規則を準備するなどして、入植を積極的に促進するための措置が必要とされた。こうした土地の処分にかかわる議論は連邦議会でも取り上げられ、1784年にジェファ

¹⁰⁷ Sato, *ibid.*, p.77.

¹⁰⁸ 鈴木、前掲書、35頁。

¹⁰⁹ 「この時期には、関税、物品税、土地の売り払いが連邦政府の主要な財源であり、大陸の西に広がる広大な土地とその資源を民間に払い下げることは、国家の財政政策であると同時に、増加する人口を吸収させ経済発展を成し遂げるための社会政策でもあった。連邦政府の払い下げに関する法律は、独立後間もない 1785 年の土地条例 (Land Ordinance) に始まる。この条例では、6 マイル四方のタウンシップという単位を基礎に土地を測量し区画を定めること、およびこれをもとに 1 マイル四方 (640 エーカー) を単位として競売によって公地を販売することが制度化された。同条例はその後数度にわたって改正され、払い下げの最低面積や最低価格の変更がなされた。しかし、この条例のもとでは、土地も金もない開拓農民が公地を開墾することは違法行為となってしまふ。実際には、開拓者の多くはそうした不法占拠者であったし、また連邦政府にとってもそうした人々の営為は国土の開発に寄与するものであった。そこで 1830 年、これまでの土地の販売政策を転換させる先買権法 (Preemption Act) が施行された。同法は、開墾の既成事実を作った開拓農民に優先的にその土地を販売することを定めたもので、これによって人々の西部への移動が加速されることとなった。同法もその後たびたび改正されている。」大田、前掲書、31頁。

¹¹⁰ ジェファソンの農業問題への立場については以下を参照。「ジェファソニアンは、時間の流れと共に、共和国が墮落するとの見解を共有しており、アメリカ合衆国がヨーロッパ諸国において見受けられる腐敗から免れるためには、アメリカが自給自足的な農業国であり続けることが重要で、あると考えていた。時間に抗して、アメリカが農本主義的共和国に留まるためには、共和国が空間的に拡大すること、すなわち、人口増加に対応できる豊富な未開拓地が不可欠であるとみなされていた。しかし、ジェファソニアンの共和主義的政治経済観は、必然的に園内市場だけでは消費できない西部の余剰農産物の海外輸出という問題を内包しており、その点で、通商、さらには国際的な自由貿易と深く結びついていた。それ故、本来は国際的に孤立し自給自足を目指しながら、この平和的な農本主義的共和国は、外国との相互依存性を持たざるをえないばかりか、内方への領土拡大を求めたことから外国との干渉を招かざるをえない」榎田久代「ジェファソン政権における内陸開発の諸問題 (1)」『北大法学論集』47 卷 3 号、1996 年、128 頁。

ソンを委員長とする土地委員会 (land committee) が土地条例 (Land Ordinance) の草案作成に取り掛かっている。

佐藤の博士論文の第 2 部前半は北西部条例の制定までの議会の動きに充てられている。制定までの過程で中心的な動きをするジェファソンが注目されているが、佐藤が強調するのは、アメリカの公有地制度がインディアン政策と一体になっている点である。

「アダムス博士の「アメリカ合衆国への土地分割におけるメリーランド州の影響」¹¹¹で述べられているように、土地局はインディアン問題委員会によって意見をもとめられたワシントンによって最初に提案されていた。西部地域における入植地と組織は、ネイティブの主張がいまだ消え失せないために、アメリカ合衆国のインディアン政策と不可分につながっていた。ネイティブの主張は、明確な占有が起こりうる前に、処理しなければならない。さらにジェファソン氏の委員会のレポートは、大げさにこのように始まっている。「各州によって合衆国政府へと領土を割譲、もしくは領土が割譲される場合はいつでも、同様にインディアンの居住者から購入されるべきであり、そして、合衆国によって売却が申し出られて、さらなる国家が形成されるべきである」……。占有というインディアンの所有権は、その時は敵対的なインディアンから購入されなければならない。……。ジェファソンの土地局は、ジョージ・ワシントンによって最初に計画されたインディアン政策の成果であった。」¹¹²

ジェファソンの法案起草までの過程で唐突に出てくるこの箇所は、佐藤が公有地問題をインディアンの土地所有の問題と関連して認識していたことを示している。公有地問題について議会資料の分析を中心にすえていた佐藤にとって、連邦レベルでは公有地とされる土地における占有の問題は、公有地の分割から国家形成にいたるプロセスの合法性に関わる深刻な問題であった。渡辺 (2006) が述べているように、州と連邦レベルでの「二枚舌」的な法運用により、「建前上」は連邦が無法な入植者を統制する一方で、投機家や入植者たちによってインディアンの土地がなし崩し的に奪われいく過程¹¹³が共存しており、

¹¹¹ H.B. Adams, 'Maryland's influence upon land cessions to the United States', *Meryland, Virginia and Washington*, Johns Hopkins University Press. 1885.

¹¹² Sato, op.ct., p.81.

¹¹³ 「すなわち「建前」では連邦政府がインディアンに対する「先取交渉権」を保持し、たとえば州がインディアンと直接に土地取得の交渉をするには連邦から先取交渉権の移譲を何らかの形で承認されねばならない。いっぽうこうした前提のもとで取得された土地は 1787 年の「公有地条例」および 1785 年の「西部領地における土地処理方法確定のための条例」にのって分配され、また入植地が独立した諸州に準じた政治単位になるための規則が規定された。しかし連邦がある意味で「国王」の地位にとって代わったことは、上記の「西部領地における土地処理方法確定のための条例」に「インディアンの土地及び財産はかれらの同意なく収奪されてはならない」とあるとおり、建前上は連邦が無法な入植者を統制するいっぽう、州政府は入植者の行為を黙認するという、インディアンの側から見れば連邦と州の「二枚舌」の状況が出現する条件を生み出すことになったということもできる。そしてモーガンがセネカ族の人々と接する 1840 年代までのほぼ半世紀は、州政府が陰に陽に後押しする、土地を獲得しようとする私利私欲にかられた投機家たちや小規模な不法占拠者と、無為の連邦政府の間に挟まれて、ニューヨーク州のイロクォイ・インディアンにとって自らの生活基盤としての土地をとり返しのつかない仕方失うことになった未曾有の受難の時代であったといえるだろう。その過酷さ

佐藤はこの状況を認識していた。「西部における入植地と組織」がアメリカ合衆国のインディアン政策と「不可分」につながっているという佐藤の理解は、一方でインディアンに対する暴力的な土地取りあげが明確に存在することを認識しながら、問題を暴力的な土地取りあげを見えない領域に抱え込みながら作動する「二枚舌」的な法の領域に移すことである。指導教官であるアダムスの著作をひきながら述べる佐藤の言葉をかりるならば、「ネイティブの主張は、明確な占有が起こりうる前に、処理しなければならない」のである。アメリカ社会においてインディアンの保護が叫ばれるなか、土地の問題は合法的に処理されなければならない。ジェファソンの土地委員会による土地処分方法と測量方式の法制化は、土地を「購入」よ「売却」が可能な近代的な土地の法体系へとくり込み、入植者による暴力的な土地取りあげとそれに対するインディアンの占有権の主張という対立関係を公有地処分のプロセスとして処理するある種の鎮圧であった。ここでは、佐藤が公有地問題と先住民問題が重なっているという認識を持っていた事を確認し、後の植民学講座における北海道の先住民問題へとつながる論点のみ提示しておく。

4.3 佐藤昌介の学位論文——第3部：合衆国における土地の体系

先述したジェファソンの土地委員会は、植民地時代のさまざまな入植および土地測量の経験をもとに、ニュー・イングランド地域の土地測量方式と南部の土地測量方式を組み合わせた暫定的な土地処分条例案を報告している¹¹⁴。この委員会報告書を基盤として、1785

は独立派に荷担して戦いながら、この半世紀の間に州内の土地の一切を奪われほとんど一片のリザーベーションすらも留保されなかったオナイダ族の境遇によって端的に象徴されている。」渡辺公三「アメリカ人類学の発現場を検証する——モーガンとインディアン「土地問題」へのメモ」『言語文化研究』17巻3号、2006年、124頁。

¹¹⁴ この2つのタイプの測量方式については以下を参照。後の北海道植民地撰定事業との比較のため長めの引用をしておく。「植民地時代における代表的な入植の方法は、ニュー・イングランド方式と南部方式である。ニュー・イングランド方式の場合、入植者はグループ単位で移住し、自分たち自身で土地を測量したうえで土地権原記録書（title record）を管理した。家屋は、道路沿いまたは共同牧草地の周囲にまとまって建てられており、入植者たちは一団となって入植地の拡大・発展に尽力した。土地所有の権限は明白であり、土地の投機は抑えられ、村（町）全体の農業発展が急速に進められる結果となった。一方、南部方式の場合、入植は原則として個人単位で行われた。新たな入植者たちは、未使用の土地のなかから50エーカーの好きな土地を選ぶことができたので、当然の結果として競争のように土地取得が行われ、各地に無秩序に入植地が散在し、土地投機が横行することとなった。土地の境界は不正確な場合が多く、しばしば土地の権原をめぐる争いが生じた。またこのころは、地方によって、さまざまな測量方式が採用されていた。ニュー・イングランドでは、まず植民団が町（town）の境界を測量したうえで、入植者自身が内部の個々の地区を測量することになっていた。一区画の境界はすなわち隣人同士の境界を意味し、所有地の重複は起こらなかった。南部では、担当の役人が土地を測量し、その測量図を保管することになっていたが、土地の自由選択制を採用していたために、各所有者の間には数多くの小さなふぞろいの地片が散在する一方、しばしば所有地の重複が生じ、紛争が絶えなかった。しかしいずれの地域でも、当時の支配的な土地測量方式は方形測量方式であった。方形測量方式とは、まず基点（initial point）を定め、基点を通過して南北に伸びる主経線と、おなじく基点を通過して東西に伸びる基線を引き、さらにこれらの線と平行に6マイル間隔でタウンシップ線を引くと、基盤目状のタウンシップ網ができる。こうしてできる6マイル四方の区域をタウンシップとよぶ。つぎに、タウンシップを1マイル四方（640エーカー）の36のセクションに分割し、さらにそれぞれのセクションを4分割（または16分割）する。この測量方式によると、各タウンシップは基点からの方角と距離によって示され、各セクションには1から36番までの通し番号が付され、セクション内の各区域は

年 5 月 20 日にアメリカ合衆国初の土地法である土地条例 (Land Ordinance Act of 1785) が可決された。同条例は、公有地の管理及び処分方法の基本を示した法律であり、入植の促進と財政収入を主たる目的としていた。そして同法によって採用されたのが方形測量方式 (rectangular survey system) という土地測量方法である。

「この管理法の起源はどうであれ、これがアメリカ合衆国における公有地 (Public Domain) についての立法の最大の特色のひとつである。この管理法についてのメリットについていうと、ドノバン氏の言によれば「この管理法を公衆にたいして推奨することは、その経済において、不動産の契約の譲渡や未来の不動産の譲渡手続きの単純、簡潔な説明において、そして法的に厳密な区分のようなものから、経線と主線によるタウンシップの角と直線によって区切られた地区へという照合の利便性において見出される。この偉大な利便性はその極端な単純さにある……。それは売却という土地分配のために生み出され、目的にかなったものであった。」¹¹⁵

この条例で正式に導入された方形測量方式 (rectangular survey system) は、のちのアメリカ土地管理制度に多大な影響を与えたものである¹¹⁶。佐藤がここで引用しているように、方形測量方式は公有地処分の基礎単位となったが、そのことは処分された区画の譲渡、売買のために優れた「利便性」を発揮した。「売却という土地分配 (land-parcelling) のために生み出され」という箇所に明確に現われているように、活発な所有権の移転をもたらすものであった。そしてこの測量方法は、北海道庁の設置以後に札幌農学校第 1 期生の柳本定義と内田瀨によって行われる北海道植民地撰定事業にて使用される。渡邊侃 (1963) においては、佐藤の研究における 1785 年の土地条例の意義については、「国有地を私有に移す規定がないので、植民上の意味は薄い」とされているが、この第 3 部において最も重要なのは、この方形測量方式だといえる。

5 小括

本章では、札幌農学校における「文明化」を起点として、佐藤昌介のジョンズ・ホプキ

方角で示されることになり、土地を容易かつ正確に同定することが可能であった。」鈴木、前掲書、51-52 頁。

¹¹⁵ Sato, op.ct., p.135。

¹¹⁶ 「同条令は、640 エーカーを最小単位とし、1 エーカー当たり 1 ドル価格で競売により売却処分することを規定していた。ただし、各タウンシップの第 16 番セクションは、公共教育のために売却対象から保留され、さらに 4 つのセクションが、政府によるのちの処分のための保留地となっていた。この方形測量方式は、直線測量方式や長方形測量方式ともよばれ、その後の合衆国国有地諸法に対して、恒久的に貢献することになった。すなわち、国土をチェッカー盤 (checker board) のように分割し売却するという方法は、それほど認識はされないにしても、以後、合衆国のあらゆる事柄に対して、計り知れない大きな影響を与えたのである。たとえば、地域の境界線や溝は直線となり、また農業従事者は境界線に沿って直線的に耕作することになった。しかし同条令には、土地投機の制限や入植者のほどに関する条項、および払い下げの最大面積や取得面積の上限についての規定、居住や開墾を義務づける規定がなかったため、資金さえあれば、大量のパブリック・ドメインを購入・所有することが可能であった。このことは 19 世紀末まで続く、土地投機師によるパブリック・ドメインの大規模な取得を認めることになった。」鈴木、前掲書、52-53 頁。

ンズ大学における研究を取り扱った。明治初期の札幌農学校においてはクラークをはじめとして、ペンハロー、ブルックスなどお雇い外国人教師のもとでマサチューセッツ農科大学をモデルとした教育が行われ、英語による授業や食生活、宗教など日常的なレベルでの文明化の実験が行われた。一方で、北海道の原野における「殖民地探検」などによって、理想的な社会建設に向けて改造すべき対象として「未開」を経験している。このような札幌農学校の教育を経験した佐藤は、卒業後にアメリカにわたりジョンズ・ホプキンス大学で学ぶこととなる。アメリカでの研究において佐藤が最も重要視したのが、「公有地」の形成と管理による土地の獲得の過程と分割方法が、アメリカ合衆国の国家形成に重要な役割を果たしているということである。佐藤が留学したジョンズ・ホプキンス大学は 19 世紀のアメリカにおける大学改革の中心地であり、リベラルアーツ型から国家の目的に応用可能な実学的な学問へと知の在り方がおおきく変化する分岐点であった。そして 19 世紀後半に建設されるアメリカの大学という制度自体が、土地の公有地への編入と分割というプロセスの産物であった。ジョンズ・ホプキンス大学に提出した佐藤の博士論文においては、一方でインディアンに対する暴力的な土地取りあげが明確に存在することを意識しつつ、他方では「建前上」は連邦が無法な入植者を統制するとしながらも植民者や投機家による暴力的な土地取りあげを公有地の編入と処分という法制上のプロセスに組み込むことに注意が向けられている。「暴力」と隣り合わせである土地の「占有」の問題は、公有地分割という法制上のプロセスに組み込まれることによって、暴力が見えない領域へと囲い込まれている。ここでは、アメリカ合衆国において佐藤が研究した公有地問題と先住民問題の論点が、後の北海道庁による開拓政策のなかで再度浮上することを確認しておく。

第2章 佐藤昌介のアメリカ型北海道植民論と植民学講座の開設

1 序節

前章では、明治初期の札幌農学校と、そこからアメリカに留学する佐藤昌介について論じた。佐藤は大学改革の先頭にたつジョーンズ・ホプキンス大学にて、H.B.アダムズ、R.イリーのもとで博士論文 *History of the Land Question in the United States* を完成させる。これはアメリカ合衆国の国家形成における公有地が果たした役割に注目し、①公有地制度の形成、②公有地の管理組織、③公有地の管理と処分方法の3点について議論したものであった。一方、北海道においては1872年に始まった開拓使10年計画が最終年を迎え開拓使も廃止されようとしていた時期に、開拓使の事業の一部である工場や牧場、船舶、倉庫、官舎などが開拓使長官黒田清隆の部下へと払い下げられることが問題となる。これは「開拓使官有物払下げ事件」として、藩閥政府による国有財産の私物化が非難され、内地では国会開設に向けた動きとなり、北海道においては開拓政策が大きく見直される契機となる。本章では、1886年の北海道庁の設置から日清日露戦争の世紀転換期までの時期を扱い、アメリカ留学帰国後の佐藤の動きを追いながら、近代日本における最初の植民学講座の設置を検討する。

2 北海道庁の設立と佐藤昌介「大農論」の提唱

2.1 佐藤昌介の「復命書」と札幌農学校の組織改革

北海道開拓使の廃止以降、三県一局時代をへて北海道庁が設置されるが、こうした動きは参議院であった伊藤博文の命を受けて開拓事業の問題点を視察に来た太政官大書記官・金子堅太郎による「北海道三県巡視復命書」の役割が大きい¹¹⁷。金子の復命書では、札幌農学校における実業教育の不足、開拓の現実に適していないという批判がなされ、札幌農学校の廃止論が唱えられている。こうした批判を受け、北海道庁の管轄となった札幌農学校は組織改革へと動いていく。道庁への移管にともない北海道庁属となっていた佐藤昌介は、1886年5月31日に北海道庁命令「国領地ノ景況并米国農学校ノ景況調査」をうけ、アメリカ滞在の残りの時間を調査に費やす。これらの調査の結果は、佐藤の帰国後に「第1復命書 札幌農学校組織改正ノ議」（1886年11月）と「第2復命書 国領地の件」という2つの「復命書」となって道庁に提出される。

「第2復命書」における「国領地」とは、前章で検討した *Public Domain* の訳語である。この復命書は「国領地ノ景況」と「北海道拓地殖民ニ関スル意見」の2部で構成されており、「国領地の景況」においてはアメリカ合衆国における拓殖事業として公有地の拡大と処分方法が論じられ、「北海道拓地殖民ニ関スル意見」においては、欧米植民地と北海道の対比がなされた上で、移民関連諸法や移民会社を取り扱われている¹¹⁸。

¹¹⁷ 「通史」『北大百年史 通史編』ぎょうせい、1982年、76頁。

¹¹⁸ この二つの復命書については、『北大百年史』の田中愼一論文において詳細に検討されている。田中は、佐藤が北海道に来る負債農民について公有地の地券の無償発行や新しい事業を始めるための補助などを議論していることから、「北海道土地払下規則」への批判と読む。「1886年6月「北海道土地払下規則」が第10条の払下地価千坪一円一律化規定により、移民の貧富

そして「第1復命書」である「札幌農学校ノ組織改正ノ意見」¹¹⁹においては、以下の4点を提案している。

- ①北海道開拓とより密接に関連した形での農学校の拡大。
- ②土木関係人材の育成。
- ③開拓農民への簡易な農学教育。
- ④農政学・植民学講座など拓殖上必要な科目の設置。

これはマサチューセッツ農科大学をモデルにしたアメリカ型の教養主義的教科課程から、ジョンズ・ホプキンス大学をモデルとしたドイツ型の専門化した学科課程へという、札幌農学校のその後の大きな転換の端緒となった¹²⁰。佐藤は北海道庁への復命書のなかでメイン州農学校、マサチューセッツ農学校、ペンシルバニア州農学校、そしてミシガン農学校について教科課程と教員人数などを紹介した上で以下のように論じている。

「米国農学校の生徒なるものは多くは中人已下の子弟なり学科を卒て其父母の田園尔帰らんか父母敢て其子の助勢を要せずして田園を管理し得るあり進んで独立の田園を開かんか東北地方尔は余地なし遠く西方尔趣かんか未だ資金尔乏し其資金を父母尔仰がんか学費既尔父母の支辨せるものなり再び其供給を仰ぎ難し況んや卒業に及んでは既尔丁年となり独立の業を営み自立の計をなさざるべからず」(佐藤昌介「米国農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」1886年、『北大百年史 資料編』1981年、31)

佐藤の報告によると、アメリカの農学校への入学者は、アメリカ社会の階級でいえば中層の下あたりであって、卒業後は独力で「業」を営む必要がある者たちである。彼らは出身地域の両親のもとでは必要とはされない。そうした農学校卒業生が「独立の田園」を開くためには、アメリカ東北部には開拓の余地はなく、そして西部の開拓地では資金調達もままならない。彼ら卒業生は、ブルックスが札幌農学校で講義したような、初期の入植者たちが営むファミリーファーム型の独立自営農民とはなれないため、「独立の業」を営む必要がある存在である。

「数多く学科を尽とく研究し深く其蘊奥を叩くは泰西学士の力と雖ども固より及ぶ所尔非ず故尔当今泰西諸国尔於て専門分科の風盛ん尔行るるなり今日独逸国尔於て學術の進歩を

差を実質的に等閑視することで「間接的には小農移住者を阻止する結果」(『新鮮北海道史』第4巻、1937年、170頁)となることに対する事実上の批判であり、富民本位の間接保護へという新道庁の政策転換(『新北海道史』第4巻、1973年、19-33頁)に逆行するような、貧民本位の土地無償払下とその抵当流れ防止によって開拓農民を保護するための修正案である。ホームステッドに開拓農家の一典型を求めていたかにみえる佐藤にとって、「宅田」と訳されたものは無償分配され、永続的農民所有地でなければならなかったのである。」田中慎一「植民学の成立」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、590頁。

¹¹⁹ 佐藤昌介「米国農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」1886年(『北大百年史』ぎょうせい、1981年)。

¹²⁰ 外山、前掲書、20頁。

来せしものは専門分科の結果と云わざるを得ず蓋し博学多芸は造化の微妙を奪う學術進歩の社会尔は最早之を望む能わず専学専芸こそは実尔學術の進歩を来すの管鍵と云わざるを得ざるなり」佐藤、前掲書、39頁。

また、そうした学生を抱える農学校においては、数多くの学科に多くの時間を費やす「博学多芸」のリベラルアーツ型教育ではなく、「専学専芸」という専門化された農学教育こそが必要であり、「學術の進歩」の鍵であるとも述べている。

1886年末には帝国大学令や師範学校令、小学校令、中学校令などが公布され、文部省が管轄する学校の整備が行われたが、札幌農学校においても翌1887年には佐藤の組織改革案を大きく取り入れた形で校則が改正されている¹²¹。この組織再編の結果をまとめると、第1に、佐藤の改革案②にある土木工学系の人材育成のため工学科を設置し、農学科と工学科の2つを本科とした。また外国人教師から日本人教師への切り替え、一般教養の減少などと教科の面でも変化が起こっている。第2に、修学年限を4年、入学資格を13歳以上とした予備科が設置された。この予備科は2年後には修学年限5年の予科へと改変されているが、北海道に不足していた中等教育機関としての機能を意図していたとされる。そして第3に、西欧の農法による農業従事者の育成を目的とした、修学年限2年の農業伝習科が設置された。予備科や農業伝習科の設置は、佐藤の改革案の③にもあるように実業教育を重視することが目指されている¹²²。この他にも、教授会の設置規則や学力優秀者に対して卒業後に研究生の枠を設けるなど、多岐に及んでいる。

こうした組織再編を象徴的にあらわすのがドイツ学への接近である。1887年以降、教員の留学先はドイツを主とするものになり、また1888年にはドイツ語が科目に設置されている。1887年にドイツ留学が決まったのは、助教に採用された廣井勇¹²³と新渡戸稲造であった。また『北大百年史』には、この時期に「独逸研究会」が教員によって設立されたとある¹²⁴。

2.2 北海道庁の殖民地選定事業

前節で見たように、佐藤の帰国と前後する時期に札幌農学校には変化が訪れている。こ

¹²¹ 『北大百年史』、80-81頁。

¹²² こうした予備科や農業伝習科などの設置による実学への注目は、内地では世紀転換期の農村を中心に起こっていることから比べれば先行している。実学の普及を目指した実業学校や実業補習学校は、1899（明治32）年の「実業学校令」により急激に整備され、1899年に108校7354人であった実業補習学校の数は、1905年には2,746校121,502人となり学校数・生徒数ともに急激に増加している。実業補習学校の9割は農業補習学校であり、多くが農村に設立された。補習学校とは、実業学校と同じく初等教育を修了した者に対する中等教育のために設置された学校であるが、実業学校が農工商の職業教育機関であったのに対し、実業補習学校は既に職業に従事している者に対する教育機関であった。文部省編『学制100年史』帝国地方行政学会、1973年。

¹²³ 廣井勇 [1862-1928]：高知県出身。札幌農学校2期生、1882年に卒業後、アメリカとドイツに留学し、土木工学を学ぶ。1889年に札幌農学校土木工学科教授、1899年に東京帝国大学教授となる。1893年には小樽築港事務所長を兼任し小樽港の築港に従事する。廣井に関しては、高崎哲郎『評伝 山に向かいて目を挙ぐ一工学博士・広井勇の生涯』鹿島出版会、2003年を参照。

¹²⁴ 『北大百年史』、84頁。

の時期の北海道はどのような状況であったのだろうか。次節で検討する「大農論」の発表、そして北海道庁の設置される 1886 年には、「植民地区画法」が公布され、北海道全域の未開地の植民地撰定事業が開始された。北海道庁によるその事業は同 1886 年から 1899 年にかけて行われ、結果として農場や牧畜に適する土地およそ 28 億 6660 万坪が撰定された。この事業に関わっていたのは、札幌農学校の第 1 期生である内田澗と柳本通義であり、調査結果は『北海道植民地撰定報文』(完・第 2 報文・第 3 報文)としてまとめられている¹²⁵。内田と柳本は、測量工夫や案内人のアイヌを雇って石狩の原野を分担して測量し、土壌や植生、水害の有無などを数年がかりで調査している。

「撰定事業着手の準備成り石狩原野を上川、雨龍、空知の三大区域に分ち三名の主任之れに当る、余は空知郡を担当す、五月下旬助手一名に測量工夫七人内土人四人を各主任引率して札幌を同時に出發す本調査は開拓以来の大事業にて本道内部の実質養牧及移民適地の地積を撰定踏査し以て拓殖の資源開発の基礎となることなれば全く未開の土地に踏入り素より道路なく人家なく亜非利加探検にも比すべく随分冒険事業なるも各自 30 才以後の血氣旺盛時代なりしかば難事業に能く堪え得たる次第なり、五六ヵ月分の糧食(味噌、食塩、醤油、副食物は缶詰、切干、梅干)ワラヅ等を丸木舟に積込み天幕三張を一組にて携帯、石狩川を浜行し適宜の場所に露営す、川原若くは沿岸草地に四泊の後空知太に達し同所にて他二組と分る、一は雨龍、一は上川に向って浜行す、余等は之より空知川に上る空知太アイヌ一人を川案内として傭入る、翌日三艘の丸木舟にて一行一同上る、此附近至る処陸上道路なく少数アイヌの小屋の外人家あるなく全く未開の地にして一行の外人跡もなく人郷とてもなく寥々たる別天地なり」¹²⁶

佐藤昌介による「植民地探検」と非常に似た回想である。柳本は、北海道庁の植民地撰定事業及び、水害で罹災した十津川村の住民の移住事業も兼任しており、植民地撰定事業で測量された土地への最初の入植者は十津川からの避難民であった。

「大瀑布は通船不可能なるにアイヌをして丸木舟を造らしむ其為め約 1 週間此瀑布下に滞在す、下流の船は陸上に引揚げ米味噌の一部は仮小屋に貯蔵し新造船を用いて浜上す、愈無人の境に進み行きフラヌ河々口に達し爰に露営を張りフラヌ原野の位置方向を探查す、然るに沿岸より樹木鬱蒼密生し荊棘繁茂し川底は流木を以て埋り浜上最も困難を極め毎日流木を切り僅に通路を開きつつ遡り川口より五、六里の地に露営を移して調査を始む、内部原野は開闢以来人跡到らず樹木鬱蒼画猶暗く草木鬱生して人より長く沼地あり低湿地あるも咫尺を辨せざれば喬木に樊ち上り漸く原野の大勢を一瞥して之れが方向を定めフラヌ川を仮基線とし荊棘を刈り測器を使用して原野を横断し実測するに東西二里余に亘る廣原の縦断は一日に了らず」¹²⁷

¹²⁵ 北海道庁『植民地撰定報文完』北海道廳第二部植民課、1891 年。

¹²⁶ 柳本通義「柳本通義自叙伝」、野村武雄『埋もれたパイオニア小林三郎・柳本通義』美瑛郷土史研究会、1993 年、14 頁。

¹²⁷ 柳本通義「柳本通義自叙伝」、野村武雄『埋もれたパイオニア小林三郎・柳本通義』美瑛郷土史研究会、1993 年、15 頁。

こうした植民地撰定が終了した後に、北海道植民地の区画測定が行われており、佐藤昌介が博士論文において検討したアメリカ式植民地の区画法である方形測量方式 (rectangular survey system) が用いられている。こうした区画測定には、札幌農学校からも教員のブルックスが生徒をともなって参加している¹²⁸。区画の撰定はまず対象となる原野のほぼ中央に基線を設け、基線と直角に 300 間 (540m) 間隔の号線を設定し、東西にそれぞれ中区画となる 300 間平方を設定し、それをさらに 6 分割したものが 100 間 (180m) と奥行き 150 間 (270m) の小区画 1 万 5 千坪 (5 町歩) を農家一戸分の面積とした。このように北海道庁は土地に関してはアメリカの先例にのっとり測量、区分を行っており、そこには佐藤昌介をはじめとするアメリカ土地制度研究の影響がみられる¹²⁹。植民地撰定事業を担当した柳本は、1898 年には後藤新平による官制改革がすすむ台湾総督府にわたり、殖産課長を命じられ樟脳の特産事業を担当した。柳本の後任として台湾総督府の殖産課長を勤めるのが新渡戸稲造である。

2.3 佐藤昌介「大農論」の検討

1886 年にアメリカ留学から帰ってきた佐藤は、その年に「大農論」(『農学会会報』3 号、1886 年) を発表する。ここでは「大農論」から、佐藤の農業思想を確認する¹³⁰。

佐藤は日本農業の問題として、農村部の人口増加、土地の狭隘、高額の小作料の三点を指摘したうえで¹³¹、更にその狭隘な土地に対して「最大の労力」を費やしているとして、封建的農業経営のあり方を問題にしている。また「最高の小作料」として、イギリスの一エーカー当たり「6 円」に対して、日本の場合は 13 円 30 銭にもものぼると高価な労働力についても注意を向けている。こうした内地農村の問題の解決策として、アメリカ型農業の

¹²⁸ 「ブルックスの直弟子たち...による植民地撰定調査も 1880 年代初頭には本格化していた。1891 年に出版されたその最初の報文は全道の大原野をほぼカバーしていたし、第二、三報文では、フェスカ法の凡例を導入して調査法を大改定するとともに、宮部金五、大島金太郎の協力を得て、精度も大幅に向上した。」高井、前掲書、64 頁。

¹²⁹ 「道庁での植民事業の責任者である担当課長の小野兼基は佐藤と札幌農学校同窓であるが、佐藤の帰国と入れ替わるように明治 20 年 (1887) タウンシップの調査にアメリカに赴き、半年間の現地調査、視察を行っている。」柳田良造「北海道開拓期における殖民区画制度の計画原理と集落デザイン」『日本建築学会計画系論文集』74 巻 635 号、2009 年、99-106 頁。

¹³⁰ 矢島武はこの「大農論」にこそ北大植民学派の「中心思想」をみる。「佐藤を原典として新渡戸、高岡、伊藤と連なる札幌農学校 (Sapporo College of Agriculture, 1876) をみる。」の農業経営観を概観したが、その中心思想は「大農論」であるということが出来る。それは、日本農業の経営規模を零細過小として、これが規模拡大をはからねばならぬと主張する点で一致している。しかも、単に量的な問題としてではなく、農業経営を営業 (Gewerbe) として把握し、いわゆる経験農業に対し、学理農業を強調すること、地力維持を重視し、輪作論を展開していることに質的な特色があるのである。そして、札幌農学校で「農業経済 (学)」なる題目の下に教授されたのは内容的には農業経営学であり、その内容は、主として、テーアに追従したものである。矢島、前掲書、115-116 頁。ここで佐藤が「追従した」とされるテーア (Albrecht Daniel Thaer) は、ドイツ農学の祖として明治期の日本にも紹介されている。しかし、土地肥沃度と地代論を基礎に置くテーアの農学と佐藤の農業思想的な関係は単純ではない。

¹³¹ 「嗚呼我が農家は最小の農地を耕し最高の小作料を払い最多の労力を費やして粒々辛苦漸く露命繋ぐ実に憫驚すべきものは本邦の農家にあらずして何ぞや」佐藤昌介「大農論」『農学会会報』第 3 号、1886 年、22 頁。

導入による農業技術の改良と北海道への内国植民を提起する。井上勝生は、佐藤のこの部分に、「国土の狭隘」と「農家人口の過剰」という土地と人口の関係（土地—人口論）から内地植民に繋げる北大植民学派の原型をみている¹³²。

佐藤の提唱する「大農」とはなんだろうか。「土地を多く耕し資産も豊かにして多数の農夫を使役し社会に立って地位も高く自づから人の尊敬を受け又た才幹にも長け能く事業の計算をなし収益の多き農業を営なみ豊かなる生活を為し居るものは即ち豪農或は大農たり」¹³³とあるように、大農とは大規模農業を経営できる「才覚」をもちながら、「社会に立って地位も高く」とあるように名望家的な存在であるとされている。そして、大農の特徴としては農業形態の「粗放」、つまり土地の面積に対して必要とする資本及び労力が少ない状態のことをいう大農＝粗放農業、と規定している。

「大農をなすには資本と労力とを減少して土地の歩合にて収入を減ずるも全局にて収入の多きを以て営業の要訣とせざるを得ずされば耕種の植物に於ても能く其種類を撰択せざるべからず果物惣菜の如き或は貿易的植物麻亜麻藍の如き労費を要する多きものは大農之を耕作するを得ず大農の耕作に通ずる植物は専ら穀物にあり飼養する畜類は牛馬羊なり尤も大農は副業を営む処は耕作する植物の之に応じて選択するを得べし製糖製粉製酪の諸業は大農之を兼子行ふ」¹³⁴

また「大農」経営における生産物の品種については、貿易輸出用の作物である麻・亜麻¹³⁵・藍などは「労費」が高いため適さず、果物や惣菜など国内市場向けの作物など種類を選択せざるを得ない。そうしたなかで最も大農に適した作物としては穀物があげられ、畜類としては牛馬羊が挙げられている。また副業として、甜菜を栽培しての「製糖」や、麦などの「製粉」、そして牛乳などの「製酪」をすすめて、農産物の流通路が小さいときには、生産物の重量が小さく価値の高い製品を生産し、市場の需要が高まるにつれて農業規模を拡大するとしている。

「大農を行ひ得べき地方は重に人口の稀疎にして労力の高貴なる地方なり人口周密にして労力の廉価なる地方に於て若し大農を行はるるをみれば之を逆順の現象と見て可なり夫れ然り労力にして高貴なる処は労力者の監督は尤も深く注意を要せざるを得ず然るに事業にして錯雑なる処は監督者の注意甚だ周到なるを得ずして労力の徒費を見るべし故に農場の組織を簡短にして以て労力の徒費を省くは大農の経済上の尤も注意すべき点なりとす」¹³⁶

そしてこうした大農経営を行うのに適した場所は、「人口の稀疎」であり「労力の高貴」な

¹³² 井上、前掲 2003 年論文、117 頁。

¹³³ 佐藤、前掲書、8 頁。

¹³⁴ 同、10 頁。

¹³⁵ 亜麻（あま）：茎部より麻よりも上質な繊維がとれ、種子からは亜麻仁油を取ることができる。日本国内での本格的な栽培は北海道開拓の初期に榎本武揚によって導入されたことにはじまり、第二次世界大戦をピークに繊維用として北海道で広く栽培された。

¹³⁶ 佐藤、前掲書、10-11 頁。

る地方としている。

「今日は一方に於ては農家余裕の労力を他に移し一方に於ては未開の原野を利用して過小農の弊を矯め少なくも欧州の最小農国たる白耳義国の平均地積一八及至二〇「エークル」を以て内地農家耕作の平均地積となすを得ば……決して英米の大農論を主張するを要せざるなり然るに北海道の如き人口稀疎にして気候は稍々寒冷邦土は未開にして耕すべきの原野饒多なる地方に於いて……一〇万坪以上若くは二〇万坪を耕作するを務めざるべからず嗚呼北海道は実に本邦の大農を施行すべき所たり又た英米の農業も稍々之を実行するを得べし学理や技術や経済の適用も北海道は之を試むるの余地あるものとす」¹³⁷

佐藤は、上記のような日本農家の現状分析から、内地の農村の「余裕の労力」を移し未開の原野を利用して農地の問題を解決させることこそが急務であり、そうした過剰な人口の「内国植民」の先として北海道が最適であると論じている。また「内地」の狭隘な土地での農業経営規模の大中小（ベルギーに相当）は、北海道における中小農経営に相当し、北海道の大農経営においてこそ内地では不可能なイギリス・アメリカ型の先進的な大農経営を行うことが可能であると力説している¹³⁸。そしてこの大農経営においてこそ、イギリス、アメリカ型の最新の農学の「学理」や農業「技術」、そして「経済」が適用できるとする。この「経済」の意味において、佐藤は大農にこそ日本の産業化の可能性を見ている。

井上勝夫によると、北海道庁の設立にともなう開拓政策の転換の結果として、内地の資本家（華族や大商人）を誘致しての「大土地所有制」が形成されていたが、「大農論」の論旨が「北海道土地払下規則」の土地所有の規模の原則的な制限に対して批判を提起していたことを理由に、国有地の不正な土地払いさげが問題化していた時代に、土地投機や寄生

¹³⁷ 佐藤、前掲書、24頁。

¹³⁸ 佐藤昌介はクラークについて述べた文章において、大農経営と宗教心の関係を以下のように論じている。「先生は又熱心な宗教家（クリスチャン）で、始終学生に信仰の大切なことを説いたものである。先生は常に我々に『信念あってこそ人生といふものは意義ある生活をなすことが出来る。その信念さへ堅固であったならば、道徳といふものは自然に立つて行くもので、道徳以上に信仰といふものは大切なものである』と諭された。先生の感化を受けて信仰の生涯に入ったものも吾々青年には少なくない。その信仰はお寺で礼拝をするばかりでない、日常生活に信仰を及ぼさなければならぬものであった。大農場を経営するに当っても、その信念を以て経営する。云はゞ応用的宗教、応用的道徳で、理論よりは応用が大切である、人生万事皆さういふ道徳の根源に立戻って進まなければならぬものといふのであった」と。之は明瞭に清教徒の態度である。『現代』昭和6年3月号（佐藤昌彦『佐藤昌介とその時代・増補』2011年、40頁）。及び、佐藤の以下の記述を参照。「此の様にその本国から、意見を異にするという理由の下で分離はしても、尚宗教心が深く、キリスト教信者であると言い得る為には、彼等は至る所でその境遇に応じて各人は神の国の建設に努力する事が出来る事を実証しなければならなかった。ニューイングランドの清教徒植民地の建設は、まさに此の考えの実現であり、彼等は此の建設をした事によって、神の栄光をあらわしたと考えたのであった。」同、62頁。北大植民学を継承する矢島武は、北海道のキリスト教にウェーバー的な意味でのプロテスタンティズムと資本主義の精神をみる。「札幌農学校はクラーク以来キリスト教—プロテスタンチズムを **Ethos** 形式の基準とした。それはマックス・ウェーバーがいうように、資本主義の精神を形成したプロテスタンチズムの倫理である。この影響は当然農業者にも及んでいる。例えば、北海道の酪農家にはキリスト教徒が多いということも決して偶然ではないのである。」矢島、前掲書、108頁。

地主化した大農経営を事実上擁護する論説であったとしている¹³⁹。ここで井上は北海道における地主制の確立という歴史的な展開から佐藤を批判している。しかし、佐藤の主張は、あくまで農業技術の改良と内国植民による農村問題の解決策なのである。それは「地主制化した大農経営」を「事実上擁護」するのではなく、内地資本による地主を呼び込むことと交換に産業化＝資本主義化への道を開くということである。

このような佐藤の大農論の背景にあったのは、R.イリーに影響を受けた社会進化論的な農業経営規模論ともいべき社会と農業経営規模が連関した発展モデルであった。

「大農の起源を繙ぬるに或は人為の制度に原づくあり或は天然の検束に困するあり昔時米
国南方の諸州に於て大農の過多なりしは重に奴隷の制度之を生ぜるものなり孰れの邦国を
問わずして劣等の種族ありて廉価の労力を供給する処は優等の種族是を利用して以て農業
の規模を大にするを得べし又社会経済の進路は自由にして活発なる処は土地購買の自由と
営利の刺衝は亦た大農を興ずに至るべし又た教育の進歩著しく智識の発達大なる処は必ず
農業の標準を高めて他の職業と地位を同ふせしめ営業を改良し取得を増加して遂に大農を
起すに至る要するに大農は地勢に応じ人智に随ひ以て自然に進化し来るものと謂つべし」

140

佐藤は「大農」が生まれるには、「人為の制度」に基因するものと「天然の検束」に起因するものがあるとする。19世紀末にプランテーション農業が盛んであった米国南部に大農が多い理由として、異なる民族が存在する土地では「優等の種族」が「劣等の種族」を廉価な労力として使用し、農業経営規模の拡大をすることができたからであると論じる。また社会経済が「活発」なところは「土地購買の自由」と「営利の刺衝」によって大農が起り、「教育の進歩」が大きい所も農業の改良が進み大農に至るとしている。大農は、こうした「地勢」や「人智」によって「自然に進化」するものなのである。佐藤の議論では、大農という発展の過程において「劣等の種族」を「廉価な労力」として使用するという奴隷制に近似した状況と、「土地購買の自由」によって自由な土地取引を進めるという一見矛盾する論理が共存している。これは資本主義経済への移行において「債務奴隷制的な雇用形態」の存在をみてとるレーニンの議論にもかかわっている。資本主義経済の進展のなかで、農民は土地から離れて農業・工業労働者となるため農民を土地にしばりつける「債務奴隷制」は消滅しなければならないが、同時に雇役制度農民の債務奴隷化を永続させる¹⁴¹。

¹³⁹ 井上勝生、前掲 2003 年論文、124-126 頁。

¹⁴⁰ 佐藤、前掲書、11 頁。

¹⁴¹ レーニンの以下の記述を参照。「実生活は、その基本的な特徴の点で対立的な諸経済制度をきわめて徐々に結合する諸形態を、つくりだしている。どこで「雇役」が終わり、どこで「資本主義」がはじまるのかということは、言えなくなっているのである。このように、現代の地主経済のあらゆる多様な形態は、二つの制度に、つまり、いろいろに組みあわされた雇役制度と資本主義制度とに帰着する」レーニン、前掲書、187 頁、及び「——雇役は、必然的にもっとも低い労働生産性を前提とする。だから、収入をふやすにしても、余剰生産物の量をふやすことができず、収入をふやすためには、あらゆる債務奴隷制的な雇用形態をもちいるという一つの手段しかのこされていない。逆に、純資本主義的な経済のもとでは、債務奴隷制的な雇用形態は消滅しなければならない。なぜなら、土地にしばりつけられていないプロレタリアは、債務奴隷制には不適當な対象だからである。——労働生産性を高めることは、収入をふやし激

佐藤はこうした大農の特質として以下の6つの点を挙げる。

- 1 「大農は分業法を行うこと容易なり……之れを工業製作に比する●（トキー引用者）は甚だ困難を覚ゆ然りと雖も大農場は恰かも動植物の製作場に侔しきを以て農業的に工人を用ゆるや又た甚だ少しとせず故に彼等の技倆に応じ適當の事業を取らしむる処は大に生産を増加するに至る」
- 2 「建築物及び農具機械の經濟に至ては殊に大農に於て其功果を見るべし
- 3 「大農に於いては能く資本を運轉して之を活用するの便あり」
- 4 「機械の發明は大農大に之を刺衝せるものなり」
- 5 「大農は經濟學上所謂收入減殺法の制限を受くること少なし」
- 6 「大農は土地一部の收入少なきも全部の收入多きを以て資産自づから富有為めに地方の便益を計ること少なしとせず或は教育の進歩を謀るが如き或は學術の利用を拡充するが如き或は社會の改良を促すが如き或は地方の精神となり風紀を維持するが如き或は農業の品位を進むるが如き是れ皆な大農に望むべくして小農に期する能わざる所のものなり」¹⁴²

大農とは、あたかも工場における製作のように農場内での分業を基礎としながら、「農具機械」の効率的な使用、「資本」の投入、「機械の發明」を行う場であり、それは「學術の利用」と密接に関係している。佐藤のいう「分業」とは、「米國北都諸州の農家」をモデルとした「土地、労働、資本」という「組織生産上の三要件」を分離しない農業經濟における分業ではなく、商品經濟の進展によって生み出される国内市場の基礎となる「社会的分業」である¹⁴³。このような農業經營のモデルと、専門化された農学校などの研究機関と

烈な競争にたえるためのただ一つの手段として可能であるばかりか、また必要にもなってくる。こうして、わが国の純資本主義的な經濟の特徴づけ——それは雇役をあれほど熱心に理想化しようとしてめた当のカブルコフ氏がやったものだが——は、つぎの事實を完全に立証している。すなわち、ロシアの資本主義は、農業の合理化や債務奴隷制の消滅を必然的に要求する社会的諸条件をつくりだすが、逆に雇役は、農業の合理化の可能性を排除し、技術の停滞と生産者の債務奴隷化を永続させる、ということである。」同、207頁。

¹⁴² 佐藤、前掲書、12・14頁。

¹⁴³ 以下のレーニンとイリーの記述を参照。「商品經濟の基礎は、社会的分業である。……。現物經濟のもとでは、社會は多くの同種の經濟單位からなりたっていた（家父長制的農民家族、原始的な農村共同体、封建領地）。そして、このようなおのおのの單位は、いろいろな種類の原料を採取することから、それらを消費するように最終的に準備することまでの、あらゆる種類の經濟活動を行っていた。商品經濟のもとでは、種々の經濟單位がつくりだされ、個々の經濟部門の数が増加し、同一の經濟的機能を行う經濟の数は減少する。社会的分業のこの累進的成長こそ、資本主義のための国内市場の創出過程における基本的な契機である。」レーニン、前掲書、13頁。及び「生産要件の組織は往時にありては簡易なりしと雖も作業的開明の發達と共に絶えず錯雑となり分業は又其の發達に伴ふものなり往時の家族經濟は其組織生産上の三要件を分離せずして一人にて土地、労働、資本の所有者となり其生産は總べて適當と認むる方法に由て生産上に與かれるものに分配するものなり共同村落の生産にありては其器械は共有にしてその管理は共同の指揮者之れを司り習慣に基づきて制定せる規則によりて之れを分配す其分配は生産の要件に従ひ之れを分配する者にあらずして一人にて給料も利息も地代も利益も共に之れを受くるものなり然るに近来に至りては生産の新組織起り其要件を分離して之れを種々の作業的階級に分ち之れが爲め生産の要件は其生産に於ても亦分配に於ても通常判然區別することとなれり是れ最も輓近の事に係るを以て今日猶ほ此の分離は作業の過半に於て行はれざるものあり故に階級間の軋轢更にあらざる所あり米國北都諸州の農家は通例土

農業の距離はますます縮む。

以上のように、土地の過小や人口の過剰を病的で社会進化を妨げる害であるとみなす一方、高度な社会分業によって社会的な発展がもたらされるという思想は R.イリーの経済思想から非常に大きな影響を受けたものである。

3 R.イリー『威氏経済学』の翻訳と社会主義ユートピアの文明論

3.1 『威氏経済学』の導入

帰国後の佐藤昌介の学問的な仕事として R.イリーの経済学入門書の翻訳『威氏経済学』（“An Introduction to Political Economy”1889）が挙げられる。留学時の佐藤の指導教官であったイリーとはどのような人物なのであろうか。R.イリーについては 1885 年のアメリカ経済学会の設立に関わっていたことから、近年アメリカにおいても思想が再評価されつつある¹⁴⁴。一方日本においては、アメリカ遊学中の片山潜に影響を与えたことや、札幌農学校からジョンズ・ホプキンスに留学した佐藤昌介や新渡戸稲造などへの影響は指摘されているが、本格的な研究はなされていない。イリーの自伝である R.T.Ely, *Ground Under Our Feet, An Autobiography*, New York: Macmillan 1938 を検討した小原（1950）¹⁴⁵においては、ハイデルベルク大学に留学時に、カール・クニース（Karl Knies）の指導のもとでドイツ歴史学派経済学から強い影響を受けたことがふれられている。また武邦保によるイリーの研究ノートでは、社会主義思想とキリスト教の二つの観点からイリーの初期の社会主義関連文献がまとめられている¹⁴⁶。近年では、野田（2013）において制度派経済学のコモンズへと継承される概念としてイリーの所有権観が検討されている¹⁴⁷。最もまとまった研究としては、田中敏弘によるアメリカ経済思想史研究において、ドイツ歴史学派の影響とアメリカ経済学会の設立に関する章で整理されている¹⁴⁸。

ジョンズ・ホプキンス大学に所属していた時期のイリーは、フランスとドイツを中心とした労働運動、社会主義の思想などを中心にアメリカに紹介し、アメリカにおける労働運動、社会主義運動を同時代の問題として経済学の視点からどのように扱うのかということに集中していた。1880 年代から世紀転換期にかけてのイリーの著作では、農業問題にはほとんど触れられていない。佐藤昌介は、イリーの労働運動の研究よりは、むしろ社会主義

地の所有者、資本家、勞力者又管理者たるものにして地代、利息、給料及び利益を受け生産の全軀に於て更に區別する所あるを見ず」イリー『威氏経済学』、282-283 頁。

¹⁴⁴ Warren J. Samuels (ed), *Richard T Ely's the story of economics in the United States*, Amsterdam: JAI Press, 2002,.

¹⁴⁵ 小原敬士「リチャード・イリー」『社會經濟史學』16 卷 2 号、1950 年、74-103 頁。

¹⁴⁶ 武邦保「<研究ノート>リチャード・イリー(Richard TEly, 1854-1943)ノート (その 1~4) アメリカの教会人と社会運動」『同志社アメリカ研究』14 卷、1978 年、86-92 頁、16 卷、1980 年、49-57 頁、17 卷、1981 年、101-109 頁、18 卷、1982 年、29-37 頁。武はここで、イリーに最も影響を受けた日本の社会主義者として、片山潜を挙げている。武、前掲 1980 年論文、34 頁。

¹⁴⁷ 野田浩二「制度派環境経済学者としてのリチャード・イリー」『東京経大会誌(経済学)』279 卷、2013 年、181-195 頁。

¹⁴⁸ 田中、前掲 1993 年論文、65-83 頁及び田中、前掲 2002 年論文、83-89 頁を参照。高哲男「アメリカにおけるドイツ歴史学派の影響」(田中敏弘『アメリカ人の経済思想』日本経済評論社、1999 年、68-69 頁)。

思想に強い影響を受けた経済学の方に興味を持っていた。『北大百年史』を始め、札幌農学校へのイリーの影響に触れる研究は多くあるが、イリーの経済学から佐藤昌介がどのように影響を受けたかは立ち入った議論は十分ではない。

ここから、イリーの代表作でもあり札幌農学校でも使われていた『威氏経済学』(“An Introduction to Political Economy”1889)より、イリーの経済学について検討する。少し長くなるが、イリーが経済学という新しい学問分野での研究について述べている個所を引用する。

「経済上の問題を討究するに當り近代の緊要なる発達にして特に掲出するを要するものあり資本なる語を以て出現せる新動力是れなり此の動力は又屢々資本的生産なる語を以て言現されたり是れ実に近代の社会主義を起せる所のものなり然れども新動力と稱すと雖も往時敢て資本なるもの之れなしと云ふにあらず資本は常に存在せること明げし何となれば資本は過去労働の生産を貯蓄し将来生産の目的の爲め之れを使用する者なればなり然れども現今の如く特に著大にして且つ強盛の力を有する資本は新規のものたること疑ひなし資本は社会的問題の湊合する焼點なり而して資本及び勞力なる語は種々の關係に於て絶えず各人の口頭の上る然れども今日或は資本を排斥し或は保護する絶叫の聲は中古時代にありては決して之れを理會し能わざるものたるは世人の唱ふる所なり其理由果して如何なるやを研究すれば他あらず何人と雖も資本の存在を保護する必要を認めざるなし資本に抗して十字軍を起せる社会黨は實に資本の使用を擴充することを望めり然れども過去労働の貯蓄たる資本にして衣食住又は器具、機械又は鉄道機関者、蒸気機関、電信、電気の如きは大に物件の生産を増加すと雖も又分解的の動力となり生産の組織を分解せしめたり而して分解は作業の発達と相伴へり蓋し経済上の問題は現今の資本的生産の方法を非難するにあり資本即ち器械は一階級之れを有し勞力は他階級之を有し斯く二大階級あるを以て其生産する物件を分配するに當り争ひを生ずるに至ることは慥なる事實なり生産既に終り一階級にして利益を得る多き時は他階級の爲め残る所少し故に二階級の利益を以て全く同一なりと論ずるは徒に詭辨たるのみ斯く利益を異にして作業の軋轢を生ずるものは一階級にて勞力を有し他階級にて資本を有する場合には避く可からざる弊害たり前既に論ぜるが如く往古に溯りて之れを見れば此の階級の分離は決してあらざるなり面して其此の如くならしめたる方法数多ありて奴隸制度即ち其の一なり何となれば奴隸制度即ち其の一なり何となれば奴隸の制度は勞力と資本とを挙げて一人の手に歸せしめたるものなればなり隷屬も亦其の一法にして勞力と資本の一致を遂ぐるは稍々前に同じ」¹⁴⁹

イリーは「資本の新緊要」として現在のアメリカが直面する「資本」の問題を描いている。社会問題として現われた「資本」の問題に対して、その「排斥」もしくは「保護」が叫ばれている。「資本に抗して十字軍」をおこした「社会黨」においても、「資本の使用を擴充」することを求めており、資本の保護を認めざるを得ないとしている。また「作業」(産業)の発達にともない生産の組織は「分解」される。そうした「分解」が進むなかで、一つの階級は「資本即ち器械」を有し、他の階級は「勞力」を有するようになる。このような二

¹⁴⁹ イリー、前掲書、89-91頁。

大階級のもとで「生産する物件」の「分配」にあたって争いに至ることは事実であるとしている。この階級間の利益は同一ではなく、「階級の分離」は産業へ軋轢をあたえてしまう。

そこでイリーは「労力と資本と一致せしむる方案」を述べる。

「吾人は既にしぜんなるものは往時経済上の階段に於て緊要の原素なると論ぜり往時労力は劣等の原素にして資本も極めて粗雑の有様なりしが作業の文明漸く進歩するに従ひ人間の労力は次第に自然を制して其程度を高め常に器具機械の助けを得て生産の枢軸となれり然れども時代の變遷するに随ひ器具、機械は往時に比して其有用を増せしこと幾千倍なるを知る可からず之れと共に費用も亦増大の者となれり往時一ヶ年を要して生産せるものは現今日にして之れを生産す然れども数多の器械共同して労働せざる可からざるを以て之れを所有するに巨大の富を要す生産上の補助即ち資本なるものは最早や労力に伴随するものにあらず資本は生産上過多の領地を占め其力廣大なるに至れば資本主なる一階級起りて之れを有するものなり斯くして資本は近代経済的生活の中樞となり又其困難の原因となれり是れ労力と分離せる動力たるを以てなり資本は人間を分離し判然之れを別階級に置く社会黨が資本に社会的の定義を與ふるも亦之れに由る社会黨の大首領たる独逸人かーる、まーくす曰く「黒奴は黒奴たり然れども或場合に於ては又奴隷たり實綿紡績機械は實綿を織りて衣服を製するものなり而して或場合に於ては又資本たり資本は生産事業に存在する社会的の関係をいふ其関係たるや歴史的たり生産に要する器具機械の如きは直接生産者の財産たる時は之れを称して資本となす能わず其資本たるを得る場合は単に労力者を虐使し壓抑する時なるのみ」とまーくすの意は経済物件の資本たりを得る場合は過去労働の貯蓄にして現に雇主の手にあり万国歴史上曾てあらざる樞要の地位を占むる時のみを謂ふなり生産を大仕掛になし又は小仕掛になすの問題は究竟組織の方法如何に関するものにして其方法異なれば資本の活用も亦異なる故に将来作業社会を組織する大問題は資本の問題其焼點たり嗚呼往時の生産方法は既に過ぎ去りて復歸る可からず如何にして舊法の便益を新法の便益に一致せしめんか世上嘖々として資本と労力の再び一致せざる可からざるを論ず然れども其方法に就ては異論百出して歸着する所を知らず多くの論者は現今の組織を存し貯蓄銀行、建築組合及び会社の利益を労力者に分配する如き方法を以て此の問題を解かんとす又他の論者は労力者として其小貯蓄を集めて資本となし以て事業を起さしめんとを説くものあり」¹⁵⁰

「作業の文明」が進歩するにしたがって「人間の労力」は自然を制し、機械の助けをうけて「生産の枢軸」となる。資本は、生産上の多くの領地を占めるようになり、その力が増大することで「資本主なる一階級」が起り、近代経済の中心となる。イリーは、こうした資本家の勃興は、「労力」と「動力」の分離によって起こるとしている。そして「将来作業社会を組織する大問題」として「資本の問題」こそ考えなければならないとする。ここでは、「労力と資本と一致せしむる方案」として、貯蓄銀行や建築組合などにおいて「利益を労働者に分配」するような方法、労働者の小貯蓄を集めて資本として事業を起すなどの方

¹⁵⁰ 同、92-94頁。

法をあげている。

「需要と文明 此の事たるや米国現今の問題に大関係あり米人は其社會に於て需要なく願望なき人民のあるを欲せず此の如き人民は米国開明の進歩を沮格するを以てなり然れども総べての需要は正當なるものにあらず又希望すべきものにあらず需要の程度は種々の階段により人類の進歩するに従ひ物質的需要の外高尚なる社會的心意的、精神的の需要出づ物質主義は今日米国に於て危険なる傾向を示す蓋し社會の要する所のものは需要の成長を防ぐにあらずして寧ろ其潮流をして正當の河心に向はしむるに在り」¹⁵¹

また、イリーは産業化が進むアメリカ社会において、「危険なる傾向」をしめす「物質主義」に対して、経済発展による人類の進歩を導くため「需要」を正當な方向に導くことをとく。

3.2 国家経済における 3つの自由

アメリカ社会の産業化にともなう問題に対して、イリーはどのように向かったのであろうか。1885年にはドイツの社会政策学会の組織を模して、アメリカ経済学会が設立される。設立のための中心となったのは、R.T.イリー、H.C.アダムズ、そしてこの二人と同じくハイデルベルク大学に留学しクニースの下で学んだJ.B.クラーク、そしてE.R.A.セリグマンなどである。6月頃にイリーが配布した、アメリカ経済学会設立趣意書に含まれていた綱領(Platform)案には、古典派経済学との決別が宣言されている。

1 われわれは、国家をもって、その積極的援助が人類進歩のために不可欠な教育的で倫理的な機関であると認める。われわれは、産業生活における個人的創意の必要性を認めるにやぶさかではないが、レッセ・フェール学説は政治的に危険であり、道徳的に不健全だと考える。それは、国家と市民との関係について、十分な説明を与えていない。

2 われわれは、過去の世代の経済学を特徴づけていた究極的な諸命題を受け入れない。というのは、われわれは、経済学は今なおその科学的発展の初期段階にあると信じており、その発展を十全ならしめたるには、思索よりもむしろ、経済生活の現実的状况に関する公平な研究を重視するからである。われわれは、現在については統計を、過去については歴史の援助を求める。

3 われわれは、資本と労働の対立は、教会、国家および科学の総合的な協力なくしては、その解決などありえないような極めて多くの社会問題を、もたらしている、と考える。

4 政府の政策、特に貿易制限や国内産業の保護をめぐる政策研究に際しては、われわれは、決して党派的態度を取らない。従来もっと大きな調和が達成されなかった主な理由の一つは、つねに経済学者が政策唱道者として自己主張しすぎたことだ、とわれわれは確信する。経済状態は漸次的に発展するものであり、それは、それに応じた政策の変化に対処されねばならない、とわれわれは信じている¹⁵²。

¹⁵¹ 同、107頁。

¹⁵² 高哲男「アメリカにおけるドイツ歴史学派の影響」、田中敏弘『アメリカ人の経済思想』1999年、68-69頁。

この綱領は数年後に議論をもとに変更されるが、ジョンズ・ホプキンス時代のイリーの雰囲気が見て取れる文章である。ここで注意したいのが、ドイツ歴史学派の影響を受けた経済学は、産業化の問題が噴出するアメリカにおいて社会改革に向けた思想として位置づけられなければならなかった点である。社会改革を目指す学問において動員される論理が、一つは後述する進化論的文明論であり、もう一つが経済における「国家」の問題である。はじめにイリーにおける「国家」と「自由」の問題をみていこう。

イリーは近世の経済的生活の特性として、①自由、②道徳、③国家、の3つを挙げる。イリーは言う、近代における経済の「自由」とは「相対的自由」である。もし現代の社会において「絶対的自由」を再現しようとするれば、古代の無政府の有様にかえることになる、と¹⁵³。こうした近代における経済の自由を支えるのが、以下の5つの自由、A 労力の自由、B 土地財産の自由、C 金融上の資本の自由、D 起業の自由、E 市場の自由、である。

このうちイリーが重視するのは、A 労力の自由である。「労力」の問題は、佐藤昌介の植民論へとつながる点なので詳細に見ていく。イリーにおける「労力」の自由は三つに区分される。(1)「人身自由」においては、「人身自由は隷属を廃して法律上平等の主義を実行するに於て之を見るべし人身の自由は當世紀に至り漸く文明国一般に行はる」¹⁵⁴ものである。そして(2)「移動と取得の自由」においては、「移動と取得の自由は人々其好む所に居住を定め又其能くする所の職業を爲すの権利にして法律上特別及び個人の検束なきを云う」¹⁵⁵としている。こうした「移動の自由」についてイリーはアメリカ社会をどのように見ていたのだろうか。

「職工社會移動の自由は當世紀に至り漸く文明諸国に行はるあだむ、すみすが富国論を著すに當り移動の自由未だ英国に起らざりし同国に於て移動の自由の検束は貧民救済の法律に伴ふて生じたるものなり一町村は他町村の貧民救済を避けんと欲し猶ほその貧民を他町村に移して救助を受けしめ以て自己の負擔を免れんとすること往々之れあり是故に職工社會が新に居住を町村に構ふるに當り先ず其町村の役員に至り他人の力を假らずして自ら扶持し得べきことを証明し或は又以前の町村役員より証明書を持ち來らざるべからざるこの証明書は若し之を携帯するものにして公共の教育を仰ぐに至る時は其証明者之れを扶助し以前の町村に歸らしめざるべからざる責任を帯びたり斯く煩雜なる手續ありしを以て勞力社會の過半は其生地に住居し他に移動することなかりき此の住居に関する法律は住居取締規則と稱しあだむ、すみすが之れに論評を下せるを見るに英国に於て年齢 40 年に達せる貧民は多少住居取締規則が其移動を檢制して勞力社會を壓抑せることを感ぜざるものなしと云へり」¹⁵⁶

イリーは、19 世紀に入って、職工間での労働力の移動は文明国において起っている現象であるとする。しかしイギリスにおいては、アダム・スミスが指摘するように救貧法にとも

¹⁵³ イリー、前掲書、108 頁。

¹⁵⁴ 同、114 頁。

¹⁵⁵ 同、115 頁。

¹⁵⁶ 同、116-117 頁。

なって「移動の自由」は制限されており、このことが「労力社会」の進展を抑制していると述べる。イリーのいう「住居取締規則」とは、イギリスやアメリカ合衆国の救貧法の流れで立法された「居住制限法」(Law of Settlement and Removal)のことを指す。イギリスにおいては1662年に法制化されて以降、住民は法的にいずれかの教区に所属し、教区に対して義務を負う代わりに、災害や貧困におちいった際には教区から保護を受けることとなった。そのため救済対象となる住民に対しては移動の制限を設けられる。イギリス法制史研究においても、「救貧法」と「居住制限法」はセットとしてとらえられ、Law of Settlement and Removalが「定住法」と訳されるのはこのためである¹⁵⁷。

「遍歴(とらんぷ)者取締 職工社会移動の自由を檢束することは近代に及んで再び其施行を見る米国にて移動自由を濫用する者あるに依り各州遍歴者取締規則を發布するに至れり此規則は何等の目的もなく路金を携へずして地方を流浪する者を拘禁するなり斯かる編歴者は乞丐の夥伴と見做され多くは罰するに監獄署に於て一ヶ年間の拘禁を以てす」¹⁵⁸

これに対して、アメリカにおいては移動の自由を「濫用」するものがあつたため、「遍歴者取締規則」を發布し、移動の自由を制限することとなったとある。独立戦争後もイギリスからアメリカに向けて犯罪者の追放が行われていた。そして19世紀を通じてアメリカ合衆国は、ヨーロッパから押し寄せる移民に対する取扱いが大きな問題となる¹⁵⁹。

「国際間職工社会の移動を檢束することは近代の出来事なり米国及び豪州にて支那人拒

¹⁵⁷ 救貧法と居住制限法の関係については、以下を参照。「ギルバート法成立に象徴される、キリスト教福音主義派による運動とも連携した救貧法の人道主義化は、18世紀後半の産業革命の勃発によるイギリス新中産階級の台頭と労働者階級の発展、言い換えれば貧民の賃労働者化の促進の過程で必然的に発生したのは事実であるが、それが効果的に機能したとは言えない。なぜならば、アダム・スミスも述べたように工場制工業の発展はその前提として労働移動の自由化が要求される。しかし、ほかならぬ定住法の存在が、次第にこの時代の労働力自由化の阻害要因となる、との理論である。しかし、18世紀末から19世紀初めにかけて行われた、いわゆる貧困をめぐる論争で、たとえばマルサスは貧民の人口増加を農業による穀物生産と工業製品の増加との関係で説明し、賃金基金説として開明する中で救貧法解体論を展開した。」矢野聡「イギリス救貧法における right to relief の形成について」『日本法学』78巻2号、2012年、44頁。

¹⁵⁸ イリー、前掲書、117頁。

¹⁵⁹ 19世紀のアメリカ合衆国における各州間の移動の制限については以下を参照。各州間の人の移動の制限は、ヨーロッパからの移民の流れと大きく関係している。「南北戦争前には州政府によって移民規制が行われていたが、その規制は犯罪人や自活できない者などの到来を防ぐもので、植民地時代との連続性を示している。連邦憲法発足前の連合の時代では、その連合規約第4条において、「貧困者、浮浪者、逃亡犯罪人を除き、各邦のそれぞれ自由な人民は、各邦の自由市民のもつ一切の特権、免除を与えられる」と規定された。……。植民地時代に引き続き独立後も人の移動が規制された。1788年3月のニューヨーク植民地の「貧困者のよりよい定住と救済のための法」でも、船長は、乗客名と職業を報告し、ニューヨークに負担となる人物は送り返さなければならなかった。イギリスなどのヨーロッパの国々からは、犯罪者や貧困者などが独立後のアメリカにも送られてきたから、これらの移民の規制は、連邦議会でも議論された。1838年には、乞食や浮浪者に対する移民規制が連邦議会下院司法委員会で取り上げられたが、実現しなかった。」加藤洋子「人の移動規制と州権」『国際関係研究』(日本大学)、34巻1号、2013年、20頁。

絶の法律は其目的廉価なる勞力の輸入を防ぐにあり是れ近代に於て往古の禁則を回復せる好例なり米国の法律は米人にして外国の勞力者と契約を結び之れを輸入することを禁ぜり是れ亦其一例なり現今又勞力社會が万国何れの地にても自由に移動することを禁制せざるべからずとの論を唱ふるものあり」¹⁶⁰

イリーによれば、こうした国境を超えた国際的な労働力の移動に対する「検束」は、近代の出来事である。アメリカ合衆国やオーストラリアにおける「支那人拒絶の法律」がこれにあたる。アメリカ合衆国の連邦議会においては 1882 年に中国人排斥法が可決され、中国籍の未熟練労働者と鉱夫の入国を 10 年間禁止している¹⁶¹。ここでは、イリーは具体名を挙げず、「労働社會が万国何れの地にても自由に移動」することを禁止するべきではないという主張もあると紹介するにとどめている。

そして「勞力」の自由の三つめは、(3)「勞力に関する契約の自由」である。

「是れ勞力自由の第二項にして雇主と雇人の間は勞力の契約に於て法律上平等なるを云ふ是れ夙に佛国革命の時代に濫觴せるものと雖も其の普く文明諸国に行はるるに至れるは僅に近代の事たり あだむ、すみす及び同時代の学者は大に契約の自由より利益ある結果を得んことを希望せり然れども其の実際に現れたる効果は希望に副ふこと能はざりき前世紀の終りの哲学者は人間の自然平等を唱え不平等なる壓抑は全く法律制度の結果なる事を断言せり然れども其断定の誤謬たるは明らかなり經濟上の不平等は普通の雇主と雇人の間其地位の懸隔を来すは必至の勢ひにしてこの自然の傾向は遂に作業上勢力あるものは自由労働の契約に於ても亦其勢力を示すに及べり故に各国にて作業上勢力あるものは自由勞力の契約を保護するに熱心なる賛同者たり」¹⁶²

イリーによるとこのような労働契約の自由はフランス革命の時代に始まる。アダム・スミスの時代においては「契約の自由」から「利益ある結果」をひきだすことが期待された。しかし実際に現れた結果はこの「希望」に沿うものではなかった。ルソーを指すと思われる「前世紀の終わりの哲学者」は、人間の自然状態における平等を唱え、不平等は法律制度の結果としたが、イリーはその考えを「誤謬」として退ける。19 世紀に入って經濟上の不平等は「雇主と雇人」のあいだの地位において圧倒的な差となって表れている。そしてこの圧倒的な差とは「自由労働の契約」において現われているのである。

この具体的な例として、イリーは「勞力の検束」を挙げる。

「労働契約の自由は佛獨英米の諸国に於て徒に其名義を存せるのみ何国に於ても勞力社會の結合は自己の方法を以て自己の契約を結び或は労働し或は労働を罷め或は労働中其仲間を選択するが如き其他種々の事柄に於て其権利を検束さるゝの實跡あり之れに反し資本の結合に對しては此等の検束や、少し近来米国に於て法廷の判決は一層勞力団躰が行ふ勞力

¹⁶⁰ イリー、前掲書、119 頁。

¹⁶¹ 越川純吉「アメリカにおける中国人の法的地位」『中京法学』17 卷 1 号、1982 年、66-67 頁。

¹⁶² イリー、前掲書、119-120 頁。

契約の自由を検束するに至る此の自由の検束今日米国にて英佛獨伊の諸国よりは更に甚しきを見るもの、如し」¹⁶³

「資本」と「職工社会」の差から、職工はその団体を組織することで資本と同等の立場に立とうとする。しかし、イリーによれば、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカにおいては「労力社会の結合」によって自由な契約を結び、働き、仲間を選択することに対して規制がなされている。「労力団体が行ふ契約の自由」に関する規制は、アメリカにおいて最も甚だしいとしている。こうした問題意識は、イリーの 1880 年代における同時代の社会主義運動を紹介する著作にもよく現われている。

3.3 イリーの一般経済学

前節ではイリーの労力論についてまとめた。この節では同時代の労働運動とも共振するイリーの経済学がどのように構想されたかを見ていく。

「経済学は私人の経済相互の関係と市、町、村、州、国家の如き大なる経済団躰との連携や又其起源成長組織を論じ以て此等関係の秩序を制し既に達し又将来達すべき文明の需要に最も適当なる規律を制定するもの即ち経済学なり」¹⁶⁴

イリーが述べるところの経済学とは市町村、そして州、国家にいたる大きな団体と私人の経済の相互の関係や、こうした経済関係の成長にもなって将来の「文明の需要」に対して適当な規律を制定するものとしている。ここでいう「文明の需要」が何であるかは明確ではない。しかし、後述するイリーの「文明に於ける経済的進歩の階段」を論じている箇所でも明らかなように、イリーの経済学は 19 世紀末という産業化の時代のただなかで産業社会の諸問題と正面から取り組みながらも、その背景においては文明化の歴史を生きていたことを確認しておく。

こうした産業社会のなかで経済学はいかなる位置を占めるべきであるのか。『威氏経済学』第 15 章においては「経済学の利用及び他科学との関係」が議論されている。

「前章論ずる所により既に読者をして経済学は有用の学問にして学者之を研究する価値あるものたることを知了せしめたるならん……然れども経済学は単に学説に過ぎずして實地に適せずと論ずるものありて商業社会の屢々之を擯斥するを見る是れ速了の管見たり経済学は社会経済的の組織を論ずるものにして既に論究せる如き一定の方法を以て之れを研究し知識を開発するを得べし而して其知識は年所を歴るに従ひ之れを増し之れを傳ふるを得べし所謂實地家と稱する人の實際の経験は経済的知識の地位を占むるものにあらず」¹⁶⁵

ここでは、経済学は何よりも「有用の学問たること」が述べられている。それは経済学が

¹⁶³ イリー、前掲書、121 頁。

¹⁶⁴ 同、156-157 頁。

¹⁶⁵ イリー、前掲書、213-214 頁。

「實地家」によって退けられるような単なる「経済的知識」の集合ではなく、「一定の方法」に基づいて研究し、知識を開発し、年々これを増大させるようなものだからである。

「吾人は個人の法律上の関係を論じ私法に就て述ぶる所ありたり吾人今公法にして公共団体が相互の関係其個人との関係に就て論ぜざるべからず公法と政治は政治學を組成すその經濟學に於ける関係は十分明亮なる可し經濟學は政治學にその目的を示す政治學は之れを其實際に適用することを示す公法中最大のものたる憲法は作業の形状に應ぜしめざる可からず此の合従は獨り經濟學を以て能くすべし米国の憲法にして徴税、破産、離婚、結婚（離婚、結婚、は經濟的關係の緊要なる種類なり）に關し問題のある所は憲法は經濟的進化に伴はず之れをして進化に伴はしむるの難きは成文憲法に於て甚だ危険なるものなり是れ米國憲法の弱點なり經濟的生活は絶えず変化をなす然るに米國の憲法は實際之れを改正する能わざるものなり故に作業的形狀に適する能はざるなり万国公法は獨立國相互の關係を論じ法律中絶得えず經濟的緊要を増加するものなり經濟上の關係は實に驚くべき速力を以て万國のとなり競争も亦万國のたり吾人は穀物に向ふて万國市場を有す勞力と資本の結合も亦万國のたり政府自ら同盟して万國郵便電信の連合を作る瑞西は曾て他政府に万國製造場條例を制定して婦人小兒及び他勞力者を保護し以て万國製造家をして競走場同一の地位に置かしめんことを勧めたり万國公法は之れを實行すべき方法を●へて万國的關係の組織の管理及び維持を要すること之れを往時に比すれば甚だ大なり」¹⁶⁶

この引用ではイリーが見ていた 19 世紀末の世界經濟の変動がみてとれる。万国法においては独立国相互の關係において論じられているが、經濟關係は國家をこえて驚くべき速力で広がり「競争」もまた「万國の」となっている。こうした經濟關係における國際競争が加速するなかで、法の領域は「作業的形狀」つまりは産業社會の形態には適合することができず、立ち遅れている。「經濟學は政治學にその目的を示す政治學は之れを其實際に適用することを示す」とあるように、イリーにおいてはこうした変化を捉え、經濟學を政治學の分野である法の領域へと橋渡しをすることにある、としている。

3.4 労働者の組織化と社会主義思想

南北戦争から第一次大戦までのアメリカ經濟は、北東部の工業地帯の發展と中西部の農業生産の向上のもとで經濟成長を続けた。こうした發展は他方で農業や金融、独占企業、労働運動などの問題を生み出したことは既に述べた。田中によると、「ヘンリー・ジョージの『進歩と貧困』（1879 年）にみられる土地単税論を中心とした急進的な土地社会主義思想」や、1870-80 年代から影響力を強めた「社会的福音に基づく「キリスト教社会主義」、そして影響力は劣るものの「マルクス主義的社会主義」などさまざまな社会主義思想がうまれるなかでアメリカ社會の改革への関心が高まりつつあった¹⁶⁷。本節ではこうした多様な社会主義的思想を、アメリカへのマルクスの紹介者としても知られるイリーがどのように考えていたかを検討する。

¹⁶⁶ 同、233-234 頁。

¹⁶⁷ 田中、前掲 1999 年論文、7 頁。

「勞力の組織は之れを分ちて二階級となす今日米國にては實際二階級に分れたり此の階級は職工同盟會及び勞力義士會なり職工同盟會は専ら熟練せる職工の組織にして往時の職工同盟の組織により各職工は其団躰を組織するを要す勞力義士會は其發起者の思想によれば其職業の異同を問はず熟練及び不熟練なる雇人に依て組織し其目的とする所は職業を異にすれば其運動亦同じからずして共同の働きをなし難き障害あるを以て之れを破却するにあり又勞力義士會は社会に對し一層廣き觀察を下し同盟會よりは更に大事業を爲すの目的を有す職工同盟會は雇主と雇人との間に利益の徑庭あるを豫定す故に彼輩は抵抗する団躰なり此の利益の差異は勞力と資本の間に存在すること疑ひなし然れども此の抵抗する団躰は屢々平和を維持することあり古語に曰く「若し平和を保たんと浴せば戦争の準備と爲せ」と勞力と資本の争ひ其組織の能く成立たざる白耳義國に於て最も烈し然るに労働義士會は其の見る所、勞資の争ひを止め生産的要件の連合を来し以て平和を得んことを努むるものなり」¹⁶⁸

イリーはアメリカの労働者組織の現状は二つに分裂していると述べる。一方は「職工同盟」(Trade Union)であり熟練した職工 (skilled artisans) によって職能別に組織されているのに対して、「労働義士會」(Knights of Labor)は職種を問わず、熟練・不熟練な「雇人」がともに組織することを目的としている。「労働義士會」とは、アメリカ労働運動の黎明期において名高い「労働騎士団」である¹⁶⁹。佐藤の博士論文の節においても紹介したが、1880年代は労働騎士団にとって大きく会員数を伸ばし、そして急落する時期である。イリーは

¹⁶⁸ イリー、前掲書、389-390頁。

¹⁶⁹ 「労働騎士団(The Knights of Labor)とは、「勤労者」の貧窮化と退廃をもたらす富の権力とその集中に抗議し強大化した資本の攻勢と熟練技能を破壊する機械化とに有効に対処できない職能別組合に幻滅して1869年にフィラデルフィアで結成された労働組織である。あらゆる「勤労者」の連帯を唱え富をその生産者である「勤労者」に享受させようとしたこの組織の最終的目標は「賃金奴隷制」の廃止と協同組合的産業制度の樹立であった。騎士団はテレンス・パウダリー(Terence Powderly)が全国指導者となった79年には様々な職種からの熟練工と技能をもたないごく少数の炭鉱・鉄道労働者よりなる、総数わずか9千名程度の組織であった。81年には秘密主義の原則を廃棄して騎士団の名前を公にし、誓約を信義の誓いにかえて秘密結社に対するカトリック教会の反対に対処し、多くのカトリック労働者の不安を除去した。その後ヘボストンからシカゴにかけての工業都市で主に熟練工による職能別組織の再建の動きを吸収する形で成長した。そのため、構造の上では、ある特定の職種の熟練工を組織した職能別組合と変わらない職能別の(trade)地区会議(local assembly)ならびに地域会議(district assembly 五つ以上の地区会議を結集)と複数の職種で構成され連帯の原則により合致した混合(mixed)地区ならびに地域会議とが存在することになった。騎士団は全ての「勤労者」に門戸を開いたためメンバーは多様であり騎士団を政治団体へ職能別組合の代替もあるいは道徳的改革組織と様々に見なし、多様なプログラム、即ち、生産者・消費者協同組合、団体交渉、ボーイコット、土地改革、通貨改革、第三党運動、共和・民主党との連合等を主張した。85年に騎士団は約11万のメンバーを数えたがこの年の鉄道王ジェイ・グールドに対するストライキの勝利が全国に衝撃を与え、半・不熟練労働者を中心にメンバー数が急増した。いわゆる大動乱の年である翌86年にはメンバー数は一挙に70万を超えへ史上はじめて全国的労働組織が下から構築された。しかしながら騎士団はその急成長のために資本家階級の攻撃を惹起し、内部抗争もあってその後急速に衰えた。メンバーは88年には26万、90年には10万へと減少し20世紀に入るまでには消滅してしまつたのである。」竹田有「労働騎士団再考—最近の研究から—」『高円史学会』19巻、2003年、1-2頁。

「労資の争ひを止め」た労働騎士団の姿を見ながら、「よりよい文明化のための方法」として19世紀の労働運動のその先を考えている¹⁷⁰。

それでは労働者と資本のあいだでどのような「利益の分配」、もしくは「共同法」を考えるのだろうか。イリーは利益の分配方法として「産業共和主義」(Industrial Democracy)をあげる。労働者の「熱心」や「成功」によって生産が増し、その収入が増加した場合、その利益を分配する実験はアメリカにおいてもすでに行われている。

「規模大なる商店や製作場に於て通例組織せる如き作業を稱して専制政治となす時は吾人又労働者が資本の所有及び管理に參與し作業上優等生と承認せる監督を受くる作業を呼んで立憲自治とするを得べし」¹⁷¹

イリーはここで利益の分配をさらに拡充して「資本分配」を例に挙げている。労働者にその資本の一部を所有させ、かつ管理権を保持させるということである。こうした利益の分配方法を「産業共和主義」(Industrial Democracy)としている。イリーはさらにこの産業共和主義を二つに区別している。一方は「生産的共同」(Productive co-operation)であり、職工が「自己の資本を連合し自己の器械を購買し自己の方法に由り自己の危険を冒し其損益を負担して自己の事業を管理」するものである。他方では、「分配的共同」(distributive co-operation)がある。これは経済学における「分配」ではなく「商人の活動」についていうものであり、これは日用品などの購買者が一致して合本会社を組織して事業を始め、株券やある一定期間の収益に応じて利益を分配するものでもある。こうした「分配的共同」はイギリスやスコットランドにおいて一定の好結果を出しているのに対して、「生産的共同」はフランスやアメリカにおいて成功例があるとおり、ミネアポリスの曲物師(cooper)たちの共同事業が紹介されている¹⁷²。このような共同主義による「労力と資本を平和に一致」させることによって「産業的共和主義の一紀元」が開かれるとしている。

ここでイリーは産業化の諸問題に対する社会主義思想に話をすすめる。

「作業的共和主義は遂に實行せず時期熟するを待つて實行せんことを希望する人甚だ多く著名なる經濟學者は過半其の中にあり然れども此の目的を達せん爲め各種の方法を提出す其一法は總べて競争的の職業に向ふては随意の共同事業を行ひ独占事業に向ふては政府の活動を試むるにあり他の一法は所謂社會主義と稱するものにして當に獨占事業の性質を帯ぶるもの、のみならず總べて生産的の起業に對して強迫的共同を行ふものをいふ社会黨は國家の機關を用ひて作業的共和主義の制定を望むその意見に據れば之れを除きて他に此の目的を達する良法なしと社會主義は政府の營業的官能を廣張し以て凡百の事業を吸収せんことを考ふるものなり其意によれば作業は總べて有機的の団躰に於ける人民の管理すべきものにして各男女は他の男女と同一の權利を有するものなり政治上の組織は經濟的及び作

¹⁷⁰ “It may be hoped that labor organizations are rearing the way for a better civilization” R.Ely, *An Introduction of Political Economy*, Chautauqua Press, 1898, p.233.

¹⁷¹ イリー、前掲書、401-402頁

¹⁷² 同、403-409頁。

業的の組織となり普通撰擧を以て之れを管理す又各市人より文官を作り其報酬は執政者が諸般の事情を考察して適當と認むるものを以てす利益を生産する資本及び地代を生ずる土地を占有する制度即ち資本の私有財産を廢して所得の私有財産を維持し之れに檢束を加えて生産上の起業に用ひざらしむ社会黨の希望する所は即ち世人の往々想像する如く財産の分割にあらずして其集合にあり社会黨は生産的財産の集合に過ぐるを以て苦難とせず却て十分集合せざるを憂ふるものなり故に社会黨は同盟結合の如きもの起るときは大に之れを喜び之れを以て眞成の方向に進むものとなす」¹⁷³

ここでイリーが社会主義とは「總べての生産的の起業に對して強迫的共同」を行うものであるとしている。この社会主義は「政府の營業的官能」を拡張して「凡百の事業」を吸収することによって、すべての産業を「有機的の団躰」による「人民の管理」のもとに置くものであり、ほとんど国家社会主義的な理解だと言ってもよい。そしてイリーは社会主義の4元素として①生産手段の共有、②生産手段の共同管理、③共同管理者による生産の分配、④所得の私有財産、としてまとめている。そして社会黨は資本に対して攻撃を加えるものではなく、「個人の資本家」に対して反対し總べての資本を国有にすることであり、社会主義の目的は「分配的正義」(Distributive Justice)による「生産の分配」にあるとしている¹⁷⁴。

アメリカ社会においてこのような変革を構想することは可能なのだろうか。

「吾人は私有財産の制度を廢せずして讓與贈遺の法律を變化し以て生産上の分配を正當ならしむること能はざるか又自然の獨占事業を公共の所有及び管理に歸せしめ以て現今個人競争の濫費を防止すること能わざるか是れ宜しく講究すべき所なり意ふに此の如き問題は續々世に起る而して著者の見る所を以てすれば社會の改良は社會主義より更に價值ある効果を現はすものなるべし現今要する所のものは自由平和なる作業的制度の進化をなし其根本より急激の變遷を致さざるにあり」¹⁷⁵

イリーはアメリカにおいては「社会主義」による急激な変化より、むしろ「社会改良」がその効果を現わし「自由平和なる作業的制度の進化」をなすとしている。イリーの觀察によれば社会主義には「強点」と「弱点」がある。社会主義の「強点」とは、第一に、社会の生産的要件を学理によって組織することである。イリーによると社会黨は産業社会の「競争」にこそ「弊」を見出す。もし産業社会における「競争」がなければ、呉服店や日用品の營業など三分の一をもってなすことができるとしている。そして第二の「強点」は、社会の所得を正當に分配すること、とする。現在の労働者の所得は「勤勞の比例」に応じたものではないが、社会改良によって現行制度を放棄せずに近づくことが可能としている。こうした社会主義と社会改良の区別はアメリカ經濟思想史の後年の評価にも結び付いている¹⁷⁶。

¹⁷³ イリー、前掲書、408-409頁。

¹⁷⁴ 同、409-411頁。

¹⁷⁵ 同、418-419頁。

¹⁷⁶ 「イリーは、しかし決して過激な社会主義者ではなかった。……。彼は資本と労働の關係に

それでは社会主義の「弱点」とは何か。イリーが警戒するのは「政府職務の範囲」をどこまで拡充するかという問題である。すべての個人の事業が国家の手に帰することは、どのような結果をもたらすのであろうか。イリーは、「然る時は政府の外にありて有力なる反対を試むるの位置は更になかるべし何となれば政府の職務を免除さるゝ時は生活をなすべき機会直に停止すればなり」¹⁷⁷として、国家による個人の完全な包摂に対して距離を取っている。産業化の原理のみの専行では「文明をして危殆」であり、社会主義の専行では「文明をして滅没」に至らしめてしまう。イリーは産業化と社会主義とのどちらか一方ではなく、この「二大主義の並行」によって公共事業と個人事業を進めることが「民庶の利益」を増進し、「文明は完全の域に達す」ことができるとする。

3.5 「文明」と「経済的進歩の階段」

『威氏経済学』（1891年）における大きな特徴となっているのが、「文明に於ける経済的進歩の階段（stage）」として世界各国の経済の発達度合が「生産」と「譲与」という二種類の発達の「階段」のなかで論じられている個所である。ここでは、社会の形態によってその経済段階が位置づけられ、それぞれの社会がどのような進化の可能性の筋道をもっているのかが論じられている。一方には先住民社会を「野蛮」とするまなざしがあり、もう一方には産業化の先を見越した社会建設に向かう理想主義がある。

前者の「生産」からみた経済発達の5つの「階段」を以下で検討する。

- ①漁獵の階段（A 遊獵の部落、B 漁民の部落）
- ②遊牧の階段
- ③農業の階段
- ④手工業及び貿易の階段
- ⑤作業の階段

この「階段」は生産のための労力の効率性、労力の分業がどれほど達成されているかによって分類される¹⁷⁸。こうした経済の発達モデルは、イリーの著作にしばしば出てくるアダム・スミスに由来するものである。イリーの5段階説は、スミスの唱えた人類史の4段階説（狩獵民の時代、牧畜民の時代、農業の時代、商業の時代）を受けて、そこに5番目の

において社会主義の調和（バランス）のとれた所有制度として探求していた。これはまた長い歴史によって検証されてきた貴重な経済哲学（たとえば、アダム・スミスやジョン・スチュアート・ミルの理想）系譜を発展させようとしたのである。社会主義のめざす「平等」の倫理は資本主義経済の自由競争の発展的原理と多くの場合一致しない。そこでは予定調和の社会哲学はすでに神学の楽観的偏向の所産であったと評価されざるをえない。すなわち近代国家が政治体制をかけて資本主義の経済秩序を維持してゆこうとしたが19世紀末のアメリカの状況は、もはや互惠自然状態における人間の経済活動を本源的自由と容認しえない段階にあった。それは人工的（非人間的）な権力状態そのものである。」武邦保「<研究ノート>リチャード・イリー(Richard T. Ely, 1854-1943)ノートその2—アメリカの教会人と社会運動」『同志社アメリカ研究』16巻、1980年、49-57頁。

¹⁷⁷ イリー、前掲書、420頁

¹⁷⁸ 同、51-52頁。

「階段」として作業の時代（産業化の時代）を加えたものである¹⁷⁹。以下、それぞれの「階段」を検討する。

①漁獵の階段（The Hunting and Fishing Stage）

「此の階段に於て自然は生産上の重なる要素たり勞力、資本は甚だ微弱なる作用をなすに過ぎず勞力は重に自然の恵福得る爲めに使用し動物を馴養して其の用を収め又之を種畜改良するの企画更に其の跡を見ずわらすの所謂自然の選擇に代ふるに人間の選擇を以てせざるものなり生産は製造を加えて其の形態を變更せず」¹⁸⁰

この段階は、いまだ生産における「勞力」や「資本」は微弱な段階であり、「米国土人の如きは此の階段の好例」であり、「其生活たるや恰も文明世界に於て小兒の行為の類するを見るべし」としている。「わらす」とは、ダーウィンと共に自然選択説を唱えた A.R.ウォレス¹⁸¹のことであり、ここでは「漁獲の階段」に属する人びとが家畜を飼育するなかで品種

¹⁷⁹ スミスの4段階説についてはアダム・スミス著、水田洋、篠原久、只腰親和、前田俊文訳『アダム・スミス法学講義 1762～1763』名古屋大学出版会、2012年の第一巻を参照。または、以下の先行研究を参照。「スミスによれば、商業社会は文明の歴史的な到達点であった。スミスは文明に先立つ時代と社会があるとし、それを未開社会として考えており、したがってスミスの文明社会論では未開社会と文明社会という二分法が文明循環論と組み合わせられている。未開時代、未開社会とは資本蓄積に先行する時代、社会であるが、それは生活様式の4段階論ではほぼ最初の採集・狩獵段階に相当する。未開は野蛮でもある。遊牧民は未開ではないが野蛮ではあるとスミスは見ており、その意味では未開と野蛮は区別されてもいる。アダム・スミスが発案者かどうかは必ずしも明確になっているわけではないが、そう目されている生活様式の4段階説によれば、狩獵(Hunters)、遊牧(Shepherds)、農耕(Husbandmen)、商業(Commerce, Merchants)の段階が区別される(12)。これはすべての社会が辿る段階ではない。例えば、インディアンは未開の狩獵民族であることをスミスは認識しており、彼らが必然的に農民になるとはスミスは考えていない。したがって、4段階は必然的な法則ではなく、4段階を経験する地域もあれば、しない地域もあるという理解なのである。……(中略)。スミスの発展史観は、可能性の史観であって、決定論ではなかった。この点は重要である。生活様式の4段階説も決定論ではない。未開から文明への段階は、今述べたように、狩獵、遊牧、農耕、商業という具合に高度化する段階として把握されている。それは富裕化の段階でもあった。統治組織もそれに対応して発展する。しかし、これは必然というわけではない。長期的に世界の文明史はこうした段階を経過して進むのではあるが、同時代にあっても未開状態に暮らす民族もいるし、衰退に向かう民族もいるというのがスミスの認識である。もちろん、遊牧社会もあれば、自給的農業を営む社会も数多くある。それぞれの地域や民族は、様々な事情に影響されて、それぞれの段階の状態にあるというわけである。しかしながら、スミスが段階の進行を文明化として肯定的に捉えていることは明らかである。それはより多くの民衆が豊かに暮らせることをよしとするからである。」田中秀夫「アダム・スミスの歴史観：文明の発展、停滞、衰退の論理」『経済学論究』67(1)、2013年、43頁

¹⁸⁰ イリー、前掲書、51頁。

¹⁸¹ ウォレスについては新妻昭夫『種の起源をもとめて——ウォーレスの「マレー諸島」探検』ちくま学芸文庫、2001年を参照。「それは彼が(ウォレス—引用者)が「生存闘争」を自分の進化理論の要になる重要な概念とみなしていたからだろう。生存闘争という言葉自体はライエルからの借りものになるかもしれないが、その内容は後段であきらかになるように、マルサスの『人口論』の「個体数増加の積極的阻止」の自然界への適用である。」新妻(2001)、308、及び「要するに生存闘争において能力の劣った個体は死んでいき、能力のもっとも優れた個体が生き延びる。べつの言葉でいえば、より適応した個体が生き残る——すなわち「最適者生存」である。ウォーレスのいう「生存闘争」とは、「自然選択」そのものなのである。」新妻、前掲書、312頁

改良などを行って最適な家畜をつくり出し「生産」に改良を加えるということはないとしている。この「階段」はさらに二種類に分類され、「遊獵の部落」と「漁民の部落」に分かれる。

①-A「遊獵の部落」(Hunting Tribes)

「野蠻人種中に於ても獵獲物を重要な食物となし魚類を以て附従の食物となすものと、魚類を重要食物となし獵獲物を附従食物となすものとは其間梢々徑庭あり各階段の境遇は大に其特性を左右するものなり此の時代の人類に在ては狡猾、忍耐、熟練、強壯の如き性質は特に發達を見る然れども生活の方法は技藝熟練の發達を来さず又造化自然の方法に就て思考を費すことなく廣漠たる土地と稀疎たる戸口の間生活するに過ぎづ故に単に遊獵の生産物に由て生活する」¹⁸²

「遊獵」の部落に住むものは、「狡猾、忍耐、熟練、強壯」という性質が付与され、「技藝」は發達せず「造化自然の方法」に思考を費やすことはないとされる。

「戦争なるものは此階段に生存する野蠻人の爲め經濟上の必要事件として見做され土地少なき處に於て殊に其の必要を見ること恰も人肉を食ふ慣習は最も下等なる人類の經濟に必要なりしもの如し此の如き人類はさーじょん、らぼつくが責任を負わしむることを好まざりしものなり人間と動物と戦争止むことなく其之を行ふや生存の爲めなるを以て米国土蠻の如き膽勇を發達することは屢人の驚く所たり」¹⁸³

また「下等なる人類の經濟」には「人肉を食ふ習慣」が必要であるとされ、戦争が經濟の「必要事件」とされている。具体的な例としてはアメリカのインディアンが挙げられているが、「遊獵」の部落に住む人びとに対しては、以下の「漁民の部落」に住む人びとのように「人民」という言葉さえ使われていない。こうした經濟發展の段階論における文明と野蠻の二分法に具体的な像をあたえたのは、イギリス帝国とアメリカのインディアンとの接触であった¹⁸⁴。

¹⁸² イリー、前掲書、55頁

¹⁸³ 同、56頁

¹⁸⁴ こうした「野蠻」の具体例をインディアンに求める議論は、アダム・スミスにもみられる。スミスにおける「文明と野蠻」に関しては、以下の論考を参照。「未開と文明の二分法は、ホッブズやロックの自然状態と社会状態ないし国家の二分法にとって代わる概念装置であった。推測的歴史の概念を用いて文明史の批判的省察を行ったルソーは、依然として自然状態と社会状態の二分法も用いたが、しかしホッブズ、ロックと違って、そこには歴史の發展（あるいは墮落）という時間意識が介在していた。17世紀の自然法思想家と異なって18世紀の啓蒙思想家は未開から文明への社会の發展という視点を以て、社会把握を深めることができた。ヒュームは商業のもつ社会変革力と農工分業による国内市場の發展に注目したが、ヒュームの遺産を継承して、またジェイムズ・ステュアートを批判しつつ、スミスは分業發展史觀を彫琢した。」田中秀夫「アダム・スミスの歴史觀:文明の發展、停滞、衰退の論理」『経済学論究』67巻1号、2013年、53-54頁。及び、「アダム・スミスの歴史的記述を読む上で留意すべきことは、スミスがその当時の多くの著者と同じく、經濟的な發展段階論を想定していることである。普通四段階説ともよばれるように、スミスは人類社会の歴史のあけぼのには、「狩獵者の時代」があり、ついで「牧羊者の時代」が来て、そののち「農業の時代」となり、最後に「交易の時

「野蛮人は去就勞逸唯其欲する所に従い人間の法律之れを干渉することなしと雖ども又自然なるものありて彼等を奴隸となし苛酷なる「どれ一こ」律よりは猶ほ一層憐むべき境界に沈ましむさーじょん、らぼつく曰く「真正の野蠻人は決して自由ならず又尊貴ならず彼らは自己の需要、自己の情欲の奴隸たり茅屋は風雨霜雪を防ぐ能わず夜は寒風を受け晝は日光に苦しむ農業の何物たるを知らず唯獸獵を以て其生命を繋ぎ隅々獵獲多きも之れを濫費し屢々餓に瀕し人肉を食ひ又は餓死するの恐る可き運命に迫るものあり」と」¹⁸⁵

Sir John Lubbock¹⁸⁶からの引用が示すように、これら「遊獵の民」が「恐る可き運命」にあることはイリーにおいても共有されている。

①-B「漁民の部落」(Fishing Tribes)

「捕魚を以て重なる業として生活する人民は遊獵の人民に比すれば大なる差異あり此の人民は一般に平和を好み人口稠密にして土地は其面積廣大ならざるも多数人民を維持すべし過去労働の生産即ち資本も亦大に貯蔵することを得是れ畢竟漁業人民は各地に漂白して食を求むるの必要なきをもってなり……人力を以て自然を制することは遊獵部落に比して一躰に大なる進歩をなせり方今此の階段にある人民は亜寒帯地方に於てのみ之を見ることを得べし全躰漁業の生産を以て生活する人民は漂泊の人民となること少なく一般に農業に進み又屢貿易や航海業を執るに至れり」¹⁸⁷

「遊獵の部落」に対して、「漁民の部落」はどのように位置づけられているのだろうか。「戦争」が経済的な手段である「遊獵」の部落に住むものと違って、漁労を主な営みとしている「人民」は「平和」を好み、「資本」を貯蔵することも可能であるとする。この「漁民」については具体例は挙げられていないが、「亜寒帯地方」に住むとされていることから、イリーにおいては北米沿岸部の先住民を想定されており、佐藤においては北海道や樺太に住むアイヌやニブフに当てはめられていたことが推察される。イリーによれば、「漁民」は「遊獵」の民より大いに「進歩」をしており、一般に農業に進むか、しばしば貿易、航海業へ進むこともあるとしている。

代」となったと想定していた。スミスにとって現代は、満面開花した「交易の時代」であり、人類の歴史は、土地への定着によって農業が始まるとともに、文明化も展開してくると考えられたから、未開と文明という二分法も前提とされているといってもよいかも知れない。その農業の開始とは、ギリシャの都市国家の成立を意味していたし、「牧羊者の時代」とはそれ以前の、家畜を飼育しながら移動を繰り返していたころであり、「狩獵者の時代」とは、家畜すらもたずに野生の果実を採取したり、動物を追いかけていた時代に他ならない。家族が社会構成において、重要な役割を果たすのは、この未開の時代においてであった。18世紀の著作者たちが想定する人類の最初期の状態にイメージを与えたのは、新大陸アメリカの土着民の生活であった。野生の果実を採取したり、野生の動物を追跡して生活している社会では、家族単位で群がって生活していると考えられた。」梅津順一「アダム・スミスの家族論—歴史理論から見た試論」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』6巻、1998年、182-183頁。

¹⁸⁵ イリー、前掲書、50頁

¹⁸⁶ Sir John Lubbock [1834-1913] イギリスの銀行家、政治家であり、ダーウィンの強い影響のもとで生物学者、考古学者として多数の著書を残す。

¹⁸⁷ イリー、前掲書、56-57頁

②遊牧の階段 (The Pastoral Stage)

「遊獵の部落は通常動物を馴養して遊牧の階段に進むものなり舊約^{ヘブ}全書創世記を見れば極めて明瞭に遊牧人民生活の有様を寫出せり此の人民単に自然物を採取して生活するのみならず又自然の上に勞力を加えて梢々之を管理することを得故に生産の一元素たる勞力は著しく其用を現はし牧野を搜索し動物を保護するが如き亦皆勞力の能くする所なり」¹⁸⁸

「遊牧の階段」は、①の「遊獵」の部落から「進歩」したものであり、「自然」を「勞力」によって作りかえ「生産」することに大きな違いがある。この遊牧の民は、旧約聖書によっても根拠づけられており、ヨーロッパの「文明国民」の祖先も中央アジアの遊牧民であるとしている¹⁸⁹。

③安定した農業の階段 (The Stationary Agricultural Stage)

「農業は第三の階段に属し牧畜漁獵に綴て来るものなり此の時代に於て人民は其漂白を止め食物も大に其種類を増せり人口亦稠密となり数多の部落相合して一の政事団躰を作り竟に進んで近代の国家を作るに至れり」¹⁹⁰

この段階における一般の規則として「土地を共有財産となし人々は唯使用の権利を有するものにして其需要や地位や或は其階段に應じて共同牧場及び共同土地を使用するを得たり而して此の時に於て家を思ひ國を愛するの念慮始めて起れり」とあるように、土地の私有化には至らず牧場や樹木などを共同して使用する村落を想定している。そしてこの共同土地や共同牧場を使用するときに「國を愛するの念」という国民意識の形成が見られるとしている。イリーの經濟發達の段階論においては、この農業の「階段」になり人口は稠密となって、部落の「相合」によって近代国家をつくるのが可能となるのである。イギリスの歴史法学者 Sir Henry J. S. Maine の研究にもとづきながら、東インドやロシア、そしてモンテネグロ国などにこの段階の典型的な例を見ることができるとしている。

「此の階段は数百年各国々民の間に存し十世紀及び十一世紀に於て都會を建設するまで継続せり而して經濟的生活の階段の進歩するに及んで梢々其面目を改むるに至れり此の階段の有様は現今尚ほ米國の作業社会に於て明かに其跡を認むることを得るなり抑々共有地なる語は學問上趣味ある遺物たり」¹⁹¹

またイリーの生きた 19 世紀末のアメリカ合衆國の作業社会 (industrial society) にも農

¹⁸⁸ 同、57 頁

¹⁸⁹ 「漂白人民の性質として第に人身の自由を奪ひ戰爭を好むの習慣あり然れども家族團欒の感情を有せず吾人の理會する愛國心は晩代に至て生長せり鷗州文明國民の祖先は何れも一たび中央亜細亞の高地に於て遊牧を試みたるものなり」同、63 頁。また「遊牧の階段」に対応する『創世記』の該当箇所は、13 章のアブラハムとロトが家族を連れて旅立つ場面としている。

¹⁹⁰ イリー、前掲書、63 頁。

¹⁹¹ 同、65-66 頁。

業の階段の「跡」が存在している。ボストンやニュー・イングランドにいまだ存在している共有地を農業の「階段」の「遺物」としている点も重要である。

④手工及び貿易の階段 (Trades and Commerce Stage)

「所謂手工と称するものは此の階段に於て緊要の原素たり人間の熟練を用いて粗品の形状を変更するが故に自然に於ける人間の力は一層著明なるものとなれり貿易は夙に開けて作業的生活の緊要部分を占め一地方或は一国の精巧なる生産物は他国の生産物と之れを交換するに至り粗大の生産物にして速に敗壊せざるものは多く水運の便によりて遠方に運輸せり是れを以て都会は或は海岸に沿い或は大河に臨んで起り文化の中央となれり又採鑛の事業起り通貨の使用普く行はれ一国経済的生活の全軀に大なる變化を生ぜり此の生活は真成の有機軀を作り其人民は近代文明の新紀元には入りたるものなり」¹⁹²

「手工及び貿易の階段」においては、国家と国家の貿易が盛んとなり、人間の「熟練」の技術を用いた生産物がうまれる一方で、「粗大」の生産物は競争に負けて敗退する。この「段階」においては、「都会」が文化の中心となり一国経済に大きな変化を与えるものになる。

「経済的階級及び都会の隆興 勞力の分業は強大なる諸侯及び僧正の領地、寺院に源を發し徐々に其歩を進め遂に人民は其職業に従ひて種々経済的階級を分かつに至れり都会は此の新生活の最活発なる中心となり屢々封建諸侯に抵抗し其保護の爲め遠国の強勢なる貴族と聲援をなし以て中央の権力を強ふることを努めたり」¹⁹³

この段階においては「勞力の分業」が大きくなり、人びとは其職業に従って「経済的階級」に分かれるとしている。「都会」はこの新しい生活の中心となって、封建的關係から逃れる人びとは都市へと流入する。近世の文明国は 19 世紀までこの段階を経験し、またアメリカ南部の諸州は南北戦争の時までこの段階に位置していたとしている。

⑤作業の階段 (The Industrial Stage)

「作業の階段は現今文明の諸大国が占むる所の階段にして本書の過半は専ら其解説に就て論ずる所あるなり此の階段に於て社会の経済的組織が全然の變化を受けたるは重に勞力の分業及び合業の原則が驚くべき程度に達せるを以てなり而して其然る所以のものは蒸氣力を作業に適用し又運輸交通の方法に改良を加えたるより起りたるなり往時は唯夢想に描きたる政治上の自由及び法律上の平等は今や之れを實際に見ることを得學術、技藝の如きも亦長足の進歩をなすに至れり」¹⁹⁴

「作業の階段」つまり産業化の段階においては「勞力の分業及び合業」が驚くほど進み、「蒸氣力」を産業化に適用することで交通運輸の方法の改良がおこなわれ、これまで見ら

¹⁹² 同、66 頁。

¹⁹³ 同、67 頁。

¹⁹⁴ 同、68 頁。

れなかったほどの「政治上の自由」や「法律上の平等」が達成されたとしている¹⁹⁵。

以上、イリーの経済発展モデルを検討してきた。イリーの経済発展論は、5段階の発展モデルが直線的にあるわけではなく、5つに分類された段階に属する社会がそれぞれ次のような「階段」(stage)に進むことができるかという可能性を検討するものであった。たとえば、「獵漁の階段」にあつては、①-B「獵民の部落」は③「農業」へと至る可能性があるが、「遊獵の部落」には「野蛮」の想像力が貼りついており経済発展の次の「階段」に到るとは全く考えられていない。ヨーロッパ諸国は、始祖において②「遊牧の階段」であつたが、その後に③、④と「階段」を上っている。また一つの社会のなかに異なる「階段」が混在することもある。イリーの記述によれば、アメリカ合衆国のなかに③、④、⑤の「階段」が併存している。

もう一点注意しておきたいのが、「愛国心」とされる近代国家を建設するネイションの意識は、③「農業の階段」を基礎にしているということである。これは、ある集団が近代国家を形成する主体となりえるかどうかにかかわる問題であり、イリーの議論からすれば③「農業の階段」と①「漁獵の階段」及び②「遊牧の階段」とのあいだの境界線は、近代国家を形成することができるネイションとそうではないネイティブのあいだの境界線ともいえる。

こうしたイリーの思想は第1期生の佐藤昌介が1886年にアメリカ合衆国から帰国したことで、札幌農学校でも大きな影響力を持つこととなる。1890年代からはイリーの思想に加えてイリーが影響を受けていたドイツ農学や歴史学派経済学の影響が農学校で強くなり、次第に中小農経営と米作に重点をおく農学へと学風が転換している。しかし佐藤昌介においては、イリー経済学に影響を受けた産業化による理想社会へといたる筋道は持ち越される。

4 札幌農学校における植民学講座の設置と佐藤昌介講義

2節では、佐藤と開拓政策の関係、3節では、イリーの導入による社会改良主義的な産業化論を見た。本節では佐藤の帰国にともない、札幌農学校で本格的な研究が始まった植民学・農政学について検討する。札幌農学校の校則においては1887年3月には「農政学及殖民策」が定められ、以降は1889年9月には「農政学及殖民史」、1896年6月には「農政学及殖民論」と名称が変更されている。この校則にもとづき1887年には授業科目「殖民策」が、1889年から1895年までは「殖民史」が、1896年から1906年までは「植民論」が設けられているが、最初に開講されたのは佐藤昌介が担当する1890年の「殖民史」か

¹⁹⁵ 「産業」(=「作業」)と「経済」という用語については、イリーの著書からの以下の引用を参照。Industrial National Life と Economic National Life を対比させながら、「経済」は非常に意味が広いことに対して、「産業」(=「作業」)は経済の最終段階のことを指す。「吾人は此階段を呼んで作業階段となすが故に作業的国家生活なる語を用い以て経済的国家生活なる語と相對せんとす抑々此の両語は屢々交互に之れを用ひ或は作業社会と稱し或は経済社会と稱す其意義の異なる所は他なし経済的なる語は其意義廣汎にして作業的なる語は屢々経済的進化の最終段階に對して之れを用ふるに在り且つ経済なる語は作業なる語に比すれば其使用の区域更に廣きを常とす故に吾人は国家経済と稱することを得然れども其意国家作業を謂ふにあらず蓋し国家作業なる語は一般に国家経済中或る単一の職業を意味するものたればなり」『威氏経済学』、69頁。

らであった。佐藤昌介は 1890 年、1893 年、そして 1896 年-1904 年までを担当し、その間の 1894、1895 年を新渡戸稲造が担当している。

1880 年代は、日本人移民論が大きく盛り上がり、一つのピークを迎える時期であるが、内地の言論界において中南米やフィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイなどへの海外移民論と、北海道への国内移民論の大きく分けて二つの潮流があった。前者は、外務省官吏の若山儀一、榎本武揚、陸羯南、福本日南などであり、後者は、福沢諭吉、添田寿一などが積極的に提唱していたことは既に述べたが、海外移民論の対象となる送り先については日本帝国の外に向けた拡大と軌を一にしていた。これに対して、北海道への内国植民論は札幌農学校を始め、北海道の新聞・雑誌において繰り返し主張されていたが、佐藤昌介の「大農論」(1886 年)や「植民論」(1889 年)¹⁹⁶などを含め、こうした海外への植民に比べ北海道への植民の平易さを説く論説は、内地の言論に対して開拓のための労働力を求める北海道の側からの反応であった。

4.1 佐藤昌介「植民学初期講義ノート」(1890 年)と Amalgamation

佐藤の植民論に関連して、井上勝生によって 1890 年の「植民学初期講義」と 1900 年の「植民学講義ノート」が翻刻されている。この講義ノートについては佐藤の植民論の全体を知る上で非常に貴重なものではあるが、唯一の先行研究と言ってもいい井上勝生の論文においても十分に検討されているとはいえない。1890 年の講義ノートから要点を確認していこう。

一つ目は同化主義にかかわる論点である。

「殖民地政府の土蕃ニ対スル政略ト与論トハ一変ニ帰せり、蓋し殖民地政府の義務ナルモノハ武条ニ別ル、を得一月シ、保護ト開化ニ導クこと。……。蓋し殖民ノ初めニ当リ土蕃ヲ保護スル第一着ハ、其行政部の機関を選択スルニアリ、亜国ノ殖民地ニ於一アハ、保護者或ハ印度人義員ノ選挙行ハレたり、彼等ハ頗ブル有用の機関たり、英国の嫡民地ハ此等の制度ハ最初設立セス、加奈他ニ於テハ印度局あり頗ブル費用を要ス、合衆国ニ頓テ頗ブル費用を要スルモノナリ、ハ行政ニ関スル事ナリ於テモ印度代理人アリ、蓋し保護者の職務ナルものハ土蕃ノ犯罪及之レニ対スル罰律是レナリ、土蕃ト白人トの契約、殊ニ主人と従僕トノ関係ハ、法廷ニ於テハ弁護人たり、外凡テ土人を保護スルことを務む。」¹⁹⁷

『北大一二五年史』における井上論文は、この箇所から新渡戸稲造のアイヌ観にも通じる「未開」観を読みとっている¹⁹⁸。しかし佐藤の講義に現れているのは、同化政策への微妙な距離感ではないだろうか。

¹⁹⁶ 「北海道は肥沃千里なり北海道は日本のカリホルニヤ州なり北海道に来て其富を探るものは恰もカリホルニヤ州に赴き金穴を探くるかの如き」佐藤昌介「植民論」『植民雑誌』1号、1889年、8頁。

¹⁹⁷ 井上勝生「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート - 札幌農学校と植民学(下の1)」『北海道大学文学研究科紀要』120巻、2006年、86-87頁。

¹⁹⁸ 井上勝生「札幌農学校と植民学 - 佐藤昌介を中心に -」『北大一二五年史』2003年、132頁。

「土蕃ヲ開明ニ導クニ就てハ、政府の職務ハ那邊ニアルベキカ、凡そ土蕃ヲ開明ニ導クニ就てハ、伝道師ノカを借ルハ甚タ要用ナルカ如し、或人ハ耶蘇教ヲ以テ開明セル人種ノ宗教ニシテ土蕃の如キハ其宗教ヲ入ル丈開明ニ至ラサルベカラストナス、宗教ニヨラスシテ開明ニ入シメントスルニハ、単ニ普通ノ教育を以テ兒童を教養セサルベカラス、然レトモ見童ヲシテ全ク家族ヨリ分離せしむルハ甚タ田町難の事ナリトス……（中略）。其教育の性質ハ如何ナルものを選ふベキカハ是レ又タ教育上の大問題ナリトス、独り普通のもの、みならず、技芸教育の知キ大ニ必要ナリトス、実業学校ノ課程の如キハ大ニ有用ならん、併問題中ノ問題ナルものハAmalgamationナリトス」¹⁹⁹

佐藤はここでキリスト教を「開化セル人種ノ宗教」としたうえで宗教による「土蕃」の文明化についての有効性を語る一方、普通教育による文明化の困難を述べている。そこで持ち出されるのが、「技芸教育」であり「実業補習学校」である²⁰⁰。さらには人種の「混同」Amalgamationについて以下のように述べる。

「土蕃ヲシテ開明に導かんと欲せば、必ず早晚優等人種と混同するところなからざるべからず、彼の伝道師の事業の如きは元来土蕃の分離に基づく、されば混同起こるに至れば、彼輩の先導あるいは頼むべからず、然るに土蕃は混同せざれば移転せざるべからず、移転は限りなくこれを行う能わず、而して又た混同も遂に下等社会と共に行わるるを以て或は却って其純正を傷ふ、何にしても土蕃問題は至難なる哉、混同に忒種あり、住居の混同と血統の混同を促進すべし。血統の混同は平和なる手段をもって土蕃の血統を壊滅せしむるものなり」²⁰¹

評価が難しい個所ではあるが、少なくとも教育による同化を困難とした上で、先住民対策としては「住居の混同」（混住）、「血統の混同」（雑婚）を推奨してようにみえる。アイヌに関して見るならば、「実業教育」を農耕民化における同化の筋と見て取ることもできよう。しかし「保護地」の設定と土地の下付がアイヌにとっての囲い込みであったように²⁰²、「実

¹⁹⁹ 同、89頁。

²⁰⁰ 田中慎一前掲論文においては、「保護＝開明化の政策」＝「同化政策」と捉え、佐藤に批判を行っている。「さて、保護・開明化の政策は結局、同化政策となる。すなわち、「土蕃問題ハ至難ナル哉」とその重大性が認識された民族問題は「問題中ノ問題ナルものハ Amalgamation ナリ」と、民族融和政策にその解決が求められ、この融和政策とは「般人民ト混合スルコト」であり、「土人ト殖民者トノ一致」を意味する「混合」には「主僕」「同胞ノ労働者」「同胞ノ住民」「相互ノ結婚」などがあるが、要するに同化政策である。そのための教育政策では「伝道師の手ニ委ヌル能ハス」とパチェラーを暗喩するような批判を行い、政府の監督下で普通教育と「技芸教育」が必要とされているが、これも1890年代におけるアイヌ教育をめぐる論議（……）の反映であろう。また、不可欠とされる雑婚政策について「血統の混同ハ平和ナル手段を以テ土蕃ノ血統を燈滅せしむルものナリ」と、同化政策の反民族的本質を衝く結果となっている。」田中慎一、前掲論文、596頁。

²⁰¹ 井上、前掲論文、93頁。

²⁰² 「「保護地」設定が植民地撰定という総体としては土地をシャモの資本や移民に解放する施策の一環だったことの意味は大きいと筆者は考えている。アイヌの「保護地」が設定されるということは、そこのアイヌが移民に“包囲”されることを意味した。開拓政策の進行にとって、アイヌの存在は排除する対象以上のものではなかったのである。アイヌ「保護地」の設定は、

業教育」が持つ意味は教育される側にとっては複雑なものであった。

この佐藤の 1890 年の「殖民史講義ノート」では、植民地開発を進めるためのポイントとして「資本」と「労働力」の確保の方法が述べられている。「労働力」に関しては、「食糧・農具・小屋」などたくわえのない無資産の移民を「労力者」として開拓に従事させる必要があるとして、未開地の地価をある程度の高さに設定し、無資産労力者の自作農化を必要な期間だけ防止することによって必要な労働力が確保できるということが指摘されている²⁰³。前述した植民地の区画測定後の「土地の払い下げ方法」としては、「自由払い下げ」（北米イギリス植民地）、「低価払い下げ」（アメリカ合衆国）、「高価払い下げ」（オーストラリア）の例が引かれているが、北海道の例においては、国有未開地処分は下付（無料）であるが、撰定地が解放されると数年のうちに大資本家の手に渡ってしまうため自作農化は難しい。ウェイクフィールド的な観点から拓殖政策が実施されるのは、むしろ南洋群島などの例に見ることができる²⁰⁴。

4.2 佐藤昌介「植民論講義ノート」（1900年）

井上は「植民学講義ノート」の冒頭の箇所から以下のように述べる。

一見すれば、土地の良悪や広狭といった問題こそあれ土地の下付そのものはシャモと同様の施策のように見える（既往の研究における通説的見解である、「農耕民化」による「内民化」「同化」政策という把握も、多くはこのような側面をその証左としている）けれども、そもそもに為政者が土地を用意する目的がシャモとアイヌでは異なっているのだ、ということを確認しておきたい。」小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、1997年、104頁。²⁰³ 井上、前掲 2003年論文、131頁。北海道の場合、和人による土地の篡奪からの保護を名目にアイヌに土地所有権を与えない、もしくは制限することが、この文脈で考えられていたか検討する必要がある。「千歳原野解放に先立つ一八九四年三月の北海道庁決議は、アイヌ民族一戸当たり五町歩以内を「土人保護地」として官有地第三種のまま存地すること、以後植民地区画を測定する対象地内にアイヌ民族が居住する場合、同様の措置をとることを決議した。ついで植民地選定と区画測定の方式を定めた「植民地選定区画施設規程」（1896年5月）は、区画測定に際して「旧土人開墾地一戸ニ付一万五千坪ノ割」を設けることとした（第5条）。……。土地払下を行った場合に和人に奪われるという「それなりにリアルな認識」とアイヌ民族への蒙昧視とが分かちがたく結びついている。」山田伸一『近代北海道とアイヌ民族 - 狩猟規制と土地問題』北海道大学出版会、2011年、214頁。

²⁰⁴ 森亜紀子の以下の論文において、南洋庁が熱帯資源の開発に必要な労働力を確保するため沖縄県へ協力を仰いだ事例が紹介されている。「なお、植民地区画には、沖縄出身者が極めて少なかったことを付言しておかなければならない。1937年次における植民地区画の全入植戸数 298戸中、沖縄出身入植者はたった 8戸に過ぎなかった。大部分を占めたのは先述のように初期入植者が多く、その後も呼び寄せが続いた北海道出身者（128戸）である。朝日村の浅見は、この状況を見て「南洋庁に於ては暗に之を排するの策を取ったものの如くである」「一般沖縄人には先ず植民地農家経営の能力なしと見たのであろう」と述べている。」森亜紀子「委任統治領南洋群島における開発過程と沖縄移民——開発主体・地域・資源の変化に着目して——」、野田公夫『農林資源開発史Ⅱ 日本帝国島の農林資源開発——「資源化」と総力戦体制の東アジア』京都大学学術出版、2013年、338頁。及び「このように南洋後発が沖縄移民を人夫として押しとどめたのは、テナアン島・ロタ島における甘蔗栽培地の縮小やサイパン島やロタ島の燐鉍採掘事業の重点化、開発地域の拡大など急激な変化に即応できるよう、沖縄移民を移転可能な労働者としてプールしておく意図があったのではないかと思われる。他方で他府県出身者は、たとえ甘蔗の植え方を知らなくとも「準小作」という段階を踏ませて訓練すればよいと判断したのではないか。」同、358頁。

「植民論」講義ノートの冒頭で、佐藤昌介は、Lewis の定義を引用している。Lewis の定義の最後に「expel the ancient inhabitants」という先住民族の追放の問題が出てくる。講義ノートで先住民族問題が言及されていないわけではない。第一章の「政治上ノ原因」の所で、「優等ノ種族ハ劣等種族ヲ征服シテ殆ント之ヲ奴隸トナシ或ヒハ之ヲ域外ニ expel シ新タニ植民地ヲ建設スル」と指摘している。しかし、このような政治によって構築される植民地について、「国ノ権力ヲ擴張シテ土地ノ制服ヲ目的トスルモノナリ。其結果ハ遂ニ學術上ニ於ケル植民地ヨリハ寧ロ屬邦及ビ征服地ヲ称スルコトナリ」として、学問としての「植民論」から政治と軍事力による植民地問題を考察対象の外とする。これが、学問としての佐藤の「植民論」が、当時の植民地問題の核心である政治（植民地支配）や先住民の問題を隔離してしまう原因になることはいままでのないが、「學術上ニ於ケル植民地」と規定された「植民論」には、日本の知識人の思想史として重要な課題があるであろう。「屬邦及ビ征服地」の問題を植民地から排除してしまったのである。こうして純粋学問としての「植民論」が構成される。佐藤昌介は、日本が実践していた植民を「平和の発展策にして侵略主義にあらず」と弁護していたから、このような「学問としての植民論」への文脈も、多分に意識化されたものであったと思われる²⁰⁵

井上の批判は『百年史』における田中慎一論文の評価を継承している。それは、「植民」を見ることで政治・軍事的な「植民地問題を考察対象の外」とする箇所にも明確に現われているが、これは佐藤批判として有効なのだろうか。この箇所は、佐藤が植民の原因として①社会的な原因、つまり人口と土地の関係、②宗教上の原因、③政治上の原因、④経済上の原因、⑤冒険的探求の原因の5つを挙げている個所であり、井上はこの箇所の記述が「欧米諸国のあいだの「政治問題」に、つまり植民地支配国相互の問題に限定されており、植民地支配国と被支配国、あるいは植民地支配国と先住民族のあいだの政治問題ではない」²⁰⁶ことから、佐藤の植民論を批判する。また同論文で「この頃、佐藤は、大農場を入手して大地主になっていたのであるから……要するに佐藤は小作問題を論ずることができなかったのである」²⁰⁷とする箇所も非常に乱暴である。これは佐藤昌介の「植民論」において議論されていた問題がむしろ見えにくくなるのではないか。欧米からの学問の移入・翻訳によって近代国家形成を成そうとした近代日本において欧米を研究し論じることは、近代日本が向かう方向に関わる問題であり、アメリカをはじめ欧米諸国で起っていた問題は佐藤の研究の場である北海道においても起こっていた。北海道庁の政策研究機関である札幌農学校の校長をつとめ、植民学講座の担当という最も権威的なポストについていた佐藤が、北海道庁のすすめる開拓政策に対して、「植民地支配国と被支配国、あるいは植民地支配国と先住民族のあいだの政治問題」として批判する可能性は考え難い。むしろ正面から論

²⁰⁵ 井上勝生「佐藤昌介「植民論」講義ノート - 植民学と札幌農学校」『北海道大学文学部紀要』46巻3号、1998年、8頁。井上が引用する箇所は以下である。「政治上ノ原因ハ国ノ権力ヲ擴張シテ土地ノ征服ヲ目的トスルモノナリ。其結果ハ遂ニ學術上ニ於ケル植民地ヨリハ寧ロ屬邦及ビ征服地ヲ称スルコトナリ。優等ノ種族ハ劣等種族ヲ征服シテ殆ント之ヲ奴隸トナシ或ヒハ之ヲ域外ニ expel シ新タニ植民地ヲ建設スルモノナリ。Sain ノ中央及ビ南 America ニ於ケルモノハ其適例ナリ。」井上、前掲論文、16頁。

²⁰⁶ 同、9頁。

²⁰⁷ 井上勝生「札幌農学校と植民学」『北大一二五年史』2003年、144頁。

じることではない領域におかれながら、北海道において明確に存在している土地の処分と保護地の設定における暴力の問題をどのように考えるかが重要であろう。ここでは佐藤の博士論文で検討されたような先住民問題の深刻化への慎重な態度が、北海道の場における植民論のどのように持ち越されているかを精査する態度が求められる。

最初に確認しておくが、佐藤は植民地問題から「政治・軍事的」の問題を除外していたわけではない。

「本国ニ於テ Territory ノ行政組織ハ建国ノ始メニ於テ（米国）[ママ] 米国政府ノ最モ苦心セルモノナリ。国際間ニ渡ル政治問題ニ到ツテハ之ヲ近代ノ事実（殖民上ノ）ニ徴スルモ或人種ノ移住ヲ制限シ若シクハ全ク禁止セントスルカ如キ問題、又ハ殖民地ノ沿岸ニ於ケル入会漁業問題ノ如キハ其著シキモノナリ。之ヲ往時ニ溯ッテ国際間ニ互ル政治上ノ問題ハ殖民地ニ於ケル賓利又ハ賓権ヲ占領スノレノ競争ヨリ起レルモノ多シ。」 p.18

むしろ佐藤の博士論文で確認した、アメリカにおける労働運動が提起した中国人労働者の移民の制限の問題や入会漁業問題など、公有地の分割から開発という国内問題であった植民地の問題が、国際的な政治問題としても生起している事態を見て取っている。佐藤は、むしろ「韓近殖民問題ハ新局面ヲ開カシメタリ。即チ帝国主義ノ拡張ト実利ノ掌握ト社会問題ノ解稗トヲスルコトヲ連帯セシムノレニ至リヌ」²⁰⁸とあるように、帝国主義的な領土拡張と、領土内の社会問題がより密接するなかで「植民論」の問いを立てようとする。

以下で佐藤の「植民学講義ノート」（1900年）から何点か指摘したい。佐藤の「植民論講義ノート」は、1章では、総論として植民事業の原因、政治問題、植民事業の結果を扱い、2章で、殖民の種類、3章で、植民地における経済上の特質、4章において、植民地政府の組織、を扱っている。1章の総論で述べられているように、佐藤は植民論を世界経済の問題として立てている。

「世界経済ノ勃興 殖民事業ハ世界経済ヲ興スル [ママ] 到ルハ之ヲ近来ノ殖民事業ノ発達ト世界貿易ノ擴張トニ相對照スルトキハ、其事實然ルヲ認ム。殖民事業中尤モ刺戟ヲウクルモノハ経済上ノ刺戟ナリ。国土ノ異ルニ從テ生産ノ異ナリ殊ニ殖民地中 Plantation Colony（出稼殖民）ト稱スルモノ即チ南洋諸島或ヒハ濠洲ノ一部又ハ南米ノアル地方亜布利加ノ一部等ニ於テ殊別 [ママ] ノ生産物ノ得ルタメニ之ニ資本ヲ注入シテ事業ヲ起ス殖民地アリ。事業者ハ其人口ヲ殖民地ニ移シ殖民地ノ新社会ヲ造ルニアラスシテ資本ヲ移シテ事業ヲ起スニ在リ。其事業ハ殊種 [ママ] ノ産物ニ関スルモノニシテ例ヘバ南米ニ於ケル Coffee ノ Plantation 濠洲ニ於ル牧羊地ノ Plantation 之レヲ往時ニテハ米国南部地方ノ Tabacco ノ Plantation ノ如キハ其一例ナリ。」²⁰⁹

ここで佐藤が述べている世界経済の問題において、「殖民事業中尤モ刺戟ヲウクルモノハ

²⁰⁸ 井上、前掲 1998年論文、14頁。

²⁰⁹ 同、21頁。

経済上ノ刺戟ナリ」として何よりも経済上の問題として植民地の問題が議論されている²¹⁰。南洋諸島やオーストラリア、南米やアフリカの一部地域における Plantation Colony（出稼植民）と米国南部という国内の地域は、商品市場において繋がっている。ここでは、「植民地支配国と被支配国」、あるいは「植民地支配国と先住民族」という境界をはさんで相対する政治問題としては捉えることができない領域が問題化されているのである。

佐藤は「同胞主義ノ擴張」として、植民者の「帰化」の問題を扱っている。

「殖民ノ最後ノ結果トシテ同胞主義ノ現実ヲ殖民地ニテ見ル。之レヲ近ク米国ノ殖民地ニ例ヲ引ケバ殆ント歐洲諸國ノ国民ノ代表者ヲ持タサル殖民地ハナシ。各国民ノ入会殖民地ト稱シテモ可ナリ。帰化ノ殖民者ヲ以テ新社界ヲ築建スルモノナリ。然レトモ国家ト云フ觀念ハ制度文物ノ上ニ現ハル殖民者ハ各々特色ヲ帶フルハ事實ナリ。其本国ヨリ習慣風俗ヲ持来シ制度文物モ宗教ヲモ持来シ而シテ或ル一國ノ殖民者ノ多数ヲ占ムル所ニハ其ノ本国ノ国風ハ事實ノ上ニ現ハル。此ヲ以テ教育ノ如キモ畫一ノ教育法ニヨル不能シテ地方地方ニ於テ其特色ヲ有ス。例ヘバ獨乙ノ殖民者ノ多キ地方ニテノ小學校ニ於テ獨乙語ヲ教授ス。Norway、Sweden 人ノ多キ所ニハ Norway 語ヲ以テ教授ス。本国ノ特色ヲ幾分カ其間ニ於テ保存セリト雖も一端新社界ヲ建築セル上ハ米国ノ共和主義（Democratic）ニヨリテ凡テ支配サルハモノナリ。本国ヲ愛シテ新帰化國ヲ愛セサノレコトハ決シテナシ。新帰化國ノ国民タル義務ヲ盡スコトニ於テハ敢テ米国ニ於テ生レタル國民ト異ナルコトナシ。名誉ノ位置ヲ占ムルニ於テモ往々新帰化ノ人之ヲ占ムルモノアリ。……。帰化民ヲ若シ除カントスルトスルカ如キ傾向アルトキハ之レヲ狹隘ナル Americanism（米国主義）ニシテ輿論ハ之ヲ不取。而シテ帰化セル米國民ト其本国ノ國民トハ如何ナル關係ヲ有セルヤト問フニ尤モ親密ナル關係ヲ有ス。相互ノ往来ハ絶ユルコトハナシ。結婚ノ如キ慰問ノ如キ關係ヲ有スルコト僅少ニアラズ。經濟上ノ關係モ少ナカラズ。或ヒハ本国特有ノ産物ヲ送ルアリ。又ハ新殖民地ノ産物ヲ本国ニ輸出スルコトアリ。商業上ノ關係モ又密接ス。時トシテ（空白）ハ帰化セル人ハ其本国ニ帰化國ノ駐在官トシテ派遣サレ領事事務官又ハ外交官トシテ本国ニ派遣サルハアリ。以上ハ米国ノ殖民地ニ於テ屢々見ル所ノモノナリ。佛、獨、英等ノ殖民地ニ於テ他國ノ人ヲ拒テ入レサル等ノ如キ事ハ決シテナシ。近来米国ニ於テ労働者移住ノ反対ハ一時ノ現象ナラント思フナリ。只支那人ノ如キハ同化力ヲ不有。彼等ハ又永住ノ念ヲ有セズ。故ニ彼等ニ対シテ特別ノ政策ヲ行フコトハ止ムヲ得サルコトナリ。」²¹¹

²¹⁰ 「植民地」に関するレーニンの以下の指摘を参照。「しかし、経済学上の意味における植民地とはなにか？すでにさきに述べたように、マルクスによれば、この概念の基本的標識はつぎのとおりである。(一)移住者がたやすく入手できる、占拠されていない、自由な土地が存在すること。(二)できあがった世界的分業、世界市場が存在しており、そのおかげで植民地が、農業生産物の大量の生産に専門化することができ、それらの生産物と引換えに、「他の事情のもとではそれらを自分で製造しなければならないであろう」(……) ところの、できあがった工業製品をえることができること。農業改革後の時代に人が住むようになったヨーロッパ・ロシアの南部および東部の辺境が、ほかならぬこの特徴によって特色づけられており、経済学上の意味で中部ヨーロッパ・ロシアの植民地となっていることについては、すでにその箇所ですべて。この概念は、その他の辺境、たとえばカフカーズには、さらにいっそうよくあてはまる。」レーニン、前掲書、627頁。

²¹¹ 井上、前掲論文、23頁。

この記述のかぎりにおいては、「本国ヲ愛シテ新帰化国ヲ愛セサノレコトハ決シテナシ」とあるように、佐藤の植民論講義において軽視されているのは政治的・軍事的な領域よりも文化的な領域、もしくは文化的な領域を通じて生起する政治問題に対する認識が弱いように思われる。このことは、一方ではアメリカの中国人労働者移民排斥法による移民の制限・渡航禁止を「同化力の不育」と断じて、他方では「近来米国ニ於テ労働者移住ノ反対ハ一時ノ現象」としてアメリカにおける移民排斥を軽視していることにも現われている。

2章の「植民ノ種類」においては、1892年に翻訳されたロッシェルの『農業経済学』²¹²から①Eroberungskolonien（征服植民地）、②Handelskolonien（商業植民地）、③Ackerbaukolonien（農業植民地）、④Pflanzungskolonien（出稼ぎ植民地）の4つのタイプに分けて植民地の定義を行っている。佐藤はこの定義のうち、③農業植民地と④出稼ぎ植民地に重点を置く。少し長くなるが北大植民学派にとっても重要な定義なので引用する。

「農業植民地ハ植民地中尤モ重要ナルモノニシテ此種ノ植民地ハ発達シテ逆ニ州トナリ国トナル未開ノ地ニ行ハル、處ナリ。此土地ハ開闢以来或ヒハ僅カニ野蛮人ノ往来スル所トナルニ不過ルアリ。森林ハ斧鉞ノ未タ入ラザルモノ原野ハ未ダ鋤犁ノ入ラサルモノ山川沼津ノ開ケサルモノ、港湾ノ未タ船舶ノ入ラサルモノ礦物ノ未タ採掘セラレサルモノ、天然ノ富アルモ人生ノ利用ニ供セラレサル地方ハ即チ此種ノ植民地ニ属ス。植民ノ末独立シテ一ノ邦国ヲ形成スルモノアリ。又ハ植民者ノ属セル本国ノ統御下ノ下ニ立ツモノアリ。此種ノ植民地ハ其進歩ハ之レヲ他ノ植民地ニ比セバ、比較的遅緩ナルカ如キ状況アリ。然レトモ其進歩タノレヤ確実ナリ。植民者ハ一時ノ来往ニハアラズシテ子孫ノタメニ新タニ郷ヲ移スモノアリ。其新境遇ヲ改良シテ幸福ナル生涯ヲ望ンテ来タルモノナリ。征畧植民地ニ於ルコトキ人種ノ衝突権力ノ争奪ハ甚タシカラズ。商業植民地ハ資本ニ富ム国ノ事業ニ属ス。農業植民地ハ労力ヲ要ス。資本ノ運轉ヲ要スルコトハ商業植民地ノ如ク其赴キヲ異ニスル。(一)ハ資本ノ運轉甚タ速カナルモノ(一)ハ資本ノ運轉遅キモノ、資本的経営ヲナストキハ其成功ヲ多年ノ後ニ帰セサルヘカラザルモノナリ。而シテ屢々難難ニ遭遇スルモノ欠乏ヲ招クモノナリ。然レトモ人口ノ殖増ハ年ヲ追フテ著シク土地ノ開拓ハ生産物ヲ益々増殖セシメ天然ノ富源ハ年ヲ逐フテ又益々開カレテ初メ薄弱ナル貧弱ナル植民地ハ年月ト労働ノ結果ニテ逆ニ経済上ニ強ク文物ノ又見ルヘキモノアルニ至ル。其新勢力ハ遂ニ旧国ヲ壓制スルニ至リヌ。即チ初メハ弱ク後ニハ難キハ農業植民地ノ適例ナル歴史上ノ適例ハ北米合衆国南亜米利加濠洲南亜弗利加地方近世殖民事業ノ起因以来尤モ進歩著シキモノハ此農業植民地ナリ。」²¹³

「農業植民地」とは、「植民」の結果として、「未開ノ地」から発達して「州」や「国家」として独立する可能性をもつ場所である。「商業植民地」や「出稼ぎ植民地」など他の植民地に比べて速度は「遅緩」であるが「進歩」は確実であるとする。このタイプの植民地

²¹² Wilhelm Roscher, *Nationalökonomie des Ackerbaus und der verwandten Urproduktionen*, Stuttgart, 1885 (ロッシェル『農業経済学』八尾書店、1892年)

²¹³ 井上勝生「佐藤昌介「植民論」講義ノート - 植民学と札幌農学校」『北海道大学文学部紀要』46巻3号、1998年、26-27頁

として歴史上の適当な例は、南北アメリカやオーストラリア、南アフリカながあげられており、近世の植民事業が行われて以来最も進歩が著しいとしている。このように佐藤は「農業植民地」に大きな役割を置いているが、これに対して次の「出稼ぎ植民地」はどうか。

「出稼植民地 Plantation Colony 此種ノ植民地ハ専ラ僑者品 [ママ] ヲ生産スル為メニ特ニ設ケタルモノナリ。例ヘバ Coffee, Sugar, Indigo, 其他ノ生産品ニシテ植民地生産品ト呼バレツ、アルモノヲ産出スル為ニ設ケラレタノレモノナリ。即チ本国ノ気長 [ママ] ハ之等ヲ生産スルコト不能ナルモノナリ。若クハ生産シテモ甚ダ困難ナル所ノモノナリ。未開ノ土地ニシテ気候ノ温暖ナル処土地ノ肥沃ナル所劣等種族ノ其地方ニ緇居シテ労働者トシテ之ヲ使用スレノ便宜アノレ地方ニハ此種類ノ植民地ヲ開クコト容易ナリ。此種類ノ植民地ニ於テハ事業ハ純正ノ農業ト都会ニ於ル工商業ノ間ニ介在スルモノナリ。工芸的植物ヲ専ラ栽培スルコトヲカム。本国ニハ資本ヲ供給スルノ植民地ナリ。労働者ヲ往々隷属者トシ又ハ奴隷トナセル植民地ハ少ナカラサルトコロナリ。米国ノ南部地方モ始メハ此種ノ植民地ニ属セルレモノト稱スルモ不可ナシ。即チ煙草ヲ栽培シ米ヲ作り、棉ヲ作ル其ノ農場ヲ稱シテ通例 Plantation ト呼ベルモノ cotton Plantation、南米 Brazil 地方、中央 America ノ Mexico 地方ハ Coffee ノ Plantation ヲ以テ知ラル。西印度地方ハ Sugar ノ lantation ヲ以テ知ラレ其他、蘭領 Java ニ於ル西牙斑 [ママ] ノ Philiine ノ如キ或ヒハ砂糖、或ヒハ煙草ノ如キ本国ノ人種ガ之レニ永住シテ農業的植民地ノ建築ヲ目的トセズシテ貿易品ヲ産出セシメ為メニ之等ノ植民地ヲ占領シテ資本ヲ注入シ生産ヲ起シ貿易ヲ進ムルヲ以テ其目的トナス。此等ノ植民地ハ一歩ヲ進ムルトキハ或ハ農業植民地トナリ或ヒハ商業植民地トナリ人口ノ増殖シ地方ノ発達スルニ従フ遂ニ植民地ノ経済的基礎ハ強固トナリ自治政ヲ行ヒ政治上ニ於テモ相等ノ進歩ヲナスニ至ルモノナリ。」²¹⁴

「出稼ぎ植民地」は何より、「本国ニハ資本ヲ供給スルノ植民地ナリ」として定義される。例に上っている南米ブラジルや中央アフリカ、メキシコ地方など、コーヒー豆や砂糖、藍などの産地を指す。この植民地では「本国ノ人種」が永住することを目的とせず、「植民地ヲ占領シテ資本ヲ注入シ生産ヲ起シ貿易ヲ進ムル」ことを目的としている。また「出稼ぎ植民地」が「農業植民地」や「商業植民地」となった場合は、経済的基盤や政治的な進歩がみられるとしている。

先述したイリーにおいては「文明における経済的進歩の階段」が議論されていたが、植民地における発展段階はいかなる過程を経るのか。

「植民地ノ経済上ノ特質ヲ研究シテ之レヲ旧国ノ状態ト比較スルトキハ種々ノ点ニ於テ其特色アルコトヲ発見スベシ。蓋シ植民地ハ旧国ノ発達セル順序ヲ踏ミ、其軌道ヲ追フテ進歩スルモノト見ルコト不能。或場合ニハ一躍シテ非常ノ進歩ヲナスコトアリ。旧国ニ於テ数十年若クハ数百年ノ年月ヲ経テ始メテ現実スルコトヲ得タル物質上ノ進歩モ新植民地ニ於テハ直チニ之ヲ現出シテ階段的行為ヲ示サザルコト往々アリ。例ヘバ交通機関ノ発達ノ如キ普通道路ノ未ダ完全セサルトキニ当リテ鉄道ノ既ニ貫通セルモノアルヲ見ル。耕作器

²¹⁴ 井上、前掲書、27頁。

械ノ如キ始メヨリ自然力或ヒハ動物力ヲ用ヒテ運転スル新規ノモノヲ利用スルコトモアリ。其然ル所以ノモノハ殖民者ハ既ニ相当ノ文明ニ進ミタル国民ニシテ殖民ハ即チ其文明ヲ新開ノ土地ニ普及セシムルノ事業ナリ。経済的事業ノミナラズ制度文物ノ如キ事業ガ階段ヲ踏マズシテ進歩スルコトハ往々之ヲ殖民史上ニ於テ見ル所ナリ。以之殖民地ハ反ツテ本国ニ優レル進歩ヲナシテ其新タナル勢力アノレ元氣ヲ以テ森々タル進歩ヲ現ハスコト往々アリ。」²¹⁵

佐藤によれば、植民地は「旧国」と同様の発達の順序ではなく、「一躍シテ非常ノ進歩」を遂げることがあり「階段的行為」を示さないことが往々にしてあるとのべている。引用文中にあるように植民者は「交通機関」や「耕作器械」などの技術的な「文明」をもたらすという意味において、「殖民ハ即チ其文明ヲ新開ノ土地ニ普及セシムルノ事業」という定義を行っている。

またウェイクフィールドの組織的植民論²¹⁶を意識させる植民地の地代設定に関する箇所では、以下のように述べている。

「殖民地ニ於テハ地代ハ一般ニ低廉ナリ。蓋シ地代ハ土地ノ耕作ガ肥沃ナル所ヨリ漸次ニ瘦薄ノ土地ニ及ヒテ遂ニ耕作上ノ利益ニ差異ヲ生ズル所ヨリ起因スルモノナルコトハ経済上ノ原則トシテ之レヲ認メラレル。……。則チ土地ノ所有ヲ容易ニナシタル所以ハ地代ナラ [ママ] モノハ起ラサルヤト云フニ實際ニ於テハ米國ノ如キ自由ニ移住民ニ宅田ヲ交布 [ママ] スルノ土地ニ於テモ又本道ノ如キ無償交附ヲナスノ土地ニ於テモ地主ト代耕者即チ小作人ナルモノハ並立ス。然レバ殖民地ノ土地ハ必ズシモ随意者ヲシテ待テ開拓ヲナシウノレモノニ非ズ。資本上ノ関係ヨリ地主モアリ。小作人モアリ相俟チテ耕開キナスコトナリ。」²¹⁷

「殖民地ノミナラズ、労働ノ賃銀ハ自然ニ騰貴スル傾向アリ労働ノ性質ハ知能的トナリカヲ勞スル業務ハ或ハ自然力ニ或ハ動物力ヲ用ヒルカ為メニ労働者ハ損量ヲ研究シテ高等ナル業務ヲトルコトナルハ当然ナリ。従来ノ如ク殖民地ニ於テ低廉ナル賃銀殊ニ劣等種族ノ労働者（奴隸、隷属者）ヲ用ヒテ殖民事業ヲ起スハ益々困難トナル故ニ殖民事業ハ労働賃銀ヲ省キテ資本ノ力ヲ以テ事業ヲ起スコトヲ企テザルベカラズ。」²¹⁸

先行研究が佐藤の地主・小作問題への認識の甘さを集中して批判しているが、「資本上ノ関係ヨリ地主モアリ。小作人モアリ相俟チテ耕開キナスコト」という地主・小作関係と呼び込みながら産業化への道に賭けるのが理想主義者の佐藤の立場であろう。

²¹⁵ 井上、前掲書、28頁。

²¹⁶ ウェイクフィールドの組織的植民論については以下を参照。沢井淳弘 2003『ニューギニア植民の歴史』昭和堂、及び前田芳人「ウェイクフィールドの植民理論と植民の現実過程」森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会、1987年、及び本山美彦『世界経済論』同文館出版、1976年を参照。組織的植民論についてはウェイクフィールドの以下の著作を参照。E.G.ウェイクフィールド『イギリスとアメリカ』日本評論社、1948年。

²¹⁷ 井上、前掲書、32-33頁。

²¹⁸ 同、36頁。

4.3 世紀転換期の佐藤昌介

日清から日露戦争にかけての時期、佐藤昌介は札幌農学校で植民学を講義する一方で、『札幌農学会会報』や1899年に創刊された雑誌『農業世界』などに積極的に投稿する。井上論文においては内国植民論から海外植民論へ積極的に乗り出す時期だとされている²¹⁹が、ここでは佐藤の論説のなかから「米」と「貿易論」に着目したい。

1902年には東北地方の不作により「支那米」の輸入が解禁される。

「由来我邦の農業は内国の消費を目的とし内国の市場に供給するを以て主眼となし広く海外の市場に於いて販路の拡張を務むるものは生糸、茶等の数品を除きては寥々として見る可きものなし故に海外の農産物にして内国の市場に販路を拡張するに至るときは我邦の農業経済は忽ち其軌道を脱し遂に一敗立つこと能わざるに至るなり砂糖実綿の失敗は勿論のこと近くは大豆麦粉の如き其適例なり…」²²⁰

佐藤は、国内市場を前提とした国際競争力の低い日本の農業生産物に対して、輸入解禁の危険性を指摘する。とくに米に関しては、「米の濫輸入は米本位農業の致命傷と云うも可ならん」というように輸入を強烈に批判していた。

「稲作は我国農業の骨髄なり、この骨髄たり中心たる稲作農業にして、年々数百万石の米を海外に仰がざれば、国民の受容を満足せしむること能わざるに至りては、実に我国農業の前途覚束なき限りなり、綿の如き砂糖の如き麦の如き豆のごとき、主要なる農産物も年々海外の輸入品に既に圧倒せられ、或は圧倒せさんとしつつあり」²²¹

そして「稲作」を「我が国農業の骨髄」と位置づけ、海外からの輸入産品による国内農業生産物の価格低下に警鐘を鳴らしている。また日露戦争後の税に苦しむ農村に対しては、解決策として内地植民を提唱しつづける。

ここで佐藤の内国植民論の変化について触れておきたい。植民先として、北海道のほかに樺太や台湾が出てきていることに加え、植民論と貿易論が重なって出て来ているのだ。

「日露貿易拡張の戦闘準備に既に成り、我邦唯一の内国植民地たる、北海道拓殖の事業は年々益々進歩し、内地府県における剰余の人口、及凶作、水害其他の事情に依りて、新たに生存自活の境遇を作るべき必要に迫れる無数の小農民、或は之を北海道に、或は之を樺太に移して、農牧林鑛又は漁業工業等各種の業務に就かしめ、以て豊富なる対露貿易の原料を産出せしめ、或は西欧米国等に於ける生産者と競争し得るものにあるに於いをや」²²²

次の引用では、むしろ海外市場の獲得手段として、「植民」が唱えられているといってもいい

²¹⁹ 同、139頁。

²²⁰ 佐藤昌介「我邦農業の前途に就て」『札幌農学会報』第3報、1902年、30頁。

²²¹ 佐藤昌介「何を以て我国農業界の積弊を救済すべきや」『農業世界』第1巻6号、1906年、3頁。

²²² 佐藤昌介「日露貿易に関して農工業者に告ぐ」『農業世界』第1巻3号、1906年、10頁。

い。

「植民は既に外国製事情の支配を受け其植民者は我農民にあらずして海外帰化人となる、或は以て憂うべしと為すものあり、然れ共多数の歴史的事実に徴すれば植民者の少なくとも子孫三代間は母国と密接なる関係を維持し、国償の応募其他に於て常に母国のために赤誠を披瀝し、且つ其の粒粒辛苦して得たる富は母国に流入して国力充実の基礎を為す……、況んや植民によりて我が国内の生産物は販路を拡張し、市場を世界の適所に求むるを得るに於てをや、余は植民者の外国人となるを憂へず之に依りて経済上の関係を密接ならしむれば足る」²²³

先述した植民地における地代の高利・低利を議論する地代論や、日本帝国の版図となった地域を分析し「植民地」としてどのような特性をもちうるのかを具体的に検討するのは、札幌農学校の次の世代である高岡熊雄を待たねばならない。

5 小括

本章では、佐藤昌介のアメリカ国有地論と植民論を対象として、アメリカと北海道における植民論という知の移入について論じてきた。佐藤の理論は、北海道の開拓授業の促進を第一に考えつつ、人口・土地問題など内地の農業問題を解決する手段として北海道への内地殖民を推奨するものであった。北海道庁の設置にともない拓殖事業が本格的に進行するなか、一方で植民地における労働力不足の問題があり、他方でアイヌの文明化の問題があった。佐藤の植民論においては、労働力の確保のためにある集団に対して一定の土地取得権利を制限することで、農業労働力を生み出すことが議論されていたが、北海道開拓期において農業労働力に該当するのは内地からの移民であり勸農政策の対象となったアイヌであろう。佐藤の文脈を考えた場合、アイヌの「開化」を掲げる教育の提唱は、そのままの意味でうけとることはできない。北海道においてアイヌへの教育が「アイヌ学校」という特殊な学校において年限や授業内容が差異化されていたことを考慮に入れば、佐藤の理論のなかで「文明化」の問題はむしろ集団の差異を求める「労働力」の問題に包摂されていたといえるのではないだろうか。イリーに導入による社会改良主義的な経済思想と文明の経済的階段論は、むしろ佐藤昌介の理想主義的な側面を強化したのではないだろうか。イリーを経た佐藤が目指すのは、資本主義化の先にある産業ユートピアである。また農業植民地の持つ「進化」の特性を北海道にどのように適応するのかは、佐藤において十分な検討はされずに終わっている。佐藤は、内地資本の導入による地主制大農場という苦肉の手段に賭け、大農への発展による資本主義化の構想を描くことで、次の高岡熊雄の世代へと植民学のバトンを渡したのではないだろうか。高岡の帰国とともに佐藤昌介は植民学講座の担当を交代するが、その後も北海道帝国大学総長として大学行政の中心に存在することとなる。

²²³ 佐藤昌介「農政上に欠けたる要素」第2巻13号、1907年、4頁。

3章 高岡熊雄のドイツ留学と内国植民論の移入

1 序節

本章では、札幌農学校において佐藤昌介・新渡戸稲造から植民学講座を引き継ぎ、北海道帝国大学の植民学・農政学の体系を確立したとして知られる高岡熊雄の「内国植民」論の移入の過程を検討する。はじめに高岡の経歴についてまとめておく。高岡熊雄は1871年島根県に生まれ、旧制山口中学に進んだ後、札幌農学校では新渡戸稲造・佐藤昌介に学ぶ。1895年7月に卒業論文「新殖民地発達ノ順序」を提出して卒業後は、同校の校費研究生、講師を経つつ1897年12月には札幌農学校助教授となる。その後1900年2月～1904年12月にかけてドイツのボン大学、ベルリン大学に留学し、帰国後は教授となり、農政学・植民学の講座を担当する。戦前の社会政策学会、日本統計学会、人口学会、農業経済学会などに深く関わりつつ、1942年に大日本拓植学会が設立されると会長に就任している。また北海道農政とも深いつながりを持ち、1909年には札幌区々勢調査を指導し、北海道帝国大学総長と札幌商業会議所の特別議員などを歴任し、北海道や朝鮮などの数多くの産業調査委員を務めており、高岡の兄である高岡直吉は、北海道庁殖民部長や各郡長、札幌市長を歴任している。大学においては、北海道農政論の研究発表のみならず、日本帝国が獲得した各植民地に関する研究を取りまとめる中心人物であった。大政翼賛会協力議長を務めていたため、戦後は公職追放となるが、1950年には北海道総合開発委員会の委員長となっている。以上のように、高岡は北海道や満州などの政策立案の場に関わりつつ、日本が領有する各植民地に対象を広げ膨大な研究を残している²²⁴。

序論で述べたように、北海道を「内国植民地」として捉える視点は、戦後の北海道史研究者のなかで多くの蓄積があり²²⁵、また近代日本の周辺的な位置におかれてきた沖縄や島嶼地域、そして台湾、樺太、満州、南洋諸島など海外植民地との比較研究も行われ始めている。しかしながら、田中彰が述べるように「内国植民地」は概念として十分に熟しておらず、日本近代史における分析概念となっていない²²⁶。これは、「内地」と「植民地」という概念のあいだに潜む領域を分析する鍵概念である。本章では、法的な領域として峻別される「内地」と「植民地」という概念から距離を取り、前章を引き継ぎながら「植民」という人の流れから立てられた議論を考察する。

北海道史研究のなかで「内国植民」論への関心が高まるなか、高岡についての戦後の研究では、北海道農業論の系譜を中心に評価がなされ「中農標準化傾向」を先見的に指摘した「中農主義者」として知られるにとどまり、植民学についての研究業績が論じられることは少なかった²²⁷。また1982年に編纂された『北大百年史』通説編においても、北海道

²²⁴ 高岡熊雄の著作については巻末のリストを参照。

²²⁵ 「辺境」概念と「内国植民地」概念をめぐる北海道史研究者のなかでの論争についてはまえがきで述べた。また北海道開拓論やドイツ史研究では「内地植民」の用語が使われる傾向があるが、当時の内地から内地、内地から北海道への移住を指す場合は「内地植民」を、本論では高岡の植民学理論の用語として使用する場合は「内国植民」を使用する。

²²⁶ 田中彰『北海道と明治維新 - 辺境からの視座』北海道大学図書刊行会、2000年。

²²⁷ 高岡の農政学に関する研究は、大沼盛男「北海道農業論の展開と課題——戦間期を対象に」、湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社、1984年、及び太田原高昭『北海道農業の思想像』北海道大学図書刊行会、1992年を参照。七生長生論文では、北海道農業の再編成期における

農政との関係から高岡のドイツ内国植民論が論じられてはいるものの、高岡の植民論自体については、植民地概念の近代的な把握に失敗し、近代の植民地問題に向き合うことをせず北海道開拓論に偏向した、という否定的な評価が下されている²²⁸。これらの研究では、高岡の「小農保護問題」に関する著作のみが参照され、高岡による膨大な研究の総体はほとんど顧みられていない。

こうした研究動向に対して、横井敏郎による社会政策としての高岡理論の再評価²²⁹や、『北大百二五年史』所収論文を含む竹野による一連の研究によって、北大が関わった植民地の実証研究とともに北大植民学の理論の系譜に関する研究がなされており、高岡理論の再評価も重要な論点として挙げられている²³⁰。酒井哲哉においても、植民政策学における「社会の発見」として挙げられているのは大正期の矢内原忠雄²³¹としているが、のちにこの評価は修正され、「第一次大戦後の日本の時代思潮は、明治期の国家主権至上主義に対して、様々な形で「社会」概念の構成によって批判的視座を提示する、「社会の発見」と称される特質を持っていた」²³²としたうえで、ドイツ国家学から「社会の発見」へと至る道筋は日本だけではなく、ジョンズ・ホプキンス大学のイリーから佐藤昌介・新渡戸稲造、そして高岡熊雄へと至る系譜が触れられているが、佐藤や高岡の思想に立ち入った議論は展開されていない²³³。また井上勝夫は、高岡熊雄こそが戦前、戦中期と北海道大学の植民

北大農業経営研究の動向として、高岡の『農政問題研究』が触れられているのみである。「例えば「フォン・デア・ゴルツの農業経営学やブーヘンベルガーの農政学まで全訳された」と伝えられているが、今日、われわれが手にすることのできる農業経営関係の著作はほとんど皆無に近い」。七戸長生「北海道農業の「再編成期」における農業経営研究の特色」『農業経営研究』2、1975年、61-99頁。

²²⁸ 田中慎一「植民学の成立」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、580-602頁。

²²⁹ 横井敏郎「高岡熊雄の農政・植民論」『札幌の歴史』26巻、1994年、1-15頁。

²³⁰ 竹野学『樺太農業と植民学 - 近年の研究動向から』札幌大学経済学部付属地域経済研究所、2005年、及び竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」——植民学における「北大学派」」『北大百二十五年史論文資料編』2003年を参照。

²³¹ 「「社会の発見」と称されるこのような大正期の社会概念の析出状況は、政治学と同じようにドイツ国家学の影響のもとに出発した植民政策学にも影響を及ぼした。新渡戸稲造の後を襲（ママ）い東京大学の植民政策学講座を担当した矢内原忠雄は、そうした影響関係を最もよく示す存在である。」酒井哲哉「「植民政策学」から「国際関係論」へ」、浅野豊美・松田利彦『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年。

²³² 酒井哲哉「「帝国秩序」と「国際秩序」——植民政策学における媒介の論理」、酒井哲哉編『「帝国」日本の学知 第1巻 帝国編成の系譜』岩波書店、2006年、292頁。

²³³ 「なお今日では忘れられがちなことであるが、革新主義期のアメリカ政治学は、ドイツ国家学の圧倒的影響を受けた世代の業績から始まり、これをくぐりながら、社会集団論的視点を導入することで政治過程論的な視座が拓かれる形で発展していった。因みに、新渡戸はジョンズ・ホプキンスで、ラインシュはウィスコンシンで、ともに、アメリカ経済学会の創始者でありドイツ社会政策学派の議論をアメリカの文脈に導入しようとしたリチャード・イリーから教えをうけた、いわば兄弟弟子の関係であった。また、佐藤昌介・新渡戸稲造に次いで札幌農学校・北海道帝国大学における植民政策学を代表する存在となった高岡熊雄の卒業論文は、約百戸にわたる聞き取りを中心とした標本調査の手法による北海道拓殖の実態調査であり、当時としては世界的にも珍しい自然科学的な「顕微鏡的観察」による研究と評価されているが、その際、同時代の農政学研究として高岡と並ぶ例外的な事例として挙げられているのは、まさしく「政治過程論」という用語の生みの親であるアーサー・ベントレーが若き日にジョンズ・ホプキンスで行った研究なのである。後に、形式的国家制度論を批判して社会集団の競合としての動的な政治過程を把握することを提唱したベントレーの知られざる処女作は、ネブラスカの町村調査を通して西部農民の「真の経済条件」に関する「現実的知識」を獲得することを目的

学を集大成し、学会において、社会において巨大な位置を占めていた人物であると評価している²³⁴。

本章では、こうした北大植民学に関する研究蓄積を参照しつつ、高岡の植民学・農政学に大きな影響を与えたドイツ社会政策学と関連づけながら、「内国植民」が論じられた明治末期から大正期にかけての高岡の著作を中心に検討する。『北大百年史』以降、高岡の農政論・植民論を総合的に論じる研究がでてきているものの、竹野論文を除き、高岡の植民論についても社会政策として評価する研究が大半であり、高岡理論に内在する民族政策・植民地統治政策の側面は十分に論じられてこなかった。本章は、高岡の植民論の中心的な概念である「内国植民」を鍵として、高岡理論に内在する「社会政策論」と「民族政策論」の両側面を検討することで、日本帝国が植民地を獲得するにともない植民地の経営に関わっていく高岡の植民論の基本的な論点を明らかにし、北海道などの「内国植民地」と台湾や朝鮮、樺太、満州などの帝国内の植民地をつなぐ「植民」論の連続性を考察する基本的な視座を提供することを目的とする。

2 札幌農学校の植民学と高岡熊雄

2.1 北海道の開拓と札幌農学校の農政学植民学講座

本節では高岡が自身の理論構築する中心の場であった札幌農学校のアカデミズムについて概観する。開校初期の札幌農学校ではアメリカ出身の教師が多かったこともあり、イギリス・アメリカ風の大農経営・畑作に重点をおく農学が講義されていた。しかし1章で確認したとおり、第1期生の佐藤昌介が1883年にアメリカ合衆国に留学し、ジョンズ・ホプキンス大学において経済学者イリーのもとで学んだことにより、1890年代半ばにはイリーが影響を受けていたドイツ農学や歴史学派経済学の影響が農学校で強くなり、次第に中小農経営と米作に重点をおく農学へと学風が転換している。

札幌農学校では1890年に日本で初めて植民学講座が開設され、佐藤昌介は1890年、1893年、1896年から1904年までの植民学講座を担当した。佐藤の植民論の特徴は、日本の人口過剰と土地の過小に着目して北海道への「内国植民」を主張するものであり、具体的には未耕地に農業移民を送り定着させる方法を議論する「拓殖学」的な側面が強かったことが指摘されている²³⁵。1895年には、北海道庁より222万坪の土地が払下げされ、農学校に属する農園地は飛躍的に拡大する。その管理には農学部が当たり、農場は直営農場と小作農場に分けて経営された。1890年代は、国有地払下げが大規模に進行し、大地主と小作人の格差が激しくなるとともに、不当な払い下げが激しく弾劾され社会問題化していた時期であった。1899年に札幌区が設置されると、同年札幌農学校には森林科が設置さ

にしたものであった。その意味で、ドイツ国家学受容から「社会の発見」へという道筋は、何も日本に限定されたものではなかったのである。」酒井哲哉「『帝国秩序』と『国際秩序』——植民政策学における媒介の論理」、酒井哲哉編『帝国日本の学知 1巻「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年、302-303頁。

²³⁴ 井上勝生「札幌農学校と植民学—佐藤昌介を中心に—」『北大百二十五年史論文資料編』、2003年、113頁。

²³⁵ 同、121頁。

れる。こうした札幌農学校の規模拡張の背景には、開拓民の定着率の低さや開拓面積の伸び悩みなど北海道拓殖の行き詰りと、1899年に「実業学校令」の制定を節目とする日清戦争から日露戦争にかけての内務省の実業教育機関整備拡張の動きがあった²³⁶。

2.2 高岡熊雄『北海道農論』——小作制と土地問題

札幌農学校において佐藤昌介・新渡戸稲造から植民学講座を引き継ぎ、植民論を体系化したのが高岡熊雄である。佐藤昌介の帰国後に、教員の留学先のドイツへの転換、ドイツ語の設置がなされ、札幌農学校においてドイツ学へ関心が移り変わったことは既に述べた。こうした流れの中心となったのが、1895年に札幌農学校を卒業した高岡熊雄である。高岡は在学時には、新渡戸稲造のもとで、John W Probyn(ed), *System of Land Tenure in Various Countries*, Cobden Clib, 1870をもとに各国の土地制度の研究を行い、Wilhelm Roscher, *Nationalökonomie des Ackerbaus und der verwandten Urproduktionen*, Stuttgart, 1885（ロッシェル『農業経済学』八尾書店、1892年）から農業経済の理論を学んでいた²³⁷。札幌農学校の卒業後には校費研究生となり、ドイツ学研究会である「カメラ会」を開催している。「カメラ会」とは、ドイツ語の *Kameral Wissenschaft*（官房学）に由来する農業経済学の演習であり、毎週行われる研究発表と、逐次刊行物『経済学農政学研究資料』を発行していた。またシュモラー・ゼーリング編『国家学社会学研究叢書』にならって、札幌農学校の卒業論文で優秀なものを『経済学農政学研究叢書』として刊行した。このシリーズでは、栃内禮次『旧加賀藩田地割制度』（カメラ会、1911年）を皮切りに、駒井徳三『満州大豆論』（カメラ会、1912年）、中田公直『佐藤信淵の農制学説』（カメラ会、1915年）、斎藤圭助『上杉鷹山公の農制』（カメラ会、1920年）と4冊が刊行されているが、ドイツ歴史学派経済学の影響を大きく受けており、同時代の農業経営の分析よりも歴史研究として農業経済の問題が扱われているのが大きな特徴である²³⁸。

高岡は、ドイツ留学から帰国した翌年1905年から1920年代半ばまで、札幌農学校、東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学と続けて農政学植民学講座を担当している²³⁹。

以上の高岡の経歴をおさえたうえで、ここではドイツ留学前の著作から高岡の農業植民論の理論構造を論じる。高岡の初期の著作である『北海道農論』では、ヴィルヘルム・ロッシェルの『農業経済論』²⁴⁰を引きつつ、大中小農の定義をおこなっている。この著作は、北海道農会からの委託研究であり、その背景には1897年の北海道庁長官による「北海道における大中小農の適度」を確定するための要請があった。

「本道拓殖ノ爲メ慮ル點ナキニシモアラス試ミニ本道貸下地積ナル者ヲ見ルニ、惣積6億

²³⁶ 拙稿「1910年代の内務官僚と国民統合の構想—田澤義鋪の青年論を中心に—」『Core Ethics』6、立命館大学大学院先端総合学術研究科、2010年3月、361-374頁を参照。

²³⁷ 高岡熊雄『時計台の鐘』1959年、33-34頁。

²³⁸ 高倉新一郎「高岡先生の学問的業績」、高岡熊雄『時計台の鐘』1959年、340頁。

²³⁹ 札幌農学校は、1907年9月に東北帝国大学農科大学に改編され、1918年には北海道帝国大学に改編されている。農政学植民学講座は、1924年に農政学講座と植民学講座に分離し、前者を高岡が、後者を上原轍三郎が担当した。高岡が引き続き担当した農政学講座は、1936年に中島九郎に引き継いでいる。竹野、前掲2003年論文、176頁を参照。

²⁴⁰ ウィルヘルム・ロッシェル『農業経済論』八尾書店、1897年、254-302頁。

餘萬坪ノ内制限外即 10 萬坪以上ノ貸下地ヲ得タルモノ筆數 322 其積 2 億 5 千餘萬坪ニシテ一筆平均 80 萬坪ニ垂トシ中ニハ千 7 百餘萬坪以上ニ上レル者アリテ、其管理ノ方法如何ヲ查スレバ余輩寡聞ノ致ス所ナルヤ圖リ難シト雖モ十萬坪以上ノ自作農業ヲ營メル者ハ只僅ニ雙手ヲ屈スルニ過キスシテ其他ハ斯ル大地積ヲ更ニ小區分シ甚シキニ至リラバ之ヲ一萬坪内外ニ細則シテ他人ニ貸與シ所謂國家中ノ國家トモ稱スベキ小作農業ニ依ルモノニシテ自ヲ農事ニ従事スルモノ少ナク且ツ其多数地主ハ不在主義ナレバ本道農民ノ粒々辛苦シテ納メシ小作料ハ或ハ東都ノ花庭ニ化シ或ハ府懸譜州月夜ノ觀ニ供セラレ本道ノ拓殖上ニ効績ヲ及ボスヲ少ナキハ痛歎ノ次第ナリ余輩ト雖モ絶對的ニ小作農業ニ反對スルモノニアラス、小作地ヲ借りテ大地積ヲ耕作セルモノニハ其狀況見ルニ足ル可キモノナキニシモアラズト雖モ……」²⁴¹

高岡は北海道庁によって本格的に開始された植民地撰定事業にふれながら、それらの選定された土地の大部分が「10 萬坪以上ノ貸下地」として処分されたために、「自作農業ヲ營メル者ハ只僅ニ雙手ヲ屈スルニ過キス」という結果になったとしている。また地主の多数が「不在主義」であり、農民が納めた小作料は「東都ノ花庭ニ化シ或ハ府懸譜州月夜ノ觀ニ供セラレ」²⁴²、北海道の開拓のために使われることはなく「痛歎ノ次第」としている。では、高岡はこうした小作制度をどのように認識していたのだろうか。

「然ルニ世進ミ人口増加シ農業次第ニ發達シテ粗ヨリ精トナリ放ヨリ集トナルニ從ヒ初メテ土地私有權ナルモノヲ生セリ既ニ土地ニ所有權アリテ之カ私有權ヲ生スレバ從テ又傍ラニ所有地ナキモノヲ生シ所謂地主及ビ小作人テフ階級ヲ茲ニ萌芽スルニ至リタリ、是ニ由リテ之ヲ觀レバ自作農先ツ在リテ後小作制度ノ起リタルハ歷史上ノ事實ニシテ自作農ノ主躰ニシテ小作農ノ變躰タルヤ明ナリ、サレト彼ノ有名ナル獨逸ノスタイン、ハーデンベルヒノ革新ノ如キ本邦維新ノ改革ノ如キ小作制度ノ撲滅破壊ニ全力ヲ蓋シ努メタリト雖モ遂ニ其効ヲ奏セスシテ今日尚依然トシテ此制度ノ現存スル實歷上ヨリ觀レバ社會上或ハ農業上又必要ナルモノナランカ然レト是レ決シテ農業ノ改良進歩上歎ンテ迎フ可キモノニアラズシテ寧ロ必要ノ害物トモ稱ス可キ性質ヲ帶ブルモノト云ワサル可ラズ」²⁴³

高岡の理解では人口増加や農業の發達によって、まず「土地私有權」が発生する。その後、「地主」及び「小作人」という「階級」が発生し、「自作農ノ主躰ニシテ小作農ノ變躰タルヤ明ナリ」とあるように「歷史上ノ事實」として「自作農」に先行して「小作」があったとしている。こうした小作制度に対して、後述するドイツのシュタイン、ハイデルベルヒによって「小作制度の撲滅破壊に全力」をあげた改革が行われたが効を奏せず、「社會上或ハ農業上又必要ナル」ものかもしれないが、「農業ノ改良進歩上」は喜ぶべきものでなく、「寧ロ必要ノ害物トモ稱ス可キ性質ヲ帶ブルモノ」という評価を与えている。

²⁴¹ 高岡熊雄『北海道農論』裳華房、1900 年、4-5 頁。

²⁴² 同、4 頁。

²⁴³ 同、5-6 頁。

「人或ハ小作制度ヲ經濟的分業ナリトシテ之ヲ許容スルノアレドモ、彼ノ欧米諸國ノ如キ貨幣經濟進デ信用經濟充分發達シ農界モ亦三級農相分立シテ廣ク行ワル、地方ニ在ツテハ此制度ハ或ハ農業上ノ分業ニシテ地主ハ土地ヲ出シ小作人ハ營業資本ヲ供シ兩者相俟テ分業上ノ好果ヲ納メ得可シト雖モ、世未タ物品經濟ノ境遇ヲ全ク離脱セズ地主ハ土地及ビ營業ノ資本ヲ貸與シ地主小作人間ノ地位學識信用等相離脱シ稍モスレバ主僕的命令服從ノ關係ニ陥ラントスルガ如キ幼稚ナル境域ニアツテハ、此制度ヲ以テ直ニ經濟的分業ナリト論斷スルハ或ハ大早計ニ失ヒサルカヲ恐ル、モノナリ」²⁴⁴

つづいて高岡は「地主」と「小作人」の関係について述べる。「地主」は土地を出し、「小作人」は營業資本を出し農業上の分業として良い結果が得られる場合もあるが、両者の関係が「主僕的命令服從ノ關係ニ陥ラントスルガ如キ幼稚ナル境域」にあつては「經濟的分業」とは呼べないとしている。

このように「土地私有権」の上に生まれる「地主」と「小作人」の問題は、北海道においてはどのように現われているのだろうか。

「若シ此等大地主ノ拓殖上投資スルヲナカリセバ如何ニシテ今ヨリ 50 ヶ年ノ間ニ全道開放ノ豫察ニ達スベキト然レドモ試ミニ思ヘ今日年々本道ニ移住シ來ルモノ萬ヲ以テ數ヘラル、ニアラスヤ彼等ノ遠ク故郷ヲ去テ本道ニ移リ來ルモ必竟土地ヲ得自己獨立ノ生計ヲ營ナマントスル熱心ヨリ人情ヲ割愛シテ來レルモノナリ中ニハ大地主ノ募レル小作人ニハ或ハ府縣ヨリ旅費ヲ貸給シテ貧苦ニ陥レル細民ヲ誘導シ來レル者ナキニ非ズト雖モ其多クハ本道ニ於テ募集セシモノニ属スルハ疑ヲ容レザル所ナリ、サレバ假令大地主ニ土地ヲ貸下サルニセヨ年々一億萬坪ノ土地貸下ヲ願フモノアルハ明カニシ決シテ其人ナキヲ憂フルニ足ラサルナリ、只余輩ノ杞憂ニ耐エサルハ今日徒ラニ肥野千里帝國ノ美土テフ放膽的形辭ヲ輕信シテ前後ノ考慮少ナク小作農業ヲ營ム地主ニ大地積ヲ貸下ケ他日自ラ農業ヲ經營セントスルモノ勃興スルニ當リ土地ノ貸下ヲ得ルコト能ハサルカ爲メニ其投資ヲ逡巡スルカ如キ場合アラバ其時ニ至リ臍ヲ嚙ムノ悔アランコト是ナリ」²⁴⁵

『北海道農論』前後の北海道では、1章で述べた「国有未開地処分法」などにより大規模な土地の払下げが制限なく行われていた。高岡の「杞憂」は、府県から「自己獨立ノ生計」を営もうと北海道に來た移民に対して、土地を払い下げることができない点にあつた。前章で佐藤昌介が重視していた国有地の分割方法に大きな問題があつたため、高岡は北海道農業の問題を土地所有の規模の問題としている。

こうした土地所有の問題については、1912年に出版された高岡の『農業政策（一）』においても、土地の分配の程度が国の盛衰や文化の發達に重大な影響を与えると述べた上で、大地主の手に土地の大部分が渡ればその弊害は大きく、小地主が多数になりすぎると文化の進歩が遅く、政治上社会上の危険分子が生まれるとして、大中小地主がバランスよく存在し、大小地主の中間に存在する中地主が両者をよく連絡することで、秩序ある社会的進

²⁴⁴ 同、6頁。

²⁴⁵ 同、6-7頁。

歩が生まれると結論付けている²⁴⁶。

2.3 高岡熊雄『北海道農論』と大中小農の定義

北海道農業の問題を土地所有の規模の問題としたうえで、高岡は「大農」、「中農」、「小農」の定義にすすむ。最初に「今試ミニ農業経営上ヨリ本道ヲ部分ニ區別スルトキハ地質学上ノ部分ト同シク大凡之ヲ三大部トナスヲ得ベシ」²⁴⁷として、農業形態に基づいて北海道を三つの地域に分類している。

- ①本島の東部（札幌を含める大原野の東）
- ②本島の西部（同原野より以西）
- ③東西西南部を界する原野則て中央の凹地帯

高岡の分類では、①東部は、肥沃な地が少ないため「地価ハ低廉」で「人口ハ希少」であり、農業の組織は「自然ニ粗放」となり「労力及ビ資本ヲ要スル事少ナキ放牧農」などが行われているとしている。②西部は府県に近い人口に比べれば「土地ハ狭小」だが、物産販路の流れがあり、漁業が盛んなため肥料を得易いとしている。農業組織は「資本ヨリ寧ロ労力ニ集約ニシテ府県農業ニ酷似セル點多シ」と述べている。③中央凹地帯については、石狩原野は開拓使によってもっとも力を入れられていた土地であって、その多くの土地が既に払い下げられてしまったため、「移民土地ヲ得ル能ワザルヲ悲歎スル奇観ナキニシモアラズ」という状況にある。また高岡は、数年来北海道で資本を投下するものもあり、「資本ノ供給」は割合あるとしている。この地域は、東部の「粗放」と西部の「集約」の中位にあるとしている。

次に、高岡は「大中小農の得失」として、ロッシェーやワグナーなどのドイツ歴史学派の研究を参照しながら「大農」と「小農」についてのみ「得」を整理する。「大農の得点」として挙げられているのは①「大農は分業を行ひ易き」こと、②「大農は比較的建築、動物、機械等の諸資本を要する」少なきこと、③「大農は機械を使用し得る」こと、④「大農は動物飼育上便利ある」こと、⑤「大農は一部に對する惣収入少なきも之に對する純収入の割合多きこと及生産費少なき」こと、⑥「大農は経済学上の原理たる土地報酬漸減法の制限を受ること少なき」こと、⑦大「農は生産物販売上便利多き」こと、⑧「大農は學術を實地に適用し得る」こと、⑨「大農は農業改良の先導者たり又機関たる」こと、⑩「大農は信用多き」こと、⑪「大農は資本あり教育ある人を農業に導く」こと、⑫「大農は人を統御する人物を養成する機関たる」こと、⑬「大農は公共的事業に盡力する」こと、の13点を挙げている。

それに対して「小農の得点」は、①「小農は事業に周密なる」こと、②「小農は機械の滅却資金及び修繕費を要すること少なき」こと、③「小農は農場内の往復に労資を費すること少なき」こと、④「小農は惣収入多きこと、⑤小農は販路を窮せざる」こと、⑥「小農は地価を騰貴せしむる」こと、⑦「小農は善良なる兵士を出す」こと、⑧「小農は多数

²⁴⁶ 高岡熊雄『農業政策（1）』寶文館、1912年、74-77頁。

²⁴⁷ 高岡、前掲1900年、27頁。

人民に職業を与ふる」こと、⑨「小農は人口の分配を和合する」こと、の 9 点としている。
そして両者の「失」については、以下のようにまとめている。

「然レドモ小農ノ弊ハ過小農ニ陥リ易キニアリ今日我府県農業衰退シ蔵豊ニシテ尚農民ノ怨聲ヲ聞クモ畢竟又之ガ爲メナリ、而シテ大農ノ弊ハ土地ヲ兼併シ過大農ニ傾キ易キニアリ其弊タルヤプリーニアス氏 Plinius ヲシテ大地主ノ土地ノ兼併ハ羅馬亡国ノ原因ナリト (Latifundia perdidere Italiam, iam vero et provincias) 絶叫セシメタル如ク彼ノ一時宇内ニ雄飛セシ羅馬帝國ノ末路追想シテ徒ラニ志士ノ涙ヲ注ガシムルヲヲ思エバ其弊ノ存スル所亦察スルニ餘リアリ、凡一國內ニテ大農跋扈センカ寡人政治トナリ全権政治トナリ壓制政府トナル小農獨リ其勢ヲ振ワシカ共產主義トナリ虚無黨ノ二ノ舞トナル今日世上囂々タル社會主義ノ大潮流ハ重ニ商工業界ニ氾濫シツ、アルモ若シ後日進ンテ農業界ニ浸入スル● (引用者—踊り字「トキ」) ハ必ズヤ先ズ小農社會ヨリ初マルナランヲハ火を睹ルヨリモ明カナラム其何レニセヨ一國ノ政治上社會經濟上眞ニ由々敷結果ヲ及ボスモノニシテ志士ノ常ニ注意ヲ怠タル可ラサル所ナリ、而シテ善ク此等ノ弊アル所ヲ矯正ソ其利ノアル所ヲ取り善ク兩者ノ間ヲ圓満ニシ一國社會ノ安寧ヲ保持シ農業ノ進歩ヲ促シ一國ノ骨髓トナリ柱石トナルモノハ夫レ只中農カ、況ンヤ本道ノ如キ農業ヲ以テ拓殖ノ精神トナシナガラ不幸ニシテ中農未ダ起ララストスヘキモ須ラク睨ヲ此所ニ注キ徒ラニ人口ノ増加ノミテ是レ計ラス貧民ノ如キ労働者ノ移住ヲ奨励シ實力ノ投入ヲ望ンデ小作農ニヨリ然カモ不在主義ヲ取レル大地主ノ移住ニ重キヲ置クカ如キ傾向ナク百万蓋カシテ中農ノ興起スベキ計策ヲ廻ラサレンコトヲ切ニ當局者ニ向ツテ望ム所ナリ、然レト任一國ノ農業界ハ単ニ中農ノミヲ以テ成立シ行クモノニアラズシテ大中小農ノ三者各存在スルハ自然ノ勢ナリ務ム可キハ三者ノ均衡程度宜シキヲ得ルニアリ」²⁴⁸

「大農」の欠点については、「大農跋扈」すると「寡人政治」や「全権政治」そして圧政政府となる、他方で「小農」が単独で勢力をのびた場合「共產主義」となって「虚無黨ノ二ノ舞」となるとしている。「社會主義ノ大潮流ハ重ニ商工業界ニ氾濫シツ、アルモ若シ後日進ンテ農業界ニ浸入スル● (引用者—踊り字「トキ」) ハ必ズヤ先ズ小農社會ヨリ初マルナラン」と明確に述べていることから、高岡は「大農・小農問題」が大きな争点だと自覚していた。しかし高岡の「大中小農」の目的は、「土地所有面積」と「農業経営規模」の概念的分離にあり、「大中小地主」と「大中小農」を区別したことにある。つまり、土地を所有する面積の大小と農業経営の質や規模を概念的に分けることにより、北海道において大きな社会問題となっていた大地主と小作人の対立を階級の問題ではなく土地所有制度の問題として議論し、他方、大中小農の経営規模の問題とを分離するという作業を行った²⁴⁹。「大農」と「小農」のそれぞれの利点を述べる高岡においては、正面からの擁護ではない

²⁴⁸ 同、75-77 頁。

²⁴⁹ 横井前掲論文、4 頁においては「土地所有」と「経営」の概念上の分離によって「そのために「大中小農」の中に地主と小作が混在させられることになったのは、高岡の小作制度批判と矛盾すると言わざるを得ない」という指摘があるが、「土地所有規模」と「農業経営規模」のそれぞれのバランスと適正を論じる高岡理論においては、あくまでも「理論上」において矛盾はないと思われる。

が1章で佐藤が説いた「大農」への夢は保持されている。

高岡は「大農」と「小農」が「社会階級」として相対立するという考えを、「俗説」として執拗に批判したうえで、客観的な基準に基づいて「大中小農」を「東西両郡ノ中間ニ位セル中央凹地帯ヲ假リニ取りテ自作業ノ管理ニヨレル穀寂農ヲ土臺トシ大農ハ 50 町歩以上中農ハ 10 町歩以上小農ハ 4 町歩以上ヲ以テ各自ノ標準トナサンコトヲ算出セリ」とする²⁵⁰。

「余輩ハ又大農小農ノ利害得失ヲ講究シテ両者共ニ利アリ弊アリテ善ク其弊ノアル所ヲ矯メ其利ノアル所ヲ収メ能ク両者ノ間ヲ圓滿ナラシメ一國社會ノ安寧ヲ保持シ農業ノ進歩発達ヲ促シ一國ノ骨體タリ柱石タルモノハ中農ナレバ當局者須ラク之ヲ以テ拓殖ノ方針トシ其興起テ計ラザル可カラザルコトヲ説ケリ、然レドモ一國ノ農業界ハ単ニ中農ノミヲ以テ成立シ得可キモノニアラズ若シ果シテ然ルヲ得ルトキハ最早中農ニアラザルナリ既ニ中農ノ稱アル上ハ又大農アリ小農アルハ自明ノ理ニシテ此三者ノ一國農業会ニ存在スルハ自然ノ勢ナリ、若シ大農跋扈センカ則チ呼ブニ大農國ヲ以テシ小農勢ヲ振ハンカ即ト與フルニ小農國ノ名ヲ以テシ中農ソノ宜シキヲ得ンカ則チ之ヲ中農國ト稱シテ可ナラ務ム可キハ大中小農ノ三者其程度宜シキヲ得ルニアリ」²⁵¹

高岡にとって、「大農」と「小農」は「地主」と「小作人」という相対立する「社会階級」の関係であってはならなかった。佐藤の「大農論」に強く現われていた農業経営規模の社会進化論的な理解は、高岡の『北海道農論』においては顕在的ではない。しかし「大農」の擁護と、十分に概念規定されないまま「大農」と「小農」のバランスを取るという重大な機能を負わされる「中農」は、産業化という発展へと向かう可能性の理論的な基盤であった。

以上のような高岡の理論は、横井敏郎において「階層間格差」に対する「分配的正義」としての政策と位置づけられている。横井によれば、高岡の農業植民論は「大中小農」と「大中小土地所有者」がバランスよく存在し、大中小の均衡を理想とする社会観に基づくもので、その理想状態を実現する鍵的存在としての「中農」の維持・創出策こそが高岡理論の中心であった²⁵²とまとめられている。しかし北海道の内国植民地的な発展に始まり、満州、樺太への農業植民論へと展開する北大植民学の流れを見渡した場合、高岡理論を一国内での「階層間格差に対する分配的正義」としての社会政策と理解するだけでは不十分である。高岡理論は北海道を視点の中心において発展していくが、その内容は内地と内国植民地である北海道、そして内国植民地北海道と帝国圏内の植民地（外地）との関係へと転位する。帝国圏内の植民地において「植民」を議論する場合は、入植者と現地人の関係を論じざるを得ない。次節においては、高岡の植民論の背景となった19世紀末のドイツ社会政策学会と高岡の『普魯西内国殖民制度』（1906年）を検討することから、高岡理論の持つもう一つの側面について論じる。

²⁵⁰ 高岡、前掲1900年、131頁。

²⁵¹ 同、132-133頁。

²⁵² 横井前掲論文、2-5頁。

3 ドイツ社会政策学会と内地植民

3.1 高岡熊雄のドイツ留学

北海道庁の管轄であった時期の札幌農学校においては海外留学の道が長らく途絶えていた。しかし 1895 年に北海道庁から文部省へと管轄が移ったことにより、農学校卒業生の海外留学が再開されることとなり、高岡もドイツ留学が決定する。高岡は留学準備としてフォン・デル・ゴルト『農政学』の翻訳を行い留学までの短期間で出版している²⁵³。1901 年 2 月 6 日に横浜から乗船し、マルセイユに到着後、ボン市に向っている。高岡はボン大学においては、哲学科の経済学科に学籍を置き、H.ディーツェル (Heinrich Dietzel) の理論経済学、E.ゴタイン (Eberhard Gothein) の経済政策、フォン・デル・ゴルト (von der Goltz) の農業政策、ドイツ農業史、H.A.シュマッハー (Hermann Albert Schumacher) の商業政策などを聴講したようである²⁵⁴。高岡は第 3 期目から経済学演習に加わり、W・ゾンバルトの『近代資本主義』(Werner Sombart, *Der moderne Kapitalismus*, Duncker & Humblot, 1902) をテキストにした分担研究と、個人研究では「植民経済」について発表を行っている。1902 年の秋には、ドイツ歴史学派の本拠地であるベルリン大学に転学し、A.ワグナー (Adolf Wagner) の理論経済学、経済政策、財政学を、G.シュモラー (Gustav von Schmoller) の理論経済学、経済政策、ドイツ経済史を、マックス・ゼーリング (Max Sering) の経済政策、理論経済学、財政学などの講義をとっている。高岡はゼーリングの『東部ドイツに於ける内国植民』(Max Sering, *Die innere Kolonisation im östlichen Deutschland*, Leipzig: Duncker, 1893) などを参考書としながら、ゼーリングのもとで内国植民問題について研究することとなった。

高岡が研究を始めた 1902 年の秋、台湾民政長官の後藤新平が新渡戸稲造とともに欧米視察の途中にベルリンに到着した。後藤や新渡戸がベルリンに立ち寄った目的は、プロイセンによる国内の異民族であるポーランド人に対する政策を実際に視察することであり、高岡によると、これはまさしく「台湾における異民族統治の参考資料に供するため」²⁵⁵であった。こうした経緯から、高岡は後藤一行の視察に加わった後、ポーゼン及び西プロイセンの 2 州において実施されていた 1886 年法による内国植民事業 (高岡の用語では「国家的内国植民事業」) を独自に調査し、後藤の帰国に伴い「プロイセン王国に於ける国家的内国植民制度」と題する論文を送っている。

また、翌 1903 年にのちの札幌市長となる兄の高岡直吉が来独した際には、北海道開発政策の参考にするための視察として、再びポーゼン、西プロイセンを調査に訪れ、加えてブランデンブルク、ポンメルン、ハノーヴァーの 3 州における 1890、91、96 年法に関連する内国植民事業 (高岡の用語では「私人的内国植民事業」) についても案内、調査している。さらには、内国植民事業を営利的に経営する機関として、ベルリン市にある土地銀行についても詳しく調査を行っていた。こうした高岡の調査研究は、そのまま台湾日々新報社か

²⁵³ ホン・デル・ゴルト著、高岡熊雄訳『農政学』裳華房、1901 年 (Theodor Freiherr von der Goltz, *Vorlesungen herr von der Goltz, Agrarolitik*, Jena: Gustav Fischer, 1899)。

²⁵⁴ 高岡熊雄『時計台の鐘』1956 年、71 頁。

²⁵⁵ 同、81 頁。

ら出版された『普魯西内国殖民制度』（1906年）の章構成となって反映されており、同書は同時代のプロイセンにおいて進行しつつあった内地植民事業についての詳細な調査報告書となっている。高岡はこれらの研究を進める過程で、北海道拓殖とドイツ内地植民の共通点を見出し、『日本内国植民論』（Kumao Takaoka, *Die Innere Kolonisation Japan*, Verlag von Duneker & Hmblot, 1904）²⁵⁶として論文をまとめて出版している。高岡は、1904年の春季授業が終了したのち、ベルギー、ポーランド、イングランド、スコットランド、アイルランドを経てニューヨークに渡り、12月7日に横浜港に到着している²⁵⁷。

3.2 ドイツ社会政策学と農業恐慌

19世紀末のヨーロッパでは、交通革命によって新大陸、ロシア、インドなどから安価な穀物が流入し、穀物価格が下落し深刻な農業恐慌を引き起こしていた。プロイセンにおいても価格競争によって穀価は暴落し、農民層の経済的な困窮が深まる一方、特に東エルベのユンカー経営の農場においては労働者不足が問題となっていた。東エルベの農民離村は、ユンカー経営が確立された1850年代から増大し、全ドイツ規模での農民離村の大きな流れを形成していた。ドイツの産業化の過程において、西ドイツでは零細農耕のもとでの過剰人口が存在し、他方、東ドイツでは事実上半農奴制的な形態において農民層が存在し、その低劣な労働条件からの解放を求める莫大な人口を累積していた。これらの人口が、産業革命の進展にともない急速に労働力として工業に吸引され、19世紀末においてはドイツ東部から、農業労働者を中心とする巨大な人口移動が起っている。こうした人口流出の先は、北米を中心とする海外移住か、ドイツ中西部での工業労働、もしくは「ザクセン渡り」と呼ばれるエルベ以西の甜菜栽培地への農業出稼ぎ労働、であった²⁵⁸。こうした深刻な農業問題が現前するなか、1880年代に入りドイツ社会政策学会においても農業問題が大きくとり上げられる。

社会政策学会における農業問題をめぐる論争は、農業恐慌に対応するための関税保護の是非を最大の争点として展開された。この政策論争は、農業危機を穀作から畜産への転換や遅れた農業経営の整理・淘汰の絶好の機会と考えた自由貿易派と、既存の国策と農業経営の維持のために、高率保護関税要求を中心としつつ、国民経済の土台たる農業を、近代的流通・信用経済の展開から遮断しようとする主農派＝保護関税派との「正面きった激突」

²⁵⁶ 高岡の博士論文は未邦訳であるが目次については以下に記す。目次、序言、1章地理的な概略、2章内国植民の歴史的素描、1節原住民の優位な時代、2節松前藩の封土の属領化による経営の時代、3節徳川幕府の封土の直接の統治の時代、4節新体制の時代、1開拓使による経営の時代（政府の植民）、A植民政策、B農業政策、C農業経済の政策、D漁業政策、E産業政策、F軍事組織の植民、2政府直轄による経営の時代、3北海道庁（北海道の府）による経営の時代、もしくは現代、A交通政策、B産業政策、C漁業政策、D土地と森林経済政策、E農業政策、1移住に適した地域の選択、2地質調査、3土地法の立法、4移民の保護、3章内国植民の成果、1節移民と帰国民、1移民と帰国民の数、2移民と帰国民の性別、3移民と帰国民の階級、2節所有地の分配、1国家は大地積の土地を貸与するべきか？2これらの方法を進める国家が土地を分配する時、全ての土地を分配することが可能になるのに何年必要とするか？3どのような割合が、それらの広大な土地の分割にふさわしいか？4北海道における農業経済の経営方法、3節北海道の一般的な経済の発達、4節財政的な結果、4章原住民政策

²⁵⁷ 高岡、前掲1956年書、93頁。

²⁵⁸ 福永健「帝政ドイツにおけるユンカー経営とプロイセン内地植民政策」『商学討究』25巻、1959年、125-127頁。

259として行われた。こうした学会の動向に大きな影響を与え、農政論の基本的な方向を形作ったのが、高岡がベルリン大学で師事するグスタフ・フォン・シュモラーを中心とするグループである²⁶⁰。シュモラー自身は、経済政策については自由放任主義的な立場を取っていた人物であるが、1870年代半ばには保護関税を容認する発言を行い、1880年代に入ると農業恐慌に対する打開策として「内国植民政策」を積極的に推進する役割を果たすようになる²⁶¹。

シュモラー派の基本的な理念は、自作農を中核とする安定的な農村社会構成の形成にあった。シュモラーの基本理念にたつ農政学者は、自作農を中核とする土地所有分布を理想とし、過小農の比率が過大であったり、大所有地が支配的であったりする状態、とりわけ農業労働者の増大を「病的な状態」と考え、その健全化を図ることで農業問題を解決しようとする点に特徴があった。

社会政策学会において内地植民政策がはじめて取り上げられたのは、1886年のビスマルクによる内地植民法の発布の年であった。この年の大会では、シュモラー自身も報告者の一人となって、内地植民政策を支持している。1890年代に入ると、穀物の国際価格の下落や農業労働者の流出など、ユンカー経営が危機の様相を帯び、内地植民政策は社会政策学会における農政論の最も重要なテーマとなる。そして学会内部で内地植民政策に熱意を持っていたのは、シュモラー派とマックス・ウェーバーであった²⁶²。

3.3 19世紀末のドイツ内地植民法の制定

ドイツにおいては、フリードリッヒ大王の時代に行われた内地植民や、近世を通じてグーツヘルシャフト体制の下で行われてきた内地植民の歴史があるが、本節では高岡が主な研究対象とした19世紀末から20世紀初頭に行なわれた内地植民政策について、以下の4つの法律、「ドイツ民族植民促進法」(Gesetz betr Die Beförderung Den tscher Ansiedlungen in den robinzen Westleussen Posen) (1886年)、「地代農場法」(Gesetz über Rentengüter) (1890年)、「地代農場促進法」(Gesetz betr die Befördveung 1890) (1891年)、「地代農場及び植民農場における一子相続法」1896年について論じる。

1886年の「ドイツ民族植民促進法」では、条文において主として東部国境地域におけるスラブ系の農民の進出を阻み、東部地域のドイツ化をはかるという目的が唱えられており、宰相ビスマルクによる対ポーランド人の民族政策という側面が強かった。この政策は、民族問題が特に先鋭化していた地域、ポーゼン、西プロイセンの二州のみを対象としており、具体的な施策としてはポーランド人が所有する農地を、農林局外局の植民委員会を通じて邦が買収して、農地を分割したうえで、植民農場としてドイツ農民に払下げるというものであった。同年の1886年には社会政策学会において内地植民政策がはじめて取り上げら

²⁵⁹ 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』お茶の水書房、1993年、203頁。

²⁶⁰ 大河内一男『独逸社会政策思想史』日本評論社、1936年又は、田中真晴「ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景」『経済論叢』83巻3号、1959年、147-168頁を参照。社会政策学会の農政論の主流を占めていたのがシュモラー派であり、これに対してユンカーのための国家社会主義的構想を持つワグナーや、徹底した近代主義者のブレンターノが対立軸を形成していた。

²⁶¹ 田村、前掲書、197頁。

²⁶² 田中真晴、前掲論文、9頁。

れ、『近代資本主義』の著者であるゾンバルトの父親アントン・ルートヴィヒ・ゾンバルトが内地植民に関する主報告を行い、これに続いて先に述べたシュモラーによる内地植民を積極的に評価する形での総括的補助報告が行われている²⁶³。

これに対して、1890年の「地代農場法」、1891年の「地代農場促進法」ではプロイセンの全土が対象とされ、ユンカーの所有地の一部を、「地代農場」という形態で、農民・農業労働者に分譲するように斡旋が行われた。1886年の法律では、植民委員会がみずから土地を購入するのに反して、1891年の法律による中央委員会は、地代農場設定の技術的、資金的斡旋をするだけである²⁶⁴。こうした90年代以降の農業政策は、1890年に失脚したビスマルクのあとを継いだカプリヴィの新航路政策に依拠して、可能な限りの農業保護を行いつつ、他方では農業構造自体の改革を基調とした。前者の例としては、実質的にはライ麦の輸出奨励制度である「輸入証制度」、外国人労働者の大量流入の認可であり、後者の例が内地植民政策である。1890年法においては、地代農場の設定に邦政府は積極的に干渉することはなかったとはいえ、大規模農場の部分的割譲による労働者植民を法律の効果として期待していた。農業恐慌のさなかにあったこの時期は、ユンカーの農場における労働力不足を確保する点から、内地植民がもっとも期待をかけられた時期でもあった²⁶⁵。

また1896年の「地代農場及び植民農場における一子相続法」は、1890年の「地代農場法」以降に設置された地代農場における土地規模の維持のために制定された。この法律で行われた農民相続法の改革は、相続による農地の細分化を防ぐために一子相続制を農民のあいだに一般化させることであり、過小農の増大に対する対抗手段として考えられたものである。先述の「地代農場法」及び「地代農場促進法」によって設立された、あるいは将来設立される地代農場はすべて、農場保有者の意志あるいは契約によらず、法律によって自動的に一子相続地とされ、また農場の分割、譲渡は該当地域の総務委員会の許可によって行われる。

こうした19世紀末に行われた内地植民事業の成果について、戦後日本のドイツ研究ではかなり否定的である。内地植民政策が農村人口の増加、自作農維持のために不可欠とした所有権の制限は、自由な土地所有をもとめる農民層からの反発を生んだ。1880年代～20世紀の初頭にかけて零細経営の農民が増加し、農民層の貧困化は一層進んだ。他方、ユンカー大規模経営農場は耕地面積の拡張から、農業技術の発達による質的拡張へと転じ、内地植民による定住型農業労働者よりも、外国人農業移民による季節労働へと需要が変化する。こうして古い農業労働力制度が破壊され、農業労働者層が都市ないしは工業部門へと流出する勢いを増すが、19世紀末のドイツ農業界の大きな流れに対して、内地植民政策

²⁶³ 田村、前掲書、214頁。

²⁶⁴ 田中、前掲論文、8-13頁では、シュモラー派は、むしろ1890年、91年の法律にそった形で政策を推進しようとし、ミアスコウスキイやゼーリングも、民族問題の視点からよりはむしろ、社会政策的視点から内地植民の重要性を論じたとされている。

²⁶⁵ 「いずれにせよ、内地植民政策は、土地政策の旋回、つまり新装の永小作制たる定期金農場により、強制的画一的な農地解放政策としてでなく、負債と労働者不足とにあえぐユンカー的土地所有の私的な部分的割譲による救済をねらいながら、自作農農民層を中核とする社会的中間層を東エルベにおいて創出、維持し、あわせて土地持労働者層形成をも奨励するいわゆる「間接的自作農創設政策」として進行したのであった。」福永、前掲論文、145-147頁。

はほとんど効果がなかった²⁶⁶。こうした内地植民事業は第一次世界大戦後も継続され、一連の立法によって戦傷者扶助・軍人遺族扶助、そして労働者への社会保障的な性格をもつようになる²⁶⁷。

3.4 高岡熊雄『普魯西内国殖民制度』における社会政策と民族政策

高岡の『普魯西内国殖民制度』の成立過程はすでに触れたとおりであるが、本書では「国家的内国植民」と「私人的内国植民」、「営利的内国植民」の3つの植民制度が紹介され、前二者の法制度や事業紹介、植民の手続きや方法、規模、成績、植民機関や国家の補助を中心に論じられている。高岡の「内国植民論」は、土地の獲得から移民の募集、そして植民地への入植までの過程を具体的に紹介した、人口移動に焦点を当てた植民地経営論であった。こうしたドイツ内地植民への高岡の関心の背景には、北海道の拓殖、台湾の統治、満韓の経営、そして1905年ロシアから割譲を受けた樺太など、日本植民地の範囲の拡大とともに、新たな植民地に対して植民地統治を行なう際の指針が必要となったためであった²⁶⁸。また、前章で述べたように大地主が跋扈し小作争議が多発する結果となった北海道拓殖事業の経験から、高岡は「内国植民論」を日本国内の農政に対する打開策（社会政策）としても位置づけていた。近代国家の政策として内国植民を行っている例として、ロシア、デンマーク、ハンガリー、イタリアが挙げられているが、とりわけイギリスの内国植民法制が重要な前例としてページを割かれている²⁶⁹。以上をふまえ、植民地統治政策と社会政策という高岡の内国植民への2つの関心を、「国家的内国植民」と「私人的内国植民」に沿ってみていこう。

高岡のいう「国家的内国植民」とは、国内における土地の分配が正しくなく、国民全体の福利を害し、国家の存立を脅かす場合に行う政策である。この方法でもっとも有効なものは国有地を分割、もしくは大土地所有者から土地を買い上げて行うものであり、具体的には、ビスマルクの1886年法を指す。これに対して、「私人的内国植民」とは、国家が法律を制定した上で、植民事業を実施し、さまざまな経済的、技術的な補助制度を整え、個人或いは団体が実施するものである。国家は強制的な手段をとらず当事者の自由の所為に放任するものとしており、具体的には、1890年法、1891年法、1906年法を指す。19世

²⁶⁶ こうした内国植民政策の評価について、東敏雄は、かえって社会政策の失敗こそが当時の「内地植民政策の本質」を示すもの、と指摘している。東敏雄「ドイツにおける中小農創設政策の展開—19世紀80年代より第一次大戦までのいわゆる内地植民政策の実態」、『研究年報経済学』60巻、1961年。

²⁶⁷ 第一次世界大戦前後の内国植民論については、以下を参照。加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助(2)」『経済学研究』、70巻23号、2003年、227-256頁、及びフォルカー・クレム編『ドイツ農業史 ブルジョアの農業革命から社会主義農業まで』大藪輝雄・村田武訳、大月書店、1980年、及び松俊夫「ワイマール共和制に関する一考察—内地植民政策を中心に—」『歴史学研究』151巻、1951年などを参照。

²⁶⁸ 高岡熊雄『普魯西内国植民制度』台湾日日新報社、1906年、1頁。

²⁶⁹ 同、6-14頁。ここではイングランド及びスコットランドの内地植民法制として、宅圃法（1882年）と中小農地法（1892年）が、アイルランドに対する法制として、土地法（1881年）、小作人土地購入に関する法律（1885年、1891年）、アイルランド土地法（1885年）が紹介されている。イギリスの内国植民に関する研究は、以下を参照。椎名重明「19世紀末イギリスの土地公有思想」、日本土地法学会『ヨーロッパ・近代日本の所有概念と土地公有論』有斐閣、1985年。

紀末に行われた二種類の内地植民であるが、高岡は「私人的内国植民」については、団体や個人の自由行為によってこれを行う場合、その目的を達することは困難であるとした上で、「国家的内国植民」を推奨している。

前述した内地植民に対する民族統治政策と社会政策という二つの側面への関心は、内国植民論の二つの背景として論じられている。民族統治政策的な背景とは、当時のドイツをドイツ民族とポーランド民族の「民族的競争」として捉えた上で、18世紀に3度のポーランド分割を経て獲得した土地（西プロイセン、ポーゼンなど）における同化政策の失敗である。プロイセン政府はポーランド領土を獲得後、新領土において他の州と同等の教育制度、地方自治制度、兵制を施行し、国民教育の普及をはかった。しかしこうした教育がかえってプロシアへの敵愾心をはぐくみ、またポーランド語で布教するカトリック司教勢力の影響も強く、同化政策は難航したと高岡は指摘する²⁷⁰。こうした同化政策路線を変更したのがビスマルクであり、ポーランド人の勢力を打破しドイツ民族の増殖をはかるために制定されたのが1886年の植民促進法であった。

もう一方の側面である社会政策的な背景は、18世紀までの歴史を通して形成された封建制の下での領主と農民という二階級の隷属的な関係であり、東エルベにおいて特に顕著であった。農場領主制の下での領主と農民の隷属関係は、農業技術の発達を阻害する大きな障害であって、領主と農民の隷属的な封建的關係は経済的自由主義思想が欧州に広がるなかで培われていたとしている²⁷¹。

高岡やシュモラーの視角においては、東エルベの窮状の根源は、ユンカー経営そのものではなく、むしろ「農奴解放」以来の自由主義的土地政策、均分相続制と土地取引の自由などスタイン、ハイデルベルヒの農地改革に見出されたのであった。そこで新たに打ち出された土地政策は、人口と土地の再結合、そのための土地所有の固定化を志向することとなる²⁷²。

上記の議論を整理すると、高岡が参照する19世紀末に行われた政策では、「民族政策」的側面は「国家的内国植民」に対応し、国家が他民族の所有する土地を買収し入植者に払い下げる、他方、「社会政策」的側面は「私人的内国植民」に対応し、個人や団体により植民が行われ、国家は植民機関の補助に留まる、となる。高岡が明確に述べているように、ドイツ内国植民論は、対スラブ人種のための民族政策と、中小農の再興を通じての国内農政改革を目的とする社会政策という二つの側面があり²⁷³、後者のみをもってシュモラー派と高岡との理論的同一性を論じる横井（1994）の理解²⁷⁴では、高岡の内国植民論の重要な側面である民族政策が抜け落ちてしまい、その後の日本帝国内への植民論との連続性を考察するときに齟齬が生じてしまう。佐藤においては、内地植民は中小農を大農へと至らせるための方法であり、北海道における産業化の道筋であった。しかし高岡のドイツ「内国植民」論においては、農業開発において民族問題を考えなければならない。

²⁷⁰ 高岡、前掲1906年書、46頁。

²⁷¹ 同、40頁。

²⁷² 福永、前掲論文、136頁。

²⁷³ 高岡、前掲1906年書、238-240頁。

²⁷⁴ 横井、前掲論文、12頁。

4 高岡熊雄のドイツ内国植民研究の移入——台湾における内国植民論

ここでは前節で検討した高岡熊雄『普魯西内国植民制度』（1906年）から、高岡を通じて日本へと移入された「内国植民」論が台湾においてどのように論じられたかを検討する。台湾への農業移民の推移については台湾総督府殖産局『台湾に於ける母国人農業植民』（1929年）に詳しいが、日本からの農業移民についての学説的な評価は矢内原忠雄『日本帝国主義化の台湾』（岩波書店、1929年[1988年復刻]）に負うところが大きい²⁷⁵。

4.1 日本統治下における台湾産業化

1904年12月にドイツ留学から帰国した高岡は、新渡戸稲造と共に台湾総督府の民政長官だった後藤新平のもとを訪れている²⁷⁶。後藤の台湾統治政策については近年多くの研究がなされているが、後藤の『国家衛生原理』（1889年）や『衛生制度論』（1890年）を西欧ポリス論の系譜に位置づけた上で、台湾統治と関連させて論じるものが多い。野村明宏は、後藤による台湾統治は、統治コストの削減やアヘンや樟腦の専売制、糖業の産業開発などの政策と同時に、近代化のもとに医療や衛生、都市計画などのインフラ整備を進めることであったとしている²⁷⁷。また白井浩信においては、後藤の植民地政策が単純な政治的な支配と被支配の関係ではなく、むしろ植民地の「人々の〈生〉を基本的対象とし、その「欲求」に積極的に働きかけ、「幸福」へと至らしめる技術の総体」²⁷⁸として成り立っていたとして、「統治性」の問題として日本統治下の台湾を考察している。後藤新平は『日本植民論』などで台湾への日本からの農業移民を示唆しており、このテーマを与えられたのが留学中の高岡であった。

高岡は台湾滞在中に統治政策や産業政策を調査した上で、後藤に報告書を提出している。高岡が台湾について正面から論じているものは少ないが、台湾視察後に書かれた報告書を基にした4つの論文から、台湾における内国植民論を検討する。

「日清戦争戦勝の結果として臺灣島の我帝國に割譲せらるゝや爾來植民事業を以て白哲人種の獨占事業なりとの念を抱きし欧米諸國は皆な新興國たる我が日本は果して白哲人種の如く能く植民地を經營する能力を有するや否やを環視せり臺灣統治問題は獨り直接我國の政治經濟に關係を及ぼす一の國家的問題なるのみならず又植民史上黃白兩人種の優劣を決定すべき一の人種的問題たり當局者及國民の責任又輕からざりしなり……臺灣の經營は既に植民國としての我國民の技術如何を試験すべき試金石にあらずして更に進んで将来外部

²⁷⁵ 竹野は、台湾への農業植民の失敗を以下のようにまとめている。「移民事業が製糖資本によって実行されたため、「蔗作中心の内地人移民計画」となったこと、「形式は自作農移民村の建設なりしも、實質に於て製糖会社所属の原料耕作者」という地位におかれたこと、「西部に於ては蔗作に慣れたる本島人農民人口多」かったことを農業移民の失敗の原因としている。」竹野、前掲2003年論文、195頁。

²⁷⁶ 高岡は後藤訪問時に「普魯西内国植民制度」について講演しており、この後も台湾総督府の旧慣調査会ではドイツの内国植民に継続して研究され、数冊の報告書が出版されているが、台湾総督府でこうした関心を引き継いだのが札幌農学校出身で同じくドイツに留学した東郷実である。

²⁷⁷ 野村明宏「植民地における近代的統治に関する社会学」『京都社会学年報』7巻、1999年、23-24頁。

²⁷⁸ 白水浩信『ポリスとしての教育』東京大学出版会、2004年、278頁。

に向って発展すべき機運ある否な之れを天職となすべき我國の植民的技能を益養成すべき一種の校舎となれり」²⁷⁹

ドイツ留学から帰国したばかりの高岡にとって「臺灣統治問題」は繊細な問題であった。児玉源太郎と後藤新平のタッグによって「史上黄白兩人種の優劣を決定すべき一の人種の問題」としての台湾統治問題は一先ず落ち着き、「臺灣人を鎮撫」することは果たしたとしている。この点については後述するが、高岡は統治の次のステージとして、「我國の植民的技能を益養成」するための「校舎」としての位置を台湾に与える。

「臺灣我手中に歸すと雖暫らくは在住の人民と雖其堵に安んずる能はざりし況やんや新来の内地府県よりの移住民に於てをや此等の不良の徒を懲膺し不忠の民を平げ四民をして其堵に安ぜしむるは臺灣に於ける我政策の一大急務たり當局者も亦茲に着眼し其全力を竭くして施せし政策は今や顯然として其効著はれ經營僅かに十ヶ年にして平和の風は全島に吹き渡り人民其居に就き安んじて其業に従事するを得るに至り加ふるに植民政策中至難の業たる本島の財政基礎稍定まりて最早母国の補充を受けず財政上全く獨立して本島の經營をなすを得るに至り茲に本島經營の第一期を經過し將に本年を以て第二期の經營時代に入れるは實に我邦家の幸なり」²⁸⁰

ここでも高岡による後藤への礼賛は繰り返されているが、日本帝国による領有より 10 年で「平和の風」が全島に吹き、「財政上全く獨立」を果たした台湾は、植民地經營の第 2 期に入ったとしている。従来、台湾の植民地政策の第 1 の目的は「人民の鎮撫」にあったが、その次にくる優先課題について高岡は台湾視察で得た知見を述べる。

「作物の栽培には却って一の天與の恩恵なり平地には米の如き甘蔗の如き茶の如き蕃薯の如き其他種々の熱帶的果物の能く生長するにあり山には樟樹等の繁茂するを見る若し土地、人口、貿易及財政の諸點より之を觀察せば本島の基礎は實に農林なる二種の産業に在るを知るを得可し」²⁸¹

高岡によれば、台湾の気候は作物の栽培にとって「天與の恩恵」であり、平地においては「米」、「甘蔗」、「茶」、「蕃薯」(サツマイモ) など熱帶的作物が良く生育し、山においては「樟樹」が茂ることから、農業と林業の 2 つを中心として台湾の産業化を確認する。そして第 2 期の台湾經營の目的は、これらの農林業の改良を中心になされるべきだとする。高岡は、平地における土地は既に産業のために利用されている部分が多いが、「他日尚一層人口増加し灌漑排水等の如き農業土木工事起るの暁きには耕作に利用し得可き土地尚多きに於てをや」²⁸²として、灌漑設備によって更なる耕地の拡大が可能であると主張した。

同年に書かれた「臺灣農業会の急務」においては、第 2 期の經營策としての農林業の改

²⁷⁹ 高岡熊雄「臺灣産業概見」『大日本農会報』295号、1906年、5頁。

²⁸⁰ 同、6頁。

²⁸¹ 同、6頁。

²⁸² 同、7頁。

良について「臺灣農業刷新策として第一に解決すべき問題は、農業用土木問題に在り、農業用土木問題中最重要なるものは灌漑問題なり」²⁸³として、その論を進めている。

「将来も尚依然として重きを米及甘蔗なる兩作物に置き、漸次其栽培區域の廣張せらるゝや明なり、而して又之を農業技術上より考ふるも、之を農家の個人経営より見るも、將た又地方經濟及國家經濟上より講究するも、此兩作物は本島農作物中の中心となる可きものなり、否な勉めて之を中心となすべきものなり、而して米及甘蔗なる兩作物は之を他の農作物に比較するとき、何れも栽培上水分を要すること最大なり」²⁸⁴

高岡は、台湾の農業開発は米と甘蔗を中心に置くべきとする。これらの農産物生産の増加をはかるためには、①他の用途の土地を利用し生産力を増進する方法（農地の転用）と、②新たに土地を開いて農業用にする方法（未開地の開拓）とがある。高岡は②の「未開地」に注目する。

「本島に於ける天与の富源を開発せんと欲せば尚幾多の勞力を増殖する必要あり、（臺灣殖民問題に就きては他日稿を改めて読者の批評を乞はん）而して此勞力を有利的に使用し得べき所は、數萬甲に亘れる現在の未開地なり、而して此未開地は多く用水の便を缺くものなれば、本當殖民の點より此を觀察するも、尚農業用土木工事を起すは目下の急務なり。」

285

こうした未開地の開発にはより多くの「勞力」が必要であるとする。この「勞力」問題は後述する「臺灣殖民問題私見」の箇所で論ずるが、高岡によれば灌漑整備が上手くいった場合、耕作に不適な未開地を田園とすることもできるとしている。

「余は本問題を解決する爲め産業、土木及法理に精通せる人を集め、以て、一の土地改良調査會なるものを組織し、豫め本島に於て灌漑若くは排水の要ある土地の面積水利工事の農業に及ぼす影響、施行すべき工事の設計々算、収益等を調査せしめ、其調査の結果に基き、恰も前世紀の中葉普魯西王國に行われし如く、一種の土地改良資金なるものを設け、之を特別會計となし、成る可く之を有利的に應用するの策を講じ、以て水利工事の進捗を計るときは、初めて本當の農業用水利問題を解決するを得ん。」²⁸⁶

ここで高岡は、灌漑農業の基盤づくりのため、「土地改良資金」を設けて「特別會計」として扱い、水利工事を進めることこそ急務であるとしている。

「若し否らずして朝令暮改の輕挙に出んか獨り此事業の改良發達促す能わざるのみならず無知無辜なる農民は遂に國家の爲す所に疑を挟むに至り産業發達の前途を妨害するや必せ

²⁸³ 高岡熊雄「臺灣農業会の急務」『中央農事報』第75号、1906年10月、6頁。

²⁸⁴ 同、6頁。

²⁸⁵ 同、7頁。

²⁸⁶ 同、8頁。

り若し彼等にして一度疑念の念を抱かんかさらに之を解かしめんと欲するも蓋し容易の業にあらざるなり現時本島の農民の如き無知文盲のもの多く一般教育の程度に於ては之れを18世紀頃の獨逸民族に比して劣るとも決して優ることなからん故を以て當局者がフリードリッヒ大王の故智に倣ふて彼等を保護し其業に干渉を加へ以て殖産業の改良發達を計るは或は策の得たるものならん然れども保護其度を過ぐれば民慣れて業却て擧らず干渉其の宜しきを得ざらんか假令當局者好意を以て事を處理するも恩恵は却て怨恨の淵とならん本島住人は多年制裁なき不規律なる支那政府の下に在つて能く壓制政治に慣るゝと雖若し我施政にして産業を保護奨励せんと欲し爲めに彼等既得の権利をも侵害するが如きことあらんか彼等は心中却て不平の念を生じ假令ひ其不平は直ちに外部に現るゝ事なきも他日或は恐るべき結果を来すに至るや明らかなり」²⁸⁷

しかし高岡は、農林業の開発のために「保護其度を過ぐれば民慣れて業却て擧らず」として、安易な「保護」によって産業を奨励することに慎重な態度を示す。産業の保護奨励によって、「支那政府」のもとでの「既得の権利をも侵害する」ことになった場合、「恐るべき結果を来す」とする。「恐るべき結果」を予見する高岡の背後には、ドイツ留学中に研究していた植民政策に抵抗するポーランド人たちの姿が見える。

「言語を異にし風俗習慣を同ふせざる人民を統治するに当たりては寛に失せず嚴に流れず寛嚴其宜しきを得保護干渉其度を越えず彼らをして自ら進んで各其事業の改良發達に力を盡すに至らしむるを以て植民政策の最要案件とす彼の英國の植民事業に成功せしに佛國の反て失敗し獨逸植民事業も亦振るはざるは蓋し其主因茲に在り鑑みざる可けんや」²⁸⁸

冒頭で触れたように、初期の台湾統治は「黄色人種」である日本民族が植民地経営を行うことができる優良な人種であるか否かを賭けた問題であった。しかし、高岡にとって「言語を異にし風俗習慣を同ふせざる人民」つまりは異民族に対する「統治」とは、フランスが失敗し、ドイツにおいても「振るわざる」難問であり、欧米の植民地統治の失敗を繰り返さないことがもっとも重要であると考えていた。

4.2 高岡熊雄「臺灣植民私見」における内国殖民問題

ドイツ留学中の高岡が後藤新平から「台湾における異民族統治の参考資料」としてドイツ内国殖民事業の研究を依頼されたことは既に述べた。高岡熊雄の『普国内国殖民制度』（1906）においては、「国家的内国植民」、「私人的内国植民」、「營利的内国植民」の3つの類型が示されていたが、これらは台湾という統治空間でどのように論じられたのだろうか。ここでは、高岡が台湾の植民問題について唯一正面から論じている『農業世界』に発表された高岡熊雄「臺灣植民私見」（1906）を手掛かりに、高岡による台湾植民論を詳細に検討する。台湾への中国人労働者の包括的な研究については、東京商科大学で上田貞次郎の下で学び、台北高等商業学校にて植民政策の講座を担当した松尾弘による「支那人勞

²⁸⁷ 同、9頁。

²⁸⁸ 高岡、前掲1906年論文、「台湾産業概見」、5-9頁。

働力問題」の研究がある²⁸⁹。

高岡は台湾の重要産業たる稲作における「労働者の供給の不足」を指摘する。

「現今の状態にては農業其他事業の繁忙なる時期に在りては已を得ず、一時労働の供給を對岸南清地方に仰げり其数決して少なからず、明治廿六七年某會社の取扱ひしものにてても年々約千六七百人の多きに上れりと云ふ、然れども此等の労働者は只一時の入稼人にして永久本島に留まりて産業に従事するものにあらず、契約の業務終りを告ぐるときは再び本國へ歸り去ること恰も燕雁の如し、産業界に於ける一時的な労働は此等入稼人の力を籍りて満足するを得ると雖、或は本島未開の土地を開拓し或は従來の粗放農業を進めて周約組織となし、以て益天與の富源を開發せんと欲さば必ずや産業者の永久的移住を圖り其勞力に頼らざる可らず」²⁹⁰

日露戦争後の台湾においては、主要産業である糖業および稲作において労働力の不足が問題となっていた²⁹¹。高岡によれば、労働者不足の解消のために、ある移民斡旋会社だけでも 1903 年と 4 年において「南清地方」から 1600、1700 人ほど「入稼人」を取扱っている。産業界における繁忙期の一時的な労働力需要を満たすのみなら「入稼人」のみで十分であるが、台湾における「未開の土地」を開拓するには「産業者の永住的移住」をはかって労働力を確保する必要があるとしている。ここでも北大植民学派が得意とする拓殖術の対象として「未開の土地」が見出される。

「我國農業界の勞力は決して合理的に利用せられざるなり、曩きに日露開戦及ぶや世人或は我農業界の爲めに労働の缺乏を訴え一の恐惶を來すに至らんと杞憂を抱くもの少なからざりしも、事の実際は此杞憂は一の杞憂にすぎざりしは全く我農業界には既に過剰の労働者ありて寧ろ不生産性に之を使用せしが爲めなり、我本土の農業界は斯の如き憫然たる有様なれば若し出来得べくんば我が過剰なる人民を誘うふて之を新領土なる本島に移住せしめんか、一は以て我母國の窮状を幾分か救済し、他は以て本島に富源を開發するを得て、所謂一挙兩得の策と謂う可し、然るに余は本島を巡視し我植民者の現状を目撃するに将来府県人の臺灣に於ける植民に対しては多大の望を囑する能わざるなり」²⁹²

「未開の土地」が見出されたのちに指摘されるのは、内地の「過剰の労働者」である。高岡は内地における「不生産性」に置かれている労働力を、「過剰なる人民」として新領土の台湾に移住させることを仮定する。内地からの台湾への植民により、農村労働力の過剰という「母国の窮状」と台湾の「富源の開発」という 2 つの課題に対する「一挙兩得」の策であるとする。内地からの私営移民は既に 1903 年から始まっており、花蓮港庁の下で入

²⁸⁹ 松尾弘『台湾と支那人労働者』台湾南洋經濟研究会、1937 年及び、松尾弘「思い出の植民政策」『資料センターニュース』39-40 巻、1987 年、2-3 頁を参照。

²⁹⁰ 高岡熊雄「臺灣植民私見」『農業世界』1 巻 8 号、1906 年、12 頁。

²⁹¹ 新渡戸稻造「製糖改良意見書」(『新渡戸稻造全集』第 4 巻)。

²⁹² 高岡熊雄「台湾植民私見」『農業世界』1 巻 8 号、1906 年、13 頁。

植がはじまっている²⁹³。高岡熊雄はドイツ留学帰国直後に台湾に立ち寄っているが、この時の高岡が調査した限りでは、台湾における内地府縣からの植民には「多大の望」を持つことは出来ないとしている。

高岡によるとこの時期の台湾への出稼人の数は、漁期のあいだで毎年 10 万人にのぼる。これらの日本人移民はどのような存在なのだろうか。

「然れども此出稼人或は移住者の状態を見るに其の大多数は社會の下層に生活し充分なる教育のあるなく、又財産を有するもの少なく、只本国に於ける日々の生計は困難を加ふると海外諸國或は北海道臺灣等の事情を聞き傳え、一攫千金の巨利を占めんと冒険心とは遂に彼等を驅て墳墓の地を去らしむるなり、彼等には宗教上の不満あるにあらざ政治的不平を有するにあらざ、寧ろ經濟的原因と一種の冒険心とは彼等移住の動機たるが如し、即ち彼等の移住地に於て頼て以て立たんとする唯一の財産は自己の労働なり、若し彼等より労働なる一財産を取り去らんか彼等の價値は零なり、今日まで布哇其他南洋諸島或は北米に於て彼等の幾分か成效せし所以のものは能く低廉なる労働を供給し得べき餘地ありしが爲めなり。産業社會に多額の資産を投して以て能く成效せしもの極めて稀なり。」²⁹⁴

ここで高岡は台湾への出稼人・移住者を「社會の下層」として位置づける。資料的な根拠がなされているわけではないが、高岡にとって出稼人・移住者が台湾や北海道へと渡るのは、「宗教上の不満」や「政治的不平」によってではなく、「經濟的原因」と「一種の冒険心」を動機としてである。しかしこうした出稼ぎや移住が「幾分か成功」するのは、ハワイ、南洋諸島、北米などにおいて「低廉なる労働」を供給する余地があったためだとされる。

では台湾において内地から出稼ぎや移民を行った場合、どのような結果になるのだろうか。少し長いが高岡がドイツ留学時の研究を踏まえている箇所を引用する。

「今若し府縣より本島の植民者を募集するとせんか、亦此種の人士を除きて他に之を求むること蓋し難からん、而して翻って本島の事情を察するに不充分とは言ひながら既に約三百萬人の本島人あるあり、彼等の勤儉にして労働賃金の低廉なるは既に天下に明かなり、生計の程度低き我農民すら尚三舍を避く、今若し此社會に等しく自己の労働のみを頼りとする内地府縣人を移住せしめんか、果して競争場裡に立つて能く彼等と雌雄を決し得可きや疑無き能わず、既に多少の資産を有し幾多の經驗を積みたる我商業家が漸次本島人の爲に一度獲たる日本人間に於ける自己の得意先をも侵略せらるゝが如き有様にあらずや、我農産業者移住の成績は亦以て推知し得可きなり、若し果して本島の農業會に於て日本人の勢力を廣張せんと欲せば、普魯西國內に行はる、國家的内國殖民制度に倣ふの外他に策なからんか、然れども彼のポーゼン及び西智魯西兩州に於ては波蘭土人は其數多しと雖、150 餘萬人の波蘭土人に對し 160 餘萬人の獨逸民族の既にあるありて其數互に相半はず、然るに尚此政策を施すが爲め國家は三億五千萬麻なる巨額の金額を之に投せざる可らず、我國

²⁹³ 矢内原、前掲書、225 頁。

²⁹⁴ 高岡、前掲論文、13 頁。

家は果して斯る大金を臺灣に於ける此事業に向って投入するの余力ありや否や、彼の波蘭土人は動もすれば普魯西三国に向って反抗せんとする氣運あるを以て、国家は已むを得ず非常手段を採り之が撲滅策を講ずるに至りしなり、然るに我臺灣人は領臺當時に在ては或は新政府に反抗して自から獨立の旗を揚げんとするもの、或は支那帝國に忠ならんとするもの、或は自己の利益を専らにせんとするものありしと雖、今は幸に當局者の取れる撫慰の政策は著々其功を奏し舊套を脱却して其面目を一變し全島平穩に歸せり、台湾人は既に忠実な臣民となれるや否なや未だ確信し難しと雖順良なる人民となりしは既に疑無きなく、果して然らば何ぞ必ずしも彼等に施すに非常政策を以てし却て平地に波蘭を起すの必要あらんや。」²⁹⁵

内地の府県より「植民者」を募集する場合、どうなるのだろうか。高岡は台湾に既に存在する 300 万人の本島人が存在し、「労働賃金の低廉なるは既に天下に明かなり」としている。つまり内地からの「植民者」を導入した場合、「労働賃金の低廉な」本島人とのあいだで「競争場裡に立って」争うことになるが、その結果は目に見えている。もしも日本人の勢力を「植民」させたいならば、前節で整理したプロイセンで行われている「国家的内国殖民制度」にならう他に策はないとしている。プロイセンにおいては、この事業のために政府は 3 億 5000 マルクをついやしているが、台湾にこの事業に資金を投入する余力があるのか。高岡は、「台湾人は既に忠実な臣民となれる」として、「国家的内国殖民制度」という「非常政策」をもって「平地」に波乱を起こす必要はないとしている。

「斯く論じ来れば現在の臺灣人は之を撲滅するの必要なく、又外数なる臺灣人中に少数なる府県人を移住せしむる生存競争する能わず、然るに臺灣の産業界は尚幾多の労働の供給を必要となすとせば吾人は何處に向って其供給を仰がんや、事茲に至れば吾人は勢、目を対岸支那帝國に転ずるより他に良策なきなり、即ち臺灣人と同一血族主として廣東種族に寓する支那人を駆して本島に移住せしめ、其労力を利用し以て本島の富源を開発するにあり、支那帝國の人口に富めるは宇内に冠たり、而して其人民は利のある處は何處と雖移住するは北米南阿に於ける實例を以て之を推知するを得し、若し我當局者にして一方には盛に灌漑排水の如き水利工事を起して農業的企業の基礎を設け、(中央農事報第 75 號臺灣産業界の急務参照)他方にては移住者に對し適當なる保護奨励を加へ来住の途を開くときは、對岸に蝟集する支那人は北米何阿の如き異郷に入ると異なり、自己と同一なる種族の多数を占むる本島には喜んで来住するや疑ひなき」²⁹⁶

台湾の本島人に対して民族政策を目的とした「国家的内国殖民」政策を行う必要はなく、また内地から「少数なる府県人を移住」させることも「生存競争」を考えれば芳しくない。そこで高岡は台湾に隣接する「臺灣人と同一血族主として廣東種族に寓する支那人」に着目する。総督府によって「未開地」の灌漑事業を行い、「適當なる保護奨励」を加えて移住に道を開いた場合、台湾への移住はうまくいくとしている。

²⁹⁵ 同、14 頁。

²⁹⁶ 同、15 頁。

このような中国大陸からの労働力の移住を奨励する政策は、台湾の統治上の問題となることは予想がつく。

「世人或は臺灣は既に臺灣人を以て充さる尚此れに加ふるに支那人の移住を以てせんか只益他民族の勢力のみを膨張せしむるの恐あり、是れ果して我新領土の統治上正当なる政策なるや否や疑い抱くものあらん、然れども支那人は勤勉にして能く事に当り貯蓄の念に富むと雖、幸か不幸か彼等の愛國の精神に缺くる所あり自己あるを知って支那帝國の存在するを知らざるものの如し、之を他の半開の民若くは文化の人民に比すれば遙かに統治し易く、波蘭土人の獨逸に於ける或はフィンランド人の露西亜に於ける若しくはボスニア人の奥太利帝國に於けるとは大に其趣を異にせり、吾人は假ひ尚幾満の支那人を本島に増加すと雖之が為めに本島の統治は其基礎に於て幾多の動揺を来すが如き理由を發見する能はざるなり。」²⁹⁷

高岡は大陸からの移民奨励政策を肯定するにあたって、自身の「支那人」観を述べる。「支那人」は、「勤勉」であり「貯蓄の念」に富んでいる一方で、「愛國の精神に缺くる所」があるとしている。高岡の観察では、「支那人の移住」によって民族運動が起こることはない。その根拠として、清朝における近代の国民意識の薄さを挙げている。「自己」と「国民」そして「国家」の同一性の意識を自覚することが近代国民国家形成に向けた基本運動であるとするならば、「自己あるを知って支那帝國の存在するを知らざる」状態は、その条件を満たしていない。ドイツにおけるポーランド人などの事例と異なり、「幾満の支那人」が台湾に移住したとしても統治の基礎に「動揺」をきたす理由は見つけられないとしている。

「元來臺灣は狭義に於ける我が植民地にあらず、豪州若しくは加奈多の英國に對するとは其趣を異にし、恰も印度の英國に於けるジャヴァ及スマトラ島の和蘭に於ける、印度支那の仏蘭西に對する、或はトーゴカルメンの獨逸に於けると等しく、或國々力が國內に充實膨脹し遂に外に向つて發展し茲に新領土を獲得するに至りたるものなり、抑も文明諸國が近年殊に最近三十年間に競ふて海外に新領土を領有し、今や坤輿上統治者の明らかならざる土地は殆ど無きが如き有様に立ち至りたる所以は、一は以て海外の富源を開發して其利益を占めんと欲し、他は以て自國々内に發展せる商工業に對し新たに市場を開き販売を廣張せんとするに在り、従前の如く自國より多數の植民者を移住せしめ、以て其利を収め得取（可—引用者）き氣候温和にして土地豊沃なる植民地は今日は最早之を見出す能わざるなり、故を以て各國政府は勉めて新領土における在住の土人を撫育し以て自國々力の發展を計れり、我臺灣の如きも亦其一例たるに過ぎざるなり、從來當局者の採用せし施政の方針を見るに其基礎茲に在るが如し而して将来も亦然らん、吾人は當局者が出来得る限りの力を盡し一方には本島の在住人を撫育すると共に地方に在つては對岸支那帝國より人民を誘導移植して以て新領土の富源を開發し、益我商工業の勞力範圍の廣張を計らんことを冀望す」²⁹⁸

²⁹⁷ 同、15頁。

²⁹⁸ 同、16頁。

さらに高岡は台湾という領土について「狭義に於ける我が植民地」ではないと続ける。イギリス帝国におけるオーストラリア、カナダのような「従前の如く自國より多數の植民者を移住」させる植民地とは異なり、フランス領インドシナ、イギリス領インド、ドイツ領トーゴカルメンのような「商工業に対し新たに市場を開き販売を廣張」するための植民地であるとしている。このような植民地では、本国から植民者を送り込むことよりも、「土人を撫育」こそが重要となる。高岡は、台湾の原住民に対しては「撫育」を行い²⁹⁹、おそらく東部の「未開地」を想定しているであろう「地方」においては「對岸支那帝國より人民を誘導移植」することから、「我商工業の勞力範圍の廣張」を主張している。

高岡がいう「狭義」の植民地ではないということは、高岡が台湾の産業に関して述べている「臺灣製塩業ノ現在及将来」（1907年）にも現われている。

「近年ニ至リテハ獨り鹽田ノ開墾ヲ奨勵セザルノミナラズ假令之ガ開墾ヲ企圖スルモノアルモ成ル可ク其出願ヲ許可セザランコトヲ務ムルガ爲メニ外ナラズ當局者ガスクノ如ク消極的政策ヲ執ルニ至リシ所以ノモノハ何ゾヤ恐ラク母國ニ於ケル食鹽専売制度ノ本島ニ及ボセシ影響ト母國ノ製塩業者ヲ保護スルノ必要上事茲ニ出シナランサレバ若シ鹽ノ専売制度ヲ廢止シ臺灣塩ヲシテ内地鹽ト自由ニ競争シ得ベキ機會ヲ与フルトキハ臺灣鹽ノ前途ハ蓋シ有望ニシテ日本國民ハ低廉ナル食鹽ヲ用ユルヲ得ン之ニ反シテ内地製塩業者ハ頗ル苦戦ノ域ニ陥ラン」³⁰⁰

4.3 「臺灣殖民私見」における同化問題

高岡は台湾の富源の開発のためには、内地からの移民の奨励ではなく、対岸の清朝からの「支那人移住策」を主張した。しかしここで検討すべきもう一つの問題は台湾における「異民族」の移入への対応策である。

「支那人移住策を樹つると共に吾人の研究すべき主要なる一問題は吾人は如何にして本島人及来住支那人を日本化し得るやに在り、若し其方策にして宜しきを得んか、假ひ我領土内に幾百万の異民族ありと雖我統治上別に大なる困難を感せざるなり、吾人の浅見を以て之を見れば教育の力を籍るより他に良策なきが如し」³⁰¹

「支那人移住策」にともなう問題は、「本島人及来住支那人を日本化」し得るかどうかである。高岡は「日本化」のためには「教育の力」に頼るほかに良作はないとしている。高岡は、「人口の稠密なる市街地に於て義務教育制度」を実施し、これを台湾全島に広げていく

²⁹⁹ ドイツ留学で内国植民論を学んだ高岡において、異民族問題のなかに「先住民問題」が独自の領域として考えられていたかどうかは明らかではない。北海道大学大学文書館に所蔵されている「高岡熊雄関係資料」には「先住民族問題（土人問題）」（資料番号 D-115）として研究ノートが保管されている。この研究ノートでは、①土人待遇問題、②土人勞力利用問題、の二点がまとめられている。

³⁰⁰ 高岡熊雄「臺灣製塩業ノ現在及将来」『經濟學商業學國民經濟雜誌』3卷1号、1907年、55頁。

³⁰¹ 高岡、前掲論文「臺灣殖民私見」、16頁。

べきだと主張する。

では、高岡のいう「教育」とは何を指すのであろうか。

「而して又普通教育を授くるに當りては忠君愛國的の徳育の如きは暫らく之を他日に譲り、寧ろ実業的趣味の課程を授け以て智識の開発を計るを以て主要なる方針となさざる可からず、何となれば若し今日盛に忠君愛國的の徳育を授けんか、舊波蘭地方に於て普魯西王國の布きし教育制度の吾人に好例を示す如く臺灣人は自から亡國の民たるの念を強ふし、君に忠なるは我皇帝陛下に忠なるにあらずして支那皇帝に忠たらんとし、祖國を愛するは我日本帝國を愛あるにあらずして支那帝國を愛せんとするに至り、却て教育の本旨に戻るの恐あればなり、而して中等教育以上に於ては勿論のこと普通教育に於ても重きを日本語の教授に置くは又必要なる条件なり、元來語學なるものは之を學ぶもの、精神上に至大なる効果を及ぼすは吾人の喋々を要せざるなり」³⁰²

高岡のいう「教育」とは、「忠君愛國的」な教育ではない。高岡はプロイセンにおける対ポーランド人の同化政策の失敗をよく学んでいる。そのため、「忠君愛國的」な同化教育が逆に「亡國の民たるの念」を強くする、すなわち反作用を生み出すことを言っているのである。これに対し、高岡が重視するのはむしろ「実業的趣味の課程」と表現されているような実業教育である。「実業的趣味」の内容についてはここでは触れられていないが、台湾の農業開発に関係する意味での実業である。そして実業教育にともなっていられる「日本語の教授」こそが「精神上に至大なる効果」を発揮すると述べている³⁰³。先述した高岡の「日本化」とはこのことを指している。高岡が目指しているのは、台湾の農業開発による産業化であって、「日本化」は単なる同化教育ではなく、農業労働力、もしくは農学的な技能レベルにおける「日本化」である。

以上の考察から、高岡の台湾植民論の特徴をつぎのようにまとめることができる。統治後 10 年を経た台湾は内地からの経済的支援に依存しない財政的な独立に至り、新しい時期に至ったが、その統治政策の緊急の課題として、「人民の鎮撫」と「農林業を中心とした産業開発」を提案している。後者については、農業開発を目的とする灌漑施設の整備や未開地の耕作のための労働力の植民を示唆しているが、賃金や生活水準の低い台湾本島人との競争のため困難だとしており、むしろ対岸の中国から台湾への労働力の移住を勧めている³⁰⁴。よって高岡はドイツ国家学をもとにした後藤新平的な植民地統治政策の次に来るも

³⁰² 同、17 頁。

³⁰³ 「若し臺灣人にして其知識開け能く日本語を談話し得るに至らんか、身は臺灣人たりと雖其精神は漸次日本化しするに至るや必せり、臺灣人をして日本化せしむるには日本語を教授するを以て最良の策なりとす、彼の英領印度は三億餘萬の人口を有し、而して此に住する歐人は軍隊を合するも尚僅かに三十萬人にして全人口の千分の一に過ぎず、歐人中には獨り英人のみならず尚其他の國人あり、斯くの如く此地に住する英人は其数少なしと雖、能く三億萬の印度人が英國政府の下に統治せらるる所以のものは其原因種々ありと雖、英國政府が能く教育の力を籍りて印度人の心を開発し、加ふるに英國々語の普及に力を尽し在住の土人をして不知不識の間に英人に同化せしむるに汲々たるは至大の原因たるや、疑を容れざる所なり。」同、18 頁。

³⁰⁴ 高岡、前掲 1906 年論文「台湾農業界の急務」、7 頁、及び高岡、前掲 1906 年論文「臺灣植民私見」、15 頁。

のを模索していたといえよう³⁰⁵。後年、高岡の論考「何ぞ北海道に移住せざる」（1914年）においては、1913年に東部花蓮港台東地方への250戸の植民の後に台湾植民が中止となったと述べた上で、農業植民地としての満州や樺太の将来に期待を置きつつ、朝鮮と北海道への植民の重要性を論じていた。ここでの植民先に、台湾は入っていない³⁰⁶。竹野論文においても、台湾への農業移民は早期の段階で失敗し、北大植民学派を含む内地の言論では台湾への農業移民の議論自体が消滅していくとされる³⁰⁷。

5 小括

本章では、高岡熊雄の内国植民論の形成について検討を行った。『北海道農論』（1900年）において高岡は「農業経営規模」と「土地所有規模」を概念上区分したうえで、大・中・小農の均衡をとることを目的としたことを確認した。その後、ドイツ留学時代を経て、高岡が留学時代に研究していたドイツ内国植民問題について検討し、「内国植民」論がいかんにして日本帝国への適応が試みられたかを台湾を例に検討した。高岡によるドイツ内国植民論は、植民地の経営に関わる法制と植民機関の整備、そして土地の獲得から移民の募集、そして植民地への入植までの過程を具体的に紹介した、人口移動を通じた植民地経営のプログラムであった。そしてプロイセンにおいては、①「国家的内国植民」は異民族政策に対応し、②「私人的内国植民」は社会政策に対応、③「営利的内国植民」は土地銀行による土地開発に該当していた。このうち「国家的内国植民」と「私人的内国植民」については、日本の植民地政策へ移入される過程で部分的に変更が加えられる。①「国家的内国植民」については、主に台湾植民の文脈において適応が想定されていたが、政策コストや日本からの農業植民の不可能性によって、異民族地域へ植民するという異民族政策としての側面は欠落し、同じ「国家的内国植民」でも、アイヌからの土地の収奪が進行していた北

³⁰⁵ 本稿では高岡熊雄を中心に扱うため検討することは出来ないが、高岡熊雄に次いで1905年にドイツに留学を果し、帰国後は台湾総督府においてドイツ内国植民と台湾への農業植民の研究をつづけた東郷実の役割は、後藤新平後の台湾統治を検討する上でも重要である。東郷は、内国植民論の研究を台湾で継続した人物であり、植民論に関しては以下の著書を残している。東郷実『日本植民論』（文武堂、1906年）、『独逸内国植民論』（拓殖局、1911年）、『独逸の産業と殖民政策』（拓殖局、1911年）、『普国官制労働者植民概要』（台湾総督民政部殖産局、1914年）、『台湾農業殖民論』（富山房、1914年）。竹野学の北大学派の整理では、北大における植民学講座の周辺に限定しているため東郷は含まれていないが、移住植民地としては失敗した場所である台湾において内国植民論が継続して研究されていた事実は、非常に重要である。

³⁰⁶ 高岡熊雄「何ぞ北海道に移住せざる」、野依秀一編『財政経済と生活問題』実業之世界社、391頁。

³⁰⁷ 竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」－植民学における「北大学派」』『北大百二十五年史論文資料編』、2003年、173頁。台湾への中国籍労働者の導入については以下を参照。「台湾においては、内地や樺太とは異なり、中国大陸との地理的・歴史的近接性や、鉱工業の振興等の必要性から、中国籍労働者の導入が比較的積極的に進められていた。しかしながら、漢民族住民が人口の大多数を占める台湾では、中国籍労働者の導入を拡大することは、同化主義的政策との間に、大きな矛盾を牛みだした。とりわけ、1931年に満州事変が勃発すると、総督府内部や産業界から、同化政策の強化や戦時中の安定的な労働力の確保という観点から、中国籍労働者の増加を懸念する意見が出されるようになり、彼（女）らに対する入島制限や強制送還処分が厳格化されていった。さら、1937年の日中戦争以降は、労働者が新規に入島することは禁止され、極めて厳格な規制が行われるようになった。」阿部康久「近代日本の植民地における中国籍労働者政策の地域的差異：台湾を事例にして」『地理科学』61巻1号、22-39頁。

海道において大規模に国有地の分割が行われたのみであるが「異民族政策」としての側面からの評価は難しい。この「異民族」をめぐる問題と「先住民」をめぐる問題が帰国後の高岡にどのように抱え込まれていたのかは今後の課題としたい。一方で、②「私人的内国植民」については、開墾助成法の制定などがこれにあたるが、内地から北海道へと植民は継続的に行われているものの北海道で新たな地主小作関係に入り、結果はほとんど出ていない。③「営利的内国植民」については、東洋拓殖会社の設立に際して高岡がドイツ植民機関の資料提供を行ったと述べたが、北海道において北海道拓殖銀行との関連などが考えられるが、本稿では検討できなかった。

4章 大正期における内国植民論の変容——民族政策と社会政策の切り分け

1 序節

ドイツ留学から北海道に戻った高岡の動きは非常に活発である。佐藤昌介の後を引き継いで札幌農学校において「農政学及び植民学」講義を担当し、1907年に札幌農学校が東北大学農科大学となると、新設された「農政学植民学」講座を担当した。大学で植民学を教える一方で、高岡は北海道庁の委託を受けて札幌区の区政調査を開始している。これはドイツで学んだ統計法をもとにした人口調査で、札幌区の社会的、経済的現象を記述する目的になされた。この結果、札幌区の帳簿上の人口が70,084人であるのに対し、現在人口が56,349人であることがわかり、帳簿上の約2割が不在であることが判明している³⁰⁸。この研究結果は、1909年に札幌区編『札幌区区勢調査原票』（三冊）として公表され、のちの1920年に第一回国勢調査の実施に合わせて『札幌区区勢調査研究』としてまとめられている。

この札幌区の調査の終了後、高岡は北海道庁から産業調査の委託を受けている。この産業調査には、経済部門を担当した高岡熊雄と農業技術を担当した大島金太郎（札幌農学校11期生）、そして畜産の橋本左五郎（札幌農学校8期生）のもとで計画が立てられ、道庁の技官、事務官が協力してあたっている。これらの調査結果は、産業調査報告として1914年から19巻22冊が公開されている。この産業調査報告書の結語には高岡による以下の言葉が付されている。

「本調査会において、章を重ね項を追うて、調査研究した結果に依れば、将来本道において、施設経営すべき事業夥多あり、而して是等施設経営の結果、本道の拓植事業完成せらるるときは、その人口は稍稠密の程度に達し、諸般の産業興起して、其生産力著しく増進し、わが国民経済に至大の影響を及びさん。然るに今やわが国は南洋並に満蒙において、発展すべき利権を獲得し、国民の視聴は是等の地方に傾き、あるいは本道拓植事業の如きは、多少閑却せらるるの虞なきにあらずと雖、由来植民的発展は国の富強を致すべき原因にあらずして、其結果に外ならず、我国の植民的発展は国の富強を致すべき原因にあらずして、其結果に外ならず、わが国の植民的発展は固より忽緒に附すこと能わずと雖、本国に於ける産業的発達には即ち海外植民の発展をなすべき根底なれば、本道の拓植事業を進歩せしむるは、其根底を固うする所以にして、為政家の考慮を促すと共に、本道民の奮発努力を希望せざるを得ざるなり。」³⁰⁹

帰国後から大正期にかけての高岡の関心は北海道拓殖に向いている。北大植民学派の後継者にあたる北海道史・アイヌ史の高倉新一郎は、帰国後の高岡が力を入れたものとして「統計学会」と「社会政策学会」を挙げている³¹⁰。先述した台湾での「国家的内国植民」政策を回避した高岡は、ドイツ内国殖民政策の研究成果を北海道の拓殖において考えてい

³⁰⁸ 高岡熊雄『時計台の鐘』1959年、103-113頁。

³⁰⁹ 同、134頁。

³¹⁰ 高倉新一郎「高岡先生の学問的業績」、高岡熊雄『時計台の鐘』1959年、334頁。

くことになる。本章では、大正期に高岡が研究報告した日本社会学院という場所を対象として、「内地植民」論の変容を検討する。

2 日本社会学院第9回大会「内地植民問題」

北海道においては北海道第1期拓殖計画（1910～1926年）のなかで、国有地の分割と国内からの開拓民の入植政策が引続き実施されている。1909年（明治42）に穀物検査に関する規定が設けられて以降、地主・小作間の矛盾はさらに激化し小作争議が本格化していた。高岡の問題意識が、土地所有の面積と農業経営の規模の大中型の均衡にあったことは、すでに述べたが、小作争議が激化するなかでも、農村問題の原因を土地の面積の狭小に求める問題意識に変化は見られない。

「我が農界の疾病の原因如何余の診察する所に依れば我が農民一歳の労苦に対し其の収益の余りに少なきに在り農民の経営する土地の面積の余りに狭小なるに在り此の病原を根治するにあらずんば例とひ幾百幾千の医薬を投与するも蓋し労多くして其に効少なからん」³¹¹

日本全国の小作争議の件数は、1918年を境に、1918年256件、1919年328件、1920年408件、1921年1680件と急増し³¹²、土地を基本的な生産手段とする農業において、地主・小作人間の土地所有をめぐる基本的な矛盾が顕在化したことにより、政府はこうした小作問題に対応する政策を迫られた。1920年には、小作制度調査委員会が設置され、小作法案や自作農創定法案、小作調停法案などの検討が始まる。こうして農村の社会政策のあり方が大きく問われた時期に行われたのが、1921年10月31日に東京商科大学講堂で行われた日本社会学院の第9回大会「内地植民問題」である。大正期の代表的な社会学学会である日本社会学院³¹³の参加者たちの関心は、人口問題に内地植民はどれほど効果があるかにあったと思われる。それは佐野善作による「開会の辞」によく現われている。

「今日の問題の植民は、どう云う植民であるかと云うことを先ず以て性格に決めて戴きたい。次に内地植民、是は慥か独逸語のインネレコロニザチオンと云う言葉の訳語かと思ひますが、此内地域は国内の植民と云うものは、独逸では特殊の目的を以て行なわれた事柄のように承知して居ります。また英語でもミリタリーコロニゼーションと云う言葉と相並んで用いられる所の、インターナルコロニゼーションと云う言葉が有るようではありますが、此のインターナルコロニゼーションと云う言葉は、移民に依って国内の人口過大なる地方の窮迫を救うと同時に、人口希薄なる地方の殖産興業を図るものの如くに理解して居るのであります。今日の問題の内地植民と云うのは、如何なる意義目的を持って居るもので

³¹¹ 高岡熊雄「何ぞ北海道に移住せざる」、野依秀一編『財政経済と生活問題』実業之世界社、1914年、389頁。

³¹² 沢村康『農業土地政策論』農山漁村文化協会、1932年。

³¹³ 「日本社会学院」の結成や当時の社会学の動向については以下を参照。川合隆男『近代日本社会学の展開』恒星社厚生閣、2003年及び、川合隆男『近代日本における社会調査の軌跡』恒星社厚生閣、2004年。

ありますか、之を明らかにして頂きたい」³¹⁴

佐野の関心は、「国内の人口過大な地方」と「人口希薄なる地方の殖産興業」の二つに端的に現われている。そして佐野が社会学院の9回大会の目的として整理するのは、①これらの問題に対する内地植民の意義、②植民問題の目的(経済問題／社会問題／政治宗教問題)、③植民の方法問題(主体／方法)の三つを明らかにすることにある、としている。特に、植民の方法に関しては、「植民主体」における「一家を挙げて故郷を去って他に移住する者」と「出稼ぎの青年男女」による違いはいかなるものか。そして「植民方法」については、Aプランテーション式(資本的移民会社式)、Bコロニープロパー式(「国家が特別の施設に依って資本供給の途を講じて、長い期限の低利資金の途を講じて、移住者をして資本を有する労働者たる」)、C折衷式、の三つを述べたうえで、これらの方式によって移民の種類や階級などの「質」と「量」がいかに変わるのかなど、移民自体を社会学の対象とする視座がうかがえる。

しかし「日本社会学院」の第9回大会は、大会テーマの意味をめぐる発表者間の認識の差異があらわになり、非常に混乱した場となるはずであったものが、すれ違いに終わったといっておこう。開会の辞において佐野善作からは以下のような問いが発せられている。

「北海道は内地植民であるか、台湾や朝鮮は内地植民であるや否や、若し台湾や朝鮮のも亦内地植民でありますならば、満州や薩哈噠列島は何植民であるか、其辺も明確にして戴きたいのであります。北海道は内地だけれども、朝鮮や台湾は内地と見ないと云うのは、どう云う根拠からそう云う説が出るのであるのか……」³¹⁵

これは植民地の定義をめぐって、「本国」と「植民地」の境界をどこにひくか、さらには「内国」を「植民地」と規定できるのかという微妙な問題を突いた質問であった。当時の内地の論壇においては、植民地統治における同化主義路線は批判にさらされ、さらには植民地支配の是非自体が争われた時期であったことから、「植民地」という言葉が持つ従属的な側面が問題化されていた。この問題に対し、大会発表者である稲田昌植(東京外国語大学教授、農学)、高岡熊雄(北海道帝国大学、法学・農学)、稲田周之助(中央大学教授、政治学)の3人はそれぞれ独自の立場をとって応答してゆく。

一人目の登壇者である稲田昌植³¹⁶の論旨は、内地植民に関するオーソドックスな理解をもとにした明快なものである。稲田昌植が問題とするのは植民の「動機」と「行き先」で

³¹⁴ 佐野善作「開会の辞」『日本社会学院年報』第9巻、1921-22年、532頁。佐野は、さらに移住者の社会学的研究を提案する。「移住者それ自身に及ぼす影響、移住者の去った地方即ち舊住地に及ぼす所の影響、植民の国民全体に及ぼす所の影響等に各々差異が有る筈でありますれば、是等の諸点を明かにして戴きたいと思うのであります。」

³¹⁵ 同、532頁。

³¹⁶ 稲田昌植[1890-1968]:札幌農学校の後身である東北帝国大学農科大学を1915年に卒業。佐藤昌介の次男であり、映画『北の零年』で描かれる徳島県から北海道へ移住を命じられた稲田家の養子となる。妻は有馬頼寧の次女久米。1920年に東京外国語大学教授となり、1925年には全日本スキー連盟の初代会長となる。著書には実父・佐藤昌介との共著『世界農業論』1935年がある。

ある。ロッシヤーの『農業経済学』における植民の分類を引きながら、稲田は「植民者」を誘う「一番有力な誘引」として移住した土地における「土地の獲得の自由」にあるとする。そのうえで植民先として有力であるのは、「内地」では東北および北海道であるとしている。稲田は未耕地が多く植民に最も適した北海道の開発を、米と砂糖の需給関係から根拠づけようとする。

米の需給関係においては、内地人口の増加傾向による米の消費の増加、地方農村の米食化による米需要の増大を予測し、朝鮮、台湾とともに米の生産地としての北海道の開発を「急務」とする。また、砂糖の需給関係においては、「内地」では沖縄が有力であり、砂糖の供給をほぼ台湾に依存している状況であるとする。その上で、すでに開発の余地のない沖縄・台湾に加えて、軌道に乗り始めた北方での甜菜栽培を北海道で行うことが「貢献が大きい」としている。ここで確認しておきたいのが、稲田における「内地」と「植民地」の区別である。

「内地で申しますれば先ず東北であります、東北では嘗て甜菜等の栽培をやったことがあります、現在内地では北海道でやって居ります。植民地の方へ行きますと、大日本製糖会社朝鮮支店（平壤）南満製糖会社（奉天）等でやって居りますが、植民地の方は別として、内地の北海道だけに就いて申します。」³¹⁷

この引用からも明らかなように、稲田昌植は、北海道、沖縄は農業生産地の役割としては台湾や朝鮮と並置して語られるが、その空間として「内地」ととらえていることを確認しておく。

3 社会政策としての「内国植民論」——日本社会学院における高岡熊雄報告

第二報告者の高岡は、稲田昌植の報告を受けながら長大な講演を始める。そして「内国植民」という用語は「内地植民」と同義であると述べたうえで、ドイツ語の「インネコロニザチオン」(inner colonization)を「植民」と訳すのが、内地植民にかかわる問題をややこしくしているとして以下のように述べる。

「實はインネコロニザチオンを植民と稱するのが第一間違いを起し易い、植民政策上より申しましたならば、内地植民は植民では無いのであります、今日用いられて居る内地植民は植民政策上の議論ではなく社会政策或いは農業政策上の問題であります。」³¹⁸

『普国内国殖民制度』(1906年)においては、①「国家的内国殖民」、②「私人的内国殖民」、③「営利的内国殖民」の三つが類型化され、異民族政策と社会政策の両方が含まれていることはすでに述べた。ここで高岡が述べている、「内地植民」は「殖民政策上」の「植民では無い」ということと、「内地植民」は「社会政策或いは農業政策上の問題である」というテーゼは高岡理論の大きな変更をあらわしているようにみえる。しかし、高岡は学問区分

³¹⁷ 稲田昌植「内地植民問題」、前掲書、547頁。

³¹⁸ 高岡熊雄「内国植民問題」、前掲書、550頁。

上の問題として、あるいは概念の問題として内地植民を語らず、近世から第一次大戦後までのドイツにおける内地植民の歴史を論じることで、このテーゼの解答を試みる。高岡はドイツ留学から帰国後もドイツ内地植民事業の研究を継続して行っており、この発表には第一次大戦後までのドイツ国内の政策が反映され、新たに登場した④「公益的内国植民」が紹介されている。

高岡は内国植民には①広義と②狭義、そして③最狭義の三つの意味に「解釋」できるとする。①広義には、「一国内で或る地方から他の地方に移って行く」と云う事であり、②狭義には、「一地方から他の地方へ移って行って、其処で農業を經營する」としている。先の稲田報告における北海道への内地植民は、この②の狭義の内地植民の意味であるとする。そして、③最狭義の定義としては、農業政策、社会政策として大地主が持っている農場を分割して小農・中農を「扶植」すること、としている³¹⁹。

ここから高岡による植民の歴史が語り始められる。古代ローマのリキニウス法においては貴族の土地保有面積の上限を 500 ジュグラに制限し、グラックス時代には同じく 500 ジュグラ以上の大土地の占有を禁止し、制限面積以上の土地を保有しているものに対して国家へ返納させ、小区画に分割したのちに小農に下付したことが内地植民の最初の例として語られる。この報告の冒頭では、シェフレーの「オイゼレコロニザチオン」と「インネレコロニザチオン」の区別、つまり「外地植民」と「内地植民」の区別は「穩當」ではないとされていることとも関連するが、古代ギリシアの植民都市の建設における植民行為は触れず、ローマ時代の土地の分割を先例としているところは、佐藤昌介の「植民学講義」（1890年）や大正初期の東京帝国大学における新渡戸の講義ノートをもとめた矢内原忠雄編『新渡戸稲造博士植民政策講義及論文集』とも大きく異なっている。高岡は古代ローマの例から 17、8 世紀のプロシアの内地植民までを「社会政策」及び「農業政策」として再歴史化する。ここには国家外へ向けた植民行為はふくまれていない。

高岡は内地植民の歴史を近代ドイツへと移し、2 期の時期区分によって区別する。片方は、17、18 世紀の「往時の」内地植民であり、もう片方は 1886 年の内地殖民法に始まる「現時の」内地植民である。前者の「往時の」内地植民は、30 年戦争によるドイツ東部で甚大な被害に対して、人口増加によって対処しようとしたものである。

「國籍の如何を問わず、又職業の何たる論ぜず、出来るだけ外國から人を移住せしむることに力を盡したのである、此の政策は今日論ぜられて居る内國植民とは餘程趣を異にして居ります。又稲田教授の今日の御報告になりました點とも趣を異にして居る、外國から自國內に多くの人を入れて、自國の産業の開發を圖ろうと云うのが、往時に於ける獨逸の内國植民の方針であった、其の結果として歐羅巴の殆ど総ての國から多少の人が獨逸に入ってきた、併しどう云う民族が主として入ってきたかともうしますと、國外に在る獨逸民族

³¹⁹ 「今日學術上で、殊に農業政策或は社会政策で、最も狭い意味に解釈して居るのは何であるかと申しますれば、大きな農場を分割して、其処に中農あるいは小農（養）を扶植すると云うのが内地植民になって居る。大きな地主が土地を持って一つの農場を經營して居る、それを小さく割って其処に農業者を移して、小農なり或は中農を扶植し、これを増加せしめると云うのである、それを近來になりましては、独り中農或は小農を扶植するばかりでなく、農業労働者をも併せて扶植するものであると解釈するようになって来た。」高岡、前掲書、551 頁。

が再び獨逸に歸って来た、併し異民族の獨逸に入った者も尠くない。」³²⁰

上記の引用にある様に、この「往時の」内地植民政策においては、自国内の産業開発が最優先され、「國籍」や「職業」は問わず、「外國」つまり国家外から「國內」に入れることが行われている³²¹。高岡の指導教官でもあった G.V.シュモラーのホーエンツォレルン家の内地植民研究においては、「封建的制度の一の傾向として現われる過大地主」がドイツ東部において少ないのは内地植民の成功によるものであると結論している³²²。

これに対して、「近時の」内地植民はどのようにして起ったのか。高岡は、「近時の」内地植民は 1886 年の「西普魯西及ポーゼン兩州の移住土着奨励法」における「国家的内国植民」として始まり、その原因は①経済上の問題と、②政治上の問題、つまり「民族的關係」の二つであるとする。高岡は、①経済上の問題、の原因を 19 世紀初頭の自由主義的經濟思想の影響を受けたシュタイン、ハイデルベルクの改革に求める。

「スタイン及ハーデンベルヒの農政改革では農民各自の行動を自由になしたるが爲に、今まで大地主が占有して居りました土地の如きは、漸次分割されて行くであろうと期待したのである。然るに實際に於ては、農民が土地の完全なる所有權を得て、自由に之を處理し得るようになりたる爲に、或は目前の利益に惑わされて土地を買（売—引用者）却したり、あるいは之を擔保として多額の負債を負うて、遂に折角所有權を得たる土地をも、大地主の爲に兼併せられ、中小農は農業を經營せずして、却って農業労働者の階級に落ちなければならぬようになって来た。」³²³

農民と領主の關係からの解放によって逆に農民の土地の売却が進み中小農が解体する。そして、アメリカ、ロシアの穀物輸入と産業化にともなう都市労働者の賃金の上昇が、農村から都市への人の動きにさらに拍車をかけるという歴史観は、『普国内国殖民制度』（1906 年）をほぼ踏襲している。

②政治上の原因に関しては、ポーランド分割によってドイツ領となった西プロイセンとポーゼンの 2 州における「獨逸民族と波蘭民族との競争」であるとしている。

「波蘭民族を獨逸民族と全然同一視しまして、獨逸民族に對すると同じように義務教育を施し、又兵役の義務にも就かせたのである。然るに其結果は思わしくなかった。波蘭民族に對して義務教育を施して、彼等の智識が開發すればする程、波蘭民族は、自分は亡國の民であると云うことを覺ようになって来た。又兵役の義務を負わせて國家的觀念を鼓舞すればする程、其國家的觀念は獨逸に對する國家的觀念でなく、波蘭に對する國家的觀念となり、波蘭人をして獨逸民族化せしむるよりも、寧ろ波蘭人をして益々獨立の觀念を抱かしめるようになって来た。是は内地植民とは問題が變わりますが、朝鮮民族に對する政策

³²⁰ 同、554 頁。

³²¹ 17、18 世紀のドイツ内地植民については、高岡熊雄「上杉鷹山公とフリードリッヒ大王の農政(1)」『經濟論叢』9(4)、1910 年、492-519 を参照。

³²² 同、556 頁。

³²³ 同、559 頁。

の如きも、余程注意を要する問題であろうと思う。」³²⁴

高岡は、プロイセンがとった義務教育と兵役という「同化主義」によって、逆にポーランド人の民族意識が高揚するとしている点は、経済的原因と同様に『普国内国殖民制度』（1906年）の繰り返しである。この引用で注目したいのが、高岡がドイツとポーランドの関係を日本と朝鮮の関係に置き換えて朝鮮民族に対する教育についても触れている点だが、ここで高岡が意図しているのは、同化主義的な植民政策の失効である。

「然るに段々国家がそう云う政策を採って居りますと、今度は波蘭人も之に反対の行動を採りまして、彼ら自ら組合を揃え、或は海外に居りますエズイト教の者も資金を波蘭人に送って来て、波蘭人自ら波蘭人の土地或は独逸民族の所有する大農場を買入れて、之を小さく割って、其処に波蘭人を移して、波蘭民族の中小族を増殖せしむるような政策を採ったのである、全く独逸政府の行なつて居ります政策に反抗の政策を執った。又独逸政府は最初は波蘭人の多数居ります地方の大農場を買入れて独逸民族を移して行きましたけれども、多数の波蘭民族の居る所に少数の独逸民族を移しましても、独逸人が波蘭人を同化するのではなくして却って波蘭人の為に同化されるようになって来た。之は朝鮮に於ても同じ傾向がある、朝鮮人の居る所に少数の内地の農業者を移しますと、内地の者が周囲の朝鮮人を同化せずして、却って朝鮮人に同化せられる者がある、それでありますから政府は後には波蘭人の比較的少ない所から土地を買入れて、謂はば包圍攻撃を行なつて、波蘭人の勢力を撲滅するごとに力を尽すようになって来た。」³²⁵

『普国内国殖民制度』（1906）においては、有力な植民モデルとして挙げられていたビスマルクの1886年法による植民（「国家的内国殖民」）は、完全に否定されている。ビスマルクがとった方法は、西プロイセン、ポーゼンという旧ポーランド領へのドイツ民族の植民であり、「波蘭民族の獨逸民族化」が目的であったが、こうした「国家的内国殖民」は同化主義的な政策によって逆にポーランド人の民族運動を激化させ、ポーランド人の対抗的土地購入と土地の購入費用として「巨額の経費」を必要とするコストの面から見ても完全に失敗であったとしている。こうした同化主義の帰結として、第一次大戦後の国境線移動によって上記の2州がポーランド政府の統治下となっている1921年の時点で、高岡は「波蘭政府の統治の下に立たなければならぬような運命」になったドイツ人に対して「同情の念」に堪えないと述べている。

次に高岡が語るのは「私的内国殖民」である。1890年の地代農地法、1891年地代農地設置奨励法によって「狭義に於ける内地植民を行う者が段々出て来た」としている。ここでいう「狭義」の内地植民とは、先述した稲田昌植が述べた植民方法と対応していることを意味する。

そして三つめには『普国内国殖民制度』（1906年）において十分に扱われず、植民方法としても評価が低かった「営利的内地植民」である。

³²⁴ 同、560-561頁。

³²⁵ 同、562-563頁。

「大地主から土地を買い入れそれを分割して中小農者に売って、買入れた価格と渡りの価格の差に依って利益を得ようと云う一つの営業者が現われ来た。之即ち獨逸に於ける第三番目の内地植民事業である、私は之を営利的内地植民と称して居る、1895年に柏林に設立したランドバンク即ち土地銀行が之の嚆矢である。……銀行も最初の内は自から土地を買い入れ之を分割して賣却して居りましたが、後には私人的内國植民の場合と等しく、土地取引委員会、及び地代銀行の助けを得て其事業を行う様になりました。土地銀行び外営利的内國植民機関としてはドイチェアンデーゲルングスバンク、ドイチェアンデーデルングスゲノツセンシャフトの如き様になる機関が設けられました。」³²⁶

これは金融資本による土地の開発モデルであるが、その評価は述べられていない。しかし高岡の留学後の重要な動きとして、「営利的内國植民」の延長において「公益的内國植民」ともいふべき政策の出現にふれている。「公益的内國植民」とは、「公益的の機関を設け、公益的に企業として」行うものであり、1903年に設立された「ポンメルン移住土著協会」、及び「ポンメルン州農業会議所」がこれに該当するとしている³²⁷。

高岡の整理によると、19世紀末から第一次大戦までのドイツにおいて①「国家的内國植民」、②「私人的内國植民」、③「営利的内國植民」、④「公益的内國植民」の4つのタイプの植民が行われていた。1921年時点では、第一次大戦後の国境線の移動により、ポーランドの独立により①「国家的内國植民」は中止され、②、③、④の三つのタイプの植民が行われている。そして戦後の大きな動きとして、「徴兵による田舎の人口減少」、「軍人の職業問題」、「農業労働者不足」、「食料自給」などの問題に対処するため、1920年には帝国移住土着法が制定され、④「公益的内國植民」を中心に内地植民が奨励されているとしている³²⁸。

①、②、③の内國植民においては土地の取得が何よりも困難であった³²⁹。しかし④「公益的内國植民」においては、公益的内國植民機関である土地供給団体からの要求があった場合は、その土地を要求額だけ提供しなければならない。こうした土地の収用は「公共」事業であることによって肯定される。高岡は、「鉄道の敷設」や「道路の開削」などが「公共」の事業であるのと同じく、内地植民も「公共」の事業であるとのべ、「公益的内地植民」における政策的な利点を以下の4つにまとめる。

①ドイツ国内の国有地で貸借期限が経過したものは、いつでも公益的内國植民機関の買収

³²⁶ 同、566頁。

³²⁷ 同、566-567頁。

³²⁸ 同、569頁及び、高岡熊雄「ばっくはうす教授「戦後に於けるドイツ農業革新論」を読む」『中央公論』第36年1号を参照。

³²⁹ 「今迄国家的内國植民、或は私人的内國植民または営利的内國植民に於て、事業の経営をなすに一番困難を感ずる問題は、必要なる土地を十分に獲得することが出来なかつたと云う事である。国家的内國植民に対しては波蘭人の反抗があつて、土地の価格が段々騰貴して来た、私人的内國植民は、全く大農者の任意の発意に基きて企てられ、営利的内國植民にあつては、一般土地市場に於て他人と競争して土地を買い入れなければならぬ。」高岡、前掲「内地植民問題」、569頁。

に応じる

②ドイツ国内の泥炭地について必要な場合は、植民機関は土地を収用する権利を備えている

③25町歩以上の土地所有者が土地を売却するとき、公益的内地植民機関は先買権を有する

④100町歩以上の大農場が、内国植民地機関の営業区域内の農地の1割以上を占めている場合、植民機関の要求額だけ土地を提供しなければならない

戦後ドイツにおいては内国植民が公共事業として強力なかたちで再開されようとしていた。これに対して、高岡は日本帝国に視点を移すと「我国は大農が極めて少なく」、「大地主」があり、ドイツのように大農を分割して「中小農を揃える」ということは出来ないとしている³³⁰。大中小農のバランスの取れた併立状態に理想点を置く内地植民の理論に変更はない。しかし高岡は、日本帝国における内地植民問題の目的を、「社会問題」である「地主対小作人問題の解決」に向ける。

「斯の如き大地主の土地を分割しまして、之を小作人に賣渡して所有権を与えると云うことは、我國に於ける内地植民として最も大切なるものである、是によりて始めて絶対農村社会問題として識者の注意を喚起するに至りたる地主對小作人問題も根本的に解決するを得る」³³¹

高岡の宣言ともとれるこの発言について、竹野学は「小作問題を内地植民問題の一種とみなすことで、日本農村内部の問題にまで議論を展開させていく姿勢も見せつつあった」として高い評価を与えている³³²。そして高岡の報告は農業者の「社会的意義」を強調する形でしめられている。

「人口が段々増加し彼等の要する食糧を如何にして供給すべきやの問題は益重要なる問題となって来た、多数の国民、更に進んでは人類の要する食料を十分に提供して不足なからしむるのが農業者の一大任務である、農業者の行動は従来に比して一層多くの社会的意義を有するようになって来た、より多く生産し、より多く食糧を供給して、人類生活を安全にしなければならぬと云ふ社会的の使命を今日の農業者は有して居る。此使命を果す為に自作農と小作農とを較べたならば、自作農はより集約的に農業を経営しより多くの生産を挙げ、より多く社会的に尽くすものであると思う。」³³³

竹野の評価は適当であろう。ただし、高岡が考える「地主對小作人問題」とは、北海道開拓という問題設定における「地主」と「小作人」に力点が置かれていることに留意すべきだろう。そして、この報告における注目すべき点は、「社会政策」への接近と同化主義批判という形で「民族政策」の切り分けであろう。高岡らが影響を受けたドイツ歴史学派

³³⁰ 同、573頁。

³³¹ 同、574頁。

³³² 竹野、前掲論文、169頁。

³³³ 同、574頁。

の国家学の系譜から、「社会」という領域への道筋があったことは酒井（2006）でも触れられていた。高岡に即して言うなら、帰国後の1906年の台湾における「国家的内国植民」モデルの適用の回避、その後の札幌市の区画調査や産業調査会でも共同研究を踏まえて、内地植民の「社会政策」的な面に傾斜したといえる。

4 国際政治学からみた「内地植民問題」——稲田周之助報告

大正期に米田庄太郎と建部遯吾を中心に学界組織が整った日本社会学院においては、社会学の研究領域を農村問題、そして植民地問題まで広げる機会であった。これに対して、この高岡の報告に真正面から批判する憲法学、外交史を専門とする稲田周之助³³⁴の報告が続くはずであったが、この二人の衝突は学界の場では起らなかった。稲田は「如何なる會号の席に於ても、自身で出掛けて講演すると云ふことをしないことを以て、其の主義」としているため、日本社会学院9回大会においても「報告原稿」のみが届けられ、東京帝国大学助手の赤神良讓（文学）によって代読される予定であった。しかし、午後の部会において岩井龍海（宗教大学教授、文学）、二階堂保則（前内閣統計官）、有馬頼寧（東京帝国大学助教授、農学）、三上参次（東京帝国大学教授、文学）、綿哲雄（東京高等師範学校校長、文学）、山内正瞭（東京商科大学教授、法学）、そして後藤新平（東京市長ドクトル男爵）の合計7名によって講演が予定されているため、稲田の論考は学会誌である『日本社会学院年報』に掲載することで、代読は省かれることとなった。ここでは、社会学院の場では行われなかった稲田の報告を取りあげたい。

稲田の内地植民への異議は明快である。稲田によれば「植民」とは、「国家本土以外の地に於て、領土的経営を行うの謂」であって「内地」と「植民」自体がそもそも両立する言葉ではなく語義矛盾だとしている。稲田の代表的な著書である『殖民政策』（有斐閣、1912年）においても、殖民政策における「本土」とは、「憲法、法律の範囲内」であって、「植民地」は「特別法域」に含まれる。そして植民地（colony）は、「国家に従属する領土」であって、植民経営（colonization）は、政治経済的な関係概念であって必ずしも本土人民の移動を要さないとしている³³⁵。ゆえに「国家の本土内に於ては、植民経営なるものは、

³³⁴ 稲田周之助は大正期の憲法学、政治学、外交史などの研究で知られるが、官学アカデミズムには属さず著書の多くは自費出版の形をとったため十分に研究蓄積、評価はされていない。大塚においては、「政治学界にあっては垂流、傍流であった、との評価もついてまわっている」としている。大塚桂「政治概念論争・再考(6)」『政治学論集』52号、2000年、23-56頁（大塚桂『近代日本の政治学者群像—政治概念論争をめぐる』勁草書房、2014年所収）における「私学系政治学」を参照。稲田周之助の著書としては、『軍事及軍備』1912年、『殖民政策』1912年（第二版『植民政策』1918年）、『政治学原理』1912年、『外交政策』1913年、『日本国憲法提要』1913年、『政治心理学』1914年、『日本政体史』1914年、『人種問題』1915年、『政治学』1916年、『支那及露西亞：政治心理学』1917年、『外交史要領』1919年、『政治学講義』1920年、『国際法論』1923年、『日本憲法論』1923年、『殖民政策通解』1924年、『人口問題』1924年、『階級闘争及革命』1926年、など。

³³⁵ 稲田周之助『殖民政策』有斐閣、1912年、1-2頁。この点については、日本社会学院の報告原稿においても繰り返している。「此定義に鑑みるときは、国家の本土内に於ては、植民経営なるものは、有り得るべからず。且植民即ち colonization は、古代にありては、人を移すことを、主としたる、事実なきにあらざると雖も、近世の植民経営は、主として、領土的経営なり。本土の人民を移植することは、其の必要条件にあらざらぬ。」稲田周之助「内地植民問題」『日本社会学院年報』9号、1921年、576頁。

有り得べからず」としている。

「尤も欧米人中、inter colonization 又は internal colonization なる語を用いる者なきにあらず。普魯西政府か、東普魯西、西普魯西及びポーゼン等、波蘭地方に、独逸人を移植することを図り、露西亜か、西伯林に、移民を送り、北米合衆国が、其農民を西部に遷すことに務むる等の場合に、内地植民なる語を用いることは、ありたれども、是は植民にあらずして、単に国内の拓殖政策を行なうものなり。」³³⁶

稲田にとって、内地植民とは国内を対象として拓殖政策の言いかえに過ぎない³³⁷。内地植民はあくまでも、「未開地」へ開墾する農民を送り込むことでしかない。その根拠として東洋拓植会社による朝鮮への内地農民の「移植」を例に挙げている。

「内地の農民を朝鮮に移植することを以て、其主一目的と為したれども、同会社は、遂に移植農民を得る能わずして已み、他の業務に依りて、其利益を収めつつあり。是等の事実依りて之を見るも、我が日本が、内地植民を行い得べき地位に在らざることを知るを得べし。然れども、内地植民即ち拓植的移民を行うて、其功を成したる事例も、亦これなきにあらず。我が日本の北海道に於ける、仏蘭西のアルゼリアに於ける事の如き、則ち之なり。」³³⁸

では稲田にとって内地植民とは何であるのか。稲田は、内地植民の成功例として北海道とフランス領アルジェリアを挙げる。稲田によれば、北海道は、明治初年から窮乏士族が移住し、また飢饉や水害地の「流氓」がおもむき、政府の施策計画も「健活」であったために人口の増加をみている。またアルジェリアにおいてもフランスからの渡ったものが新天地を開いている、とする。

「北海道と曰い、アルゼリアというを、本来は、單純なる殖民地なり。只國家が統一政策を取りて、之を本土に編入したる爲に、先ず法律上に於て、本土の一部となり、經濟上の事も、亦漸次本土と同化したりと云うに過ぎずして、尋常の内地植民を以て之を視る能わず。日本及び仏蘭西の如くは、國土の面積狭小にして、人口の分賦周密なる所に於ては、内地に、廣大なる拓植地域を見出すべからざるなり。其他、露西亜は、西伯利を其の本土の一部也と云うも、只其の陸地続きなるを以て、爾か言うに過ぎずして、其の地方の状態は、依然として殖民地たり。北米合衆国のテキサスカリフォルニア諸州も、之を墨其古より割り取りたる新領土なるを以て、勢植民經營の方法を取らざるを得さりしや論なく、此の如き地方に就いて、内地植民經畫を施して、其功を収むるは、固より當然なり。然るに、普魯西か、内地植民經畫を試みたる地方は、舊波蘭の土地なりと云うと雖も、其他は、波

³³⁶ 同、576頁。

³³⁷ 「我が日本社会学院の研究事項たる、内地植民問題なるものの、蓋し此内地拓殖農業振興政策を指すものなるべく、其用語には、異議ありと雖も、此事は、則ち我が今日の日本国民に取りては、自ら重大問題たり。」同、576頁。

³³⁸ 同、578頁。

蘭人の経済的根據甚だ固きものあり、最早植民地を以て之を見る能わず、其の同化政策及び「アンジードルングス、コムミッター」の事業の、失敗に帰したるは、固より其処なり。」

339

稲田にとって北海道やアルジェリアは、本来は「植民地」であった場所であるが、法制上、経済上において「本土の一部」となっているため「内地植民を以て之を見る能わず」つまり現在においては「植民地」ではないので「内地植民」にはあたらないという規定を行っている。同様に旧ポーランド領である 1886 年内地植民法の対象となった地域は、すでにポーランド人の「経済的根據」が固いので植民では無い。これに対して、ロシアのサハリンやアメリカ合衆国におけるテキサス、カリフォルニア地域は「廣大な拓殖領土」を持つ場所においては「殖民經營の方法」を取らざるを得ないため、内地植民計画は成功するとしている。稲田において「植民」は「植民地」に向わねばならない。稲田において主権国家の法域内の領土において「内国植民」先として定義される線引きは、ここでは明らかにされていない。

社会学院で内地植民問題に取り組むことは、稲田にとってはあくまでも国内問題として取り組むべき問題である。国内問題とは、「食糧問題」であり「過剰人口」の問題であり、人口の「分配の調節」を図るものである。しかし、稲田は農村過剰人口を人口過疎地へと配分するという内地植民論の前提に対しても批判を向ける。

「我が日本の人口は、増殖しつつあるに相違なしと雖も、其増加は、漸次低減するの傾きにあり、且現在の人口は、多からずとせざれども、全国農村皆労力の缺乏を訴えるのみならず、農民は漸次減少するの実あり。農民減少の主因は、其小商人若しくは労働者となりて、農村を去りて、大都通邑に移居する者の多きにあり。」³⁴⁰

1920 年に行われた第一次国勢調査の結果ゆるぎない事実となったのが、むしろ農村人口の増加率が減少しているということである。大正期には都市部での労働力需要が増加し、農村の若年者人口が都市部へと流れ、過剰人口問題は産業化によって解決されていた。人口論におけるパラダイム転換の結果、人口問題は食糧問題となっている。

「将に、何の違ありてか、過剰人口若しくは人工増殖過多を説くべけんや。若し其れ食糧問題に至りては、區々たる内地開墾を以て、之を解釈し去るべき所の事にあらず、我は農業国なりと云ふも、其食用米を輸入すること、毎年 500 萬石を降らず、……。本来、食用品を輸入するといふことは、決して奇異の事にあらず、然るに我國民は此に心系甚だ過敏にして、常に恐怖を懐き、投機者流、則ち此に乗じて奇利を射るの資と爲す。……。我が内地の産米を以て之を充足する能わざるは、勿論にして、假分開墾に力むるとも、到底之を輸入に求むるを免れるべからず。既に輸入に求めざるべからずとせば、我が食料政策としては、其供給の地を、近隣に求むるの外なし。我が朝鮮及び臺灣に於て、米作地を擴張

³³⁹ 同、579 頁。

³⁴⁰ 同、579 頁。

することは、固より難しとせず。或は、満洲若しくは蒙古に於て、大農式の耕作地を開くべしと爲し、或は、佛国政府と協約して、公趾支那に、我が農業地を得べしと爲し、或は、支那の穀物輸出の禁を解かしめ、及び支那の為に交通事業及び水利事業を興して、其の農産物の増加を図るときは、我は復た食物の缺乏を感ずることなかるべしと爲す者あり。此等諸策、各々難易あり、長短ありと雖も、我か食物問題を解釋するの道を求むる者は、自ら此邊に其心を用ふべく、内地植民の如きは、此問題の解答としては、遂に圓柄方鑿の憾なき能わず。」³⁴¹

農村過剰人口が成立しないということは内地植民論の前提に対する根本的な批判である。高岡による「公益的内国植民」の強調と社会政策への接近は、稲田への防御策にも見える。しかし稲田の批判は過剰人口問題にとどまらず、人口食糧問題においても、その国内的な解決のために内地植民政策は弱いとしている。稲田にとって、国内の土地獲得や開拓農業者の確保などにコストをかけるよりも、食料品を輸入する方が平易であるし、すでに行われているとしている。これは、社会政策としての内地植民論に対しても、その理論の前提を問うものであったが、稲田報告は大会においては省略されたため、高岡と稲田の論争は未発に終わり『日本社会学院年報』上でのみ相互の意見の不一致を呈するのみであった。

ここで確認しておきたいのが、内地植民を理論的に批判したものの、食料輸入の代案として、朝鮮と台湾における「米作地の擴張」及び、満洲と蒙古における「大農式の耕作地」の設置を提案している部分である。法域としての「本土」と「植民地」の区別から内地植民を理論的に否定した稲田であったが、「植民地」に求める役割については北大植民学派と奇妙な一致を見せている。『植民政策』（1912年）からもう一度稲田の規定を確認しておこう。

「本土内にて、人口希薄なる処に拓植経営を開始し、此に移植者を招致する場合に於いても、之を植民と称することあり、或は之を通常の植民経営と区別する為に、**internal colonization**なる語を用ふる者ありと雖も、本土内の事に此の如き名を附するは、当らず。又外国移民出稼者を指して、植民と爲すの例あり、我国にて最も此種の訛誤多きに似たりと雖も、移民出稼人は、自国本土又は植民地を去りて、他国の本土又は植民地に赴く者なり」³⁴²

稲田にとって移動する人の概念は、移動先がどの法域に属するかによって切り分けられている。移動先が「本土」である場合は「移植者」「拓殖」であり、植民地の場合は「植民」、他国の本土や植民地である場合は「移民出稼者」となる。

ここで見失われているのは、「植民」と「移民出稼者」が相互に代わりうる主体である可能性である。高岡報告においては、ドイツ内国殖民の新たな形態として「公益内国植民」が提示され、大農の土地を分割して中小農を扶植し、農業労働者をともに扶植することが示唆されていた。また佐藤昌介においては、入植者をある一定程度農業労働者としてとど

³⁴¹ 同、580頁。

³⁴² 稲田周之助『植民政策』1912年、4頁。

める地価政策をとって、自作農化への時間差を生み出す方策が拓殖術として講義されていた。北大植民学派の研究が、これらの移動する人のあり方を調整可能なものとして、「農業労働者」や「中農」「小農」などの区分を利用して形での植民地開発を意図したものであるならば、属地主義的な移動する人の分類は二次的な要素でしかないのではないだろうか。稲田によって法的に区別された「植民」／「移民」の間には、両者が変わりうる存在であることが排除されている。稲田の明晰な概念区分では、混沌とした植民地社会の社会関係が消し去られてしまうのではないだろうか。さらに言うならば、国内政策として行われた植民が植民地政策へと連鎖していく可能性を除外しているといえる。

5 「内地植民問題」の多様な展開と高岡熊雄の応答——日本社会学院の余白にて

高岡と稲田の論争が未発に終わったことは既に述べたとおりである。ここでは日本社会学院第9回大会に集まった多様なメンバーによる午後の部会から、3人を取り出し大正期の内地植民問題の広がりに触れておく。

一つ目は有馬頼寧³⁴³（東京帝国大学助教授、農学士伯爵）の講演「農民の都会移住に就て」である。有馬は、都会における「下層階級」と農村における「下層階級に在る小作人」の二つの階級が将来どのように動いてくるかが社会の将来を決めるとして、農村からの都会移住者に目を向ける。大阪の職業紹介所において運動を行っていた八浜徳三郎『下層社会研究』（文雅堂、1920年）を紹介しながら、「農民が都會に移住すると云ふことは、是は農村の問題で都會の問題でない」としている³⁴⁴。『労働年間』に依拠しながら、工場労働者の出身に地方の農業従事者であったものが多く、都會の貧民にも地方出身者が多いとしている。日清、日露、欧州大戦の三つの戦争ごとに拡大する貧民窟（四谷の鮫ヶ橋、芝の新網、下谷の万年町など）を概観しながら、「其時代に急激に集まって来た地方農民の大部分が、今日貧民窟に落ちて行つたと私は思う」としている。有馬は農民離村の原因を、「農村における耕地面積の過小」、「地主小作人問題」に求め、「都會に於ける貧民問題」に対して、社会問題として取り扱うことを提起している³⁴⁵。

ここで触れておきたいのが内地植民問題と都市の貧民問題の接近である。下層社会研究の草分けである横山源之助は、「東京市の殖民地」というタイトルの論説を1904年の『中央公論』に発表している³⁴⁶。都市の貧民窟を「殖民地」的なものとみなす視線は、日露戦争の時期に先進的に現われている。そして都會の貧民窟において社会運動を展開する団体においては、まったく異なった形態で内地植民が語られていたのである。

本稿では社会事業的な内地植民といえる試みについて本格的に論じることは出来ないが、代表的な例をいくつか触れておく。一つは、山室軍平らによる救世軍である。救世軍は1908年に「社会植民館」を開設し、救世軍「大学植民館」としている。こうした都市のセツルメント運動に「植民」という言葉が使われていたことは大正期の大きな変化であ

³⁴³ 有馬頼寧 [1884-1957]：東京帝国大学農科を卒業後、農商務省の勤務を経て、東京帝国大学農科教授。一人目の登壇者であった稲田昌植の義父にあたり、プロ野球や競馬などの振興に貢献した。著書に有馬頼寧、稲田昌植共著『農民離村の研究』巖松堂書店、1922年など。

³⁴⁴ 有馬頼寧「農民の都会移住に就て」、『日本社会学院年報』9号、1921年、637頁。

³⁴⁵ 有馬、前掲書、645-648頁。

³⁴⁶ 横山天涯「東京市の殖民地」『中央公論』1904年8月。

る。二つの目の例は、石井十字の岡山孤児院である。石井十字は日露戦争の戦災孤児の収容、都市におけるセツルメント活動を「植民」と表現しながら、孤児院での自給自足を目指し農業開拓も行っていた。その構想は、宮崎県の茶臼原への「内地植民」において実行される³⁴⁷。また加島敏郎による大阪汎愛扶殖会も孤児たちの農業者として自立に向かうべく、朝鮮半島の大邱郊外に「植民」を行っている³⁴⁸。こうした社会事業と農業植民を結びつける発想は、感化院の設立に奔走し、巣鴨において家庭学校を設立した留岡幸助にも共有されている³⁴⁹。留岡はサロマ湖に近い北海道紋別郡上湧別村において国有地の払い下げを受けて、家庭学校の分室と農場を開き「植民事業」を行っている。大正期の著名な社会事業家たちの多くが「植民」を試みている事実は、「社会」の領域と「植民」という発想が非常に接近していることがうかがえる³⁵⁰。

当時、東京市長であった後藤新平の講演「自己の改造」は、全報告者のなかでは浮いてはいるものの、「社会改造」と「国家改造」の基礎を「自己の改造」に求めて、心的訓練や学校外での「自己改造修養」と「生物進化」を呼びかけるものであった³⁵¹。日露戦争後の地方改良運動期から、修養団や青年団運動に関わっている後藤にとっては、「社会」は自己の内面を通して捉えられるものであった。

二つ目に取り上げるのは、山内正瞭³⁵²（東京商科大学教授、法学士）による「戦後の植民危険論に就て」である。山内は第一次世界大戦後の国際秩序において本国と植民地の関係がどのように変化し、どのようにあるべきかを論じている。

「殖民なるものは、母國に取りまして有害無益のものであると云う考を持って居る人は、少なくなかったであろうと思います。資本を澤山注入みまして、而して植民地が漸く財政上に於て獨立し、母國から最早補助金等を得ずして成立するような時期になりますと植民地は最早母國に對して利害關係を忘れてしまつて、他國との間に、本國を顧みず只植民地に都合の好いような通商條約を結ばんとするようなこともあるのでありますから、植民というものは有害なものであると云ふ考えを持って居る人もあつたのであります。或る學者は殖民と云ふものは、成熟した果實のようなものであつて、植民地が段々時期を経て發達致しましたならば母國を離れること恰も果實が母樹を離れて獨立の果實として存在することの出来る如く、先刻申したとおり、他國との間に於て、本國を顧みず植民地にのみ地益

³⁴⁷ 小野修三「明治・大正期における岡山孤児院と大阪汎愛扶殖会」『慶應義塾大学商学部創立50周年記念日吉論文集』、587-601、2007年及び小野修三「石井十字の移民事業」『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』18号、1-71頁、2008年を参照。

³⁴⁸ 小野修三「社会事業家加島敏郎と朝鮮——大阪汎愛扶殖會から朝鮮扶植」『三田商学研究』48巻6号、2006年。

³⁴⁹ 兼田麗子「留岡幸助とロバート・オウエン——北海道家庭学校とニュー・ハーモニー」『ソシオサイエンス』vol8、2002年。

³⁵⁰ このような社会事業のもっていた植民的発想については、窪田享信「戦前における同和地区隣保事業の歴史（上）」『部落解放研究』18号、1979年、43-67頁を参照。

³⁵¹ 後藤新平「自己の改造」『日本社会学院年報』9巻、1921年、676-679頁。

³⁵² 山内正瞭：1876年愛媛に生まれる。1902年に東京大学政治学科を卒業、東京高等小学校教授となる。著書は『世界殖民主義』1904年、『殖民主義』1905年、『社会経済学原理』1906年、『商業史』1906年、訳書としてイリー『イリー氏経済学概論上・下』1905年など。

有る通商条約を結ばんとすると云う傾向があると云うことを申して居ります」³⁵³

山内は第一次大戦後の民族自決（self determination）によって独立国となったヨーロッパ諸国と国際連盟の発足を時代背景に、独立後の植民地と本国の関係がどうあるべきかを見越している。山内は、国際連盟で発言権と投票権を持つにいたった南アフリカとオーストラリアとイギリス帝国の関係を例に、①人的関係（労働）、②物質関係（資本）の二点において論を進める。山内によれば、①人労働関係において母国と植民地は結付きを強くしているが、②資本の関係においては、本国による投資が戦後になって弱まっているとする³⁵⁴。山内の発表は十分なものではないが、先述した「社会事業」と「植民」が接近する一方で、国際秩序からも「植民」の是非が議論されていたことを確認しておく。

そして3人目は、午後の議論を先導し、『日本社会学院年報』9号の巻頭言「内国植民問題の社会学的考察」を寄せている小林郁³⁵⁵の発言である。小林は、第9回大会の発表者のなかでは唯一社会学を専門とし、コントの翻訳、社会心理学を研究していた。小林は徹底して内地植民問題を「ソシオロジー」として考えることを主張する³⁵⁶。巻頭言の「内国植民問題の社会学的考察」では、内地植民問題を媒介にこれまで「経済学的」に考察されてきた植民問題を「社会学的」な対象とするという宣言文になっている。植民する人びとの貧富の差、性格、境遇、植民先では社会組織が出来るまでに堅実になっているかいないか、植民先の地方の一般民族との関係がどれほど親密であるか、植民先の機関がどのくらい徹底しているか、そして植民先における「社会的の結合」の問題など小林が提案する社会学的な内地植民の問題群は、矢内原忠雄の植民政学と非常に近いものとなっている。しかし、小林の宣言においては、内地植民の対象は北海道という場所のみに限定がかかっている。

「内国植民とは、同一国内に在りて、人口の稠密なる地方より希薄な地方へ、人民を移住せしめ、其土地の開発に従事せしむる者にして、その職業は主として農業なり。此事は敢て近年に初まりしにあらず、遠き羅馬の昔既に之ありたる所にして、近世に至りて、英独露の諸国皆之を為さざるは無し、...我国にありて、之を為せる適例は北海道に於ける移住

³⁵³ 山内正瞭「戦後の植民危険論に就て」『日本社会学院年報』9巻、666頁。

³⁵⁴ 「本国から多数の移住民が植民地に参って、而してそれぞれ事業を啓発致して、其結果母国に対して殖民しましたる者が、或は日常生活の必需品を要求することを指すのであって、斯様に本国と植民地との間に於て、血族関係を保ち、所謂人的関係を以て、両地を結付けると云うことは、後に言う所の物的関係よりも、一層親密であり得べきもの」同、668頁。

³⁵⁵ 小林郁 [1881-1933]：シカゴ大学、イリノイ大学で社会学を学び、帰国後に拓殖大学教授となる。おもな著作は、『社会心理学』1909年、『コント』1909年、『社会学概論』1927年など。

³⁵⁶ 「内国植民問題に対して、社会学的の立場と云うことになるのでありましようか。元来十九世紀末以来の世界の思想の風潮として、放任主義という思想は今や無くなって、集合思想が一般に行なわれて居るのでありますが、殊に此植民と云うような事になりますと、そう云うような事は尚更やらなければならぬように考えられます。内地植民問題は別として、一体植民問題全体に就いて考えて見ても、私が是まで多少ながら調べた所の植民問題に関する書物は、総て経済問題を中心として居る、それは無理のない話であるけれども、社会学的の要素を忘れたならば、到底解釈できないと云う風に私は思っています。」小林郁「討議」『日本社会学院年報』9号、1921年、685頁。

の如き即ち之なり。内国植民の由来此くの如し、従って、其問題の中心点は経済問題にあるや明けし。即ち之に由りて、直接には、人口過剰の地に在る人々の生活難を救ひ、間接には、其国の福利を増進するにあればなり。或は異民族と相折衝する事例へば独逸民族の波蘭民族に対するが如き関係無きにしもあらざれども、もと之れ特殊の現象にして、内国植民問題の本領にあらず、実に内国植民は既に述べしが如く同一国内に於いて同一種の住する地に映る事にして、此点に於いて、植民地に移住する者に比して問題は遙に簡単となるなり。」³⁵⁷

ここでは、植民地と本国のあいだを行き来する人々を「内地植民」としては扱われておらず、小林の構想は「植民」を対象とはしているものの「内地」の農村社会学のようなものとなっている。これは稲田における「本土」と「植民地」の区分を採用したうえで、用語としてのみ高岡の「内国植民」を残したものであるが、太平洋戦争中の河合弘道によるルネ・モーニエ『植民社会学』の翻訳まで至る、植民問題への社会学の参入の契機として見ることができる。

6 日本社会学院「閉会の辞」における高岡熊雄——社会政策と民族問題の切り分け

そして最後の4人目として、京都大学の米田庄太郎とともに日本社会学院を設立し、大正期を代表する社会学者である建部遯呉の発言である。建部は、高岡報告における①大地主を分割すれば内地植民の余地が増すという理屈の根拠を問い直し、②朝鮮における教育勅語の問題に対して疑問を呈する。建部にとって、教育勅語の問題はあくまで方法の問題であって、朝鮮における同化主義は前提であった。また三上参次「歴史家として観たる貧富問題」、綿哲雄「近代社会運動の基調」の両発表についても、社会運動に対しては「国民性」を一つの主義として解決を述べている。

高岡は「閉会の辞」において建部の二つの疑問に答える。①大地主の土地の分割については以下のように答える。

「獨逸に於ては大農即ち一人で大きな土地を經營して居るものを小さく割かつて、中農なり小農なりを拵えますから、農村に人が増えるのでありますけれども、日本に於ては大農と云う者は殆ど無い、随て獨逸に行ないつつある内国植民を日本に適用するとしたならば、大農の代りに大地主があるから、大地主の土地を小さくして、現在小作人の借りて居る土地を彼らに所有せしめて自作農を増さしむるのが、内地植民となりはせぬと云う御話をし議論を進めた譯であります。現在府縣にある大地主の土地は小さく分割してありますから、斯る内地植民を行ないましても農村に別に多くの人口は殖えませぬ、私自身の考では、今日有馬さんの御話もありましたけれども、農村の人口をもう少し減らしたいと云う考を持って居ります。工業なり或は商業なりを盛んにして、其方へ農民を御使い下さいと云うのが私の不斷の主張であります。唯だ北海道に於きましては、現在大きな土地の所有者が未だ充分に之を開発しないものがありますから茲には獨逸でやって居るような事をやったら段々農村に人口が増殖致します又府縣における未開地の開発の場合も亦然りであります。」³⁵⁸

³⁵⁷ 小林郁「内国植民問題の社會學的考察」『日本社会学院年報』9巻、1921年、432頁。

³⁵⁸ 高岡熊雄「閉会の辞」、『日本社会学院年報』9巻、1921年、696-697頁。

この応答で行われていることは高岡による内地植民の戦線の引き直しである。第1章でも触れたように、明治期の移植民言説は農村過剰人口に対して北海道植民もしくは海外植民をもって答えるものであった。しかし大正期においては、統計の整備や国勢調査の結果により農村部の人口が過少となり労働力不足が問題となるなかで、社会学という新しい学問を肯定するなかで内地の都市—農村関係への関わりをもち、内地植民論は北海道において継続するという陣地戦であった。「工業なり或は商業なりを盛んにして、其方へ農民を御使い下さい」という言葉は、西部ドイツの産業化によっておきた国内人口移動の歴史を知る高岡にとっては産業化にとまなう歴史的必然であった。中農の扶植によって大・中・小農による農村社会の均衡を唱える高岡理論は、のちに栗原百寿によって緻密に裏付けられる農村人口の減少による「中農標準化傾向」という歴史的な変化を先取りしたのものとして評価されることとなる³⁵⁹。

高岡の「閉会の辞」において取り上げるべきもう一点は朝鮮の問題である。大会報告において高岡は朝鮮における同化政策が逆に「獨立心」を生んでいると述べていた。建部が問題とするのはこの箇所である。高岡が朝鮮について立ち入って発言している貴重な箇所なので少し長めに引用しておく。

「私は先月朝鮮に行って、益々其觀念を深くしたのであります。朝鮮民族に對してもむろん教育を施さなければならぬ、そして朝鮮民族の教育が普及すればする程、果して朝鮮民族は大和民族に同化するのであろうかどうか、却って之が爲に朝鮮民族の獨立心を一層盛んならしめるものではあるまいか。殊に昨年ごろよりして、朝鮮民族の間に教育熱が非常に盛んになったと云ふのは、餘程考ふべき事である。況や私が行って見ますと、朝鮮民族に對する教育の方針として教育勅語を以てやって居る、私は教育勅語其物に就て、何等此處で議論するのでないが、朝鮮民族に對する教育の方針として教育勅語を以てすることが、果して適當なものであるかどうかと云ふ事に就て熟感した。教育勅語は吾々大和

³⁵⁹ 以下の大沼の指摘を参照。「高岡は精密な実証をもって、のちに栗原百寿によって体系化される「中農標準化傾向」を先見的に指摘し、その先駆的功績が大きく評価されている。この時期、高岡の北海道農政への関与は、彼のドイツ内国植民論から定式化され、『産業調査報告書』で実行可能なものとして政策提言された、地代農場制の視点である。」大沼盛男「北海道農業論の展開と課題—戦間期を対象に」、湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社、1984年、33頁。しかし、内地からの開拓移民によって中農を扶植し、大農・小農とのバランスを取るという高岡の議論と、農民層分解による階級分化の形態として「中農標準化傾向」を論じる栗原では議論の立て方が異なる。「視野を広くして農業外の部面をも観察するならば、この中農化傾向がじつは地主制なり国家独占資本主義なりによって歪められた階級分化の形態であることが明らかになるであろう。すなわち地主制なり国家独占資本主義なりの農業部面に対するはげしい収奪のために、一方では零細農業経営がなり立たないとともに、他方では資本主義的な大経営もまた引き合わぬことになり、そのため上層と下層の両極層が脱農民化し、上層は農村ブルジョアジーとして農業外の投資に奔り、下層は農村プロレタリアート（ないし離村した都市プロレタリアート）として賃金労働者に転化して、ただ辛うじて農業にしがみついた家族労作経営の中農層だけが相対的に増加することになるのである。それゆえ、中農化傾向は原則的にはむしろ両極的な階級分化があまりに苛烈で、両極ともに脱農民化的に農業外へと分裂していく過程にほかならないのである。つまり、中農化傾向は、農業における資本主義的大経営の成立が不可能なところにおいて、農民層の両極的分解が農業外に向って行われる形態なのである。」栗原百寿『現代日本農業論』中央公論社、1951年、131-132頁。

民族に対する教育勅語である、教育勅語には忠君愛國の精神を鼓吹してありますが、朝鮮民族に対して忠君愛國の精神を鼓吹するのは、朝鮮に対する忠君愛國を鼓舞することとなって、日本に対する忠君愛國にはならないのではないかと云ふことを私は虞れたのである。忌憚無く申しますれば、今日の政府の遣方は、一方に於て朝鮮人の獨立運動に対して非常に警戒して居ると同時に、其の他に於ては、獨立運動をするような方針の教育をして居るのではないかと云ふことを私は非常に憂へて觀察したのである。」³⁶⁰

建部の発言は以下の様なものである。

「朝鮮に於て勅語の適応が出来ないと云うことがありましたならば、それは勅語の適用が出来ないのでなくして、勅語に対する腐儒の解釈が、朝鮮に適用が出来なかつたのであります。」³⁶¹

建部の発言の論理的背景はここでは明らかではないが、国粹主義的社会学者として知られる建部遯吾にとって、保護国の後に併合された朝鮮民族と大和民族は、異民族関係ではなく同一の論理によって結合されなければならなかつた³⁶²。建部の質問に対して、高岡は以下のように応じる。

「不吉な例でありますけれども、立場を異にして我が日本が朝鮮の植民地となつて、45年或は10年経つた場合に、大和民族に向つて国を愛せよと教えたとしたならば、それが朝鮮を愛するという感じが起さしむるかどうか、大和民族に國を愛せよと言えば、日本國を愛する事となるは自然の勢であつて、君に忠を竭くすと云ふ考えを起すのは當然であります。現時の如き教育が施されてから朝鮮に獨立運動が八釜しく起つて来るようになったと批評する人もある位いで、此點は餘談ではありましたが御話した譯で、教育勅語の御精神は何れの民族にも適用し得べきものであります、之を以て新附の民に存する教育の方針となすのは、どうであるかと云ふ疑を懐いて居るのであります。」³⁶³

高岡の応答はかなり挑発的である。「立場を異にして我が日本が朝鮮の植民地となつて」という仮定に恐らく建部は激怒したのであろう。日本社会学院大会の前月の朝鮮視察でおそらく³¹ 獨立運動直後の朝鮮を見た高岡は植民政策の根本的な轉換が必要であると考えている。そして植民学者としてドイツ内国植民の二の轍は踏むな、と言っているのである。日本社会学院第9回大会が開催された同じ1921年に、朝鮮總督府により教育調査委員会、産業調査委員会が設置され、高岡は産業調査委員として農業部会に参加している³⁶⁴。そし

³⁶⁰ 高岡熊雄「内地植民問題」、『日本社会学院年報』9巻、1921年、561頁。

³⁶¹ 建部遯呉「討議」『日本社会学院年報』9巻、1921年、693頁。

³⁶² 小熊英二『日本人の境界』——沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復歸運動まで』新曜社、1998年。

³⁶³ 高岡熊雄「閉会の辞」『日本社会学院年報』9巻、1921年、696頁。

³⁶⁴ 「朝鮮の産業根本方針確立の爲め總督府にては来る十五日より六日間産業調査委員会を開催する筈委員左の如し」として高岡熊雄の名前が挙がっている。『時事新報』1921年9月7日

て学会発表の一か月前には、朝鮮各地を視察している。竹野論文では、「朝鮮での産業調査委員会委員への就任というかたちで、高岡の植民地関与が本格化したこと」をもって、高岡を中心とする北大植民学派が「送出地たる植民地についての研究に特化」する原因としている³⁶⁵。しかし、朝鮮について正面から論じている論考がないため、思想面での高岡の転換の裏付けはいまだ不十分である。北大植民学派において朝鮮半島に正面から論じているものは、伊藤清蔵³⁶⁶の卒業論文である『韓国殖管見』（1907年）がある。伊藤は、高岡の『普国内国殖民制度』を参考として、朝鮮半島にいかにして日本の中小農民を植え付けるべきかを論じている。植民の方策としては、植民に関する調査と移住民の保護を行う「植民局」の設置と、「植民地代銀行」の設置を提案するものである。高岡の自伝『時計台の鐘』においては、1908年に東洋拓殖会社が設立する際に、桂太郎に相談を受けた後藤新平が高岡を紹介し、後に『東洋拓殖会社創立顛末記』（1912年）を書く嶺八郎と会談を持ったようである。高岡はこの時に、『普国内国殖民制度』における三番目の植民方策「営利的内国植民」にあたるドイツの土地銀行の定款を提供している。

高岡は朝鮮総督府の産業調査会委員の活動については、以下のように回想している。

「これは齋藤実子爵の総督の時代であった。私も委員を囑託せられて会議に列した。委員会は、最初まず総会において討議した後、審議を分科会に移した。私は東大の上野英三郎博士や井上角五郎氏等と共に農業部会に属した。この部会においては朝鮮における農業の発展を計る為の最も必要とする技術及び経済に関する諸問題等に就いて、極めて熱心に審議した。就中上野委員は朝鮮における水利問題に就いて論議せられ、私は朝鮮農業界において解決を要する最も重大な問題は小作問題であるとし、一日も早く朝鮮における小作制度の実情を詳細に調査研究し、それに対する政策を樹立すべきであることを力説した。分科会の意見は総会の議に附して、当局に答申した。その後間もなく、朝鮮農業界において俄然小作問題は重要な社会問題となり、遂には政治問題にまで発展したことがある。私は朝鮮に滞在中、勸業模範場からして、朝鮮における農事調査事務を囑託せられ、北は新義州から漸次南下して平壤、沙里院、仁川、元山、大田、裡里、郡山、木浦、大邱、釜山等の各地を親しく視察し、詳細に朝鮮内部の実情を窺い知ることができて得るところが多かった。その後わが国と満州との関係が漸次親密の度を加うるに伴い、後に述べるように私の満州旅行は益々頻繁となり、途中朝鮮を訪れる機会もまた次第に多くなった。殊に学友川江秀雄君の朝鮮総督府鉄道局技師長時代や、大村卓一君の同鉄道局長の時代におい

³⁶⁵ 竹野、前掲論文、171頁。

³⁶⁶ 伊藤清蔵 [1875-1941]：山形県河北町生まれ。1900年に札幌農学校本科を首席卒業後、1903～1907年までドイツに留学し、「支那、日本及び南欧諸国生糸生産上の国家間競争(独文)」にて農学博士を取得している。帰国後は盛岡高等農林学校の教授となるが、留学時に知り合ったドイツ人女性オルテガ・ディッシュと結婚ののち、アルゼンチンに渡りポリバル市にて最盛期の1925年には8000ヘクタールに及ぶ大農場を経営する。主な著書に、『農業金融論』1901年、『韓国殖管見』1907年、『世界の蚕業競争と日本蚕業』1908年、『農業経営学』1909年、自伝として『南米に農牧30年』1956年がある。伊藤については、海妻矩彦「伊藤清蔵の生涯——盛岡高等農林教授からアルゼンチンの大牧場主へ」『岩手県立博物館だより』105号、2005年及び、西成彦『世界文学のなかの『舞姫』』みすず書房、2009年及び、和泉庫四郎「伊藤清蔵における農政学と農業経営研究」『鳥取大学農学部研究報告』41巻、1988年、57-62頁を参照のこと。

て然りだった。その後北大総長時代にも全羅北道茂朱郡にある北大演習林を親しく視察するなど、私と朝鮮との関係はますます濃厚となった。」³⁶⁷

ここで触れられている「政治運動」がどの時期のものであるかは定かではない。朝鮮総督府では、『舊獨領波蘭統治概観』1924年などで、1886年の内地殖民法やポーランド人の拓殖事業について研究していた形跡はあるが、政治運動にさかれているページが多い。資料的な制約があるため、朝鮮総督府への高岡理論の影響については今後の課題とする。

7 小括

本章では留学から帰国時期にあたる日露戦争後から大正期にかけての高岡熊雄の思想を検討した。とりわけ人口問題においてパラダイム転換が起こっていた1921年の日本社会学院第9回大会においては、内地植民論の新しい意義が問われた。高岡は、第1次世界大戦後のドイツにおいて行われ始めた④「公益的内国植民」を紹介しながら、内地植民を「社会的な意義」や「公共の利益」などで語りなおす。高岡は、理論的には「国家的内国植民」がなった民族政策としての側面を担保し、「私人的内国植民」が担っていた社会政策的な側面を拡大し、内地植民全体を「社会」の領域へと近づける。それは社会学者による植民問題への取り組みの肯定として現われている³⁶⁸。これは同時に北大植民学派においても植民地での社会関係や植民者の社会的結合の問題などを取り扱うことへと道を開いた。

また発表の冒頭で、植民地の問題と内地の社会政策の両方を扱う用語としての「内国植民」を放棄し、社会政策的な面に限定をした上で³⁶⁹、日本においては大農の代わりに大地主の土地を分割することで内国植民を行い、中小農の設置を促進することから「地主対小作人問題も根本的に解決するを得る」としている。また、食糧問題に関しても、「此使命を果す為に自作農と小作農とを較べたならば、自作農はより集約的に農業を経営しより多くの生産を挙げ、より多く社会的に尽くすものであると思う」として、自作農の設置と集約的な農業への経営転換によって食料問題解決への展望を語るにとどまっている³⁷⁰。

一方で高岡は、佐野の質問にあったような北海道、もしくは現在において旧植民地と呼ばれる諸地域について「植民地」として規定するか否かという問題に関しては、答えな

³⁶⁷ 高岡熊雄『時計台の鐘』1956年、172-173頁。

³⁶⁸ 「内地植民問題を理論的に論議する場合に方っては、単に経済上からのみから論議することは無論出来ない、社会学方面から見なければならず、又産業の方面からも研究せねばならず、其の他種々なる方面より、根本的に之を研究する必要があると思ひます。」高岡熊雄「閉会の辞」『日本社会学院年報』9巻、1921年、695頁。

³⁶⁹ 「実はインネレコロニザチオンを植民と称するのが第一間違いを起し易い、植民政策上より申しましたならば、内地植民は植民では無いのであります、今日用いられて居る内地植民は植民政策上の議論ではなく社会政策或いは農業政策上の問題であります。」高岡熊雄「内地植民問題」『日本社会学院年報』第9巻、550頁。

³⁷⁰ 同、574頁。高岡の人口論については農村過剰人口の立場をとっており、この日の議論において建部遯呉の質問へ以下のように答えている。「私自身の考では、今日有馬さんの御話もありましたけれども、農村の人口をもう少し減らしたいと云う考を持って居ります。工業なり或は商業なりを盛んにして、其方へ農民を御使い下さいと云うのが私の不断の主張であります。唯だ北海道に於きましては、現在大きな土地の所有者が未だ充分に之を開発しないものがありますから茲には独逸でやって居るような事をやったら段々農村に人口が増殖致します又府県における未開地の開発の場合も亦然りであります。」高岡、前掲「閉会の辞」、696頁。

った。この問いへの答えは、高岡批判という形で稲田周之助が代弁している。稲田においては、「本土」と「植民地」は法域的に区別され、それぞれ憲法の範囲と特別法域の範囲とされる。繰り返すが、稲田に植民する人の概念は、移動先が「本土」である場合は「移殖者」「拓殖」であり、植民地の場合は「植民」、他国の本土や植民地である場合は「移民出稼者」となる。こうした法域によって属地的な定義によって見失われつつあることは、「植民」や「移民出稼者」が相互に操作可能な主体であることの可能性であった。高岡報告において紹介された、④「公益内国植民」において、大農の土地を分割して中小農を扶植し、併せて農業労働者を扶植することが示唆されていた。また1章で述べた佐藤昌介においては、入植者をある一定期間のあいだ農業労働者としてとどめるウェイクフィールド的な地価政策が、拓殖術として論じられていた。北大植民学派の研究が、これらの複数の植民主体が相互に代わり得るものであることも含めて、入植地での自作農化までの時間差や「農業労働者」や「中農」「小農」の調整などを想定していた場合、これらの入植地で起っている多様な労働形態のダイナミズムはすべて切り捨てられてしまうことになる。日本社会学院の大会は、植民地と本国の関係が厳密に定義される一方で、植民学が対象としてきた「植民」を通じた問題が「政治」的な領域から外される場面でもあった。

終章

本稿では、札幌農学校に始まり北海道帝国大学にいたる「植民学」という学問領域において研究されてきたことを対象に、佐藤昌介と高岡熊雄という二人の人物に焦点をあて思想を検討してきた。札幌農学校に開設された「植民学」の講座は、近代日本にとっての「植民地」としての北海道において産業化をいかにして達成するかという目的のもとに、内地から北海道への植民について研究が行われた。

1章では、おおよそ明治初期から世紀転換期までにあたる、札幌農学校時代とジョンズ・ホプキンス大学時代、そして留学帰国後の佐藤昌介を扱った。札幌農学校の第1期生であった佐藤は、クラークやペンハロー、ブルックスなどのお雇い外国人たちに直接指導を受けるなかで、英語やキリスト教、食生活などの日常レベルでの「文明化」を肌で経験する。開拓史はお雇い外国人の提言をもとにした欧米文化の模倣によって文明化を達成しようと試み、北海道はこうした急激な近代化＝文明化モデルの実験場であった。一方では、野外実習において北海道の原野で「植民地探検」をおこない、理想的な社会建設に向けて改造すべき「未開」を発見する。回想などからもわかるように、これは佐藤にとっての北海道という植民地の発見であった。卒業後アメリカにわたりジョンズ・ホプキンス大学で研究をはじめた佐藤昌介は、アメリカの土地問題に着目し公有地（Public Domain）の獲得と処分の過程にアメリカにおける近代国家形成の鍵を発見する。ドイツ経済学の手法をアメリカにもたらした H.B.アダムズや R.イリーなどのアメリカ制度学派経済学の大家のもとで、佐藤は歴史的なアプローチによって、公有地の形成、公有地の管理組織、公有地の管理方法の3点を扱った博士論文を完成させる。この「土地の処分」への着目が佐藤の植民論の起点である。この時期の佐藤においては、内地植民は文明化を推し進めるものと確信されている。

2章で論じたように、アメリカ留学によって公有地論という土地の処分方法に関する学知を獲得した佐藤昌介の帰国後の動きは活発である。佐藤はアメリカ留学からの復命書において、札幌農学校をより専門的な研究組織へと改変する組織改革案を提出し、また北海道の国有地の分割による内地からの植民を奨励する政策を提言した。こうした国有地の処分の延長線上に、農業経営の規模拡大による産業化を意図した「大農論」の提唱がある。佐藤においては北海道のアメリカ型の「大農」こそがアメリカ農業を導入し、文明化に向けた分業を形成する場所であった。佐藤の理想は、札幌農学校の学校経営に深くかかわっていくなかで、イリーの思想の導入と植民学講義という形で展開する。佐藤昌介によって翻訳された『威氏経済学』は、社会改良主義的なイリーの経済思想を紹介し、経済的進歩の段階論として「文明化」を提示している。この作業において佐藤は、北海道の産業化＝資本主義化の先に社会主義的へと至る文明化の道を示したといえる。

こうした文明化を急務とする北海道においては、1887年に学則として、そして1890年からは佐藤昌介が担当する形で札幌農学校に植民学講座が開設され、内地からの移民の定着と開拓の促進を目的とした「植民学」が研究された。「植民学」講座においては、植民地の分類から原住民政策まで欧米の植民地政策が歴史的に整理され、こうした植民政策の知をいかに導入するかが、北海道近代化の重要な鍵であると考えられていた。ロッシヤーの

植民地の分類の箇所では、農業植民地においては継続的な進歩がみられるとして、商業植民地や出稼ぎ植民地に対して最重要視された。そして植民地においては、積極的な知の導入により、進化の段階を飛躍することも可能であると述べている。こうした研究は世紀転換期において貿易論として現われるにいたる。しかし佐藤は、内地資本の導入による地主制大農場という北海道庁の政策に乗りながら、大農への発展による資本主義化の構想を描くに終わり、次の高岡熊雄の世代へとバトンを渡す。

3章で検討したように、佐藤昌介・新渡戸稲造のもとで学んだ高岡熊雄は、植民学の諸問題を研究するため世紀転換期のドイツへと留学する。こうした高岡の興味を引いたのがプロイセンにおいて行われていた内地植民事業である。高岡は内地植民事業を積極的に推進するドイツ社会政策学会の研究者たちのもとで研究をすすめ、『普国内国殖民制度』（1906年）として類型化を果たす。ここで類型化されたのは3つのタイプの「内国植民」モデルであり、①「国家的内国植民」は国家が主導して大規模に行う異民族政策であり、②「私人的内国植民」は植民機関を媒介にした社会政策に対応し、③「営利的内国植民」は土地銀行による土地開発に該当していた。このうち「国家的内国植民」と「私人的内国植民」については、日本の植民地政策へ移入される過程で部分的に変更が加えられる。①「国家的内国植民」については、原住民問題に直面していた台湾の後藤新平の要請に応じて内地人の台湾植民という形において適応が想定されていたが、政策コストや日本からの農業植民の不可能性によって、高岡はこれを実施することに消極的であった。一方で、19世紀末よりアイヌの保護問題が大きく取り上げられていた北海道においては、国家が主体となって大規模に国有地の分割が行われるものの「国家的内国植民」が目的とする「敵対民族の撲滅」とは意味が異なる。一方で、②「私人的内国植民」については、開墾助成法の制定などがこれにあたるが結果はほとんど出ていない。内地から北海道へと植民は継続的に行われているが、北海道で新たな地主小作関係に入り、よりいびつな形で近代化の道をたどる。こうした「内国植民」の議論からわかることは、文明化への道が佐藤の描いたような発展モデルでは推移しないということであろう³⁷¹。こうした北海道における内地植民事業の問題点や内地の農村の問題を受けて、高岡の「内国植民」論はより社会政策的な思想として捉えかえされることとなる。

4章では、日露戦争後から大正期までの高岡熊雄を検討した。内地植民による矛盾が明らかになるなかで、1921年の日本社会学院第9回大会においては内地植民の意義が問われた。高岡は、第1次世界大戦後のドイツにおいて行われ始めた4つ目のタイプの「公益的内国植民」を紹介しながら、内地植民を「社会的な意義」や「公共の利益」などで語りなおす。こうした社会政策としての「内国植民」論の意義の強調は、植民地を対象に研究領域を広げていく社会学と重なる部分であった。植民学と社会学の出会いによって、植民地での社会関係や植民者の社会的結合の問題などを取り扱うことへと道を開いている。

一方では、政治学者の稲田周之助から厳しい批判が出され、植民学が対象とする場所そ

³⁷¹ 文明化が持つ両義的な側面については西川の指摘が有用である。「国民国家による解放は抑圧を、平等は格差を、統合は排除を、普遍的な原理（文明）は個別的な主張（文化）を伴うというように、国民国家は本来矛盾的な存在であり、其矛盾的な性格を発展のダイナミズムの根源としている。」、西川長夫「日本型国民国家の形成」、西川長夫・松宮秀治『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995年。

のものが問われた。稲田においては、「本土」と「植民地」は法域的に区別され、それぞれ憲法の範囲と特別法域の範囲とされる。稲田にとっての「植民」概念は、移動先が「本土」である場合は「移殖者」「拓殖」であり、植民地の場合は「植民」、他国の本土や植民地である場合は「移民出稼者」となる。こうした法域による定義によって見失われることは、「植民」や「移民出稼者」が相互に代わりうる主体であることの可能性であった。植民学においては、むしろ「移民」をどのように定着させ「植民」化させるか、「植民」を一定のあいだ農業労働者に押しとどめておくことができるか、ということが研究されていた。政治学・法的な議論において切り捨てられるのは、まさに「植民」すること、「植民」を押しとどめることによって操作されるコロニアルな関係であった。

高岡が考察していたように、プロイセンにおける対ポーランド人民族政策の失敗、台湾における「国家的内国植民」の断念と「支那人労働者の移住」の提言、朝鮮産業調査会における視察（朝鮮における同化主義の危機）などから見て取れるのは、高岡の民族問題に対する慎重な態度と裏腹に、日本帝国内での植民が必ず民族問題を引き起こしてしまう事実である。卒業生の台湾総督府や北海道庁、樺太などへの人材送出などで、他大学の植民政策学に較べて植民地統治の側に限りなく近い北大植民学と高岡のポジションゆえ、植民地統治自体に対しては批判的にはなりえなかった。こうした背景をもとにおこなわれたのが、『普魯西内国植民制度』の「内国植民」の類型から日本社会学院大会までのあいだで見取れた、内地植民論の二側面（異民族政策と社会政策）の切り分けであった。これは理論上においては稲田の法域論の区分を受け入れており、植民地での異民族問題への慎重な態度と国内的な内地植民の社会政策的な意義の拡大として現われている。

以降、北大の植民学においては、高岡理論の前提となっていた農村問題の原因を農業経営規模と土地所有面積の不均等に求め、その解決策としての農村の過剰人口の植民という理論は社会政策的な側面として維持される。そして 1920 年代以降は、朝鮮や樺太、南洋群島、そして満州へと至る、植民の送出先としての植民地の地域研究にシフトすることとなる。実質的には、植民地を対象として、農業技術の改良や入植者の維持、植民村の形成などに重点をおいた植民学へと展開されるのである。先に述べた民族政策への慎重な態度、社会政策としての側面の強調を、前者を外地、後者を内地を対象にするという法域論の区分に当てはめた場合、日本帝国レベルの議論においては外地に対しては民族政策、内地に対しては社会政策という形で内と外の境界線がはっきりと引かれる事態へとつながる。表面上は法域論を受け入れたことになるが、内と外を峻別する政治において働いていた力学こそが忘却され、内と外の境界線は自明のものとされる。しかし実体として民族政策と社会政策が分離されるわけではない。植民地に対して行われる民族政策は幾分か社会政策的であるし、国家内部に対して行われる社会政策は幾分か民族政策的であり植民地政策的である³⁷²。

満州事変が起こった翌年 1933 年には北海道帝国大学内に「北海道帝国大学満蒙研究会」が設置され、満州の研究へと力点を移している。また樺太や南洋群島、台湾、朝鮮などの

³⁷² 注 15 の西川、1999 年、及び大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007 年、を参照。また第 4 章で取り上げた社会事業的な内国植民が朝鮮へと展開している点に留意。

日本帝国圏の各植民地に対しても担当する研究スタッフを置き、日本帝国におけるすべての植民地における「植民」問題へ対象を広げていく。本稿が明らかにしたのは、こうした帝国圏の植民地への研究対象の拡大に先行して社会政策的な面が強調され、政治学的な植民地の定義からの欠落が起こっていることである。北大植民学派は、実質上は各植民地への「植民」の方法論（民族政策を含む）へと研究領域を拡大させ日本帝国における植民の流れを対象としていくが、その研究自体が本国一植民地という関係から除外される事態が同時に起こっているのである。1930年代以降、日本帝国圏内の植民地経営が本格化するなかで「植民地」としての北海道の立場が相対的に低下するが、高岡ら北海道帝大「植民学派」は北海道に足場を置きながら道内の社会政策的な農政に関わりながら、満州における植民政策研究へと傾斜していく。高岡熊雄と上原轍三郎は日本学術振興会の特別委員会において満州における産業調査や移民機関の研究委託をうける。研究領域が日本帝国圏内の植民地へと拡大するなかで、北海道は樺太や満洲などの植民地に対する移民の「送出基地」としての機能が見直されるが、こうした日本帝国のなかで内国植民論がどのように位置づけられ、変化していったかは重要な論点である。また本稿では検討できなかったが、1920年代以降にはマルクス主義の影響を受けたかたちで植民地をめぐる学知が展開するが、「内地植民」が日本資本主義論争をはじめとするマルクス主義的な植民政策研究とどのような関係にあったか、そして後の大東亜共栄圏という広域経済構想のなかでどのように形を変えるのか今後の検討課題としたい。

高岡は、終戦後に公職追放を受けるが、数年を経て北海道総合開発委員長として再び戻る。植民地喪失後の戦後日本において、戦後開拓と食糧増産のために再度北海道に注目が集まるなかで、戦後北海道の開発へと関わっていく。高岡は戦後にドイツとイタリアという枢軸国の植民政策について二つの著作を残しているが、植民地喪失後に「植民」研究をつづけた立場を戦後日本におけるポストコロニアルの問題として捉えかえす必要がある。本稿で試みてきたのは、植民政策の範疇から除外された「植民学」を忘却の淵から拾うことであった。戦後日本における植民地忘却を考えるためには「植民学」を再考することからはじめなければならない。

参考文献

- 赤坂憲雄・山内明美・小熊英二『「東北」再生——その土地をはじまりの場所へ』イースト・プレス、2011年。
- 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版、2008年。
- 足立芳宏『近代ドイツ農村社会と農業労働者』京都大学学術出版、1997年。
- アダム・スミス、『アダム・スミス法学講義 1762～1763』、水田洋、篠原久、只腰親和、前田俊文訳、名古屋大学出版会、2012年。
- 阿部康久「近代日本の植民地における中国籍労働者政策の地域的差異——台湾を事例にして」『地理科学』61巻1号、2006年、22-39頁。
- 石塚喜明「北海道農業の北大」『北大百年史』ぎょうせい、685-98頁。
- 和泉庫四郎「札幌農学校初期における農業経済学の形成過程に関する研究」『鳥取大学農学部研究報告』35巻、1983年。
- 「伊藤清蔵における農政学と農業経営研究」『鳥取大学農学部研究報告』41巻、1988年、57-62頁。
- 逸見勝亮「札幌農学校の再編・昇格と佐藤昌介」2巻、2007年、29-48頁。
- 「佐藤昌介「米国通信」(『大東日報』)」『北海道大学文書館年報』3巻、2008年、100-7頁。
- 稲田周之助『殖民政策』有斐閣、1912年。
- 「内地植民問題」『日本社会学院年報』9号、1921年。
- 井上勝生「佐藤昌介「植民論」講義ノート——植民学と札幌農学校」『北海道大学文学部紀要』46巻3号、1998年、1-39頁。
- 「札幌農学校と植民学——佐藤昌介を中心に」『北大百二十五年史論文・資料編』北海道大学、2003年、111-62頁。
- 「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート(上)——札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』115巻、2005年、1-30頁。
- 「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート(中)——札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』116巻、2005年、1-33頁。
- 「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート(下の一)——札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』120巻、2006年、75-93頁。
- 「佐藤昌介「植民論」初期講義ノート(下の二)——札幌農学校と植民学」『北海道大学文学研究科紀要』123巻、2007年、1-19頁。
- 今西一「国内植民地論・序論」『商学討究』60巻1号、1-20頁、2009年。
- ウィルヘルム・ロツェル『農業経済論』關澄蔵・平塚定二郎訳、八尾書店、1897年、254-302頁。
- 海妻矩彦「伊藤清蔵の生涯——盛岡高等農林教授からアルゼンチンの大牧場主へ」『岩手県立博物館だより』105号、2005年。
- 梅津順一「アダム・スミスの家族論——歴史理論から見た試論」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』6巻、1998年。
- 大熊智之「戦前期の北大関係者と移植民教育——移植民学校への関与を中心に」『北海道大学大学文書館年報』第7号、2012年。
- 大河内一男『独逸社会政策思想史』日本評論社、1936年。

- 大櫃敬史「新渡戸稲造の米国留学時代における農学研究に関する実証的研究」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』101巻、2007年、55-67頁。
- 大田伊久雄『アメリカ国有林管理の史的展開』京都大学学術出版会、2000年。
- 太田原高昭『北海道農業の思想像』北海道大学図書刊行会、1992年。
- 大塚桂「政治概念論争・再考(6)」『政治学論集』52号、2000年、23-56頁（大塚桂『近代日本の政治学者群像——政治概念論争をめぐって』勁草書房、2014年所収）。
- 大月誠「第二帝政期ドイツの土地国有論」椎名重明編『土地公有の史的研究』御茶ノ水書房、1978年
- 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年
- 大沼盛男「北海道農業論の展開と課題——戦間期を対象に」湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社、1984年。
- 大野光明「「復帰」の向こう側を幻視する——沖縄闘争のなかのNDU」『モトシンカカランヌー』小野沢稔彦・中村葉子・安井喜雄編『燃ゆる海峡』インパクト出版、2013年。
- 大山綱夫「札幌農学校とキリスト教」『北大百年史』ぎょうせい、1982年。
- 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、1997年。
- 小熊英二『日本人の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、1998年。
- 小野修三「明治・大正期における岡山孤児院と大阪汎愛扶殖会」『慶應義塾大学商学部創立50周年記念日吉論文集』慶應義塾大学商学部創立五十周年記念日吉論文集編集委員会、2007年、587-601頁。
——「石井十字の移民事業」『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』18号、2008年、1-71頁。
——「社会事業家加島敏郎と朝鮮——大阪汎愛扶殖會から朝鮮扶植」『三田商学研究』48巻6号、2006年。
- 開沼博『「フクシマ」論——原子カムラはなぜ生まれたのか』青土社、2011年。
- 海保洋子「「異域」の内国化と統合」、田中彰編『幕末維新論集 9 蝦夷地と琉球』吉川弘文館、2001年。
- 加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助(2)」『経済学研究』70巻23号、227-56頁、2003年。
- 金子文夫「日本に御於植民地研究の成立事情」小島麗逸編『日本帝国主義と東アジア』アジア経済研究所、1979年。
- 兼田麗子「留岡幸助とロバート・オウエン——北海道家庭学校とニュー・ハーモニー」『ソシオサイエンス』8巻、2002年。
- 亀井秀雄「開識社の研究」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、569-79頁。
- 川合隆男『近代日本社会学の展開』恒星社厚生閣、2003年。
——『近代日本における社会調査の軌跡』恒星社厚生閣、2004年。
- 木村健二「近代日本の移植民研究における諸論点」『歴史評論』513号、1993年、2-15頁。
——「日露戦争後海外農業移民の歴史的位置」安孫子麟編『日本地主制と近代村落』創風社、1994年。
- 櫛田久代「ジェファソン政権における内陸開発の諸問題(1)」『北大法学論集』47巻3号、1996年。
- 窪田享信「戦前における同和地区隣保事業の歴史(上)」『部落解放研究』18号、1979年、43-67頁。
- 栗原百寿『現代日本農業論』中央公論社、1951年。

- 桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、1982年。
- 「北海道の経営」『岩波講座日本通史 16』岩波書店、1994年。
- 小池源吾「19世紀末アメリカにおける大学拡張の諸相」『広島大学大学教育研究センター大学論集』14集、1985年、249-69頁。
- 後藤新平「自己の改造」『日本社会学院年報』9巻、1921年、676-9頁。
- 小林郁「討議」『日本社会学院年報』9号、1921年。
- 「内國植民問題の社會學的考察」『日本社会学院年報』9巻、1921年。
- 小松善雄「現段階の辺境・内國植民地論についての考察（上）（中）（下）」『オホーツク産業経営論集』1巻1号、1990年、4-15頁、2巻1号、1991年、21-51頁、3巻1号、1992年、47-76頁。
- 酒井哲哉「「植民政策学」から「国際関係論」へ」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年。
- 「「帝国秩序」と「国際秩序」——植民政策学における媒介の論理」酒井哲哉編『「帝国」日本の学知第1巻 帝国編成の系譜』岩波書店、2006年。
- 酒井哲哉、松田利彦編『帝国日本と植民地大学』ゆまに書房、2014年。
- 崎浦誠治「北海道農政と北大」『北大百年史』ぎょうせい、699-713頁。
- 佐藤昌介「米国農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」1886年 a（『北大百年史 札幌農学校史料』北海道大学、1981年、25-44頁）。
- 「大農論」『農学会会報』3号、1886年 b。
- 「廿五年前迄」『文武会会報』65号、1912年（『佐藤昌介とその時代・増補』2011年）。
- 「植民論」『植民雑誌』1号、1889年。
- 佐藤昌彦・北海道大学文書館編『佐藤昌介とその時代（増補・復刊）』北海道大学出版会、2011年。
- 佐野善作「開会の辞」『日本社会学院年報』第9号、1921年。
- 沢村康『農業土地政策論』農山漁村文化協会、1932年。
- 椎名重明「19世紀末イギリスの土地公有思想」日本土地法学会編『ヨーロッパ・近代日本の所有概念と土地公有論』有斐閣、1985年。
- 白水浩信『ポリスとしての教育』東京大学出版会、2004年。
- スーザン・P・シャド『ドイツ・ワイマール期の社会調査』川合隆男・大淵秀雄訳、慶応通信株式会社、1987年。
- 鈴木光『アメリカの国有地法と環境保全』北海道大学出版会、2007年。
- 関秀志・桑原真人・大庭幸生・高橋昭夫『新版 北海道の歴史(下) 近代・現代編』北海道新聞社、2006年。
- 外山敏雄『札幌農学校と英語教育』思文閣、1992年。
- 高井宗宏編 2004『ブルックス農学講義』北海道大学図書刊行会。
- 高岡熊雄『北海道農論』裳華房、1900年。
- 『普魯西内國植民制度』台湾日日新報社、1906年 a。
- 「臺灣産業概見」『大日本農会報』295号、1906年 b。
- 「台湾農業会の急務」『中央農事報』75巻、1906年 c。

- 「臺灣植民私見」『農業世界』1巻8号、1906年d。
- 「臺灣製塩業ノ現在及将来」『經濟學商業學國民經濟雜誌』3巻1号、1907年。
- 「上杉鷹山公とフリードリツヒ大王の農政(1)」『經濟論叢』9巻4号、1910年、492-519頁。
- 『農業政策(一)』寶文館、1912年。
- 「何ぞ北海道に移住せざる」野依秀一編『財政經濟と生活問題』実業之世界社、1914年。
- 「内国植民問題」『日本社会学院年報』9号、1921年a。
- 「ばっくはうす教授「戦後に於けるドイツ農業革新論」を読む」『中央公論』第36年1号、1921年b。
- 「閉会の辞」『日本社会学院年報』9巻、1921年c。
- 『時計台の鐘——高岡熊雄回想録』楡書房、1956年。
- 高倉新一郎「高岡先生の学問的業績」高岡熊雄『時計台の鐘』1956年。
- 「北海道開拓使研究とその資料」『高倉新一郎著作集第4巻』北海道出版企画センター、1997年。
- 竹野学「植民地開拓と「北海道の経験」——植民学における「北大派」」『北大百二十五年史』北海道大学、2003年、163-201頁。
- 『樺太農業と植民学——近年の研究動向から』札幌大学経済学部付属地域経済研究所、2005年。
- 建部遯吾「討議」『日本社会学院年報』9巻、1921年。
- 田中彰「北大百年の諸問題——札幌農学校と米欧文化」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、487-505頁。
- 『北海道と明治維新——辺境からの視座』北海道大学図書刊行会、2000年。
- 『明治維新』講談社文庫、2003(1976)年。
- 田中慎一「植民学の成立」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、580-602頁。
- 田中秀夫「アダム・スミスの歴史観——文明の発展、停滞、衰退の論理」『経済学論究』67巻1号、2013年。
- 田中真晴「ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景」『經濟論叢』83巻3号、147-168頁、1959年。
- 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』お茶の水書房、1993年。
- 富田寅男「北海道旧土人保護法とドーゾ法」『札幌学院大学人分会紀要』45巻、1989年、5-21頁。
- 富山一郎「国境一占領と解放」、小森陽一他編『近代日本の文化史 第4巻 感性の近代』岩波書店、2002年。
- 『暴力の予感』岩波書店、2002年
- 内藤隆夫「北海道近代史研究のための覚書」『北海道大学経済学研究』61巻3号、2011年、21-35頁。
- 永井秀夫「辺境の位置づけについて——北海道と沖縄」『北海学園大学人文論集』6巻、1996年、101-126頁。
- 永井秀夫『日本の近代化と北海道』北海道大学出版、2007年。
- 長岡新吉「北大における満蒙研究」『北大百年史』ぎょうせい、1982年、746-61頁。
- 七戸長生「北海道農業の「再編成期」における農業経営研究の特色——北大農経における研究動向を中心に」『農業経営研究』2巻、1975年、61-99頁。

- 中西僚太郎「明治政府による北海道農業開拓の構想——黒田清隆とホーレス・ケプロンに注目して」『史境』59号、2009年、1-18頁。
- 中村丈夫「80年代の沖縄と島嶼住民の自決権」、新崎盛暉・川満信一・比嘉良彦・原田誠司編『沖縄自立への挑戦』社会思想社、1982年。
- 中島九郎『佐藤昌介』川崎書店新社、1956年。
- 新妻昭夫『種の起源をもとめて——ウォーレスの「マレー諸島」探検』ちくま学芸文庫、2001年。
- 西成彦『世界文学のなかの『舞姫』』みすず書房、2009年。
- 西川長夫「日本型国民国家の形成」（西川長夫・松宮秀治『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995年。
- 「帝国の形成と国民化」『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房、1999年
- 新渡戸稲造、新渡戸稲造全集編集委員会編『新渡戸稲造全集 4巻』教文館、1984年。
- 「製糖改良意見書」（『新渡戸稲造全集』第4巻教文館、1984年）。
- 「内観外望」実業之日本社、1993年（『新渡戸稲造全集 第六巻』教文館、1987年）。
- 野田浩二「制度派環境経済学者としてのリチャード・イーラー」『東京経大会誌（経済学）』279巻、2013年、181-195頁
- 野村明宏 1999「植民地における近代的統治に関する社会学」『京都社会学年報』7巻、1999年白水浩信『ポリスとしての教育』東京大学出版会、2004年。
- 野村武雄 1993『埋もれたバイオニア小林三郎・柳本通義』美瑛郷土史研究会。
- 羽田積男「ダニエル・ギルマンとアメリカ型大学」『教育学雑誌』29巻、1995年。
- 馬場哲「東部ドイツ農村工業展開の歴史的前提 16～18世紀内地植民の意義」『土地制度史学』30巻4号、1988年、31-41頁。
- 番匠健一「1910年代の内務官僚と国民統合の構想——田澤義鋪の青年論を中心に」『Core Ethics』6巻、立命館大学大学院先端総合学術研究科、2010年、361-374頁。
- 東敏雄「ドイツにおける中小農創設政策の展開——19世紀80年代より第一次大戦までのいわゆる内地植民政策の実態」、『研究年報経済学』23巻1号、1961年。
- 平田未季「開拓使仮学校附属「北海道士人教育所」におけるアイヌ教育の実態——教科書から見る明治初期のアイヌ教育政策」『Sauvage——北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集』5巻、29-42頁。
- ビル・レディングズ『廃墟のなかの大学』、青木健・斎藤信平訳、法政大学出版局。
- 廣瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道士人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」『北海道大学教育学部紀要』72巻、1996年。
- 広瀬玲子『国粋主義者の国際認識と国家構想——福本日南を中心として』芙蓉書房出版、2004年。
- フォルカー・クレム編『ドイツ農業史 ブルジョアの農業革命から社会主義農業まで』大藪輝雄・村田武訳、大月書店、1980年。
- 福永健「帝政ドイツにおけるユンカー経営とプロイセン内地植民政策」『商学論究』25巻、1959年。
- 北海道大学『北大百年史』ぎょうせい、1982年。
- 北海道庁『植民地撰定報文完』北海道廳第二部殖民課、1891年。
- ホン・デル・ゴルツ『農政学』、高岡熊雄訳、裳華房、1901年。

松俊夫「ワイマール共和制に関する一考察——内地植民政策を中心にして」『歴史学研究』151巻、1951年。

松尾弘『台湾と支那人労働者』台湾南洋経済研究会、1937年。

——「思い出の植民政策」『資料センターニュース』39-40巻、1987年。

宮田由紀夫「大学の地域にとっての有用——モリル法の制定とランドグラント大学としてのパデュー大学に関する考察」『大阪府立大学経済研究』54巻2号、2008年。

森重紀子「委任統治領南洋群島における開発過程と沖縄移民——開発主体・地域・資源の変化に着目して——」、野田公夫『農林資源開発史Ⅱ 日本帝国県の農林資源開発——「資源化」と総力戦体制の東アジア』京都大学学術出版、2013年、338頁。

矢島武「大農論とその背景」『北海学園大学経済論集』21巻4号、1974年。

安次富浩「沖縄は国内植民地と主体的に闘いたい」『情況』11巻7号、情況出版、2010年、14-20頁。

山田伸一『近代北海道とアイヌ民族 - 狩猟規制と土地問題』北海道大学出版会、2011年。

山本美穂子「佐藤昌介の女子高等教育論——北海道帝国大学における女性の入学をめぐる」『北海道大学大学文書館年報』3巻、2008年。

矢内原忠雄『植民及植民政策』有斐閣、1937年。

——『帝国主義下の台湾』岩波書店、1988年。

柳田良造「北海道開拓期における殖民区画制度の計画原理と集落デザイン」『日本建築学会計画系論文集』74巻635号、2009年、99-106頁。

柳本通義「柳本通義自叙伝」野村武雄編『埋もれたパイオニア小林三郎・柳本通義——明治・大正社会経済史研究（史料編）』美瑛町郷土史研究会、1993年。

山内正瞭「戦後の植民危険論に就て」『日本社会学院年報』9号、1921年。

湯沢誠「北海道の小作問題と北大」『北大百年史』ぎょうせい、pp.714-28頁。

横井敏郎「高岡熊雄の農政・植民論」『札幌の歴史』26巻、1994年、1-15頁。

横山天涯「東京市の殖民地」『中央公論』1904年8月。

リチャード・イリー『威氏経済学』、佐藤昌介譯、丸善商社、1891年(R. Ely, *An Introduction of Political Economy*, Chautauqua Press, 1898)。

レーニン『ロシアにおける資本主義の発展（レーニン全集第3、4巻）』、レーニン全集刊行委員会訳、大月書店、1954年。

渡邊侃「米国土地問題研究」『北海道大学 経済学研究』12巻2号、1963年、pp.167-97頁。

渡辺公三「アメリカ人類学の発生現場を検証する——モーガンとインディアン「土地問題」へのメモ」『言語文化研究』17巻3号、2006年。

「台湾に渡った北大卒業生たち」第I期・第II期・第III期『北海道大学大学文書館年報』7巻。

「柳本通義自叙伝」（野村『埋もれたパイオニア小林三郎・柳本通義』美瑛郷土史研究会、1993年、所収）。

H.B. Adams, 'Maryland's influence upon land cessions to the United States', *Meryland, Virginia and Washington*, Johns Hopkins University Press, 1885.

Michael. Hechter, *Internal Colonialism: the Celtic fringe in British national development*, New Brunswick, N.J. Transaction Edition, 1999.

Ronald A.T.Judy, *Disforming the American Canon*, University of Minnesota, 1993.

Shosuke Sato, *History of the Land Question in the United States*, Johns Hopkins University in Baltimore, 1886.

Shosuke Sato, *Some historical phases of modern Japan*, Japan Society, 1916.

参考資料1 佐藤昌介年表

西暦		出来事	著作
1856		現岩手県花巻生まれ	
1870		盛岡の作人館へ入学	
1874		東京外国語学校に入学	
1876		7月、東京英語学校英語学下等教科を卒業。 札幌農学校官費生徒として、W・S・クラークと共に札幌に渡る。 8月、札幌農学校開校、第一期生として入学。	
1877		3月、第一期生と共に W.S.クラークが起草した「イエスを信じる者の契約」に署名、札幌バンドを発足。 9月、函館のメソジスト教会宣教師 M.C.ハリスがら洗礼。	
1880		7月、札幌農学校を第一期生として卒業(卒業演説「北海道殖民論」)、農学士の学位を授与。開拓使御用係となる。 10月、学務局督学課兼理事課勤務。	2月、「肥培の緊要なるを論ず」『農業叢談』第2号 3月、「専農と通農の損得」『農業叢談』第3号 4月、「開墾地区及び其取扱方を論ず」『農業叢談』第4号 7-12月、「渡島地方開拓総論」『農業叢談』7号-12号
1881		7月、稲田邦植(元徳島藩家老、元淡路島本洲城主)の妹、陽と結婚。	4月、「貿易の権衡を得んと欲せば須く農産をおこすべし」『農業叢談』第16号
1882		3月、開拓使廃止に伴い、農商務省御用係となる。 7月、農商務省を退職し、私費でアメリカに渡る。 8月、ニューヨーク州マウンテンヴィルのホートン牧場で一年間滞在。	
1883		9月、メリーランド州ボルチモアのジョンズ・ホプキンス大学に入学。 12月、農商務省御用係となり留学手当てを受給。	
1884		12月、ジョンズ・ホプキンス大学礼遇研究生となる。	
1885		6月、4ヶ月間、ドイツへ私費留学	
1886	30歳	3月、北海道庁設置に伴い、北海道庁属となる。 6月、ジョンズ・ホプキンス大学で Ph.D を取得。 8月、帰国し、北海道庁属として勤務。 11月、「札幌農学校ノ組織改正ノ意見」を岩村通俊北海道庁長官に提出。 12月、札幌農学校教授	History of the Land Question in the United States', The Johns Hopkins University Studies in historical and political science, 4th ser. No.7-9, Baltimore: N. Murray, publication agent, Johns Hopkins University, 1886. (『アメリカにおける土地問題の歴史』)
1887		3月、札幌農学校幹事兼任 3月、校則にて「農政学及殖民策」設置により科目「殖民策」が設置、開講せず。	
1888		11月、「大農論」『農学会会報』3号 森有礼文部大臣に「北海道殖民地二農学校ヲ必要トスルノ意見」を提出。	11月「大農論」『農学会会報』第3号
1889		3月、「殖民策」→「殖民史」に名称変更。 佐藤昌介の担当として「殖民史」講義が開始される。 スミス女学校(後の北星女学校)顧問(～	5月「殖民論」『殖民雑誌』第1号 7月「北海道ノ移住ト外国ノ出稼」『殖民雑誌』第2号 8月「日本農業の改良と北海道の植民に及ぶ」

	1893 年)	『殖民雑誌』
1890	札幌村（現札幌市東区苗穂）に 200 町歩の国有未開地払下げを受け、佐藤農場を経営。	3 月「北海道の農業」『北海之殖産』第 1 号 6 月「労力者の移住」『北海之殖産』第 3 号 8 月「北海道の備荒策に就いて」『北海道之殖産』第 5 号
1891	1 月、「殖民史」講義開講。 8 月、札幌農学校校長心得・教授	2 月「北海道農業之進歩」『北海之殖産』第 7 号 2-3 月,7-8 月「小作農業ヲ論ス」『北海之殖産』 5 月『威氏経済学』丸善商社書籍店 (Richard Theodore Ely "An Introduction to Political Economy" Chautauqua, New York, 1889) 8 月 15 日「農業の進化」『北海道朝日新聞』 11 月「米国土地払下仕末の一斑」『北海之殖産』第 16 号
1892	12 月、札幌美以教会に所属（従来は青山美以協会に所属し、札幌独立基督教会に通っていた） 「札幌農学校ニ特別会計法ヲ施行スルノ議」を渡辺千秋北海道庁長官に提出。	4-5 月「農業組合に就て」『北海之殖産』第 22、23 号
1893		1 月「北海道の農業振興に就きて」『北海之殖産』第 31 号 7 月「事業の発展に就て」『董林』第 6 号
1894	4 月、札幌農学校校長・教授	6 月「北海道特有農産物に就て」『北海之殖産』第 48 号
1895		2, 4, 6, 9 月「経済史一斑」『董林』第 14、15、16、17 号
1896	6 月、校則にて「農政学及殖民論」に名称変更され、授業科目は「殖民論」となる。	4 月, 6 月「経済史一斑」『学芸会雑誌』第 19、20 号 4 月「農工銀行に就て」『北海之殖産』70 号 10 月「北海道農工銀行の設立に就て(其一完結)」『北海之殖産』第 76 号
1897		7 月「北海道農家の覚悟（農芸伝習科同窓農友会に於て）」『北海之殖産』第 79 号/『農友会雑誌』第 5、6 号（1897 年 7 月、1898 年 6 月） 7 月「農学の鼻祖テーア氏の効績」『北海之殖産』85 号
1898	1 月、「札幌農学校拡張意見書」を西園寺公望文部大臣に提出。 4 月、「札幌農学校ノ北海道拓殖ニ及ボセル功績」を小山健三文部省実業教育局長に提出。	
1899	3 月、東京帝国大学の推薦により農学博士の学位を受ける。	2 月「北海道農業の改善策」『北海之殖産』104 号 4 月「農林に関する建議」『北海之殖産』106 号 7 月「旅行に就き所感を述ぶ」『北海之殖産』109 号
1900	9 月、高等教育会議議員。 12 月、北海道農会会長（～1908 年 4 月）	
1901		1, 2 月「北海道農業進歩の話」『国本』19、20 号 1, 2, 3, 4 月「農会に対する希望」『北海道農会報』第 1、2、3、4 7 月「農政の大本」『出雲大社農会報』第 12 号

1902		<p>3月「農村に於ける農業教育に就きて」『北海道農会報』第2巻15号</p> <p>4月「我邦農業ノ前途ニ就テ」『札幌農学会報』第3巻／『北海道農会報』2巻16号（1903年2月）</p> <p>11月「実業教育に就て（北海道教育会に於て）」『北海道農会報』2巻23号</p>
1903	8-9月、農業事情視察のため露清地方（中国東北部）に出張。	<p>1月「国富増進の急務を論じて敢て有為の青年に望む」『国土』52号</p> <p>5月「農村経済策」『札幌農学会報』4巻／『北海道農会報』3巻32号（1903年8月）</p> <p>9月「日本青年と農業」『北海道農会報』3巻33号</p>
1904		<p>1月「露情視察談」『北海道農会報』4巻37号</p> <p>5月「戦時北海道農民ノ覚悟」『北海道農会報』号外</p> <p>10月12日「戦後に於ける北海道人士の経済策は如何」『函館新聞』1904年10月12日</p> <p>12月28日「燕麦問題に就て」『北海道農会報』4巻48号</p>
1905		<p>3月21日「戦後の経済政策」『北海タイムス』1905</p> <p>6月15日「論説 畜産に就いて」『北鳴新報』</p> <p>8月「農事改良と畜産教育」『北海道農会報』5巻56号</p>
1906		<p>1月「北海道に於ける戦後の経済的方針に就いて」『小樽新聞』1906年1月</p> <p>3月「何を以て我国農業界の積弊を救済すべき」『農業世界』1巻6号</p> <p>3月「日露貿易に関して農工業者に告ぐ」『北海道農会報』6巻66号</p> <p>8月「移民事業に新局面を開くの急務」『農事雑報』100号／『北海道農会報』6巻69号（1906年9月）</p>
1907	6月、「農政学殖民学」講座の設置 9月、東北帝国大学農家大学学長・教授となり、農学第二講座担任（～1914年3月）	<p>5月「農政統一論」『農業世界』2巻6号</p> <p>11月「農政上に欠けたる要素」『農業世界』2巻13号</p>
1908	10月、台湾縦貫鉄道全通式参列のため台湾に出張。	<p>1月「畜牛の将来」『北海道農会報』8巻85号</p> <p>2月「北海道誌」、大隈重信撰・副島八十六編『開国五十年史』下巻、開国五十年史発行所</p> <p>5月「我国は遂に米穀を自給し能はざる乎」『農業世界』3巻6号／『北海道農会報』8巻90号（1908年6月）</p> <p>9月「誰か殖民事業を難しと云うか」『農業世界』3巻10号</p>
1909		4月「北海道農会報第壹百号の発刊を祝し併せて将来の希望を述ぶ」『北海道農会報』9巻100号
1910	4月、講義録『農学史』が学生が刊行、頒布。 6月、工科大学設置意向表明の記事を『北海道タイムス』が掲載。 11月、帝国農会特別顧問（～1913年3月）。	<p>1910～『農業史』3冊、私家版</p> <p>10, 11月「北海道の農業金融に就て」『北海道農会報』10巻118号、119号</p>

1913	6月、大日本山林会名誉会員 8月、視察のために満州に出張。 12月、アメリカのカーネギー平和財団の招聘により第三回日米交換教授としてアメリカへ出張（～1914年8月）	1月「東北と農と工と商 将来孰れを最も重んず可きか」『小樽新聞』 5月「農村改良問題」『北海道農会報』13巻5号 9月「鮮満旅行土産」上、中、下、『北海タイムス』 10月「凶作に対する教訓」『北海道農会報』13巻10号
1914	8月、農学第二講座担任。	9月「英仏独露の農業」『世界』9巻12号
1915	6月、領台20年記念講演会臨席と学術研究のため台湾に出張	1月「欧州戦争と英国の農業」『北海道農会報』15巻1号 8月「農業進歩の大勢」『台湾農事報』105号 11月「本道農業の改善」『北海之農友』7巻11号 11月「日本米は世界商品たることを能わざるや」『第日本農会報』413号 1915 Some Historical Phase of Modern Japan, Japan Society. (『現代日本の歴史的諸相』) 1915「土地に復帰せよ」『農業世界』10巻16号
1916		5月「北海道文明史」『北海新報』1916年5月29日 11月「農村救済の根本問題」『日本農業雑誌』12巻11号
1917	東京女子大学理事	1月「農業と本領と革新」『北海タイムズ』1917年1月1、3、5日
1918	4月、北海道帝国大学総長、北海道帝国大学農科大学長（～1919年3月）	
1919		9月10日「資本と労働の調和するには根本政策の講究をし適切なる施設を立て」『労働』
1920		
1921	6月、朝鮮・台湾を旅行	1月1日「植民政策樹立の急務」『小樽新聞』
1922		1月1日「ワシントン会議に於ける我国の植民政府」『小樽新聞』 1月1日「女子教育の急務 家庭内の圧力から解放へ」『相互新聞』
1923		1月1日「農業救済問題の根本基調」『小樽新報』 2月「場当たり農政の非を論ず」『農政研究』2巻2号
1924	7月、理学部・法文学部設置意向表明の記事を『北海タイムス』が掲載	8月「地主組合に対する感想」『農政研究』3巻8号 9月「国辱から国栄へ—1924年7月1日以降の覚悟」『文化生活』2巻9号
1925		5月「殖民事業と生活難救済」『文化生活』3巻5号
1926	1月、遺愛女学校理事 4月、大日本農学会名誉会員	1月「大正十五年に於ける本道農家の覚悟如何」『農友』18巻1号 1924年7月1日 2月「消費経済の科学的応用」『文化生活』4巻2号
1927		1月1日「都会と農村 現今世界の趨勢 その文化の程度の懸隔と将来に於ける対策」『北海タイムス』 2月「農村文化の経済問題」『文化生活』5巻2号
1928	6月、オハイオ・ウェスレアン大学から名誉法学博士号を受ける	

1930		12月、北海道帝国大学総長を辞任	7月18, 19日「東北振興について」『秋田魁新聞』
1931		3月、北海道帝国大学名誉教授	
1932		6月、北海道帝国大学が学内に佐藤昌介胸像を設置。 11月、北海道農会会長（～1939年6月）	12月「自力更生 本道農業を健直す」『農友』24年12号
1933		11月、遺愛女学校理事長（～1939年6月）	「農業立国の根本政策」、北海道協会編『満蒙と北洋』 7月「北海道の側面観」『帝国鉄道協会会報』34巻7号
1934		4月、八紘学園院長（～1938年3月）	8月「余の体験せる農業教育」『農業と経済』1巻8号 11月11日「本道拓殖の根幹部は飽迄農業中心作物を按配・農村工業化」『北海タイムス』
1935		7月、稲田昌植と共著『世界農業史論』出版	7月佐藤昌介、稲田明植『世界農業史論』西ヶ原刊行会
1936		5-8月、アメリカ・カナダへ出張、ロータリー国際大会に出席。	
1937			
1938			2月「時局と本道農業（昭和12年12月10日全道農会会長会議ニ於ケル講演）」『北海道農会報』38巻2号 3月「銃後農村指導者の使命（昭和12年12月13日全道農会指導者会議に於ける講演筆記）」『北海道農会報』38巻3号
1939		6月5日、逝去。 8月、北海道帝国大学がキリスト教形式で大学葬。	1月「精神を緊張して農業報国に進まん」『北海道農業』31巻1号 4月「麦酒用大麦の増収を期待す」『北海道農業』31巻4号

参考資料 2 高岡熊雄年表

西暦		出来事	論文、書籍、新聞など
1871	明治 4	1871年9月29日(明治4年8月15日)、島根県鹿足郡津和野町に生まれた。	
1886	明治 19		
1887		3月、札幌農学校の校則改正。「殖民学」講座の設置。	
		旧制山口中学校に進学。国木田哲夫(独歩)と親交	
1895	明治 28	6月、札幌農学校農学科卒業。カメラ会の設立。	
1896		7月、札幌農学校農芸伝習科講師。	
1897		12月、札幌農学校助教授。	
1898		新渡戸稲造の後任として「農政学植民学」講座を担当。	「北海道に於ける大中小農の程度」『国家学会雑誌』
1899	明治 32		7月、「移住と土着」『国家学会雑誌』第13巻149号→①
1900	明治 33		4月、「新植民地に於ける人口の移動」『国家学会雑誌』第14巻158号→① 5月、『北海道農論』裳華房
1901		2月、農政学・農業経済学研究のためドイツ留学に出発。	8月、ホン・デル・ゴルツ(高岡熊雄訳)『農政学』裳華房
1902			
1903		夏、スウェーデン、デンマーク訪問。ハンブルクにて社会政策学会を傍聴。ゼーリングと会う。	

1904		8月、3年半の留学を終了。フランス、ベルギー、ポーランド、イギリス、スコットランド、アイルランド、ニューヨーク、サンフランシスコ、ハワイを経て12月7日、帰国。12月30日、上野精養軒にて結婚。	"Die innere Kolonisation Japans"Duncker & Humblot
1905		台湾の後藤新平を訪れ、植民政策を調査。8月、樺太占領。	
1906	明治 39		1月、「台湾産業概見」『大日本農会報』第295号、pp.5-9 7月、『普魯西内国殖民制度』台湾日日新報社 9月、「現時普魯西内国殖民の動機を論ず」『国家学会雑誌』20巻9号→① 10月、「台湾農業会の急務」『中央農事報』75号、pp.6-9 11月、「台湾植民私見」『農業世界』1巻8号、pp.12-19
1907	明治 40	7月、樺太を視察旅行。9月、東北帝国大学農科大学教授。札幌農学校が東北帝国大学農科大学となり、「植民学・農政学」講座の設置。	3月、「北海道に於ける人口中心及び正中点に関する研究（第一報）」『国家学会雑誌』第21巻3号→① 3月、「序文」（伊藤清蔵『韓国殖民管見 如何にして日本の中小農民を韓国に植付くべきか』全国農事会） 3月、「<雑録>獨逸經濟學界ノ趨勢」『經濟學商業學國民經濟雑誌』2(3)、pp.363-370 7月、「台湾製塩業ノ現在及将来」『經濟學商業學國民經濟雑誌』3(1)、pp.45-56
1908		東京大学に「植民政策」学科が設置。新渡戸稻造が担当。12月18日、東洋拓植会社が設立。	1月、「普魯西王国に於ける国家的内国殖民の最近事業成績」『國民經濟雑誌』第4巻1号→①
1909			1月、札幌区編『札幌区區勢調査原票』（三冊）札幌：文栄堂活版所 12月、「植民地に於ける土地制度を論ず」『國民經濟雑誌』7巻6号→①
1910	明治 43	4月28日、植民学会が設立。竹越与三郎、新渡戸稻造。11月、法学博士。12月、早稲田大学での社会政策学会第4回大会で講演「わが国農民の負債に就いて」（→『国家学会雑誌』、『社会政策学会論叢』）	4月、「<雑録>北米合衆國食物供給論」『經濟學商業學國民經濟雑誌』8(4)、pp.621-630 6月、「<雑録>普魯西農業界ニ於ケル機械ノ使用」『經濟學商業學國民經濟雑誌』8(6)、pp.997-1000

1911			<p>4月、「わが国に於ける土地所有権の移動（第一報）」『国民経済雑誌』第10巻4号、pp.535-549（→河津暹編1916『最近社会政策：金井教授在職二十五年記念』有斐閣書房）→①</p> <p>5月、「植民の動機について」、『植民学会報』第1号</p> <p>6月、高岡熊雄編、栃内礼次著『旧加賀藩田地割制度』カメラ会、仙台（経済学農政学研究叢書 第一）</p> <p>12月、「我が国農民の負債に就て」、社会政策学会編『市営事業』（社会政策学会論叢）第4冊、同文館→①</p>
1912	明治 45	3月、北海道産業調査会の委員となる。	<p>1月、高岡熊雄、中島九郎「北海道に於ける人口中心及び正中点に関する研究（第二報）」『国民経済雑誌』第12巻1号、pp.109-130→①</p> <p>3月、『農業政策（一）』（経済全書第2巻第3編）宝文館</p> <p>4月、「我が国に於ける米穀需給の将来」『新日本』第2巻4号→①</p>
1913			
1914	大正 3	11月、東京帝国大学法科第32番教室での社会政策学会第8回大会にて、大会テーマ研究報告「小農保護問題」。	<p>3月、高岡熊雄 191403「札幌區ニ於ケル住家ノ状態」『経済学商業学国民経済雑誌』16(3)、pp.373-402</p> <p>6月、「何ぞ北海道に移住せざる」、野依秀一編『財政経済と生活問題』実業之世界社</p> <p>11月、「区勢調査に現われし札幌区民の「読書力」」『経済論叢』（和田垣教授在職25年記念）有斐閣書房</p> <p>12月14日-12月20日、「時局と経済観（一～五）」『北海タイムズ』</p>
1915	大正 4	10月、東京高等商業学校にて社会政策学会第9回大会にて講演「戦争と農業」	<p>7月、「小農保護問題（報告第一席）」、社会政策学会編『小農保護問題』（社会政策学会論叢）第8冊、同文館→①</p> <p>12月、「農産物市場研究の必要を論ず」『国民経済雑誌』第19巻6号→①</p>
1916			<p>1月、「戦争と農業」『国民経済雑誌』第20巻1号→①</p> <p>10月、11月、トムソン著、高岡熊雄(訳)「<雑録>農産物需要ノ性質及其ノ重要ナル結論ヲ論ズ(1)(2)」『経済学商業学国民経済雑誌』21(4)、pp.851-859、21(5)、pp.1055-1062</p> <p>11月25日、「上杉鷹山公と普列的力大王の農政（一～七）」『北海タイムズ』</p> <p>「我国ニ於ケル土地所有権ノ移動」、河津暹編『最近社会政策』（金井教授在職二十五年記念）有斐閣書房</p>
1917			8月、『米国の農業教育』瞭文堂
1918	大正 7	4月、北海道帝国大学農科大学教授。	<p>6月、「丁抹の農業」『農業世界』第13巻8号→①</p> <p>6月、「中等農業教育私見」『帝国農会報』8巻6号→①</p> <p>8、9月、「徴兵検査と職業」『国民経済雑誌』第25巻2号、pp.179-198、3号、pp.373-394→①</p> <p>11月、「日本銀行兌換銀行券發行法ノ改善ニ就テ」『経済論叢』7(5)、pp.654-667</p> <p>新潟県農会編、高岡熊雄述『農政学』新潟県農会</p>

1919	大正 8	2月、北海道帝国大学農学部教授。7月、農学博士。8月、ドイツ移住土着法（ゼーリング法）制定	2月、3月、Paul Meuriot、高岡熊雄(訳)「<雑録>加奈陀現時ノ移民」『経済學商業學國民經濟雜誌』26(2)、pp.468-476、(3)、pp.468-476 4月19日、「現物市場の必要」『北海タイムス』 6月13日-6月14日、「我が帝国と農業(上・下)」『北海タイムス』 6月19日、「住宅問題の解決は奈何すべき乎 区役所と会議所に」『北海タイムズ』 10月、11月「上杉鷹山公とふりどりひ大王の農政」『経済論叢』第9巻4号、pp.492-519、5号、pp.670-682→① 11月、「米国に於ける農産物の調査方法に就いて」『国民經濟雜誌』第27巻5号、pp.661-694→①
1920	大正 9		1月、「戦後の農業政策」『中央公論』第35年2号→① 1月1日、「本道農業界と社会政策 小作条例制定の好時機 農業界の思想は一大動揺を来さんとす」『北海タイムス』 5月、『札幌区区勢調査研究』札幌区役所 6月、「北米合衆國に於ける農耕地」『経済論叢』10(6)、pp.845-853 7月、「我帝国と農業」、川島見一編『北海道大谷派講習会講演集』北海道大谷派講習会 8月26日-8月28日「農業と社会主義(上・中・下)」『北海タイムス』本社主催青年会連合大会講演
1921	大正 10	朝鮮総督府により教育調査委員会、産業調査委員会を設置。高岡は農業部会に参加。朝鮮各地を視察。10月31日、東京商科大学にて日本社會學院第9大会にて報告	1月、「ばっくはうす教授「戦後に於けるドイツ農業革新論」を読む」『中央公論』第36年1号→① 7、8月、「わが国に於ける土地所有権の移動(第三報)」『国民經濟雜誌』第31巻1号、2号→① 6、7月、「我が国に於ける農産物生産調査に就て」『経済論争』第12巻6号、13巻1号→①
1922		8月、欧米視察に出発。カリフォルニア州にて日系移民問題の調査。カナダ。10月末、ブラジルへ。11月末、アルゼンチンへ。1月、ヨーロッパへ。	3月、「戦後独逸農業会の改造と内国植民」『中央公論』第37年3号→① 4月、「内地植民問題」『日本社会学院年報』9号 7月、『農政問題研究』成美堂書店
1923	大正 12	7月、帰国。	11月、「失業救済策としての帰農論」『エコノミスト』第1年15号→①+ 「「ヴェルサイユ」平和條約と獨逸の經濟」(經濟學農政學研究資料8号)
1924	大正 13		1月、「罹災者救済策としての新拓殖地移住」『太陽』第30巻1号→①+ 2月、「舊華族の地方移住を勧む」『農業世界』19巻2号→①+ 3月、「ドイツ復興問題に就て」『中央公論』39年3号→①+ 8月、「結婚季節の変化」『統計集誌』517号→②

1925	大正 14		1月、「ブラジル移民論」『中央公論』41年1号→①+ 2月、『増補版 農政問題研究』成美堂書店 4月、『ブラジル移民研究』宝文館（1998年、日系移民資料集 南米編 第9巻所収） 4月、「伊太利における社会主義者の農業経営」『農業経済研究』第1巻1号
1926	昭和元年（大正 15）		3、4、5月「戦後移民界の趨勢」『国民経済雑誌』40巻3、4、5号→② 5、10月、「戦後欧州に於ける農政改革」『農業経済研究』2巻2、3号（経済学農政学研究資料 14-15号）→② 8月、「植民地に於ける二大運動」『改造』8巻9号→② 10月、「農産物市場の販売組合」『産業組合』252号→② 10月、「加奈陀に於ける国有未開地区画制度」『商学討究』1（下）、小樽高等商業学校研究室（経済学農政学研究資料 16号）→②
1927	昭和 2年		5月、「加奈陀に於ける国有未開地の処分」『農業経済研究』3巻2号、pp.139-180（経済学農政学研究資料 17号）→② 6月、「北米合衆国に於ける農家の社会的状況と生活費」『社会政策時報』81号（経済学農政学研究資料 18号）→②「北米合衆国に於ける農家の生活水準」として改題 12月、「日米農家の生活費」『農業経済研究』3巻4号（経済学農政学研究資料 19号）→②
1928	昭和 3		12月、「北海道に於ける人口中心及正中点に関する研究（第三報）」『農業経済研究』4巻4号→②
1929			『農政問題研究』（第2版）成美堂書店
1930	昭和 5	9月15日～20日、東京市での第19回国際統計協会会議に招待員として参加。	6月、「北米合衆国における農民離村と市民離都」『農業経済研究』6巻2号（経済学農政学研究資料 24号）→③ 「人口の統計的調査に就いて」（経済学農政学研究資料 25号）
1931		日本統計学会が設立	北海道帝国大学農学部農業経済学教室編『農政と経済：北海道帝国大学教授法学博士農学博士高岡熊雄先生在職卅五年紀念論文集』 1月、「都会と田舎とに於ける世帯に関する研究」『矢作教授還暦祝賀記念論文集』pp.375-427 →③ 10月、「投資地としての植民地の価値」『商学討究』6巻（中）（経済学農政学研究資料 30号）→③
1932	昭和 7	4月、東京市での日本統計学会第2回総会にて、公開講演「都市と田舎とにおける人口の自然的増減」。	1月、「北海道に於ける人口中心及正中点に関する研究（第4報）」『農業経済研究』8巻1号→③ 9月、渡邊侃編『農政と経済』（高岡熊雄先生在職35年紀念論文集）北海道帝国大学農学部農業経済学教室 12月、「満蒙移民問題」『中央公論』47巻13号（北海道協会編 193302『満蒙と北洋』北海道協会）→③

1933	昭和 8	4月、樺太拓植調査会の第一部（農業）主査、第二部（林業）委員に任命、7月（?）、樺太各地を視察。12月、北海道帝国大学第3代総長に就任（～1937年2月）。	1月、「日満人口統制に就いて」『外交時報』674号→③ 4月、「ブラジル移民と満蒙移民」、松宮石丈、高岡熊雄『臨時講演録』（昭和7年12月17日講演）札幌修身講話会 4月、「都市と田舎とに於ける人口の自然的増減」、日本統計学会編『日本統計学会年報』第2冊→③ 5月、「日本人移住地としてのブラジルと満蒙」『改造』15巻5号（『日本人移住地としてのブラジルと満蒙』改造社）→③ 9月、「都市と田舎とに於ける人口の自足的増減の原因に就て」『経済学論集』3巻9号（経済学農政学研究資料39号）→③
1934	昭和 9	帝国学士院会員。	3月、「満州国に就いて」札幌放送局編『学校放送講演集』日本放送協会北海道支部 4月、「文化の地方的分散に就いて」『農業と経済』1巻1号→③
1935	昭和 10	6月5日、時計台講演。	3月、『樺太農業植民問題』西ヶ原刊行会 4月、高岡熊雄編『満蒙移民機関に関する諸家の意見』（日本学術振興会第2特別委員会第2編）日本学術振興会 6月、「時計台の鐘と北方の文化」→③
1936			2月、高岡熊雄、上原徹三郎編『満蒙農業移民機関の形態』（日本学術振興会第2特別委員会第4編）日本学術振興会 11月、『第3版 農政問題研究』成美堂書店
1937			3月、高岡熊雄、上原徹三郎編『満蒙農業移民機関の組織及監督』（日本学術振興会第2特別委員会第8編）日本学術振興会
1938			2月、「戦時に於ける軍需農産物の価格保障に就て」 3月、高岡熊雄、上原徹三郎編『満蒙農業移民機関の事業及資金』（日本学術振興会第2特別委員会第9編）日本学術振興会 「満洲農業移民と日本の農業界」『日本学術協会報告』13(3)、（昭和12年8月24日大連市満鐵協和會館に於ける講演）
1939			1月、「銃後農村の使命」『北海道農會報』39(457) 3月、「熱帯植民者としての日本民族」『経済学農政学研究資料』（昭和14年3月26日東北帝國大學に於ける卒業記念講演） 8月、「佐藤昌介先生の「大農論」に就て」『北海道農會報』39(464) 11月、「北海道の使命」『社會政策時報』230号
1940	昭和 15		8月、「ノルウェーの農業」 「北滿の開拓と漢民族」『外交時報』96(2) 「支那事變對策私見」『外交時報』846
1941		日本統計学会名誉会員に推薦される。	「長期戦時下に於ける総合的農業生産計畫に就て」『帝國農會報』31(8)
1942		4月3日、大日本拓植学会が創立、会長に就任。	
1943		7月、小樽高等商業学校での日本統計学会大会において「北海道における人口中心及び正中点」	2月、高岡熊雄、上原徹三郎著『北支移民の研究』有斐閣

1944			2月、「北海道に於ける人口中心及び正中点に関する研究 第5報」、藤本博士還暦祝賀論文集刊行会編『藤本博士還暦祝賀論文集』日本評論社
1945	昭和 20		
1946		9月、公職追放処分を受ける（～1950年10月）。	
1947			
1948			
1949			
1950		10月、北海道総合開発委員会委員長。	
1951			
1952			
1953		社会政策学会（第2期）、北海道支部が札幌市に設立。高岡の講演「社会政策学会の思い出」。	
1954			8月、「第9回社会政策学会全国大会講演速記録」『北海道労働研究』5(8)、pp.2-4 9月、『ドイツ内南洋統治史論』日本学術振興会「傾斜地の開拓に関する建言(案)」
1955			3月、「北大農業経済学教室開設当時の思い出」『農業経済研究』27(1)
1956			
1957			
1958			
1959			12月、『時計台の鐘』楡書房（1998年、新装版、西田書店）
1960			
1961	昭和 36	12月29日、没。享年90。	
1995			1995年9月、蝦名堅造編、高岡熊雄著『イタリア領リビア開発政策史論』北海学園大学開発研究所、高岡の遺稿をもとに出版。

『農政問題研究』（1922）→①

『増補 農政問題研究』（1926）→①

『第2版 農政問題研究』（1929）→②

『第3版 農政問題研究』（1936）→③